

藤沢市地域防災計画

資料編

藤 沢 市 防 災 会 議

藤沢市地域防災計画 [資料編] 追録加除一覧表

番号	内容現在	加除整理	備考
原本	平成 25 年度修正		
NO 1 号	平成 27 年 3 月 20 日	平成 27 年 3 月 20 日	
NO 2 号	平成 28 年 4 月 27 日	年 月 日	平成 28 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（資 料編全部差し替え）
NO 3 号	平成 29 年 7 月 25 日	年 月 日	平成 29 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（資 料編全部差し替え）
NO 4 号	令和 3 年 10 月 13 日	年 月 日	令和 3 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（資 料編全部差し替え）
NO 5 号	令和 5 年 1 月 31 日	年 月 日	令和 4 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（資 料編全部差し替え）
NO 6 号	令和 6 年 1 月 29 日	令和 6 年 3 月 19 日 （資料 15-5 トイレ整備状 況「災害備蓄用トイレ 処理袋」数量表修正）	令和 5 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（資 料編全部差し替え） 令和 6 年 3 月 19 日一部加 除

資料編 目次

1. 組織体制等

資料 1-1 藤沢市防災会議条例	1-1
資料 1-2 藤沢市防災会議委員・幹事名簿	1-4
資料 1-3 藤沢市災害対策本部条例	1-6
資料 1-4 藤沢市災害対策本部規則	1-7
資料 1-5 藤沢市災害派遣手当等の支給に関する条例	1-20

2. 市の概要及び過去の災害状況

資料 2-1 地形概要図	2-1
資料 2-2 地質概要図	2-2
資料 2-3 気象状況	2-3
資料 2-4 人口・世帯数一覧表	2-4
資料 2-5 建物の構造・用途別内訳表	2-4
資料 2-6 藤沢市に被害を及ぼした大地震	2-5
資料 2-7 関東大震災における藤沢町の被害状況	2-7
資料 2-8 藤沢市における過去の風水害一覧表	2-8
資料 2-9 揺れやすさマップ（地震ハザードマップ）	2-22
資料 2-10 地域危険度マップ	2-23
資料 2-11 津波ハザードマップ	2-24
資料 2-12 土砂災害・洪水ハザードマップ	2-25
資料 2-13 液状化危険度マップ	2-26

3. 情報収集・伝達

資料 3-1 藤沢市防災行政無線局管理運用規程	3-1
資料 3-2 藤沢市防災行政無線局運用細則	3-4
資料 3-3 防災行政無線移動系設置状況	3-7
資料 3-4 MCA 無線設置状況	3-9
資料 3-5 防災関係機関の連絡先一覧表	3-11
資料 3-6 災害報告取扱要領	3-16
資料 3-7 火災・災害等即報要領	3-26

資料 3-8 気象庁震度階級関連解説表	3-46
---------------------------	------

4. 医療救護

資料 4-1 医療救護体制	4-1
資料 4-2 災害時医療救護体制概念図	4-2
資料 4-3 市内の医療機関一覧表	4-4
資料 4-4 県内の災害拠点病院一覧表	4-5
資料 4-5 県内の災害協力病院一覧表	4-6
資料 4-6 医療機関施設状況一覧	4-8

5. 自主防災

資料 5-1 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱	5-1
資料 5-2 藤沢市防災組織連絡協議会会則	5-17

6. 災害予防対策(都市の防災化)

資料 6-1 都市施設計画図	6-1
資料 6-2 道路整備計画	6-2
資料 6-3 無電柱化状況図	6-3
資料 6-4 公園緑地整備計画	6-5
資料 6-5 橋りょう管理状況	6-5
資料 6-6 歩道橋とデッキの現況	6-6
資料 6-7 土砂災害特別警戒区域等一覧表	6-7
資料 6-8 急傾斜地崩壊危険区域一覧表	6-13
資料 6-9 急傾斜地崩壊危険区域指定地区工事概要一覧表	6-14
資料 6-10 公共建築物耐震化率(令和3年12月時点)	6-15
資料 6-11 空地に関する情報	6-15
資料 6-12 準用河川の指定状況一覧表	6-16
資料 6-13 遊水地一覧表	6-16
資料 6-14 公共下水道整備状況	6-17
資料 6-15 ポンプ場一覧	6-21
資料 6-16 重要水防区域(河川)重要度評定基準及び重要水防区域(河川)内訳表	6-22
資料 6-17 重要水防区域(海岸)重要度評価基準及び重要水防区域(海岸)内訳表	6-24

資料 6-18 水位観測所一覧表	6-25
資料 6-19 潮位波高観測所一覧表	6-25
資料 6-20 防潮扉一覧表	6-26
資料 6-21 取水堰等内訳表	6-26
資料 6-22 水防警報を行う河川、海岸	6-27
資料 6-23 水防警報の種類、内容及び発表基準	6-28
資料 6-24 水防管理団体水防実施状況報告書	6-29
資料 6-25 鉄道施設の現況	6-30
資料 6-26 鉄道利用者数一覧表（1日当たり）	6-32
資料 6-27 管種別送水管延長	6-33
資料 6-28 江の島津波避難マップ	6-34
資料 6-29 江の島津波避難計画	6-34

7. 消防

資料 7-1 消防署組織図	7-1
資料 7-2 消防団組織図	7-2
資料 7-3 高所見張場所及び見張員一覧表	7-3

8. 避難

資料 8-1 指定避難所一覧表	8-1
資料 8-2 指定緊急避難場所一覧表	8-5
資料 8-3 水害時避難対象世帯（者）数および避難想定世帯（者）数の地区別集計	8-11
資料 8-4 避難路及び指定緊急避難場所（大規模火災）一覧表	8-12
資料 8-5 福祉避難所（一次）一覧表	8-15
資料 8-6 外国人避難所一覧表	8-15
資料 8-7 各主要駅における帰宅困難者対策の一時滞在施設	8-16
資料 8-8 指定緊急避難場所等表示看板（標準仕様）	8-17
資料 8-9 指定緊急避難場所（大規模火災）三角柱（標準仕様）	8-18

9. 要配慮者等

資料 9-1 水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき定める施設の名 称及び所在地	9-1
資料 9-2 藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画	9-12

10. 被災者救援

資料 10-1 藤沢市防災井戸の指定に関する要綱.....	10-1
資料 10-2 飲料水の供給	10-6
資料 10-3 給食施設一覧表	10-9
資料 10-4 災害救助用食料供給要請について	10-13
資料 10-5 災害用応急必需物資の調達に関する協定締結対象一覧表.....	10-18
資料 10-6 物資受入港	10-21

11. 遺体処理

資料 11-1 遺体収容関係機関・団体連絡先	11-1
資料 11-2 遺体処理に関する事務手続き	11-2
資料 11-3 死体処理票	11-3

12. 文教

資料 12-1 藤沢市内の学校一覧表	12-1
資料 12-2 社会教育施設（図書館、体育館、公民館等）一覧表	12-4

13. 緊急輸送

資料 13-1 緊急交通路指定想定路一覧表	13-1
資料 13-2 緊急輸送道路一覧表	13-4
資料 13-3 県及び藤沢市指定臨時ヘリポート一覧表	13-6
資料 13-4 緊急輸送車両運送業者一覧表	13-7
資料 13-5 漁業協同組合漁船一覧表	13-7

14. 居住環境

資料 14-1 応急仮設住宅供給要領の基本的な考え方	14-1
資料 14-2 建築物応急危険度判定活動実施フロー	14-7
資料 14-3 被災宅地危険度判定実施フロー	14-8

15. 廃棄物処理

資料 15-1 災害廃棄物等処理計画概要	15-1
資料 15-2 一般廃棄物処理施設一覧表	15-6
資料 15-3 ごみ・がれきの仮置場一覧表	15-6
資料 15-4 廃棄物処理体制一覧表	15-6
資料 15-5 トイレ整備状況	15-7

16. ボランティア

資料 16-1 災害救援ボランティア活動の連携協力体制	16-1
資料 16-2 ボランティア受付票、受付簿、個人票	16-2
資料 16-3 災害救援ボランティアセンターの設置場所について	16-4
資料 16-4 藤沢市災害救援ボランティアセンターのサテライトセンターについて	16-5

17. 被災状況調査・情報提供等

資料 17-1 水害等被害状況調査票	17-1
資料 17-2 災害の被害認定基準について	17-3
資料 17-3 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について	17-6
資料 17-4 臨時市民相談室の開設	17-7

18. 津波

資料 18-1 気象庁が定める津波予報区	18-1
----------------------------	------

19. 生活再建支援

資料 19-1 災害弔慰金・見舞金等の支給フロー	19-1
資料 19-2 災害弔慰金等の支給	19-2
資料 19-3 災害援護資金の貸付フロー	19-4
資料 19-4 災害援護資金の貸付け	19-5
資料 19-5 義援金の配分フロー	19-7

資料 19-6 義援金の配分事例（仙台市の事例）	19-8
資料 19-7 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例	19-9
資料 19-8 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	19-14
資料 19-9 藤沢市災害見舞金等支給要綱	19-17
資料 19-10 藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱	19-21
資料 19-11 藤沢市災害復興条例	19-22
資料 19-12 藤沢市災害復興条例の制定について（復旧と復興の考え方）	19-25
資料 19-13 藤沢市災害復興条例を適用する想定について	19-26
資料 19-14 藤沢市災害復興基金条例	19-28
資料 19-15 藤沢市災害復興基金の充用基準について	19-29

20. 東海地震

資料 20-1 警戒宣言発令時の事前避難対象地区一覧表	20-1
-----------------------------	------

21. 火山活動

資料 21-1 富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）	21-1
資料 21-2 神奈川県版「富士山火山防災マップ」	21-3
資料 21-3 箱根山の噴火警戒レベル	21-5
資料 21-4 噴火警報等の種類と発表	21-7

22. 航空機事故

資料 22-1 県内で発生した航空機事故の被害状況一覧表	22-1
資料 22-2 航空事故等連絡協議会関係機関一覧表	22-7

23. 協定等

資料 23-1 協定等一覧表	23-1
----------------	------

1. 組織体制等

資料1-1 藤沢市防災会議条例

制定昭和 38 年 4 月 30 日
条例第 28 号
最終改正平成 25 年 3 月 14 日
条例第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 16 条第 6 項の規定に基づき、藤沢市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務等を定めるものとする。

(平成 9 条例 7・平成 11 条例 30・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 藤沢市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(平成 9 条例 7・平成 24 条例 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 42 人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数を超えない範囲内において、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関の職員 2 人
- (2) 神奈川県知事の部内の職員 3 人
- (3) 神奈川県警察の警察官 2 人
- (4) 法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関又は同条第 6 号に規定する指定地方公共機関の職員 16 人
- (5) 市議会議員 2 人
- (6) 市長の部内の職員 3 人
- (7) 教育長
- (8) 消防局長
- (9) 消防団長
- (10) 陸上自衛隊の自衛官 1 人

- (11) 海上自衛隊の自衛官 1人
- (12) この市の区域内に存する県立の高等学校又は中等教育学校の校長 1人
- (13) この市の区域内に存する私立の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の校長又は大学の学長その他これに準ずる者 1人
- (14) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 1人
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 6人

4 前項第4号、第14号及び第15号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

(昭和38条例31・昭和39条例13・昭和50条例17・昭和51条例22・昭和56条例3・昭和59条例17・平成9条例7・平成11条例28・平成11条例30・平成14条例42・平成19条例6・平成24条例10・平成25条例43・一部改正)

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平成9条例7・一部改正)

(会議)

第5条 会長は、防災会議を招集し、その議長となる。

2 防災会議は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合における第2項の規定の適用については、前条第2項に規定する委員は、会長とみなす。

(平成9条例7・平成19条例6・一部改正)

(専決処分)

第6条 前条の規定にかかわらず、緊急を要し、防災会議を招集する時間的余裕がないと会長が認めたとし、又はやむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、当該専決処分した日後に初めて招集する防災会議において報告しなければならない。

(平成9条例7・平成19条例6・一部改正)

(専門委員)

第7条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平成9条例7・平成19条例6・一部改正)

(幹事)

第8条 防災会議に、幹事32人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成19条例6・全改)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平成9条例7・一部改正)

資料1-2 藤沢市防災会議委員・幹事名簿

藤沢市防災会議委員名簿

選出基準	機関名	委員(令和6年1月時点)
指定地方行政機関の職員	関東農政局神奈川県拠点	総括農政推進官
	海上保安庁湘南海上保安署	署長
神奈川県知事の部内の職員	県湘南地域県政総合センター	所長
	県藤沢土木事務所	所長
	県企業庁藤沢水道営業所	所長
神奈川県警察	県藤沢警察署	署長
	県藤沢北警察署	署長
指定公共機関の職員	東日本旅客鉄道(株) 藤沢駅	駅長
	東日本電信電話(株) 神奈川西支店	支店長
	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社	支社長
	東京ガス(株) 神奈川西支店	支店長
	日本郵便株式会社 藤沢郵便局	局長
	日本郵便株式会社 藤沢北郵便局	局長
指定地方公共機関の職員	小田急電鉄(株) 藤沢駅	管区長兼藤沢駅長
	小田急電鉄(株) 大和駅	駅長
	江ノ島電鉄(株)	総務課長補佐
	相模鉄道(株) 湘南台駅	湘南台管区長
	湘南モノレール株式会社	総務課長
	神奈川中央交通東(株) 藤沢営業所	所長
	(公社) 藤沢市医師会	会長
	(公社) 藤沢市歯科医師会	会長
	(一社) 藤沢市薬剤師会	副会長
市議会議員	藤沢市議会	議長
	藤沢市議会	災害対策等特別委員会委員長
市長の部内の職員	藤沢市	副市長
	藤沢市	副市長
教育委員会	藤沢市	教育長
消防局	藤沢市	消防局長
消防団	藤沢市消防団	消防団長
国の機関	陸上自衛隊第4施設群	第4施設群長
	海上自衛隊横須賀地方総監部	第3幕僚室長
藤沢市内の県立高校	神奈川県立湘南高等学校	学校長
私立小・中・高・大学	日本大学藤沢高等学校・中学校	学校長
自主防災組織を構成するもの又は学識経験のある者	藤沢市防災組織連絡協議会	会長

選出基準	機関名	委員
市長が必要と認めた者	(公社) 県 LP ガス協会湘南支部藤沢部会	湘南支部副支部長藤沢部 会部会長
	(一社) 藤沢市建設業協会	会長
	藤沢市内郵便局 (代表、湘南モールフィル郵便 局)	局長
	横浜市交通局市営地下鉄湘南台駅	湘南台管区駅長

藤沢市防災会議幹事名簿

選出基準	機関名	幹事
指定地方行政機関の 職員	関東農政局神奈川県拠点	総括農政推進官
	海上保安庁湘南海上保安署	次長
神奈川県知事の部内の 職員	県湘南地域県政総合センター	県民・防災課長
	県藤沢土木事務所	河川砂防第2課長
	県企業庁藤沢水道営業所	工務課長
神奈川県警察	県藤沢警察署	警備課長
	県藤沢北警察署	警備課長
指定公共機関の職員	東日本旅客鉄道(株) 藤沢駅	副長
	NTT 東日本電信電話(株) 神奈川西支店	総括担当課長
	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社	次長
	東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店	副支店長
	日本郵便株式会社 藤沢郵便局	総務部長
	日本郵便株式会社 藤沢北郵便局	総務部長
指定地方公共機関の 職員	小田急電鉄(株) 藤沢駅	副駅長
	小田急電鉄(株) 大和駅	副駅長
	江ノ島電鉄(株)	総務課長
	相模鉄道(株) 湘南台駅	副駅長
	湘南モノレール株式会社	運輸部運転課長
	神奈川中央交通東(株) 藤沢営業所	副所長
	(公社) 藤沢市医師会	主幹
	(公社) 藤沢市歯科医師会	副会長
	(一社) 藤沢市薬剤師会	常務理事
	(一社) 神奈川県トラック協会県南サービスセ ンター	県南ブロックセンター長
国の機関	陸上自衛隊第4施設群	第4施設群第3科長
	海上自衛隊横須賀地方総監部	防災総括幕僚
市長が必要と認めた者	(公社) 県 LP ガス協会湘南支部藤沢部会	藤沢部会副部会長
	(一社) 藤沢市建設業協会	統括防災作業隊長
	横浜市交通局市営地下鉄湘南台駅	湘南台駅助役
	藤沢市管工事業協同組合	理事

資料1-3 藤沢市災害対策本部条例

制定 昭和38年12月26日

条例第29号

最終改正 平成24年9月13日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、藤沢市災害対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平成8条例32・平成24条例3・一部改正)

(職務)

第2条 災害対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(平成8条例32・一部改正)

(部等の設置)

第3条 対策本部に部その他の下部組織を置く。

2 部その他の下部組織に属すべき者は、災害対策本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平成8条例32・追加)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平成8条例32・旧第4条繰下)

資料1-4 藤沢市災害対策本部規則

制定 昭和39年8月1日規則第31号

最終改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、次のいずれかに該当するときは、対策本部を設置するものとする。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(災害対策副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもつて充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合においてその代理する順序は、藤沢市副市長事務分担規則（平成19年藤沢市規則第41号）第2条第1項第1号に掲げる副市長、同項第2号に掲げる副市長、教育長の順とする。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる職員をもつて充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民自治部長
- (5) 生涯学習部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康医療部長及び保健所長
- (8) 子ども青少年部長
- (9) 環境部長

- (10) 経済部長
- (11) 計画建築部長
- (12) 都市整備部長
- (13) 道路河川部長
- (14) 下水道部長
- (15) 市民病院長及び市民病院事務局長
- (16) 消防局長
- (17) 教育次長及び教育部長
- (18) 議会事務局長
- (19) 市民センター長
- (20) 公民館長

(本部会議等)

第5条 対策本部に、本部会議、災害対策警戒会議又は災害対策連絡会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する機関（以下「指定機関」という。）のうちから本部長が必要と認めるものをもつて組織し、第7項各号に掲げる事項の対応等について審議するものとし、本部長がこれを招集する。

3 災害対策警戒会議は、本部長、副本部長、総務部長、企画政策部長、計画建築部長及び消防局長並びに第4条各号（第1号、第2号、第11号及び第16号を除く。）に掲げる職員のうちから本部長が必要と認めるものをもつて組織し、第7項各号に掲げる事項について、緊急的な対応に関することを審議するものとし、本部長がこれを招集する。

4 災害対策連絡会議は、議長を防災安全部長とし、各副指揮本部長（保健所長、市民病院事務局長及び副消防局長を除く。）、市民センター長、公民館長、秘書課長、広報シティプロモーション課長、防災政策課長、地域医療推進課長、病院総務課長及び消防総務課長をもつて構成し、議長がこれを招集する。

5 本部会議、災害対策警戒会議及び災害対策連絡会議を招集する場所は、本庁とする。ただし、災害の発生又はそのおそれが特定の区域に限定しているときは、第7条第1項に規定する地区防災拠点本部その他本部長が適当であると認める場所とすることができる。

6 前項の規定にかかわらず、本部長が緊急を要すると認めるときは本部会議及び災害対策警戒会議を、議長が緊急を要すると認めるときは災害対策連絡会議を、それぞれ本部長及び議長が適当であると認める場所に召集することができる。

7 本部会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災活動の配備に関すること。
 - (2) 災害予防及び災害応急対策に関すること。
 - (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (4) 対策本部と各指揮本部等との連絡調整
 - (5) 対策本部と指定機関との連絡調整
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。
- 8 災害対策連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報の分析に関すること。
- (2) 今後の対応策と配備体制に関すること。
- (3) 対策本部と各指揮本部等との連絡調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害全般に関すること。

(本部事務局等)

第6条 対策本部に事務局（以下「本部事務局」という。）を置き、対策本部の運営に関する事務を処理させる。

2 本部事務局に事務局長（以下「本部事務局長」という。）を置き、防災安全部長をもつて充てる。

3 本部事務局に本部副事務局長を置き、本部事務局長が指名する職員をもつて充てる。

4 本部副事務局長は、本部事務局長を補佐し、本部事務局長に事故があるとき、又は本部事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その代理する順序は、別表第1 本部副事務局長の欄に掲げる順とする。

5 本部事務局の職員は、防災安全部に所属する職員及び本部事務局長が指名する職員をもつて充てる。

6 本部事務局の庶務は、防災安全部危機管理課がつかさどり、防災安全部防災政策課が補助する。

7 本部事務局の編成は、別表第1のとおりとし、所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 対策本部の運営に関すること。
- (2) 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。
- (3) 県及び関係機関との連絡調整
- (4) 災害情報の受伝達に関すること。
- (5) 被害状況及び損害額の県への報告に関すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請に関すること。
- (7) 災害対策本部応援職員の招集に関すること。
- (8) 防災行政用無線の管理に関すること。

- (9) 緊急通行車両（災害発生時）・緊急通行車両（警戒宣言発令時）確認証明申請に関すること。
- (10) 警察、自衛隊その他の救援隊の派遣要請及び受入れに関すること。
- (11) 罹り災証明書の発行に関すること。
- (12) 災害に関する議会報告に関すること。
- (13) 災害状況の集計に関すること。
- (14) 各指揮本部等との総合調整に関すること。
- (15) 避難情報（高齢者等避難、避難指示等）に関すること。
- (16) 風水害時の車の避難の調整に関すること。
- (17) 交通規制等の応急交通対策に関すること。
- (18) 震災復興本部の設置に関すること。
- (19) 災害記録誌の作成に関すること。

8 災害対策連絡会議に事務局長を置き、危機管理課長をもつて充てる。

（下部組織及び所掌事務）

第7条 藤沢市災害対策本部条例（昭和38年藤沢市条例第29号）第3条第1項に規定する下部組織の編成は、別表第2のとおりとし、指揮本部に指揮本部長を、地区防災拠点本部に地区防災拠点本部長を置く。

2 指揮本部及び地区防災拠点本部の所掌事務は、別表第3のとおりとする。

（災害対策連絡会議）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、対策本部が設置されていない場合においても、災害対策連絡会議を設置することができる。

- (1) 市内に気象警報（波浪警報を除く。）が発表されたとき。
- (2) 市内で震度4の地震を観測したとき。
- (3) 相模湾・三浦半島に近地津波に係る津波注意報が発表されたとき。
- (4) その他防災安全部長が必要と認めるとき。

（指揮本部長等）

第9条 指揮本部長は、災害応急活動について所属職員を指揮する。

2 地区防災拠点本部長は、その所管する地区内の災害応急活動について所属職員並びに地区防災拠点本部応援職員及び地区防災拠点本部応援職員（臨時）を指揮する。

（副指揮本部長等）

第10条 副指揮本部長は、指揮本部長を補佐し、指揮本部長に事故があるとき、又は指揮本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合においてその代理する順序は、別表第2副指揮本部長等の欄に掲げる順とする。

2 地区防災拠点副本部長は、地区防災拠点本部長を補佐し、地区防災拠点本部長に事故があるとき、又は地区防災拠点本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策本部連絡員)

第11条 対策本部に対策本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、指揮本部に所属する職員のうちから指揮本部長が指名する職員をもつて充てる。

3 連絡員は、指揮本部の応急対策の実施状況並びにその配備体制及び動員の状況その他災害対策活動に必要な情報のとりまとめ並びに対策本部と指揮本部との連絡調整を行う。

(地区防災拠点本部)

第12条 第7条第1項に規定する地区防災拠点本部は、別表第4の左欄に掲げる地区ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設に置く。

2 地区防災拠点本部長は、地区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、対策本部が設置される前であっても、地区防災拠点本部を設置することができる。

(配備体制)

第13条 防災活動の配備体制は、別表第5のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、対策本部、地区防災拠点本部、指定避難所、指定緊急避難場所に従事する職員は、別に定める。

3 本部事務局長及び別表第2に規定する指揮本部長等は、第1項に規定する配備体制に必要な職員の動員計画をあらかじめ定めておかななければならない。

(防災訓練)

第14条 本部事務局長及び別表第2に規定する指揮本部長等は、職員が迅速かつ適確な防災活動を行うことができるよう防災訓練その他必要な研修を計画的に行わなければならない。

別表第1（第6条関係）

本部事務局編成表

本部事務局長	本部副事務局長	構成課等
防災安全部長	1 危機管理課長 2 防災政策課長 3 防犯交通安全課長	防災政策課 危機管理課 防犯交通安全課

別表第2（第7条、第10条、第13条、第14条関係）

対策本部下部組織編成表

指揮本部等	指揮本部長等	副指揮本部長等	構成課等
総務部指揮本部	指揮本部長 総務部長	副指揮本部長 1 行政総務課長 2 職員課長	行政総務課 職員課 文書統計課

		3 文書統計課長	情報システム課 行革内部統制推進室
企画政策部指揮本部	指揮本部長 企画政策部長	副指揮本部長 1 企画政策課長 2 秘書課長 3 広報シティプロモーション課長	企画政策課 秘書課 広報シティプロモーション課 人権男女共同平和国際課 デジタル推進室
財務部指揮本部	指揮本部長 財務部長	副指揮本部長 1 税制課長 2 納税課長 3 市民税課長	税制課 納税課 市民税課 資産税課 財政課 契約課 管財課 検査指導課 会計課
市民自治部指揮本部	指揮本部長 市民自治部長	副指揮本部長 1 市民自治推進課長 2 市民窓口センター長 3 市民相談情報課長	市民自治推進課 市民窓口センター 市民相談情報課
生涯学習部指揮本部	指揮本部長 生涯学習部長	副指揮本部長 1 生涯学習総務課長 2 郷土歴史課長 3 文化芸術課長	生涯学習総務課 郷土歴史課 文化芸術課 スポーツ推進課 総合市民図書館
福祉部指揮本部	指揮本部長 福祉部長	副指揮本部長 1 福祉総務課長 2 介護保険課長 3 保険年金課長	福祉総務課 介護保険課 保険年金課 高齢者支援課 障がい者支援課 生活援護課 地域共生社会推進室
健康医療部(保健所)指揮本部	指揮本部長 健康医療部長	副指揮本部長 1 保健所長 2 地域医療推進課長 3 地域保健課長	地域医療推進課 健康づくり課 地域保健課 保健予防課 生活衛生課
子ども青少年部	指揮本部長	副指揮本部長	子育て企画課

指揮本部	子ども青少年部長	副指揮本部長 1 子育て企画課長 2 子ども家庭課長 3 保育課長	子ども家庭課 保育課 子育て給付課 青少年課
環境部指揮本部	指揮本部長 環境部長	副指揮本部長 1 環境総務課長 2 環境保全課長 3 環境事業センター長	環境総務課 環境保全課 環境事業センター 北部環境事業所 石名坂環境事業所
経済部指揮本部	指揮本部長 経済部長	副指揮本部長 1 産業労働課長 2 観光課長 3 農業水産課長	産業労働課 観光課 農業水産課
計画建築部指揮本部	指揮本部長 計画建築部長	副指揮本部長 1 建設総務課長 2 建築指導課長 3 公共建築課長	建設総務課 都市計画課 街なみ景観課 開発業務課 建築指導課 公共建築課 住宅政策課
都市整備部指揮本部	指揮本部長 都市整備部長	副指揮本部長 1 都市整備課長 2 公園課長 3 みどり保全課長	都市整備課 公園課 みどり保全課 藤沢駅周辺地区整備担当 西北部総合整備事務所 北部区画整理事務所
道路河川部指揮本部	指揮本部長 道路河川部長	副指揮本部長 1 道路河川総務課長 2 道路管理課長 3 道路整備課長	道路河川総務課 道路管理課 河川水路課 道路整備課 道路維持課
下水道部指揮本部	指揮本部長 下水道部長	副指揮本部長 1 道路河川総務課長 2 道路管理課長 3 道路整備課長	下水道総務課 下水道管路課 下水道施設課
市民病院指揮本部	指揮本部長 市民病院長	副指揮本部長 1 市民病院事務局長	病院総務課 医事課

		2 病院総務課長 3 医事課長	教務課
消防局指揮本部	指揮本部長 消防局長	副指揮本部長 1 副消防局長 2 消防総務課長 3 警防課長	消防総務課 予防課 査察指導課 警防課 救急救命課 南消防署 北消防署
教育部指揮本部	指揮本部長 教育部長	副指揮本部長 1 教育総務課長 2 教育指導課長 3 学務保健課長	教育総務課 教育指導課 学務保健課 学校給食課 学校施設課
行政委員会指揮本部	指揮本部長 議会事務局長	副指揮本部長 1 議会事務局総務課長 2 監査事務局長 3 選挙管理委員会事務局長	議会事務局総務課 議会事務局議事課 監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 オンブズマン事務局
地区防災拠点本部	地区防災拠点本部長 市民センター長 公民館長	地区防災拠点副本部長 地区防災拠点本部長が指名する職員	地区防災拠点本部所属職員 地区防災拠点本部応援職員 地区防災拠点本部応援職員(臨時)

別表第3(第7条関係)

対策本部各指揮本部の所掌事務

1 各指揮本部等に共通する事項

共通事項	所掌事務
	1 指揮本部の災害応急対策計画の策定に関すること。 2 指揮本部の設置及び運営に関すること。 3 指揮本部内の配備及び動員に関すること。 4 災害情報の伝達、収集及び報告に関すること。 5 本部事務局との連絡調整に関すること。 6 施設の保全に関すること。 7 他の指揮本部の応援に関すること。 8 津波応急対策に関すること。 9 人命救助活動に関すること。 10 帰宅困難者支援に関すること。

2 各指揮本部等の所掌事務

指揮本部等	所掌事務
総務部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公用令書の発行に関する事。 2 災害対策基本法の規定に基づき派遣された職員の身分の取扱に関する事。 3 災害対応職員の安全衛生管理に関する事。 4 災害対応時の職員の食料及び飲料水の確保及び配分に関する事。 5 各指揮本部の所掌事務に属さないものに関する事。 6 本部事務局の補助に関する事。
企画政策部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関する事。 2 被害状況の県への報告に関する事。 3 要配慮者のうち外国人への支援及び外国人関係団体との連絡調整に関する事。 4 震災復興計画の調整に関する事。 5 空地情報の管理と活用に関する事。 6 災害現場の写真記録に関する事。 7 災害広報及び情報周知に関する事。 8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関する事。 9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関する事。
財務部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金、救援物資等の受入れ及び配分の総合調整に関する事。 2 食料、生活物資等の受入れ及び配分の総合調整に関する事。 3 食料、生活物資等の搬送に関する事。 4 非常炊き出しに関する事。 5 災害時の予算編成に関する事。 6 災害関係経費の支払いに関する事。 7 災害救助法に基づく求償請求に関する事。 8 建物に関する被害及び損害額の調査及び集約に関する事。 9 災害に伴う税の減免に関する事。 10 燃料及び資機材等の調達に関する事。 11 車両の調達及び管理に関する事。 12 災害対応業者の調整に関する事。
市民自治部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時市民相談室の開設及び被災市民の相談に関する事。 2 応急給水対策（調達及び搬送）に関する事。 3 食料、生活物資等の配分の支援に関する事。 4 要配慮者のうち外国人であるものの相談に関する事。 5 地区防災拠点本部との連絡調整に関する事。 6 安否情報の収集管理及び照会の対応に関する事。 7 消費者保護に関する事。
生涯学習部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。 2 緊急物資輸送拠点の開設及び食料、生活物資等の配分に関する事。 3 救援物資の要請に関する事。 4 救援物資の受入れに関する事。 5 文化財の保護に関する事。 6 遺体安置所開設の補助に関する事。
福祉部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者のうち高齢者、身体障がい者、知的障がい者等の救援に関する事。 2 日本赤十字社その他の諸団体との連絡調整に関する事。 3 災害見舞金及び災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 4 災害救援ボランティアに関する事。 5 被災者生活再建支援制度事務に関する事。 6 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬に関する事。

指揮本部等	所掌事務
健康医療部(保健所)指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動の総合調整に関する事。 2 医師会及び医療関係機関との連絡調整に関する事。 3 被災地の防疫その他の保健衛生活動に関する事。 4 食品衛生対策に関する事。 5 動物対策に関する事。 6 避難所の保健衛生対策に関する事。 7 被災者への精神保健対策に関する事。 8 要配慮者のうち難病者、人工透析患者、妊婦、乳幼児等の救援に関する事。 9 感染症等の防疫に関する事。 10 歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。 11 医薬品、衛生材料等の調達、搬送等に関する事。 12 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬の補助に関する事。
子ども青少年部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者のうち未就学児童等の救援及び保護に関する事。 2 所管施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。
環境部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地の清掃及び消毒に関する事。 2 災害地のし尿その他災害による廃棄物の処理に関する事。 3 災害時における公害防止に関する事。 4 がれき等の災害廃棄物の処理、処分に関する事。 5 災害時における生活ごみ対応に関する事。 6 放射性物質の測定及び測定結果の取りまとめに関する事。
経済部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、農林水産業、観光施設等の被害及び損害額の調査に関する事。 2 食料、生活物資等の調達に関する事。 3 家畜伝染病及び農産物病害等の防疫に関する事。 4 災害を受けた商工観光業者、農林業者及び水産業者に対する応急融資等に関する事。 5 被災者の雇用の支援に関する事。 6 災害を受けた中小企業等への支援に関する事。
計画建築部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の災害情報の収集及び報告に関する事。 2 建設業協会に対する応援の要請に関する事。 3 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関する事。 4 公共施設の損害額の調査及び報告に関する事。 5 公共施設の応急修理及び保全に関する事。 6 応急危険度判定(土)及び被災宅地危険度判定(土)に関する事。 7 一般住宅の応急修理及び障害物の除去に関する事。 8 応急仮設住宅に関する事。 9 被災者の住宅入居相談に関する事。 10 被災市街地における建築制限及び仮設建築物に関する制限の緩和に関する事。
都市整備部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関する事。 2 土地区画整理事業施行地区内の災害現場の応急対策及び被害の調査に関する事。 3 応急活動、復旧活動用の空地確保の補助に関する事。 4 応急活動、復旧活動用の空地配分の調整の補助に関する事。 5 公園施設、緑地等の応急対策に関する事。 6 奥田公園駐車場の遺体安置所用地としての整備に関する事。
道路河川部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋等の災害対策に関する事。 2 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 緊急救助資機材等の搬送に関する事。 5 道路、河川、橋等の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。 6 湘南台駅地下自動車駐車場の遺体安置所用地としての整備に関する事。

指揮本部等	所掌事務
下水道部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の災害対策に関すること。 2 災害危険個所のパトロール及び応急対策に関すること。 3 浄化センター、ポンプ場等の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 4 下水道施設の災害現場に写真撮影、記録等に関すること。 5 浄化センター、ポンプ場等のパトロールに関すること。
市民病院指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害拠点病院としての傷病者等の受入れ及び搬送に関すること。 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣及び受入れに関すること。 3 災害時における入院及び外来患者等への医療の提供及び安全の確保に関すること。 4 病院施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 5 看護専門学校等の災害対策に関すること。
消防局指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び災害情報の受信及び伝達に関すること。 2 避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 3 被害状況の把握及び報告に関すること。 4 現場広報に関すること。 5 防災行政用無線の運用に関すること。 6 消防及び水防活動に関すること。 7 救急及び救助活動に関すること。 8 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。 9 消防団に関すること。
教育部指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 2 学校プール及びろ水機の管理並びに災害時の飲料水の活用に関すること。 3 指定避難所に従事する職員の招集の補助及び配備状況の把握に関すること。 4 指定避難所の応援に関すること。 5 文教関係義捐金及び救援物資の受理及び配分に関すること。 6 災害による応急教育活動並びに災害を受けた児童及び生徒に係る学用品給与対策に関すること。 7 教職員の動員に関すること。 8 非常炊き出しの応援に関すること。 9 要配慮者のうち児童生徒等の救援及び保護に関すること。
行政委員会指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会関係の連絡調整に関すること。 2 議会関係の視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。 3 ボランティアの受入れ、活動支援等の補助に関すること。
地区防災拠点本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点本部応援職員及び地区防災拠点本部応援職員（臨時）の招集に関すること。 2 自主防災組織、自治会、町内会等の連携調整に関すること。 3 指定避難所、指定緊急避難場所の管理及び運営に関すること。 4 安否情報の収集管理及び照会の対応に関すること。 5 防災行政用無線等の通信施設の確保に関すること。 6 飲料水、救援物資等の供給に関すること。 7 救助及び救護活動に関すること。 8 臨時市民相談室の開設に関すること。 9 要配慮者の保護及び支援に関すること。 10 ボランティア活動の支援に関すること。 11 災害広報に関すること。 12 地区内各団体に対する応援の要請に関すること。 13 罹災証明書の発行補助に関すること。 14 風水害時の車の避難場所に関すること。

別表第4(第12条関係)

地区防災拠点本部

地区	地区防災拠点本部
藤沢東部地区、藤沢西部地区	藤沢公民館
村岡地区	村岡公民館
鶴沼地区	鶴沼市民センター
片瀬地区	片瀬市民センター
辻堂地区	辻堂市民センター
明治地区	明治市民センター
湘南大庭地区	湘南大庭市民センター
善行地区	善行市民センター
六会地区	六会市民センター
湘南台地区	湘南台市民センター
長後地区	長後市民センター
遠藤地区	遠藤市民センター
御所見地区	御所見市民センター

別表第5(第13条関係)

配備体制

配備区分	配備時期		配備体制
	地震津波対策	風水害・都市災害等対策	
連絡配備		気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想されるも、警戒配備に至らないと判断したとき。	情報収集及び警戒配備以上の体制に移行するための連絡に必要な最小限の人員を配備する体制
警戒配備	1 市内で震度4の地震を観測したとき。 2 相模湾・三浦半島に津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想されるも、事態の発生までに時間的余裕があるとき。	情報収集、連絡及び危険箇所のパトロール等、災害に対する警戒体制を取るとともに、状況によつては1号配備に移行できる体制
1号配備	市域に地震による小規模な被害が発生したとき。	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき。	小規模災害が発生した場合に、対処しうる人員を配備する体制

配備区分	配備時期		配備体制
	地震津波対策	風水害・都市災害等対策	
2号配備	<p>1 市内で震度5弱の地震を観測したとき。</p> <p>2 市域に地震による被害が発生したとき。</p> <p>3 相模湾・三浦半島に津波警報が発表されたとき。</p> <p>4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p>	<p>局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p>	<p>災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できる体制（動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に津波警報が発表されている場合は、津波浸水想定区域にある施設に参集してはならない。）</p>
3号配備	<p>1 市内で震度5強以上の地震を観測したとき。</p> <p>2 市域に地震による大規模な被害が発生したとき。</p> <p>3 相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されたとき。</p>	<p>1 特別警報が発表されるなど、重大な危険が差し迫ったとき。</p> <p>2 市の全域に災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は局地的であっても、被害が特に甚大と予想されるとき。</p>	<p>動員可能な全職員をもつてあたるもので、完全な非常体制とする。（動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されている場合は津波浸水想定区域にある施設に参集してはならない。）</p>

資料1-5 藤沢市災害派遣手当等の支給に関する条例

制定 昭和 38 年 12 月 26 日条例第 30 号

改正 昭和 51 年 6 月 25 日条例第 4 号

平成 7 年 9 月 21 日条例第 22 号

平成 17 年条例第 22 号

平成 28 年条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 44 条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成 7 条例 22・平成 17 条例 22・平成 28 条例 40・一部改正)

(派遣職員手当の額等)

第 2 条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて藤沢市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が藤沢市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(平成 7 条例 22・一部改正)

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法は、市長が別に定める。

(平成 7 条例 22・全改)

別表 (第 2 条関係)

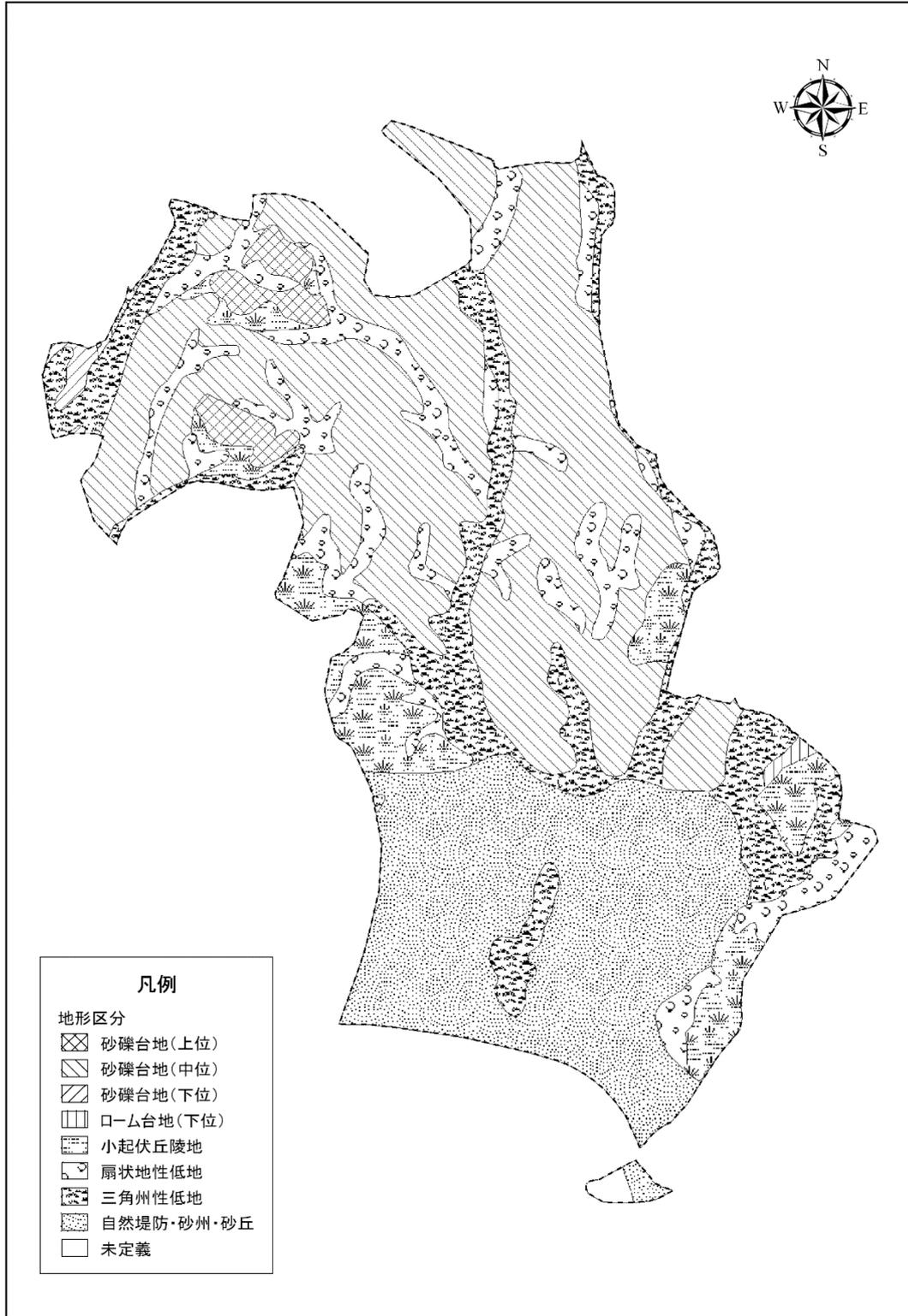
(昭和 51 条例 4・平成 7 条例 22・一部改正)

利用施設の区分 滞在した期間	公用施設又はこれに準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

備考 公用施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

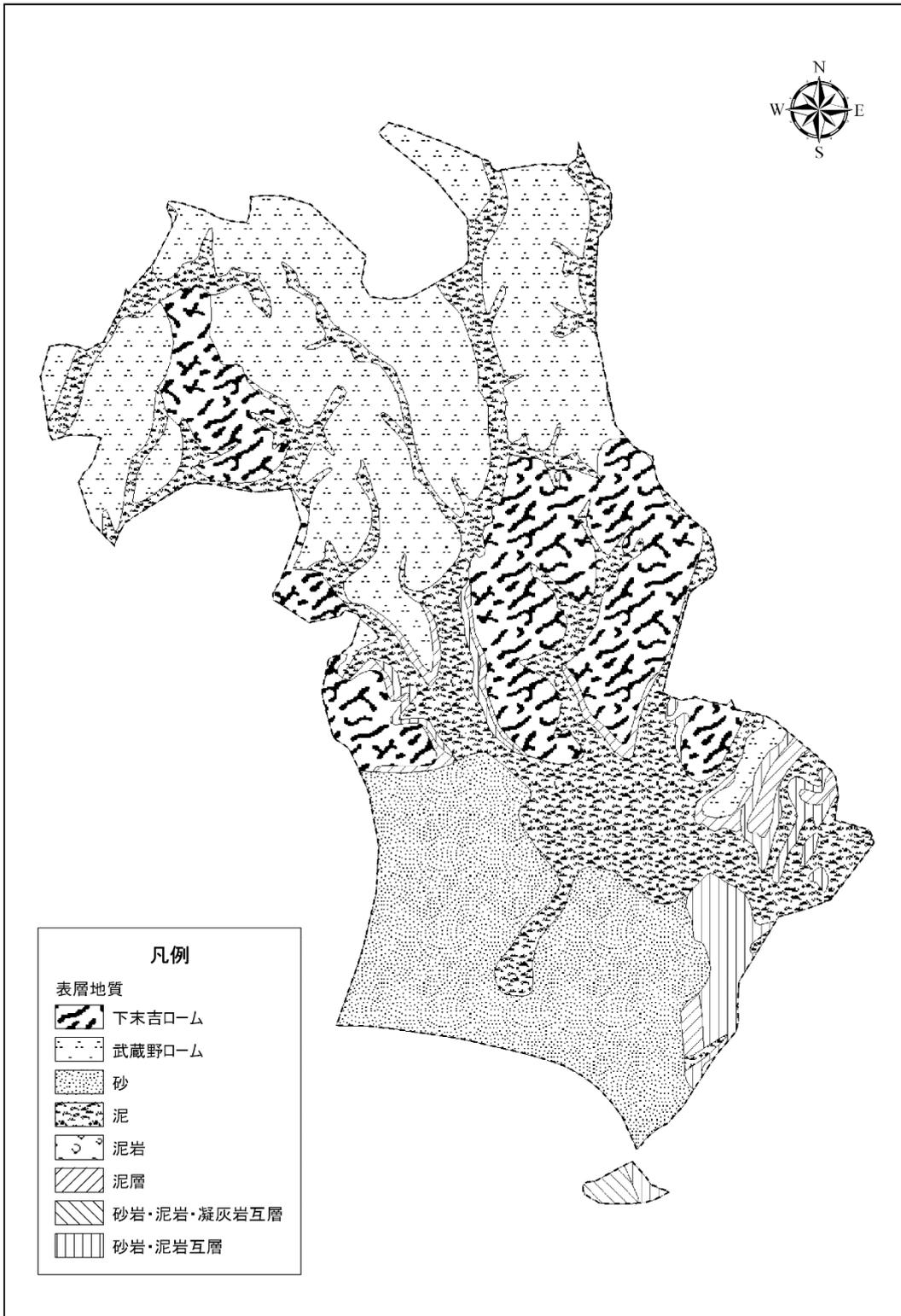
2. 市の概要及び過去の災害状況

資料2-1 地形概要図



資料：20分の1土地分類基本調査

資料2-2 地質概要図



資料：20分の1土地分類基本調査

資料2-3 気象状況

年・月	気温(°C)			湿度(%)		降水量 (mm)	風		
	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 湿度	最小 湿度	総量	主たる 風向き	平均 風速 (m/s)	瞬間最 大風速 (m/s)
平成 23 年	16.5	37.4	-2.2	59.4	4.0	1,301.0	北北東	2.4	38.4
平成 24 年	16.1	38.0	-2.2	60.2	7.1	1,632.0	北北東	2.3	26.2
平成 25 年	16.4	37.5	-2.7	67.8	8.6	1,242.1	北北東	2.5	22.5
平成 26 年	15.8	37.1	-2.2	71.8	12.2	1,305.6	北北東	2.4	19.9
平成 27 年	16.3	35.5	-4.0	74.0	15.6	1,232.5	北北東	2.3	20.6
平成 28 年	16.6	37.1	-4.5	75.0	9.0	1,372.1	北北東	2.3	19.9
平成 29 年	15.9	37.2	-2.8	73.2	8.3	1,312.7	北北東	3.0	27.0
平成 30 年	16.8	37.2	-5.0	75.3	14.2	1,319.2	北北東	2.6	36.6
令和元年	16.6	35.6	-1.5	74.9	17.1	1,562.3	北北東	2.4	35.7
令和 2 年	16.7	36.5	-1.4	77.3	14.8	1,283.9	北北東	2.5	22.4
令和 3 年	16.7	35.5	-4.2	75.7	12.1	1,797.3	北北東	2.4	25.1
令和 4 年 1 月	5.2	16.0	-2.5	58.5	9.3	19.3	北北東	1.9	16.2
2 月	5.5	18.4	-2.7	59.1	6.8	51.3	北北東	2.0	18.8
3 月	11.5	23.0	0.9	70.1	13.4	74.8	北北東	2.5	19.2
4 月	15.3	26.9	3.4	81.8	28.1	202.8	北北東	2.8	20.3
5 月	19.1	29.3	10.5	80.3	28.4	141.0	南西	2.2	19.6
6 月	23.0	35.3	14.8	84.5	24.1	91.8	南西	2.4	19.9
7 月	27.0	35.8	22.0	86.2	50.0	159.0	南西	2.5	16.2
8 月	27.5	35.8	19.9	77.0	40.2	148.3	南西	2.6	19.2
9 月	24.8	32.5	17.3	76.1	30.8	231.8	北北東	2.5	21.0
10 月	17.7	29.5	8.2	69.4	26.1	84.3	北北東	2.5	17.3
11 月	14.8	24.6	7.5	66.1	27.8	84.5	北北東	2.1	21.7
12 月	7.8	17.1	-1.0	55.9	11.7	50.0	北北東	1.9	18.6
平均	16.6			72.1		111.5		2.3	

資料：2023年版消防年報

資料2-4 人口・世帯数一覧表

(各年10月1日現在)

地区	令和元年		令和2年		令和3年			
	世帯数	人口 総数	世帯数	人口 総数	世帯数	人口 総数	男	女
総数	190,990	434,568	193,204	436,905	197,025	440,487	217,421	223,066
片瀬	8,859	19,923	8,950	19,827	9,070	19,919	9,392	10,527
鶴沼	25,268	57,257	25,981	57,993	26,612	58,783	27,984	30,799
辻堂	18,780	43,951	18,955	44,000	19,301	44,371	21,720	22,651
村岡	12,757	31,495	12,810	31,585	13,149	31,908	15,760	16,148
藤沢	21,682	46,051	22,278	46,793	22,687	47,169	23,463	23,706
明治	12,896	30,243	13,076	30,796	13,539	31,731	15,497	16,234
善行	18,419	41,895	18,505	41,792	18,693	41,654	20,488	21,166
湘南大庭	13,059	31,585	13,069	31,669	13,226	31,625	15,203	16,422
六会	15,997	36,583	16,141	36,682	16,421	36,905	18,846	18,059
湘南台	16,362	32,711	16,498	32,831	17,011	33,412	16,930	16,482
遠藤	4,858	11,733	4,953	11,907	5,030	11,936	6,211	5,725
長後	14,626	33,417	14,718	33,269	14,898	33,282	16,758	16,524
御所見	7,391	17,724	7,270	17,821	7,388	17,792	9,169	8,623

資料：藤沢市統計年報（2022年版）

資料2-5 建物の構造・用途別内訳表

(各年1月1日現在)

種別	年次	令和2年		令和3年		令和4年	
		課税家屋数	構成比%	課税家屋数	構成比%	課税家屋数	構成比%
(木造家屋)							
1 専用住宅		81,854	64.0%	73,322	64.4%	74,139	64.6%
2 共同住宅・寄宿舎		6,018	4.7%	5,459	4.8%	5,459	4.8%
3 併用住宅		3,786	3.0%	2,658	2.3%	2,605	2.3%
4 農家住宅		-	-	-	-	-	-
5 その他		5,648	4.5%	5,190	4.6%	5,096	4.4%
計		97,306	76.2	86,629	76.1	87,299	76.1
(非木造家屋)							
1 事務所・店舗		2,219	1.7	1,992	1.8%	1,987	1.8%
2 住宅・アパート		20,985	16.4	18,600	16.3%	18,713	16.3%
3 ホテル・病院		183	0.1	145	0.1%	145	0.1%
4 工場・倉庫		2,291	1.8	1,865	1.6%	1,860	1.6%
5 その他		4,839	3.8	4,687	4.1%	4,672	4.1%
計		30,517	23.8	27,289	23.9	27,377	23.9
総数		127,823	100	113,918	100	114,676	100

資料：藤沢市統計年報（2022年版）

資料2-6 藤沢市に被害を及ぼした大地震

発生年月	被害	震央 地名 (地震名)	規模 (M)
818年 (弘仁9年)	いわゆる阪東諸国を震害せしめた大地震で、山岳崩れて、溪谷を埋没するもの、数量圧死の百姓挙げて数うべからず。津波があった。(聚類国史171)	相模武蔵、下総、常陸下野諸国大地震	7.9
841年 (承知8年)	伊豆国地震為変、里落不完人物損傷在或被圧没(続日本紀十)	伊豆国大地震	7.0
878年 (元慶2年)	大地の各所に亀裂が生じ、特に相模、武蔵両国が最も激震地で公私の屋舎倒壊して完全なものは一つもなく、圧死する百姓は計うるに到へず、大地陥没のため住環不通となる。(三代実録34)	相模、武蔵その他関東大地震	7.4
1213年6月 (建保元年)	忽ち大地裂け、屋舎の破壊頗る多く、近代稀有りの大地震であった。(吾妻鏡)	鎌倉大地震	6.4
1241年5月 (仁治2年)	津波を伴い、由比ヶ浜の八幡宮拝殿も破壊流出した。(吾妻鏡)	鎌倉大地震	7.0
1257年10月 (正嘉元年)	正嘉元年8月23日戌刻、地鳴りと共に全ての民家は一溜まりもなく倒壊。神社仏閣も又完全なものはなく、山岳頽崖し、地上の所々裂け目からは水が湧出した。人畜の死傷多く、凄愴の限りであった。	鎌倉大地震	7.0
1292年5月 (正応5年)	夏4月甲戌、大地震土石崩、圧死者1,100余人(続本朝通鑑)	鎌倉大地震	—
1293年5月 (永仁元年)	山は崩れ地は裂け、更に津波は伴い、政庁を始め、鶴岡、若宮、大慈寺、建長寺等倒壊し建長寺炎上。特に民家の被害が甚だしく、死者2万3千20人余に及んだ。(醍醐日記、実躬郷日記、帝王編記、北条九代記)	鎌倉大地震	7.1
1433年11月 (永享5年)	十六日晴、今夜大地震両度、帝尺動地堂舎、倒人多死八幡宮金灯炉焼失(看聞御記)	相模、甲斐陸奥諸国大地震	7.1
1498年9月 (明応7年)	大津波により類海諸国の海辺二、三十町の民家悉く水に襲われ、溺死者多数を生じた。中でも伊勢では、大湊のみで流失戸数数千余、溺死者5千人を算し、鎌倉に於ては由比ヶ浜海水千度壇に至り水勢大仏殿を襲い、堂屋舎を破り、溺死者200余人に及んだ。(鎌倉大日記)	山城、大和伊勢、遠江三河、駿河甲斐、相模伊豆諸国大地震	8.6
1525年9月 (大永5年)	8月23日、日本大地震、別して鎌倉大地震、由比ヶ浜の川入江間を悉皆埋没して平地となる。(塔寺八幡宮長帳続)	相模国 鎌倉大地震	—
1605年2月 (慶長9年)	推定震度は4以下と地震の揺れはあまり大きくないが、この地震により、千葉～九州に至る非常に広域な海岸に津波が押し寄せた。県内に記録は残っていないが、静岡の白須賀(元町)では推定津波高6～7m、八丈島では10m以内、高知の佐喜浜では10～13mとなっている。(神奈川県HPより)	慶長地震	7.9
1633年3月 (寛永10年)	就中相模最も甚だしく小田原市破壊し、箱根山所々崩れ、民家数千軒潰し、圧死者おびただしく余震月を越えた。特に26日の余震にて小田原の町に民家一つもなきまでの惨状となった。(江城年鑑)	相模、駿河 伊豆諸国大地震	7.1
1647年6月 (正保4年)	14日未明の大地震で江戸城々壁馬入川渡場等破壊し、東叡山金造大仏の頭が揺り落ちた。(大曾院実記)	武蔵 相模大地震	6.4
1648年6月 (慶安元年)	小田原城破損、小田原城領内潰家大、江戸にて武家屋敷・町屋の屋根瓦落ち、土蔵の練塀半ば砕け倒れる。(続史愚抄)	江戸地震	7.1
1649年7月 (慶安2年)	午後10時より地震甚だしく、江戸城石壁及び諸大名の邸第以下多く損じ死者多数あり。(慶安日記)	江戸地震	7.1

発生年月	被害	震央 地名（地震名）	規模（M）
1703年12月 （元禄16年）	江戸、小田原、被害最も甚だしく続いて津波来襲し、小田原、鎌倉の沿海安房の長狭、朝夷両郡、上総の夷隅郡等その災いを被った。震災地全般を通じ、潰家約20,162件、死者5,233人に達す。（基熙公記）	武蔵、相模 安房、上総 諸国大地震	8.2
1782年8月 （天明2年）	小田原城の石垣破損、人家1,000余潰る。津波あり、城中に至る。箱根、大山上崩れ死者ありという、江戸でも屋根瓦落ち、壁損じ、地裂け、潰家、死者を生じた。	江戸 相州大地震	7.3
1853年3月 （嘉永6年）	倒壊家屋3,000、死者多数、小田原にて出火（近代月表）	江戸 東海道地震	6.5
1854年11月 （安政元年）	被害区域は、関東から近畿に及ぶ。大津波あり、倒壊流失家屋8,300、焼失300、死者1,000（嘉明年間録）	安政東海地震	8.4
1855年11月 （安政2年）	下町被害大、江戸の潰家、焼失約20,000、死者4,000人余（嘉明年間録）	江戸近国大地震	8.4
1923年9月 （大正12年）	午前11時58分、東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨、茨城、群馬、長野と一都六県に地震。鎌倉、横浜は震度最も激しく、東京、横浜は震災直後の出火のため、市内3分の2を焦土化せしめ、その被害は甚大であった。	関東大地震	7.9
2011年3月 （平成23年）	11日14時46分に発生した三陸沖を震源とする大地震。沿岸部では地震に伴う津波が発生。関東においては交通機関の混乱により、多数の帰宅困難者が発生した。	東日本大震災 （東北地方太平洋沖地震）	9.0

資料2-7 関東大震災における藤沢町の被害状況

地区別	大正 12 年当時		住居被害					人的被害			倒壊率
	人口	戸数	全壊	半壊	全焼	半焼	流出	死者	行方不明	負傷者	(%)
藤沢町 藤沢 鶴沼 辻堂	18,876	3,076	1,505	1,177	5	0	0	127	0	114	48.93
川口村 片瀬	3,090	712	285	181	5	0	0	39	50	87	40.03
村岡村 村岡	1,714	233	78	71	0	0	0	6	0	25	33.48
六会村 六会	4,800	660	256	244	0	0	0	15	0	53	38.79
御所見村 御所見	4,254	677	275	265	0	0	0	5	0	5	40.62
小出村 遠藤 渋谷村 長後	3,832	588	275	219	0	0	0	7	0	40	46.77
	5,609	766	136	159	0	0	0	21	0	75	17.75
計	42,175	6,712	2,810	2,316	10	0	0	220	50	399	41.87

資料2-8 藤沢市における過去の風水害一覧表

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
昭和 29. 3. 20	台風 5 号	1 家屋被害 倒壊 8 棟 流出 14 棟 2 屋根被害 4 件	
昭和 31. 9. 27	台風 15 号	1 道路被害 埋没 1 箇所 流失 5m 破損 1 箇所 (6m)	
昭和 31. 10. 30	豪雨	1 家屋被害 全壊住家 2 棟 流失非住家 1 棟 半壊住家 3 棟 床下浸水 15 世帯	
昭和 33. 7. 23	台風 11 号	1 家屋被害 全壊非住家 42 棟 半壊住家 3 棟 半壊非住家 69 棟 部分壊住家 14 棟 部分壊非住家 36 棟 床上浸水 1 棟 流失非住家 15 棟 床下浸水 11 棟	災害対策本部設置
昭和 33. 9. 18	台風 21 号	1 家屋被害 全壊非住家 2 棟 半壊住家 2 棟 半壊非住家 2 棟 床上浸水 4 棟 床下浸水 14 棟 2 堤防決壊 2 箇所 3 橋流失 1 箇所	災害対策本部設置
昭和 33. 9. 26	台風 22 号	1 人的被害 死者 3 人 2 家屋被害 全壊住家 7 棟 全壊非住家 9 棟 半壊非住家 9 棟 床上浸水 515 棟 床下浸水 1,713 棟	大島西方から江の島上陸 災害対策本部設置
昭和 34. 9. 26	台風 15 号	1 家屋被害 全壊非住家 22 棟 半壊住家 2 棟 半壊非住家 7 棟 部分壊住家 20 棟 部分非住家 19 棟 床上浸水 4 棟 床下浸水 5 棟	災害対策本部設置
昭和 36. 6. 28	台風 6 号	1 人的被害 死者 2 人 負傷者 3 人 2 家屋被害 全壊住家 6 棟 半壊住家 22 棟 床上浸水 323 棟 床下浸水 1,573 棟	降雨量 267mm 救助法適用 災害対策本部設置
昭和 36. 9. 16	台風 18 号	1 家屋被害 全壊 2 棟 半壊 34 棟 2 堤防決壊 7 箇所 護岸 5 防湖堤 1 防波堤 1	災害対策本部設置
昭和 40. 6. 27	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 12 棟 床下浸水 262 棟 2 がけ崩れ 15 箇所 3 道 路 決壊及び洗掘 14 箇所	災害対策本部設置

年月日	種別	被害の状況	摘要
昭和40. 8. 21	台風17号	1 施設被害 1箇所	
昭和40. 9. 17	台風24号	1 家屋被害 全壊 1棟 半壊 1棟 床上浸水 6棟 床下浸水 17棟 非住家被害 57棟 一部破損 45棟 学校関係 17箇所 2 道路被害 決壊及び洗掘 8箇所 3 橋流失 1箇所 4 堤防決壊 5箇所 5 山崖崩れ 5箇所	災害対策本部設置
昭和41. 6. 28	台風4号	1 人的被害 重症者 1人 軽症者 4人 2 家屋被害 全壊 6棟 半壊 2棟 一部損壊 4棟 床上浸水 283棟 床下浸水 479棟 非住家 4棟 3 田畑の被害 田流失 埋没 11.7ha 田冠水 288.9ha 畑流失 埋没 冠水 0.7ha 4 学校及び公民館被害 4箇所 5 道路被害 4箇所 6 橋梁流失 3箇所 7 堤防決壊 18箇所 8 農業用施設 6箇所 9 がけ崩れ 41箇所	降雨量 6.27 午後 9時から 6.28 午後 7時まで 306.5mm 災害対策本部設置
昭和41. 9. 24	台風26号	1 人的被害 軽症者 1人 2 家屋被害 全壊 1棟 半壊 24棟 一部損壊 24棟 床上浸水 1棟 床下浸水 2棟 非住家 72棟 3 田畑の被害 田水稻倒伏 196.84ha 陸稲倒伏 163.85ha 4 学校、公民館、保育園、その他 45箇所 5 道路被害 8箇所 6 橋梁流失 1箇所 7 堤防決壊 3箇所	降雨量 9.24 午後 6時から 9.25 午前 3時まで 85.3mm 災害対策本部設置
昭和43. 7. 6	集中豪雨	1 家屋被害 半壊 1棟 床上浸水 6棟 床下浸水 17棟 2 橋梁流失 1箇所 3 がけ崩れ 6箇所	降雨量 7. 6 午前 0時から 午後 12時まで 98mm 最高時雨量 30mm (午前4時～午前5時)
昭和44. 6. 26	集中豪雨	1 家屋被害 半壊 2棟 一部破損 17棟	降雨量 6.25 午後 5時から 6.26 午前 12時まで 94mm
昭和45. 5. 20	集中豪雨	1 家屋被害 一部破損 1棟 床下浸水 13棟 (16世帯) 2 堤防決壊 1箇所 3 崖崩れ 2箇所	降雨量 5.20 午後 6時から 午後 11時まで 75mm

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
昭和 45. 6. 14 ～ 6. 16	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 6棟 2 堤防決壊 1箇所 3 崖崩れ 3箇所	降雨量 6. 14 午後 6時から 6. 16 午後 3時まで 149mm
昭和 45. 7. 1	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 31棟 (38世帯) 床下浸水 48棟 (59世帯) 2 橋梁流失 1箇所 3 堤防決壊 4箇所 4 崖崩れ 4箇所	降雨量 7. 1 午前 0時から 7. 2 午前 1時まで 125mm 最高時雨量 42mm (午前9時～午前10時) 災害対策本部設置
昭和 46. 3. 7	落石事故	1 人的被害 死者 1人 負傷者 8人	江ノ島岩屋入口
昭和 46. 8. 31	台風 23号	1 家屋被害 一部破損 1棟 床上浸水 31棟 床下浸水 48棟 2 田畑の被害 田水稻倒伏 29ha 陸稲倒伏 9.9ha 3 堤防決壊 4箇所 4 鉄道の不通 1箇所 (藤沢駅～本町駅) 5 崖崩れ 5箇所	降雨量 8. 30 午後 7時から 8. 31 午後 4時まで 96. 1mm 最高時雨量 30mm (午前5時～午前6時) 災害対策本部設置
昭和 46. 10. 12	秋雨前線	1 崖崩れ 1箇所	降雨量 10. 9 午前 10時から 10. 14 午後 12時まで 116mm
昭和 47. 2. 14	突風雨	1 人的被害 軽傷者 1人 2 家屋被害 全壊 3棟 半壊 1棟 一部損壊 21棟 床上浸水 2棟 (2世帯) 床下浸水 4棟 (4世帯)	
昭和 47. 3. 20	強風	1 家屋被害 全壊 3棟 半壊 1棟 一部損壊 13棟	
昭和 47. 7. 11	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2棟 (2世帯)	降雨量 7. 10 午後 2時から 7. 11 午前 10時まで 75. 5mm
昭和 47. 7. 15	台風 6号	1 人的被害 死者 1人 2 家屋被害 一部損壊 5棟 床上浸水 4棟 (4世帯) 床下浸水 23棟 (25世帯)	降雨量 7. 14 午後 9時から 7. 15 午後 12時まで 162. 0mm
昭和 47. 9. 16	大雨 (台風 20号)	1 家屋被害 一部損壊 1棟 床上浸水 15棟 (16世帯) 床下浸水 34棟 (48世帯) 2 道路決壊 2箇所 3 堤防決壊 3箇所 4 崖崩れ 5箇所	降雨量 9. 14 午後 11時から 9. 17 午前 1時まで 236. 5mm
昭和 48. 11. 10	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 157棟 (124世帯) 床下浸水 194棟 (183世帯) 住宅以外浸水 66棟 2 道路決壊 7箇所 3 堤防決壊 2箇所	降雨量 11. 10 午前 9時か ら 午後 12時ま で 226. 0mm 災害対策本部設置

年月日	種別	被害の状況	摘要
昭和49.7.8	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 154棟(187世帯) 床下浸水 206棟(228世帯)	降雨量 7.8 午前 0時から 午前 9時まで 153.0mm 災害対策本部設置
昭和49.9.1	台風16号	1 家屋被害 床上浸水 3棟(3世帯) 床下浸水 6棟(6世帯) 2 崖崩れ 2箇所 3 堤防決壊 1箇所	降雨量 8.31 午前 0時から 9.1 午後 5時まで 55.0mm
昭和50.7.4	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 3棟(3世帯)	降雨量 7.4 午前 0時から 午後 5時まで 98.5mm
昭和50.10.5	台風13号	1 家屋被害 床下浸水 14棟(13世帯)	
昭和50.10.8	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2棟(2世帯) 2 堤防決壊 1箇所	降雨量 10.8 午前 0時から 午後 1時まで 96.5mm
昭和51.7.11	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 3棟(3世帯) 2 道路冠水 4箇所	降雨量 7.11 午前 0時から 7.12 午前 4時まで 142mm
昭和51.9.9 ~9.11	台風17号 集中豪雨	1 家屋被害 半壊家屋 1棟 床上浸水 14棟(17世帯) 床下浸水 121棟(130世帯) 2 河川損壊 6箇所 3 崖崩れ 17箇所 4 道路冠水 15箇所 5 鉄道の不通 1箇所 (小田急藤沢本町駅~善行駅間)	降雨量 9.9から9.11まで 120mm 災害対策本部設置
昭和52.9.1	台風9号	1 家屋被害 床下浸水 13棟	降雨量 125mm
昭和52.9.19	台風11号	1 家屋被害 床下浸水 9棟	降雨量 9.19 午前 9時から 午後 5時まで 125mm
昭和54.10.18 ~10.19	台風20号	1 人的被害 重傷1人, 軽傷 15人 2 家屋被害 全壊 1棟(1世帯) 半壊 47棟(50世帯) 一部損壊 101棟(113世帯) 床下浸水 4棟(4世帯) 3 道路冠水 6箇所 4 道路陥没 9箇所	降雨量 10.18 午前 2時から 10.19 午後 4時まで 137mm 災害対策本部設置
昭和55.3.29 ~3.30	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 5棟(5世帯) 床下浸水 11棟(13世帯) 2 道路冠水 5箇所 3 崖崩れ 2箇所	降雨量 51mm

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
昭和 55. 10. 14	台風 19 号	1 家屋被害 床上浸水 1 棟 (1 世帯) 床下浸水 2 棟 (2 世帯)	降雨量 10. 14 午後 1 時から 午後 10 時まで 81. 5mm
昭和 56. 7. 22	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 (2 世帯)	降雨量 7. 22 午前 1 時から 午前 3 時まで 51mm
昭和 56. 10. 22	台風 24 号	1 家屋被害 床上浸水 143 棟 床下浸水 151 棟 2 道路冠水 14 箇所 3 道路陥没 5 箇所 4 路肩の崩れ 17 箇所 5 崖崩れ 3 箇所	降雨量 10. 22 午前 7 時から 10. 23 午前 0 時まで 186mm 最多時雨量 30mm 午後 10 時から 11 時まで 災害対策本部設置
昭和 57. 8. 1	台風 10 号	1 人的被害 重傷者 1 人 2 建物被害 一部破損 10 棟 3 道路冠水 1 件 4 街路樹倒木 429 件 5 ブロック塀倒壊 2 件 6 崖崩れ 3 件	降雨量 8. 1 午前 0 時から 8. 2 午前 2 時まで 84mm
昭和 57. 9. 12	台風 18 号	1 家屋被害 半 壊 4 棟 (4 世帯) 一部破損 31 棟 (30 世帯) 床上浸水 1, 463 棟 (1, 749 世帯) 床下浸水 504 棟 (574 世帯) 2 堤防決壊 1 箇所 3 鉄道の不通 1 件 (小田急藤沢駅～長後駅間) 4 崖崩れ 11 件 5 道路冠水 25 件 6 道路陥没 7 件 7 田畑冠水 105. 7ha	降雨量 9. 10 午前 11 時から 9. 12 午後 6 時まで 341. 5mm (南消防署) 411. 0mm (北消防署) 災害対策本部設置
昭和 60. 6. 30 ～ 7. 1	台風 6 号	1 家屋被害 半 壊 2 棟 (2 世帯) 一部損壊 38 棟 (38 世帯) 床上浸水 5 棟 (5 世帯) 床下浸水 25 棟 (25 世帯) 2 海浜施設 (海の家) 被害 全壊 28 棟 半壊 20 棟	降雨量 6. 30 午前 0 時から 7. 1 午前 6 時 177. 0mm (南消防署) 146. 5mm (北消防署) 7. 1 午前 3 時 43 分 最 大 瞬 間 風 速 30. 3m 災害対策本部設置
昭和 63. 7. 15 ～ 7. 16	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 3 棟 (3 世帯) 2 道路冠水 6 箇所 3 道路陥没 1 箇所 4 崖崩れ 3 箇所	降雨量 7. 15 午後 10 時から 7. 16 午前 6 時 120. 0mm (南消防署) 114. 0mm (北消防署)

年月日	種別	被害の状況	摘要
昭和 63. 8. 11 ～ 8. 12	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 13 棟 (13 世帯) 床下浸水 45 棟 (45 世帯) 2 崖崩れ 7 箇所 3 道路冠水 17 箇所 4 道路陥没 1 箇所	降雨量 8. 11 午前 0 時から 8. 12 午前 11 時まで 230. 0mm (南消防署) 239. 5mm (北消防署) 災害対策本部設置
平成 1. 4. 8 ～4. 9	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 49 棟 (49 世帯) 床下浸水 76 棟 (76 世帯) 2 道路冠水 6 箇所 3 崖崩れ 1 箇所	降雨量 4. 8 午前 4 時から 4. 9 午前 3 時まで 133. 0mm (南消防署) 162. 5mm (北消防署)
平成 1. 7. 31 ～8. 2	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 (2 世帯) 2 道路冠水 6 箇所 3 崖崩れ 3 箇所	降雨量 7. 31 午前 2 時から 8. 2 午前 7 時まで 176. 0mm (南消防署) 149. 0mm (北消防署)
平成 1. 9. 19 ～9. 20	台風 22 号	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 (2 世帯) 2 道路冠水 6 箇所	降雨量 9. 19 午前 7 時から 9. 20 午前 7 時まで 78. 5mm (南消防署) 68. 0mm (北消防署)
平成 2. 8. 8 ～8. 10	集中豪雨 台風 11 号	1 橋梁被害 落橋 1 箇所 (藤沢橋) 2 海浜施設 (海の家) 被害 半壊 3 棟 3 林産被害 街路、公園樹木の倒木 150 本 4 道路冠水 5 箇所 5 停電 遠藤地区 50 世帯 (8. 10 13:01～17:00) 藤沢・亀井野・湘南台地区 (8. 10 6:29～7:59)	降雨量 8. 8 午後 7 時から 8. 10 午後 2 時まで 81. 0mm (南消防署) 139. 5mm (北消防署) 最大瞬間風速 23. 3m
平成 2. 9. 19 ～9. 20	台風 19 号	1 非住家被害 全壊 1 棟 2 道路冠水 1 箇所 3 車両被害 3 台 (倒木による)	降雨量 9. 19 午後 12 時から 9. 20 午前 9 時まで 44. 5mm (南消防署) 34. 0mm (北消防署) 最大瞬間風速 27. 8m
平成 2. 9. 30	台風 20 号	1 公共建物被害 床上浸水 4 棟 2 家屋被害 床上浸水 233 棟 床下浸水 259 棟 3 道路冠水 47 箇所 4 崖崩れ 7 箇所 5 橋梁被害 落橋 1 箇所 (鵜沼橋) 6 護岸崩壊 1 箇所 7 田畑被害 21. 33 ha 冠水 8 水産被害 漁船 1 隻損壊 遊漁船 3 隻流失不明	降雨量 9. 30 午前 4 時から 10. 1 午前 0 時まで 195. 5mm (南消防署) 173. 0mm (北消防署) 災害対策本部設置

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 2. 11. 30	台風 28 号	1 家屋被害 床下浸水 2 棟 2 道路冠水 10 箇所 3 護岸崩壊 1 箇所	降雨量 11. 30 午前 9 時から 12. 1 午前 0 時まで 157. 5mm (南消防署) 187. 5mm (北消防署)
平成 3. 9. 18 9. 19	台風 18 号	1 家屋被害 床上浸水 77 棟 床下浸水 23 棟 2 非住家 床上浸水 12 棟 床下浸水 1 棟 3 護岸崩壊 2 箇所 (境川) 4 河川溢水 4 箇所 (境川, 白旗川) 5 道路冠水 27 箇所 6 田畑被害 41. 1 ha 冠水 7 畜産被害 豚 19 頭	降雨量 9. 18 午前 10 時から 9. 19 午後 8 時まで 252. 0mm (南消防署) 225. 0mm (北消防署)
平成 5. 11. 13 11. 14	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 154 棟 床下浸水 175 棟 2 非住家被害 床上浸水 74 棟 3 護岸破損 3 箇所 (引地川 2、境川 1) 4 河川溢水 5 箇所 (境川・引地川・白旗川・滝川・不動川) 5 道路冠水 41 箇所 6 田畑被害 ハウス破損等 6 件	降雨量 11. 13 午前 8 時から 11. 14 午後 1 時まで 163. 0mm (南消防署) 143. 5mm (北消防署)
平成 6. 7. 12	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 1 棟 床下浸水 3 棟 2 道路冠水 6 箇所	降雨量 7. 12 午後 6 時から 午後 8 時まで 30. 0mm (南消防署) 40. 5mm (北消防署)
平成 6. 7. 18	集中豪雨	1 家屋被害 床上浸水 2 棟 床下浸水 3 棟 2 電気施設被害 湘南大庭・鵜沼海岸地区 落雷による停電 (9, 100 戸) 3 道路冠水 6 箇所	降雨量 7. 18 午前 0 時から 午後 6 時まで 67. 5mm (南消防署) 89. 0mm (北消防署)
平成 6. 8. 20	大雨	1 家屋被害 床上浸水 12 棟 床下浸水 8 棟 2 道路冠水 8 箇所	降雨量 54. 5mm (南消防署) 11. 0mm (北消防署)
平成 7. 9. 16	台風 12 号	1 人的被害 重傷者 1 名 2 建物被害 一部損壊 18 棟 学校関係 8 棟 3 公共施設被害 61 件 (樹木倒木・防護ネット破損)	降雨量 9. 16 から 9. 17 まで 104. 5mm (南消防署) 113. 0mm (北消防署) 災害対策本部設置
平成 8. 7. 9	台風 15 号	1 土砂崩れ 4 箇所	降雨量 7. 7 午後 6 時から 7. 10 午後 4 時まで 247. 5mm (南消防署) 222. 5mm (北消防署)
平成 8. 7. 21	集中豪雨	1 道路冠水 23 箇所 2 道路陥没・路面剥離 6 箇所	降雨量 7. 21 午前 0 時から 午前 11 時まで 139. 5mm (南消防署) 167. 0mm (北消防署)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 8. 9. 22	台風 17 号	1 人的被害 軽傷 1 名 2 建物被害 床下浸水 2 棟 一部損壊 32 棟 学校関係 4 棟 公共施設 14 棟 3 非住家被害 一部損壊 8 棟 4 道路陥没 1 箇所 5 道路冠水 7 箇所 6 崖崩れ 1 箇所 7 樹木倒木 72 箇所 8 農産物等被害 3 箇所 9 工作物被害 14 箇所 10 その他被害 25 箇所	降雨量 9. 22 午前 0 時から 午後 6 時まで 157. 5mm (南消防署) 191. 5mm (北消防署) 災害対策本部設置
平成 9. 6. 20	台風 7 号	1 建物被害 一部破損 9 棟 2 非住家被害 一部破損 1 棟 3 車両被害 一部破損 10 台 4 工作物等被害 5 件 5 道路冠水 7 箇所 6 倒木 25 箇所	降雨量 6. 20 午前 0 時から 午後 5 時まで 96. 0mm (南消防署) 107. 5mm (北消防署)
平成 9. 8. 25	集中豪雨	1 建物被害 床上浸水 19 棟 床下浸水 25 棟 一部破損 1 棟 2 非住家被害 床上浸水 4 棟 床下浸水 4 棟 3 河川溢水 2 箇所 4 道路冠水 28 箇所 5 車両被害 水没被害 22 台 6 工作物被害 1 件 7 その他被害 11 件	降雨量 8. 25 午前 5 時から 8. 25 午後 9 時まで 96. 0mm (南消防署) 19. 0mm (北消防署)
平成 10. 1. 8	大雪	1 人的被害 5 件 (5 人) (重傷 1 件, 中傷 1 件, 軽症 3 件) 2 倒木 1 件	1. 8 午後 7 時から 午後 10 時 総積雪 12. 0cm (南消防署)
平成 10. 1. 14	大雪	1 人的被害 7 件 (10 人) (重傷 2 件, 軽症 8 件) 2 道路陥没 1 件 3 倒木 6 件 4 停電 13:50~15:30 長後高校周辺 (250 世帯) 16:50~18:30 打戻周辺 (690 世帯)	1. 14 午前 4 時から 午後 1 時 総積雪 9. 5cm (南消防署)
平成 10. 7. 30	集中豪雨	1 家屋被害 床下浸水 1 件 (1 世帯) 2 道路冠水 1 件	総雨量 36. 0mm (南消防署) 27. 0mm (北消防署)
平成 10. 8. 28	集中豪雨	1 道路冠水 12 件 2 車両水没 3 件	総雨量 8. 28 午前 0 時から 午後 3 時 54. 5mm (南消防署) 134. 0mm (北消防署)
平成 10. 8. 30	大雨	1 家屋被害 床下浸水 11 件 (11 世帯) 2 道路冠水 6 件 3 車両水没 1 件	降雨量 8. 30 午前 0 時から 午後 7 時まで 78. 5mm (南消防署) 25. 0mm (北消防署)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 10. 9. 15 ～9. 16	大雨 台風 5 号	1 家屋被害 一部破損 1 件 床下浸水 3 件 2 道路冠水 8 件 3 道路陥没 1 件 4 車両水没 3 件 5 倒木 10 件	総雨量 9. 15 午後 9 時から 9. 16 午前 9 時 106. 5mm (南消防署) 126. 5mm (北消防署)
平成 11. 7. 21	大雨	1 家屋被害 床上浸水 17 件 床下浸水 14 件 地下冠水 (非住家) 2 件 2 道路冠水 16 件 3 車両水没 5 台 4 その他 (断水等) 20:15～20:30 柄沢、大鋸の一部 断水 50 世帯 断水 200 世帯 (水道管破裂による)	総雨量 7. 21 午後 4 時から 午後 10 時まで 65. 0mm (南消防署) 47. 0mm (北消防署)
平成 11. 8. 14	大雨	1 建物被害 床下浸水 7 件 2 道路冠水 22 件 3 崖崩れ 1 件 4 その他 2 件	総雨量 8. 14 午前 0 時から 午後 5 時まで 144. 0mm (南消防署) 117. 0mm (北消防署)
平成 12. 7. 7 ～7. 8	台風 3 号	1 家屋被害 床下浸水 2 件 2 道路冠水 2 件 3 崖崩れ 1 件 4 車両水没 1 件 5 倒木 4 件 6 その他 停電 (2:18～3:38) 藤沢一～五丁目一帯 (630 世帯)	総雨量 7. 7 午後 7 時から 7. 8 午前 6 時 151. 0mm (南消防署) 119. 0mm (北消防署)
平成 12. 9. 11	大雨	1 家屋被害 床下浸水 2 件 2 道路冠水 19 件 3 車両水没 2 件	総雨量 9. 11 午前 5 時から 午後 6 時 49. 5mm (南消防署) 81. 0mm (北消防署)
平成 12. 9. 16 ～9. 17	大雨	1 道路冠水 15 件 2 その他 5 件	総雨量 9. 16 午前 2 時から 9. 17 午後 3 時 33. 5mm (南消防署) 44. 5mm (北消防署)
平成 13. 1. 27	大雪	1 人的被害 14 件 (14 人) (重傷 1, 中傷 9, 軽症 4) 2 交通事故 3 件 (6 人) (中傷 3, 軽症 3) 3 その他 停電 (9:27～11:00) 弥勒寺二丁目, 村岡東二, 三, 四丁目一帯 (約 3, 700 世帯)	総積雪 1. 27 午前 4 時から 午後 1 時 9. 5cm (南消防署)
平成 13. 8. 21	台風 11 号	1 道路冠水 6 件 2 倒木 1 件	総雨量 8. 21 午後 1 時から 8. 22 午後 2 時 136. 5mm (南消防署) 137. 5mm (北消防署)
平成 13. 9. 10	台風 15 号	1 道路冠水 3 件 2 車両水没 1 件 3 倒木 4 件	総雨量 9. 10 午前 0 時から 9. 11 午後 3 時 157. 0mm (南消防署) 145. 5mm (北消防署)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 14. 7. 16	台風 7 号	1 床下浸水 4 件 2 道路冠水 7 件	総雨量 7. 16 午前 0 時から 正午 52. 0mm (南消防署) 22. 5mm (北消防署)
平成 15. 3. 1	集中豪雨	1 床上浸水 64 件 2 床下浸水 106 件 3 崖崩れ 3 件 4 道路冠水 11 件	総雨量 3. 1 午後 3 時から 3. 2 午前 0 時まで 207. 5mm (防災センター) 100. 5mm (北消防署) 最大時雨量 午後 10 時～11 時 53. 5mm (防災センター)
平成 15. 5. 31	台風 4 号	1 床上浸水 24 件 2 床下浸水 15 件 3 道路冠水 17 件	降雨量 5. 31 午前 8 時から 午後 6 時まで 154. 0mm (防災センター) 123. 0mm (北消防署)
平成 15. 8. 8	台風 10 号	1 家屋被害 5 件 2 倒木 2 件	降雨量 8. 8 午後 1 時から 午後 6 時まで 23. 5mm (防災センター)
平成 15. 8. 15	集中豪雨	1 床下浸水 1 件 2 道路冠水 2 件 3 崖崩れ 1 件	総雨量 8. 14 午前 1 時から 8. 16 午後 10 時まで 336. 0mm (防災センター)
平成 16. 10. 8 ～10. 9	台風 22 号	1 床上浸水 100 件 2 床下浸水 141 件 3 道路冠水 22 件 4 倒木 8 件 5 崖崩れ 17 件 6 家屋損壊 5 件 7 その他 16 件	総雨量 10. 9 午前 0 時から 午後 0 時ま で 180. 0mm (防災センター)
平成 16. 10. 19 ～10. 20	台風 23 号	1 床下浸水 18 件 2 道路冠水 20 件 3 崖崩れ 4 件 4 その他 3 件	総雨量 10. 19 午前 1 時か ら 10. 21 午前 0 時ま で 193. 0mm (防災センター)
平成 17. 9. 4	集中豪雨	1 床上浸水 2 件 2 床下浸水 2 件 3 道路冠水 22 件	総雨量 9. 4 午後 10 時か ら 午後 11 時ま で 53. 5mm (防災センター)
平成 19. 7. 29	集中豪雨	1 床上浸水 1 件 2 床下浸水 8 件 3 道路冠水 12 件	総雨量 7. 29 午後 8 時か ら 午前 0 時まで 62. 5mm (防災センター)
平成 21. 10. 7 ～10. 8	台風 18 号	1 床下浸水 1 件 2 道路冠水 6 件 3 崖崩れ 1 件 4 家屋損壊 2 件 5 倒壊 1 件	総雨量 10. 7 午前 3 時から 10. 8 午前 9 時まで 121. 5mm (防災センター) 91. 5mm (北消防署)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 22. 12. 2 ～12. 3	集中豪雨	1 床上浸水 2件 2 床下浸水 1件 3 道路冠水 29件 4 車両水没 3件 5 家屋損壊 52件	総雨量 12. 2 午後 7時から 12. 3 午前 11時まで 82. 0mm (防災センター) 86. 0mm (北消防署)
平成 23. 9. 21	台風 15 号	1 家屋損壊 92件 2 倒木 23件 3 その他 27件	総雨量 9. 21 午前 0時から 9. 21 午後 12時まで 94. 0mm (防災センター) 最大瞬間風速 38. 4m
平成 24. 6. 19	台風 4 号	1 人的被害 1件(1人) (中傷1人) 2 倒木 2件 3 家屋損壊 16件 4 倒壊 1件 5 その他の被害 2件	総雨量 6. 19 午前 5時から 6. 20 午前 0時まで 59. 0mm (辻堂)
平成 25. 1. 14	大雪	1 人的被害 61件(61人) (軽傷 32 中傷 28 重傷 1) 2 倒木 2件 3 家屋損壊 1件 4 その他の被害 2件	
平成 25. 4. 6	集中豪雨	1 人的被害 2件(2人) (軽傷 1 中傷 1) 2 道路冠水 8件 3 崖崩れ 1件 4 家屋損壊 1件 5 その他 1件	総雨量 4. 6 午後 4時から 4. 7 午前 4時まで 97. 0mm (防災センター)
平成 25. 9. 5	集中豪雨	車両水没 1件	総雨量 9. 5 午前 5時から 9. 5 午後 3時まで 20. 5mm (防災センター)
平成 25. 9. 15	台風 18 号	1 家屋被害 床上浸水 2件 床下浸水 4件 一部損壊 5件 2 道路冠水 23件 3 道路損壊 1件 4 河川溢水 1件 5 土砂流出 1件 6 雨水流入 1件 7 その他 7件	総雨量 9. 15 午前 3時から 9. 15 午前 10時まで 127. 5mm (防災センター)
平成 25. 10. 15	台風 26 号	1 人的被害 1件 2 家屋損壊 4件 3 その他 1件	総雨量 10. 15 午後 0時か ら 10. 16 午前 8時 まで 144. 0mm (防災センター)
平成 25. 11. 25	集中豪雨	1 道路冠水 4件 2 その他 1件	総雨量 11. 25 午後 10時 から 11. 26 午前 0時 まで 10. 0mm (防災センター)

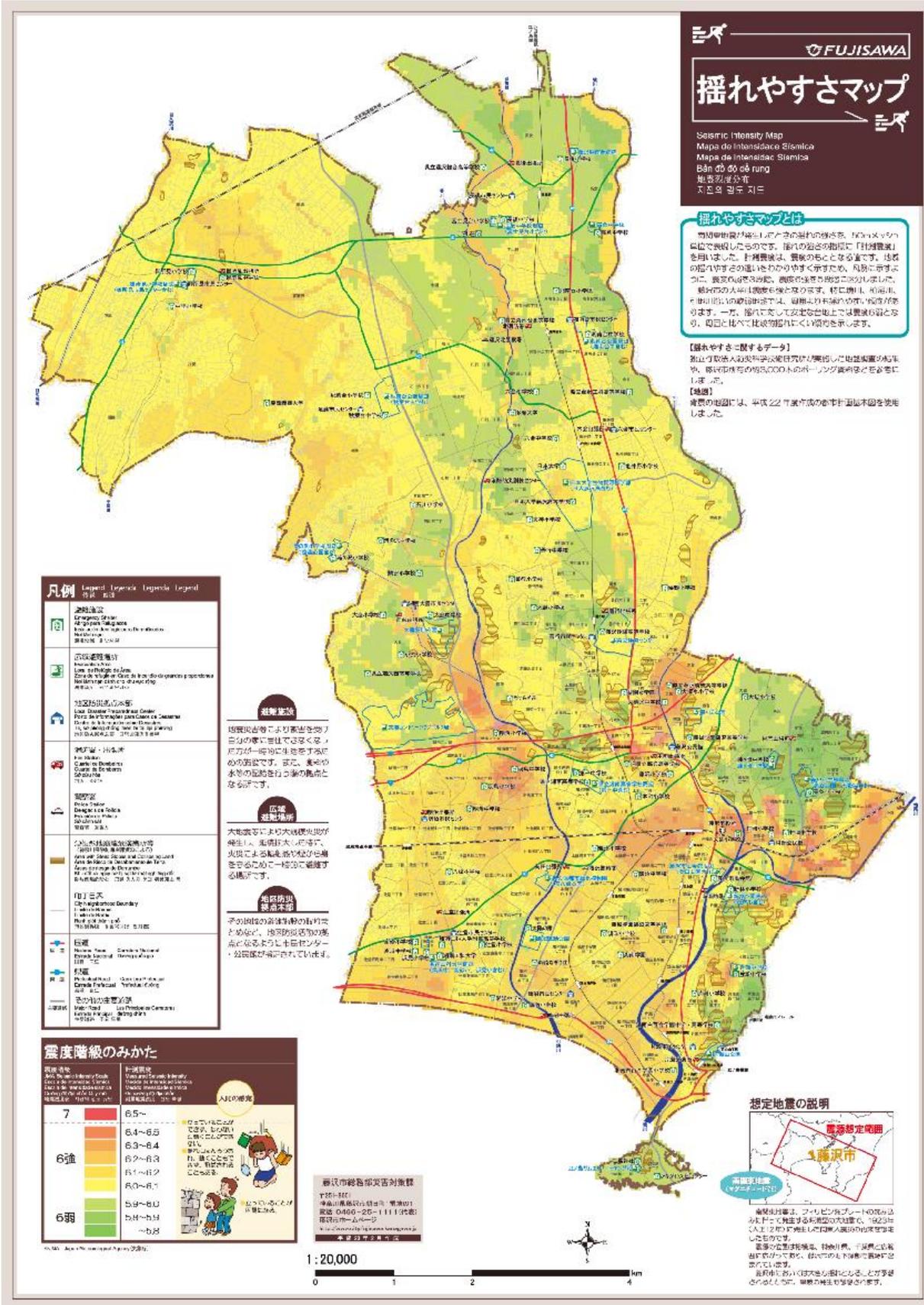
年月日	種別	被害の状況	摘要
平成 26.10.5	台風 18 号	1 家屋被害 床上浸水 57 件 床下浸水 73 件 一部損壊 1 件 2 建物地下浸水 1 件 3 道路冠水 127 件 4 土砂流出 8 件 5 道路損壊 9 件 6 崖崩れ 4 件 7 通行止め 29 件 8 車両水損 16 件 9 船舶被害 20 件 10 倒木 4 件	総雨量 10. 5 午前 5 時から 10. 6 午前 11 時まで 272.5mm(防災センター)
平成 27. 7. 3	集中豪雨	1 道路冠水 2 件	総雨量 7. 3 午前 9 時から 7. 4 午前 0 時まで 67.5mm(北消防署)
平成 27.8.17	竜巻	1 家屋損害 一部損壊 22 件 その他 9 件 非住宅被害 6 件 2 その他 車両損壊 2 件	最大瞬間風速 15.3m
平成 27.9.6	集中豪雨	1 住宅 床下浸水 1 件 2 道路冠水 7 件	総雨量 9. 6 午後 4 時から 9. 7 午前 7 時まで 64.0mm(防災センター)
平成 27.9.8	集中豪雨	1 道路冠水 3 件	総雨量 9. 8 午後 4 時から 9.10 午後 9 時まで 105.5mm(防災センター)
平成 27.12.11	集中豪雨	1 道路冠水 7 件 2 その他 1 件	総雨量 12.11 午後 5 時から 12.11 午後 6 時まで 64.5mm(防災センター)
平成 28.1.18	大雪	1 人的被害 6 件 (重症 1 中等症 4 軽症 1)	
平成 29.2.20	強風	1 人的被害 5 件 (中等症 2 軽症 3)	
平成 29.6.21	集中豪雨	1 人的被害 2 件 (中等症 1 軽症 1) 2 物的被害 2 件 (非住宅一部破損)	総雨量 6.21 午前 4 時～ 6.21 午前 11 時まで 36.0mm(防災センター)
平成 29.7.4	集中豪雨	1 物的被害 1 件 (車両水没 1 件)	総雨量 7.4 午後 8 時～ 7.4 午後 12 時まで 21.0mm(防災センター)
平成 29.8.1	集中豪雨	1 物的被害 18 件 (床上浸水 3 件 床下浸水 1 件) (道路冠水 10 件) (車両水没 3 件) (道路一部損壊 1 件)	総雨量 8.1 午後 2 時～ 8.1 午後 11 時まで 104.5mm(防災センター)
平成 29.9.16 ～9.18	台風 18 号	1 物的被害 6 件 (倒木 3 件) (電線障害 3 件)	総雨量 9.16 午後 21 時～ 9.18 午前 9 時まで 46.5mm(防災センター)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
平成 29. 10. 22 ～10. 23	台風 21 号	1 物的被害 23 件 (床下浸水 7 件) (非住宅被害 5 件) (道路冠水 4 件) (防波堤フェンス倒壊 1 件) (倒木 1 件) (電線障害 3 件) (車破損 1 件) (駐車場アスファルト損壊 1 件)	総雨量 10. 22 午前 5 時～ 10. 23 午後 5 時まで 131. 0mm(防災センター)
平成 30. 3. 9	集中豪雨	1 物的被害 5 件 (道路冠水 2 件) (車両水没 2 件) (河川溢水 1 件)	総雨量 3. 9 午前 0 時～ 3. 9 午前 3 時まで 29. 0mm(防災センター)
平成 30. 5. 13	集中豪雨	1 物的被害 1 件 (道路一部損壊 1 件)	総雨量 5. 13 午前 10 時～ 5. 13 午後 10 時まで 47. 0mm(防災センター)
平成 30. 9. 4 ～9. 5	台風 21 号	1 物的被害 5 件 (住宅一部破損 2 件) (非住宅一部破損 1 件) (電線等の切断 2 件)	総雨量 9. 4 午前 5 時～ 9. 5 午前 6 時まで 31. 0mm(防災センター) 最大瞬間風速 26. 4 m
平成 30. 9. 30 ～10. 1	台風 24 号	1 物的被害 80 件 (住宅一部破損 47 件) (非住宅一部破損 6 件) (倒木 4 件) (電線等の切断 6 件) (その他 17 件)	総雨量 9. 29 午後 4 時～ 10. 1 午後まで 45. 0mm(防災センター)
令和 1. 9. 8 ～9. 9	台風 15 号	1 人的被害 1 件(1 人) (軽傷 1) 2 物的被害 71 件 (住宅一部破損 38 件) (非住宅一部破損 13 件) (フェンス・堀等の破損 5 件) (電線等の障害 6 件) (倒木 5 件) (道路冠水 1 件) (その他 3 件)	総雨量 9. 8 午前 10 時～ 9. 9 午前 8 時まで 111. 5mm(防災センター) 瞬間最大風速 38. 4m
令和 1. 10. 11 ～10. 13	台風 19 号	1 人的被害 2 件(2 人) (軽傷 2) 2 物的被害 74 件 (住宅一部破損 24 件) (非住宅一部破損 10 件) (フェンス・堀等の破損 1 件) (電線等の障害 6 件) (倒木 13 件) (道路冠水 2 件) (その他 18 件)	総雨量 10. 11 午後 4 時～ 10. 13 午前 6 時まで 203. 0mm(防災センター) 瞬間最大風速 37. 6m
令和 2. 7. 11 ～7. 12	大雨	1 物的被害 3 件 (道路冠水 3 件)	総雨量 7. 11 午後 3 時～ 7. 12 午前 1 時まで 7. 5mm(防災センター)

年 月 日	種 別	被 害 の 状 況	摘 要
令和 3. 1. 6 ～1. 7	強風	1 人的被害 1 件(1人) (中等症 1人) 2 家屋被害 3 件 (半壊 1 件) (一部破損 2 件)	瞬間最大風速 24. 9m
令和 3. 2. 14 ～2. 15	大雨	1 物的被害 2 件 (道路冠水 2 件)	総雨量 2. 14 午後 10 時～ 2. 15 午後 9 時まで 83. 5mm(防災センター)
令和 3. 3. 13	大雨	1 物的被害 7 件 (床下浸水 1 件) (道路冠水 6 件)	総雨量 3. 13 午後 1 時～ 3. 13 午後 6 時まで 77. 5mm(防災センター)
令和 3. 7. 1 ～7. 4	大雨	1 物的被害 10 件 (倒木 2 件) (床下浸水 1 件) (道路冠水 1 件) (フェンス及び塀等の破損 1 件)	総雨量 7. 1 午前 1 時～ 7. 4 午後 10 時まで 331mm(防災センター)
令和 3. 10. 1 ～10. 2	台風 16 号	1 人的被害 3 件(3人) (中等症 2、軽症者 1)	総雨量 10. 1 午前 3 時～ 10. 2 午前 4 時まで 71mm(防災センター)
令和 3. 12. 1	大雨	1 人的被害 2 件(2人) (軽症者 2) 2 物的被害 8 件 (家屋一部破損 1 件) (道路冠水 7 件)	総雨量 12. 1 午前 3 時～ 12. 1 午前 8 時まで 39. 5mm(防災センター)
令和 4. 10. 7	大雨	1 物的被害 2 件 (床下浸水 1 件) (床上浸水 1 件)	総雨量 10. 7 午後 2 時～ 10. 7 午後 6 時まで 66. 5mm(防災センター)

資料：藤沢市消防年報（2023 年版）

資料2-9 揺れやすさマップ（地震ハザードマップ）



3. 情報収集・伝達

資料3-1 藤沢市防災行政無線局管理運用規程

改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、藤沢市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する藤沢市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和26年法律第131号。）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線局」 無線設備及び無線施設の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 「固定系親局」 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 「固定系第二親局」 固定系親局の使用出来なくなった時に、非常時に使用する設備をいう。
- (4) 「固定系子局」 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 「移動系基地局」 陸上移動局との通信を行うため、市役所内に開設した移動しない無線局をいう。
- (6) 「陸上移動局」 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する車載（車載携帯兼用）、可搬、携帯型の無線局をいう。
- (7) 「無線系」 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8) 「無線従事者」 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の配置)

第3条 無線局の配置は、別表第1、別表第2のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、防災安部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命をうけ、無線局の管理運用の業務を行うとともに使用管理者、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災政策課長の職にある者をもって充てる。

(使用管理者)

第6条 次のところには、使用管理者を置く。

- (1) 固定系親局、固定系第二親局及び移動系基地局の通信操作を行う課。
- (2) 陸上移動局を配置してある課及び出先機関。

- 2 使用管理者は、管理責任者の命をうけ、当該課及び出先機関に配置した無線局又は、施設等の管理、監督の業務を所掌する。
- 3 使用管理者は、第1項各号に掲げる無線局が置かれている課又は機関の長をもって充てる。ただし、固定系親局、固定系第二親局及び移動系基地局については防災政策課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、使用管理者の命を受け、所属の無線従事者及び通信取扱者を指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び保全に努める。
- 3 通信取扱責任者は、使用管理者が職員の中から指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置及び養成等)

第8条 総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置しなければならない。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意しなければならない。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成しなければならない。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(第1号様式の1及び2)の記載を行う。

- 2 移動系基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下、電波法及び関係法令を厳守し、法律に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく無線検査簿等の業務書類を管理保管しなければならない。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかななければならない。
- 3 管理責任者は、無線従事者(解)任届(第2号様式)の写しを常に整理保管しておくものとする。

(業務報告書)

第12条 無線従事職員は、無線業務日誌を管理責任者及び通信取扱責任者に提出しなければならない。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の通り保守点検を行う。

(1) 固定系

作動点検 通信取扱責任者が行う。

年点検 保守点検を1回行う。

(2) 移動系

週点検 通信取扱責任者が行う。

年点検 保守点検を2回行う。

2 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に合わせた総合通信訓練を行うものとする。

(2) 定期通信訓練を半年に一度行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等、伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

資料3-2 藤沢市防災行政無線局運用細則

改正 令和2年2月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、藤沢市防災行政無線局管理運用規程第13条の規定により、藤沢市防災行政無線局（固定系）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送事項)

第2条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報、災害の予報又は警報及び国民保護に関すること。
- (2) 藤沢警察署又は藤沢北警察署（以下「警察署」という。）から依頼された行方不明者の捜索や防犯等に関すること。
- (3) 公害発生時における注意報及び警報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(放送の方法)

第3条 放送は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 一斉放送 全域に放送する。
- (2) ブロック放送 地域を単位として特定地域のみ放送する。
- (3) 戸別放送 各小・中学校、自治会等に放送する。
- (4) ローカル（子局）放送 1の子局の放送範囲の地域に放送する。

(放送の種類)

第4条 放送の種類は、緊急放送、防犯放送及び一般放送とする。

- 2 緊急放送とは、第2条第1号に規定する事項とする。
- 3 防犯放送とは、第2条第2号に規定する事項とする。
- 4 一般放送とは、第2条第3号及び第4号に規定する事項とする。

(放送時間)

第5条 緊急放送は、必要に応じて時間帯を問わず行うものとする。

- 2 防犯放送は、午前8時から午後8時までの間のみ行うものとする。
- 3 一般放送は、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ行うものとする。
- 4 前3項によるもののほか、定時試験電波として毎日午後5時（1月から3月及び10月から12月については午後4時30分）にミュージックチャイムを放送する。

(津波広報の実施等)

第6条 相模湾・三浦半島に津波警報及び大津波警報が発表された際には、全国瞬時警報システムを介し、自動起動により日本語の津波広報を実施する。その後、速やかに手動起動により英語の津波広報を実施する。

2 相模湾・三浦半島に津波注意報が発表された際には、手動起動により日本語及び英語の津波広報を実施する。

(一般放送の依頼等)

第7条 課等の長は、その所属する事務について広報する必要があるときは、放送依頼書（第1号様式）により防災政策課長に依頼しなければならない。ただし、急を要する放送でその暇が

ないときは、口頭、電話等により依頼することができる。なお、口頭、電話等により依頼した場合には、放送後速やかに放送依頼書を提出しなければならない。

2 防災政策課長は、前項の規定により放送の依頼を受けたときは、その内容を検討し、適当と認めたとときに限り放送する。

3 前2項の規定について、当該日が藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第3条第1項及び同第7条第1項に規定する週休日又は休日であった場合、又は勤務日であっても同条例施行規則第2条の2第1項に規定する勤務時間外であった場合は、防災政策課長を警防課通信指令担当主幹と読み替えることとする。

(防犯放送の依頼等)

第8条 警察署から防犯放送の依頼を受ける場合には、放送依頼書(第1号様式)によるものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は防犯放送の依頼について準用する。

(戸別受信機)

第9条 戸別受信機の適正な運用管理は通信取扱責任者が行うものとする。

2 通信取扱責任者は、情報を適確に伝達するとともに、常に、伝達システムの整備に努めるものとする。

(放送の制限)

第10条 総括責任者は、災害の発生その他特別な理由のあるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録簿)

第11条 無線従事者は、放送を行ったときは関係書類を作成し、適正に整理保存する。

(その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

資料3-3 防災行政無線移動系設置状況

通番号	設置場所	呼出名称	区分
1	藤沢市役所本庁舎	ぼうさいふじさわ	基地局
2	遠藤市民センター	ぼうさいふじさわえんどう	前進基地局
3	市民病院（病院総務課）	ふじさわ 119	半固定型
4	健康医療部（保健所）（地域医療推進課）	ふじさわ 120	半固定型
5	片瀬市民センター	ふじさわ 201	半固定型
6	辻堂市民センター	ふじさわ 202	半固定型
7	明治市民センター	ふじさわ 203	半固定型
8	善行市民センター	ふじさわ 204	半固定型
9	六会市民センター	ふじさわ 205	半固定型
10	長後市民センター	ふじさわ 206	半固定型
11	御所見市民センター	ふじさわ 207	半固定型
12	湘南大庭市民センター	ふじさわ 208	半固定型
13	遠藤市民センター	ふじさわ 209	半固定型
14	湘南台市民センター	ふじさわ 210	半固定型
15	鶴沼市民センター	ふじさわ 211	半固定型
16	藤沢公民館	ふじさわ 212	半固定型
17	村岡公民館	ふじさわ 213	半固定型
18	南消防署鶴沼出張所	ふじさわ 301	半固定型
19	秩父宮記念体育館	ふじさわ 302	半固定型
20	辻堂浄化センター	ふじさわ 303	半固定型
21	大清水浄化センター	ふじさわ 304	半固定型
22	鶴沼運動施設事務所	ふじさわ 305	半固定型
23	秋葉台文化体育館	ふじさわ 306	半固定型
24	防災政策課	ふじさわ 101	半固定型
25	消防局（警防課）	ふじさわ 102	半固定型
26	市民自治部（市民自治推進課）	ふじさわ 103	半固定型
27	環境部（環境総務課）	ふじさわ 104	半固定型
28	秘書課	ふじさわ 105	半固定型
29	計画建築部（建設総務課）	ふじさわ 106	半固定型
30	総務部（行政総務課）	ふじさわ 107	半固定型
31	財務部（税制課）	ふじさわ 108	半固定型
32	教育部（教育総務課）	ふじさわ 109	半固定型
33	子ども青少年部（子育て企画課）	ふじさわ 110	半固定型
34	生涯学習部（生涯学習総務課）	ふじさわ 111	半固定型

35	経済部（産業労働課）	ふじさわ 112	半固定型
36	都市整備部（都市整備課）	ふじさわ 113	半固定型
37	道路河川部（道路河川総務課）	ふじさわ 114	半固定型
38	企画政策部（企画政策課）	ふじさわ 115	半固定型
39	下水道部（下水道総務課）	ふじさわ 116	半固定型
40	福祉部（福祉総務課）	ふじさわ 117	半固定型
41	行政委員会（議会事務局）	ふじさわ 118	半固定型
42	市長宅	ふじさわ 999	半固定型

資料3-4 MCA 無線設置状況

2023. 4. 1 現在

基地局(全3台)

通番号	名称	呼出番号	通番号	名称	呼出番号	通番号	名称	呼出番号	通番号	名称	呼出番号	通番号	名称	呼出番号
1	防災政策課	998	34	大庭小学校	218	72	防災政策課	256	110	高齢者支援課	500	148	湘風園	538
2	教育部	997	35	藤沢小学校	219	73	防災政策課	257	111	山内病院	501	149	ライフ湘南	539
3	建築総務課	999	36	大清水小学校	220	74	藤沢市医師会	258	112	サポートセンターウィング	502	150	湘南セシリア	540
半固定局(全173台)			37	大清水中学校	221	75	藤沢警察署	259	113	湘南太平台病院	503	151	湘南ゆうき村	541
通番号	名称	呼出番号	38	藤ヶ岡中学校	222	76	藤沢北警察署	260	114	湘南ホスピタル	504	152	よし介工芸館	542
1	市民自治推進課	100	39	本町小学校	223	77	藤沢市保健所・地域保健	261	115	湘南中央病院	505	153	ハートピア湘南	543
2	六会市民センター	101	40	第一中学校	224	78	保健医療センター・総務課	262	116	藤沢脳神経外科	506	154	エール湘南	544
3	片瀬市民センター	102	41	明治小学校	225	79	藤沢市建設業協会	263	117	湘南長寿園病院	507	155	藤沢市社会福祉協議会	545
4	明治市民センター	103	42	羽鳥小学校	226	80	薬剤師会	301	118	藤沢湘南台病院	508	156	ふれあいの桜	546
5	御所見市民センター	104	43	明治中学校	227	81	湘南白百合高等学校	302	119	湘南第一病院	509	157	藤沢愛光園	547
6	遠藤市民センター	105	44	羽鳥中学校	228	82	湘南白百合小学校	303	120	藤沢御所見病院	510	158	藤沢富士白苑	548
7	長後市民センター	106	45	善行小学校	229	83	江の島神社	304	121	芭蕉園	511	159	プロップ	549
8	辻堂市民センター	107	46	大庭小学校	230	84	太陽の家	305	122	村岡ホーム	512	160	クロバーヴィラ	550
9	善行市民センター	108	47	善行中学校	231	85	藤沢市民会館	306	123	藤沢特別養護老人ホーム	513	161	カメラ藤沢SST	551
10	湘南大庭市民センター	109	48	駒寄小学校	232	86	藤嶺学園鶴沼高等学校	307	124	鶴生園	514	162	かつらはら	552
11	湘南台市民センター	110	49	小糸小学校	233	87	湘南学園	308	125	湘南希望の郷	515	163	関野記念鶴生園	553
12	鶴沼市民センター	111	50	大庭小学校	234	88	湘南なぎさ荘	309	126	湘南あおぞら	516	164	救急ワークステーション	554
13	藤沢公民館	112	51	滝の沢小学校	235	89	湘南工科大学	310	127	ライフケアセンターまどか	517	165	藤沢聖苑	555
14	村岡公民館	113	52	大庭中学校	236	90	藤沢清流高等学校	311	128	湘南マロニエ	518	166	グランツ遠藤	651
15	片瀬しおさいセンター	114	53	滝の沢中学校	237	91	藤嶺学園藤沢高等学校	312	129	第3藤沢ひまわり	519	167	藤が岡の家	652
16	学校施設課	200	54	俣野小学校	238	92	湘南高等学校	313	130	藤沢市民病院	520	168	済美館	653
17	片瀬小学校	201	55	亀井野小学校	239	93	ふじさわ爽風舎	314	131	湘南だいち	521	169	藤沢支援学校	654
18	片瀬中学校	202	56	天神小学校	240	94	やすらぎ荘	315	132	藤沢病院	522	170	防災政策課	655
19	鶴南小学校	203	57	石川小学校	241	95	藤沢翔絵高等学校	316	133	クロバーホスピタル	523	171	防災政策課	656
20	鶴洋小学校	204	58	六会小学校	242	96	聖園女学院	317	134	南休日夜間急病診療所	524	172	日本大学藤沢小学校	657
21	鶴沼小学校	205	59	六会中学校	243	97	藤沢西高等学校	318	135	北休日夜間急病診療所	525	173	白浜養護学校	905
22	鶴沼中学校	206	60	湘南台小学校	244	98	湘南海上保安署	319	136	白鷺苑	526			
23	辻堂小学校	207	61	湘南台中学校	245	99	日本大学藤沢高等学校	320	137	グリーンライフ湘南	527			
24	浜見小学校	208	62	秋葉台小学校	246	100	日本大学	321	138	睦愛園	528			
25	高砂小学校	209	63	秋葉台中学校	247	101	多摩大学	322	139	ラポール藤沢	529			
26	八松小学校	210	64	長後小学校	248	102	湘南台高等学校	323	140	みどりの園	530			
27	湘洋中学校	211	65	富士見台小学校	249	103	藤沢工科高等学校	324	141	ガーデンア・こしよみ	531			
28	高浜中学校	212	66	長後中学校	250	104	慶應大学	325	142	藤沢ケアセンター	532			
29	新林小学校	213	67	高倉中学校	251	105	藤沢総合高等学校	326	143	障がい者支援課	533			
30	村岡小学校	214	68	御所見小学校	252	106	こぶし荘	327	144	かりん	534			
31	高谷小学校	215	69	中里小学校	253	107	石名坂温水プール	328	145	清流苑	535			
32	村岡中学校	216	70	御所見中学校	254	108	北部環境事業所	329	146	ケアパーク湘南台	536			
33	大庭小学校	217	71	座間自衛隊	255	109	湘南工科大附属高校	330	147	湘南わかば苑	537			

携帯型(全50台)

広域避難場所

通番号	名称	呼出番号
1	六会市民センター (日本大学)	601
2	片瀬市民センター (サムエル・コッキング)	602
3	片瀬市民センター (片瀬山公園)	603
4	片瀬市民センター (片瀬中学校)	604
5	明治市民センター (芙蓉カントリークラブ)	605
6	明治市民センター (神台公園)	650
7	御所見市民センター (御所見小学校周辺)	606
8	遠藤市民センター (秋葉台公園周辺)	607
9	長後市民センター (高倉中学校)	608
10	長後市民センター (藤沢湘南台病院)	609
11	長後市民センター (長後中学校周辺)	610
12	辻堂市民センター (湘南工科大学周辺)	611
13	辻堂市民センター (長久保公園)	612
14	善行市民センター (県立体育センター)	613
15	湘南大庭市民センター (大庭城址公園)	614
16	湘南大庭市民センター (滝の沢小学校周辺)	615
17	湘南台市民センター (湘南台公園周辺)	616
18	鶴沼市民センター (市民会館周辺)	617
19	鶴沼市民センター (鶴沼運動公園)	618
20	藤沢公民館 (翠ヶ丘公園)	619
21	藤沢公民館 (湘南高校周辺)	620
22	村岡公民館 (藤ヶ岡中学校)	621
23	村岡公民館 (新林公園周辺)	622
24	村岡公民館 (高谷小学校周辺)	623
25	北部区画整理事務所	624
26	西北部総合整備事務所	625
27	道路管理課	626
28	建築指導課	627
29	建築指導課	628
30	道路管理課	629
31	藤沢駅周辺地区整備担当	630
32	道路整備課	631
33	道路整備課	632
34	河川水路課	633
35	道路管理課	634
36	下水道管路課	635
37	長後地区整備事務所	636

排水ポンプ操作班

通番号	名称	呼出番号
38	公共建築課	637
39	建設総務課	638
40	資産管理担当	639
41	都市計画課	640
42	公園課	641
43	建設総務課	642
44	建設総務課	643
45	建設総務課	644
46	住宅政策課	645
47	建設総務課	646
48	公共建築課	647
49	北部補修担当	648
50	都市整備課	649

車載型(全7台)

通番号	名称	呼出番号
1	防災政策課	901
2	教育総務課	902
3	教育総務課	903
4	教育総務課	904
5	防犯交通安全課	906
6	学校施設課	907
7	学校施設課	908

資料3-5 防災関係機関の連絡先一覧表

神奈川県

令和4年8月1日現在

部局名	課名	グループ名等	電話 FAX 衛星電話番号	住所
くらし安全 防災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414	横浜市中区 日本大通1
			045-210-8829	
			9-400-9200	
		企画調整グループ	045-210-3418	
			045-210-8829	
			9-400-9300	
		情報通信グループ	045-210-3441	
			045-210-8829	
			9-400-9302・9303	
くらし安全 防災局 防災部	危機管理防災課	調整グループ	045-210-3425	
			045-210-8829	
			9-400-9304	
		計画グループ	045-210-5945	
			045-210-8829	
			—	
		応急対策グループ	045-210-3430	
			045-210-8829	
			9-400-9301	
		訓練指導グループ	045-210-3433	
			045-210-8829	
			—	
	消防保安課	企画グループ	045-210-3444	
			045-210-8829	
			—	
		消防グループ	045-210-3436	
			045-210-8829	
			9-400-9305	
		LPガス・火薬・電気グループ	045-210-3475	
			045-210-8830	
			—	
高圧ガス・コンビナートグループ	045-210-3479			
	045-210-8830			
	9-400-9225			

県出先関係機関

機関名	部・課名	電話 FAX 衛星電話番号	住所
湘南地域県政総合センター	県民・防災課	0463-22-2711	平塚市西八幡 1-3-1
		0463-23-0599	
		9-405-9210 (防災課長)	
		9-405-9206 (県民課長)	
藤沢土木事務所	河川砂防第2課	0466-26-2124	藤沢市鵜沼石上 2-7-1
		0466-26-4853	
		9-411-9230 (所長)	
企業庁藤沢水道営業所	管理・料金課	0466-27-1211	藤沢市鵜沼石上 2-6-1
		0466-25-2079	
		9-411-9319、9306 (配水課)	
藤沢警察署	警備課	0466-24-0110	藤沢市本鵜沼 4-1-8
		0466-24-0110	
藤沢北警察署	警備課	0466-45-0110	藤沢市円行 2-5-1
		0466-45-0110	

指定地方行政機関

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第2課	048-600-6000	埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1
		内線 5541・5542	
関東財務局 横浜財務事務所	総務課	045-681-0931	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
		045-681-0564	
関東信越地方厚生局	総務課	048-740-0711	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1
		048-601-1325	
関東農政局 神奈川県拠点	地方参事官室	045-211-0584	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
		045-201-8184	
関東森林管理局	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
		027-210-1154	
東京神奈川森林管理署	総務グループ	0463-32-2867	平塚市立野町 38-2
		0463-32-2868	
関東経済産業局	総務企画部 総務課	048-600-0213	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1
		048-601-1310	
関東運輸局	安全防災・ 危機管理課	045-211-7269	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
		045-681-3328	
関東運輸局 (神奈川運輸支局)	総務企画担当	045-939-6800	横浜市都筑区池辺町 3540
		045-932-3228	
東京航空局	安全企画・ 保安対策課	03-5275-9316	東京都千代田区九段南 1-1-15
		03-3221-3671	
東京航空交通管制部	総務課	04-2992-1181	埼玉県所沢市並木 1-12
		04-2992-1925	
第三管区海上保安本部	総務部 総務課	045-211-0776	横浜市中区北仲通 5-57
		045-201-7045	

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
横浜海上保安本部	—	045-671-0118	横浜市中区新港 1-2-1
		045-671-0118	
横浜地方気象台	防災管理官	045-621-1999	横浜市中区山手町 99
		045-629-6562	
関東総合通信局	防災対策推進室	03-6238-1790・1791	東京都千代田区九段南 1-2-1
		03-6238-1769	
神奈川労働局	労働基準部 安全課	045-211-7352	横浜市中区北仲通 5-57
		045-211-0048	横浜第 2 合同庁舎
関東地方整備局	企画部 防災課	048-600-1333	埼玉県さいたま市中央区新都 心 2-1
		048-600-1376	

指定公共機関

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
日本郵便（株） 神奈川郵便局	総務部	045-565-5001	横浜市神奈川区新浦島町 2-1-10
		045-565-5030	
日本郵便（株） 藤沢郵便局	—	0466-23-2401	藤沢市藤沢 115-2
		0466-24-5534	
日本郵便（株） 藤沢北郵便局	—	0466-44-5101	藤沢市高倉 1220
		0466-45-5573	
日本郵便（株） 湘南モルフィル郵便局	—	0466-47-8759	藤沢市辻堂新町 4-1-1
		0466-47-8726	

自衛隊

部隊名（駐屯地名）	室・課（科）名	電話 FAX	住所
陸上自衛隊東部方面混成団 （武山駐屯地）	団本部第 3 科	046-856-1291 内線 448	横須賀市御幸浜 1-1
		046-856-1291 内線 425	
陸上自衛隊第 4 施設群 （座間駐屯地）	群本部第 3 科	046-253-7670 内線 2654	相模原市南区新戸 2958
		046-253-7670 内線 2669	
陸上自衛隊第 1 師団司令部 （練馬駐屯地）	第 3 部 防衛班	03-3933-1161	東京都練馬区北町 4-1-1
		—	
陸上自衛隊第 1 2 旅団 司令部（相馬原駐屯地）	第 3 部 防衛班	0279-54-2011	群馬県北群馬郡
		—	榛東村大字新井 1017-2
陸上自衛隊東部方面總監部 （朝霞駐屯地）	防衛部防衛課 運用班	048-460-1711	東京都練馬区大泉学園町
		—	
自衛隊神奈川地方協力本部	企画広報室	045-662-9476	横浜市中区山下町 253-2
		045-662-9498	

部隊名（駐屯地名）	室・課（科）名	電話 FAX	住所
海上自衛隊横須賀地方 総監部（横須賀基地）	防衛部第3幕僚室	046-822-3500	横須賀市西逸見町1丁目 無番地
		046-823-1009	
		—	
陸上自衛隊東部方面航空隊 （立川駐屯地）	航空隊本部第3科	0425-24-9321 —	東京都立川市緑町5
陸上自衛隊中央輸送業務隊 （横浜駐屯地）	運用科	045-335-1151 —	横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
陸上自衛隊富士教導団 （富士駐屯地）	団本部第3科	0550-75-2311 —	静岡県駿東郡小山町須走 481-27
陸上自衛隊通信学校 （久里浜駐屯地）	企画室	046-841-3300 —	横須賀市久比里2-1-1

報道機関

機関名	部・課名	電話 FAX	住所
日本放送協会 横浜放送局	放送部ニュース	045-211-0737	横浜市中区山下町281
		045-201-7867	
(株)アール・エフ・ ラジオ日本	—	045-231-1531	横浜市中区長者町5-85
		045-231-1457	
(株)テレビ神奈川	報道部	045-651-1711	横浜市中区太田町2-23
		045-641-1911	
	湘南支局（神奈川新 聞湘南総局内）	0463-23-1188 0463-23-1188	平塚市堇平1-10
横浜エフエム放送（株）	—	045-224-1000	横浜市みなとみらい2-2-1
		045-224-1011	
藤沢エフエム放送（株）	—	0466-25-7000	藤沢市朝日町1-1
		0466-25-7511	藤沢市役所分庁舎1階
(株)ジェイコム 湘南・神奈川 湘南・鎌倉局	—	0466-60-7200	藤沢市辻堂神台2-2-41
		0466-37-4251	

機関名	藤沢支局		横浜支局	
	電話	FAX	電話	FAX
朝日新聞	26-4911	26-4912	045-681-6101	045-641-9696
神奈川新聞	27-4892	27-8410	045-227-0140	045-227-0150
産経新聞	22-7545	22-7545	045-681-0921	045-224-6856
東京新聞	28-8359	28-8359	045-201-1151	045-210-1046
毎日新聞	22-2601	22-2601	045-211-2471	045-211-2476
読売新聞	0467-32-6861	0467-32-6894	045-201-7992	045-201-8341

ライフライン及び交通関係

機関名	電話	FAX
東日本電信電話（株）神奈川事業部	045-212-8945	045-212-8976
東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社	045-394-1233	045-212-8800
東京ガス（株）湘南導管ネットワークセンター	83-7940	82-7203
企業庁藤沢水道営業所	27-1211	25-2079
東日本旅客鉄道（株）藤沢駅	27-2078	27-2078
東日本旅客鉄道（株）辻堂駅	36-8481	36-4711
小田急電鉄（株）藤沢駅	22-2759	22-3056
小田急電鉄（株）湘南台駅	45-4738	46-1384
江ノ島電鉄（株）藤沢駅	23-2355	23-2355
（株）江ノ電バス藤沢湘南営業所	55-1001	55-3411
神奈川中央交通東（株）藤沢営業所	36-5121	33-5190
横浜市営地下鉄湘南台駅	45-6851	45-6851
相模鉄道（株）湘南台駅	45-4738	46-1384
湘南モノレール（株）	0467-45-3181	0467-44-5799

資料3-6 災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日 消防防第 246 号消防庁長官
最終改正 令和 5 年 5 月消防防第 55 号

第 1 総則

1. 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第 267号）の定めるところによるものとする。

2. 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防防第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3. 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4. 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5. 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1. 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2. 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未

満のものとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3. 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4. その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能

になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5. 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6. 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害

とする。

- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7. 備考

- (1) 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
報 告 者 名			畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
学 校				箇 所			
病 院				箇 所			
道 路				箇 所			
橋 り ょ う				箇 所			
河 川				箇 所			
港 湾				箇 所			
砂 防				箇 所			
清 掃 施 設				箇 所			
鉄 道 不 通				箇 所			
被 害 船 舶				隻			
水 道				戸			
電 話				回 線			
電 気				戸			
ガ ス				戸			
ブ ロ ッ ク 塀 等				箇 所			
他							
住 家 被 害		棟		り 災 世 帯 数		世 帯	
全 壊		世帯		り 災 者 数		人	
半 壊		人		火 災 発 生		建 物 件	
一 部 破 損		棟		危 険 物 件			
床 上 浸 水		世帯		そ の 他 件			
床 下 浸 水		人					
非 住 家		棟					
公 共 建 物		棟					
そ の 他		棟					

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 對 策 市 町 村 本 部 名	設 置	月	日 時	
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時	
公 共 土 木 施 設	千 円		計 団 体					
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円							
小 計	千 円							
公共施設被害市町村数		団 体		計 団 体				
そ の 他	農 産 被 害	千 円						
	林 産 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円		災 害 對 策 市 町 村 本 部 名	計 団 体			
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
					計 団 体			
そ の 他	千 円			消 防 職 員 出 動 延 人 数				
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
災害の概況								
消防機関の活動状況								
その他（避難指示等の状況）								

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
区分									
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他被害		千円							
被害総額		千円							
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
軽傷		人								
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
水道	戸									

発生年月日		災害名					計
区分							
電	話	回線					
	気	戸					
	ガス	戸					
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り	災世帯数	世帯					
り	災者数	人					
	公立文教施設	千円					
	農林水産業施設	千円					
	公共土木施設	千円					
	その他の公共施設	千円					
小	計	千円					
	公共施設被害市町村数	団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

資料3-7 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防長長官
最終改正 令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1. 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2. 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3. 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に

報告をするものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4. 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された

既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5. 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1. 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- （ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- （イ）負傷者が5名以上発生したもの
- （ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- （エ）500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- （オ）海上、河川への危険物等流出事故
- （カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- （ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- （イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- （ウ）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- （エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2. 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を

含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3. 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4. 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1. 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2. 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3. 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4. 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) リ災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)	
		重 症	人 (人)	
		中 等 症	人 (人)	
		軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事 業 所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消 防 本 部 (署)	台 人
			消 防 団	台 人
			消 防 防 災 ヘ ラ コ プ タ ー	機 人
			海 上 保 安 庁	人
			自 衛 隊	人
	そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）

不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要介護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人		軽傷		人	半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人				一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		災害名		都道府県		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		
都道府県	災害名	報告番号	報告日	報告時	報告者	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	
			() 月 日	時現在																		
区	被害種別	被害者	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	被害種別	被害数	被害額	
死	死亡	人		死	人			死	人				死	人					死	人		
行方不明者	行方不明者	人		行方不明者	人			行方不明者	人				行方不明者	人					行方不明者	人		
重傷者	重傷者	人		重傷者	人			重傷者	人				重傷者	人					重傷者	人		
軽傷者	軽傷者	人		軽傷者	人			軽傷者	人				軽傷者	人					軽傷者	人		
全壊	全壊	棟		全壊	棟			全壊	棟				全壊	棟					全壊	棟		
半壊	半壊	棟		半壊	棟			半壊	棟				半壊	棟					半壊	棟		
一部破損	一部破損	棟		一部破損	棟			一部破損	棟				一部破損	棟					一部破損	棟		
床上浸水	床上浸水	棟		床上浸水	棟			床上浸水	棟				床上浸水	棟					床上浸水	棟		
床下浸水	床下浸水	棟		床下浸水	棟			床下浸水	棟				床下浸水	棟					床下浸水	棟		
公共建物	公共建物	棟		公共建物	棟			公共建物	棟				公共建物	棟					公共建物	棟		
その他の	その他の	棟		その他の	棟			その他の	棟				その他の	棟					その他の	棟		
住家被害	住家被害	棟		住家被害	棟			住家被害	棟				住家被害	棟					住家被害	棟		
非住家	非住家	棟		非住家	棟			非住家	棟				非住家	棟					非住家	棟		
計	計	棟		計	棟			計	棟				計	棟					計	棟		
119番通報件数	119番通報件数	件		119番通報件数	件			119番通報件数	件				119番通報件数	件					119番通報件数	件		

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料3-8 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月31日改定)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

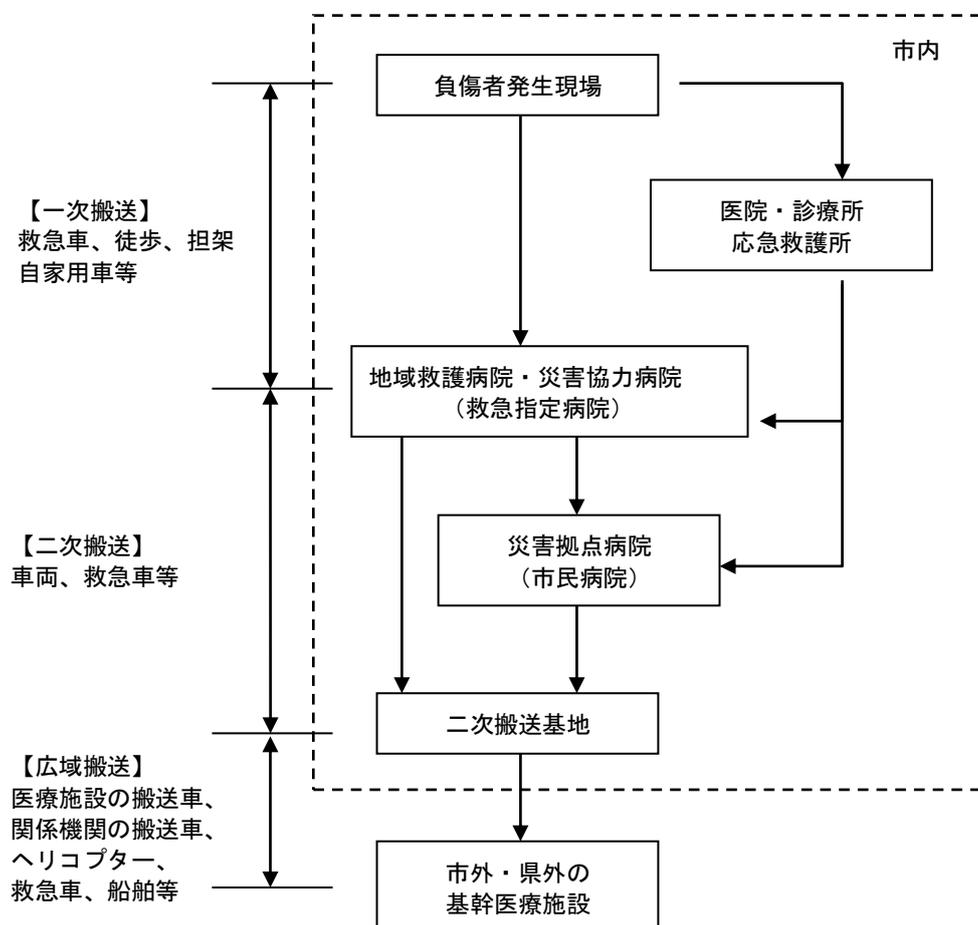
●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

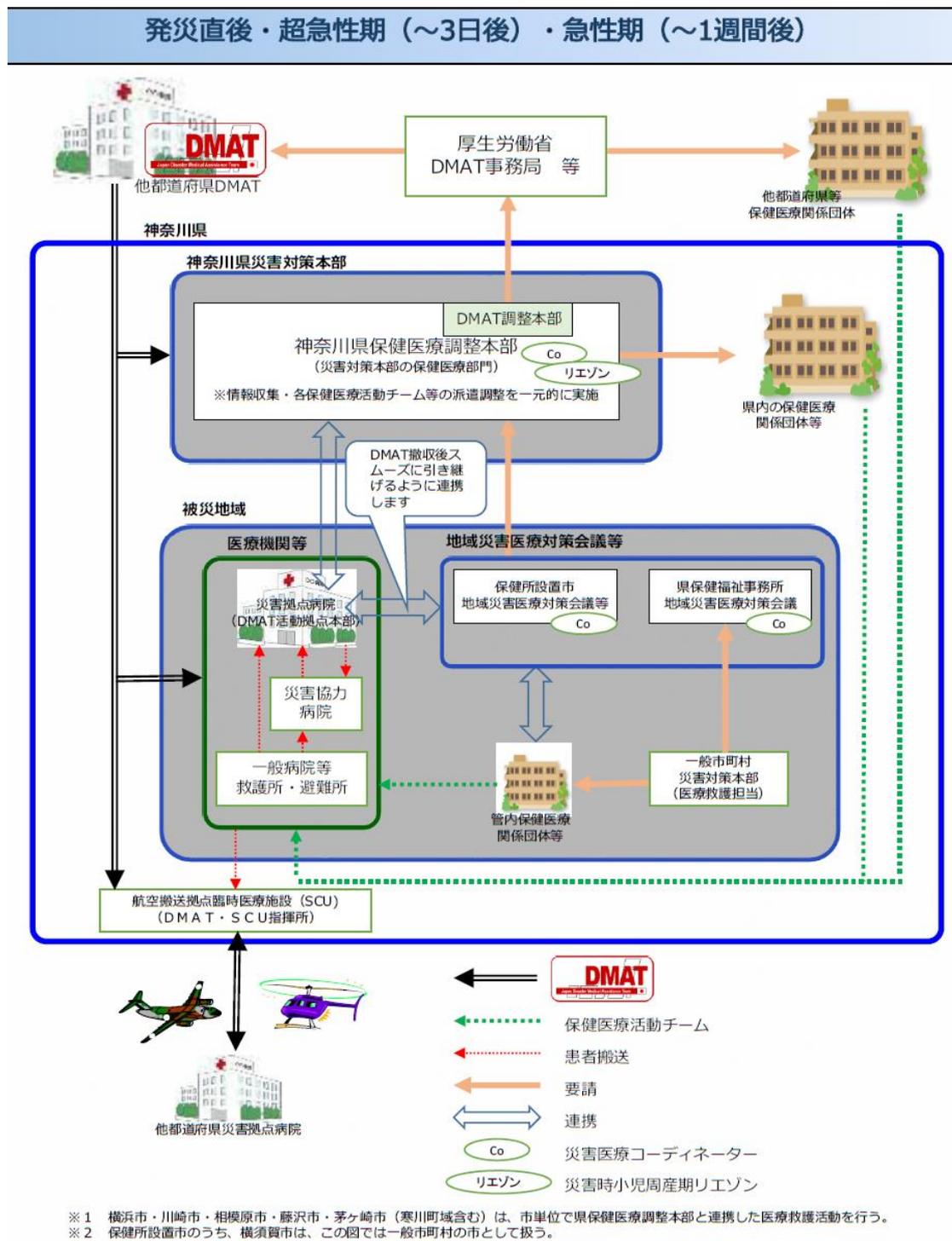
4. 医療救護

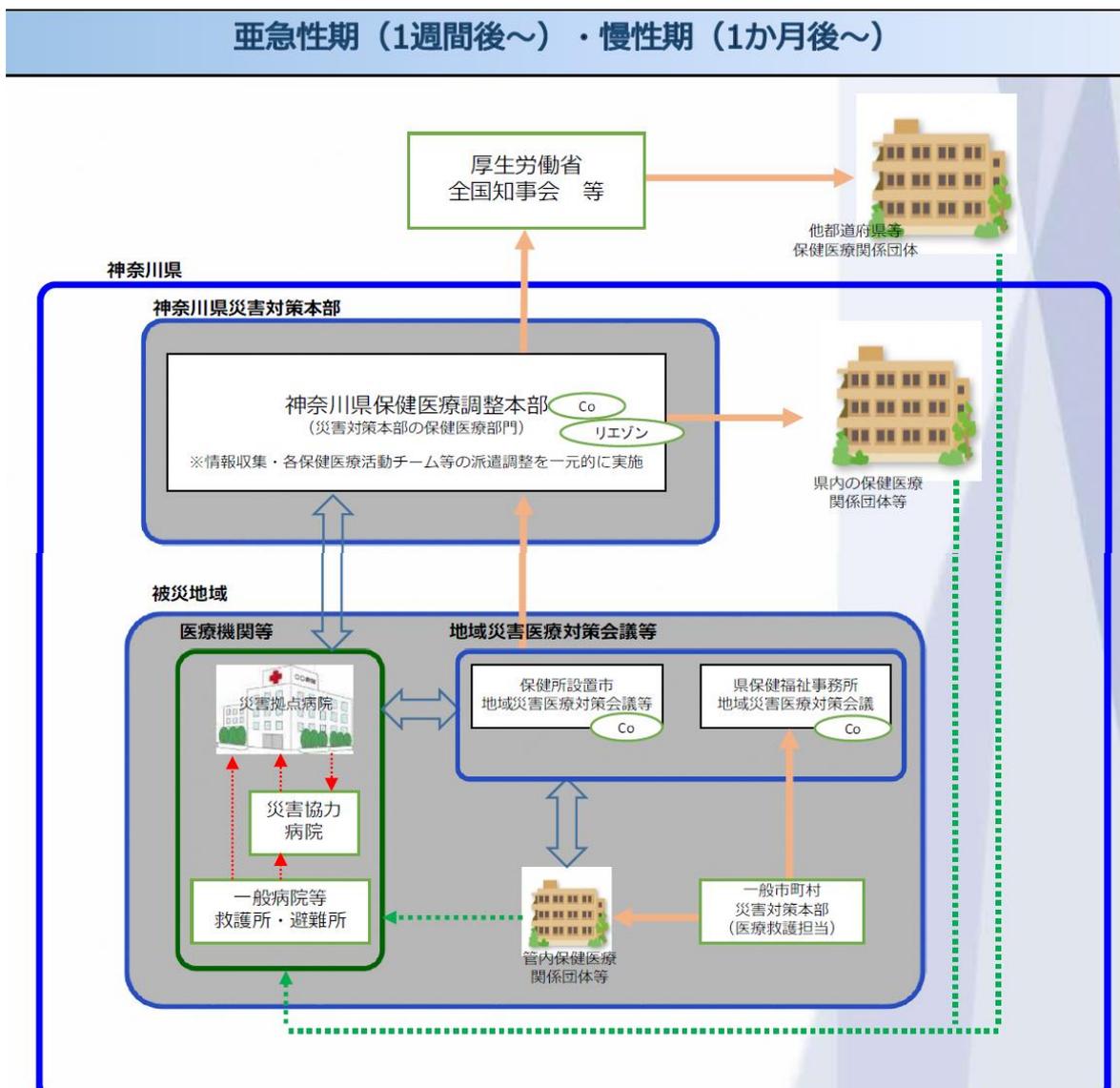
資料4-1 医療救護体制



資料4-2 災害時医療救護体制概念図

医療救護体制図





神奈川県保健医療救護計画 概要版（令和2年10月改定）

資料4-3 市内の医療機関一覧表

令和4年4月1日現在

区分	医療機関分類	施設名称	所在地
災害拠点病院	病院	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1
災害協力病院	病院	湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台 1-5-1
災害協力病院 地域救護病院	病院	藤沢脳神経外科病院	藤沢市片瀬 2-15-36
	病院	藤沢湘南台病院	藤沢市高倉 2345
	病院	藤沢御所見病院	藤沢市瀬郷 580
	病院	湘南中央病院	藤沢市羽鳥 1-3-43
地域救護病院	病院	山内病院	藤沢市南藤沢 4-6
	病院	藤沢病院	藤沢市小塚 383
	病院	クローバーホスピタル	藤沢市鶴沼石上 3-3-6
	病院	湘南太平台病院	藤沢市辻堂太平台 2-13-27
	病院	湘南ホスピタル	藤沢市辻堂 3-10-2
	病院	湘南長寿園病院	藤沢市白旗 1-11-1
	病院	湘南第一病院	藤沢市湘南台 1-19-7

資料4-4 県内の災害拠点病院一覧表

令和4年7月1日現在

	保健医療圏	病院名	所在地	許可病床数
1	横浜北部	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	584
2	横浜北部	横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	650
3	横浜北部	昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	689
4	横浜北部	済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	562
5	横浜西部	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	518
6	横浜西部	けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	410
7	横浜西部	横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢 1-1	650
8	横浜西部	国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	510
9	横浜南部	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	726
10	横浜南部	済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	500
11	横浜南部	横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	674
12	横浜南部	横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	565
13	横浜南部	横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	634
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	1,175
15	川崎北部	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子 5-1-1	400
16	川崎北部	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	713
18	川崎南部	関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町 1-1	610
19	川崎南部	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉 1-396	372
20	川崎南部	川崎市立井田病院	川崎市中原区井田 2-27-1	383
21	相模原	北里大学病院	相模原市北里 1-15-1	1,135
22	相模原	相模原協同病院	相模原市橋本 2-8-18	400
23	相模原	相模原赤十字病院	相模原市津久井町中野 256	132
24	横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	740
25	横須賀・三浦	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	482
26	横須賀・三浦	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本 1370-1	658
27	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	536
28	湘南東部	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	401
29	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	804
30	湘南西部	平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	416
31	湘南西部	秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	320
32	県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	347
33	県央	大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	403
34	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	296
35	県西	小田原市立病院	小田原市久野 46	417
計		35 病院		19,188

資料：神奈川県 HP

資料4-5 県内の災害協力病院一覧表

令和2年5月1日現在

	病院名	所在地
1	菊名記念病院	横浜市港北区菊名4-4-27
2	高田中央病院	横浜市港北区高田西2-6-5
3	汐田総合病院	横浜市鶴見区矢向1-6-20
4	大口東総合病院	横浜市神奈川区入江2-19-1
5	聖隷横浜病院	横浜市保土ヶ谷区岩井町215
6	上白根病院	横浜市旭区上白根2-65-1
7	戸塚共立第1病院	横浜市戸塚区戸塚町116
8	戸塚共立第2病院	横浜市戸塚区吉田町579-1
9	国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡1-28-1
10	戸塚共立リハビリテーション病院	横浜市泉区和泉中央北1-40-34
11	新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢字都古255
12	宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13
13	日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1
14	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36
15	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本1370-1
16	藤沢湘南台病院	藤沢市高倉2345
17	藤沢御所見病院	藤沢市瀬郷580
18	藤沢脳神経外科病院	藤沢市片瀬2-15-36
19	東名厚木病院	厚木市船子232
20	仁厚会病院	厚木市中町3-8-11
21	南大和病院	大和市下和田1331-2
22	海老名総合病院	海老名市河原口1320
23	相模原病院	相模原市南区桜台18-1
24	東芝林間病院	相模原市南区上鶴間7-9-1
25	山近記念総合病院	小田原市小八幡3-19-14
26	牧野記念病院	横浜市緑区鴨居2-21-11
27	横浜鶴ヶ峰病院	横浜市旭区川島町1764
28	神奈川県立循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東6-16-1
29	太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50
30	湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台1-5-1
31	湘南中央病院	藤沢市羽鳥1-3-43
32	伊勢原協同病院	伊勢原市田中345

	病院名	所在地
33	小澤病院	小田原市本町1-1-17
34	東横浜病院	横浜市神奈川区羽沢町888
35	横浜総合病院	横浜市青葉区鉄町2201-5
36	東戸塚記念病院	横浜市戸塚区品濃町548-7
37	平成横浜病院	横浜市戸塚区戸塚町550
38	西横浜国際総合病院	横浜市戸塚区汲沢町56
39	総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1丁目16-7
40	麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6丁目25-1
41	川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2丁目27-1
42	川崎幸病院	川崎市幸区大宮町31-27
43	川崎共同病院	川崎市川崎区桜本2丁目1-5
44	茅ヶ崎徳洲会病院	茅ヶ崎市幸町14-1
45	湘南東部総合病院	茅ヶ崎市西久保500番地
46	寒川病院	高座郡寒川町宮山193
47	湘南厚木病院	厚木市温水118-1
48	座間総合病院	座間市相武台1丁目50-1

資料：神奈川県保健医療救護計画

資料4-6 医療機関施設状況一覧

区分	医療機関分類	施設名称	所在地	病床数 (床)	透析ベット (床)	受水槽 容量※1 (m ³)	透析必要 水量※2 (ℓ/日)
災害拠点病院	病院	藤沢市民病院	藤沢 2-6-1	536	20	374	15,400
災害協力病院	病院	湘南藤沢徳洲会病院	辻堂神台 1-5-1	419	50	135	22,920
災害協力病院 地域救護病院	病院	藤沢脳神経外科病院	片瀬 2-15-36	55	—	12.75	—
	病院	藤沢湘南台病院	高倉 2345	330	—	63	—
	病院	藤沢御所見病院	瀬郷 580	154	12	40	11,057
	病院	湘南中央病院	羽鳥 1-3-43	199	35	55	13,371
地域救護病院	病院	山内病院	南藤沢 4-6	99	—	20	—
	病院	藤沢病院	小塚 383	420	—	106	—
	病院	クローバーホスピタル	鶴沼石上 3-3-6	170	—	70	—
	病院	湘南太平台病院	辻堂太平台 2-13-27	79	—	39	—
	病院	湘南ホスピタル	辻堂 3-10-2	104	—	45	—
	病院	湘南長寿園病院	白旗 1-11-1	120	—	49	—
	病院	湘南第一病院	湘南台 1-19-7	94	—	14	—
透析医療機関	診療所	藤沢湘南台クリニック	湘南台 2-8-11	—	43	0.6	17,486
	診療所	望星藤沢クリニック	辻堂新町 3-7-20	—	40	12	18,154
	診療所	藤沢メディカルクリニック	鶴沼石上 1-12-13	—	37	18	12,703
	診療所	湘南星和クリニック	遠藤 641-14	—	38	9	13,834
	診療所	湘南台じんクリニック	湘南台 1-10-6	—	23	—	9,669
	診療所	ふじさわ駅前ファミリークリニック	藤沢 221-1	—	—	—	—
	診療所	THP メディカルクリニック	藤沢 498	—	15	4	2,366
	診療所	湘南台東口クリニック	湘南台 1-1-1	—	20	1.5	4,474
	診療所	ありあけ内科クリニック	鶴沼松が岡 4-15-27	—	15	5	1,029

※1 自己申告に基づく

※2 平成 28 年 2 月時点の通院・入院患者数より算出。

すべての通院・入院患者が透析実施と仮定。(通院患者=週 3 回、入院患者=週 7 回とする。1 回 120 ℓを使用。)

5. 自主防災

資料5-1 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱

制定 昭和61年 3月31日
最終改正 令和4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を推進するため、この組織が行う事業に対し、予算の範囲内において資機材整備補助金、資機材再整備補助金及び資機材再々整備補助金（以下「資機材整備補助金等」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、組織が行う事業へのその他の支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において組織とは、自治会、町内会等の自治組織を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策確立のために組織する団体で、藤沢市地震対策条例（昭和59年藤沢市条例第6号）第31条第2項の規定に基づく届出があり、次に掲げる自主防災活動を行うものをいう。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材（以下「資機材」という。）の整備及び点検
- (4) 災害発生時における情報の収集及び伝達並びに出火防止、初期消火、救出救護、給食、給水及び救援物資等の配布
- (5) その他組織の目的を達成するために必要な活動

(事業)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、組織に対して次に掲げる事業を行う。

- (1) 資機材整備補助金の交付
- (2) 資機材再整備補助金の交付
- (3) 資機材再々整備補助金の交付
- (4) 資機材の貸与

(資機材整備補助金等の交付)

第4条 市長は、組織に対し、資機材整備補助金等を交付するものとする。

- 2 資機材整備補助金等の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる資機材の購入及び修繕並びに防災倉庫の移設等に要する経費とする。
- 3 市長は、最後に資機材整備補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過した組織に対し、資機材再整備補助金を交付することができる。
- 4 市長は、最後に資機材再整備補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過した組織に対し、資機材再々整備補助金を交付することができる。
- 5 第3項の資機材再整備補助金の交付を受けた組織については、資機材整備補助金の交付対象

としない。

- 6 第4項の資機材再々整備補助金の交付を受けた組織については、資機材再整備補助金の交付対象としない。

(資機材整備補助金等の額等)

第5条 資機材整備補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額以内とし、その累計の限度額は、次の各号に掲げる組織を構成する世帯の数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 100世帯以下 | 50万円 |
| (2) 101世帯以上300世帯以下 | 60万円 |
| (3) 301世帯以上500世帯以下 | 70万円 |
| (4) 501世帯以上1,000世帯以下 | 80万円 |
| (5) 1,001世帯以上 | 100万円 |

- 2 前項の規定により算出した資機材整備補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 第1項に規定する世帯の数は、毎年4月1日現在において組織を構成する世帯の数（新たに結成された組織にあっては、その結成時において組織を構成する世帯の数）とする。

- 4 資機材再整備補助金及び資機材再々整備補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額以内とし、その累計の限度額は、第1項各号に掲げる組織を構成する世帯の数の区分に応じ、同項各号に定める額の2分の1に相当する額とする。

- 5 資機材再整備補助金及び資機材再々整備補助金の額の算出については、第2項及び第3項の規定を準用する。

(資機材整備補助金等交付申請)

第6条 資機材整備補助金等の交付を受けようとする組織は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材の購入に係る見積書の写し
- (2) 自主防災会規約の写し
- (3) 当該年度の自主防災会役員名簿の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項の場合において、別表第1に掲げる資機材のうち、次の各号に掲げる資機材等の購入又は設置をするとき、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 街頭設置用消火器格納箱又は防災施設の購入及び設置
土地所有者の承諾書等の写し

- (2) AED一式の購入

ア AEDについての維持管理規程の写し

イ 申請自主防災組織員の申請年度又は前年度の普通救命講習会修了証の写し

- 3 資機材整備補助金及び資機材再整備補助金の申請に係る受付期間は、原則として4月1日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直後の開庁日）から翌年1月31日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日）までとする。ただし、市長が受付期間の延長を認めるときは、この限りではない。

4 資機材再々整備補助金の申請に係る受付期間は、原則として5月1日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直後の開庁日）から翌年1月31日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日）までとする。ただし、市長が受付期間の延長を認めるときは、この限りではない。

（資機材整備補助金等交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査の上資機材整備補助金等の交付の可否を決定し、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査過程において必要と認めるときは、前条第1項に規定する書類の原本の提示を申請者に求めることができる。

（交付申請内容の変更）

第8条 前条第1項の規定により資機材整備補助金等の交付の決定を受けた組織は、交付申請を行った内容について変更しようとするときは、防災資機材購入等補助金交付申請内容変更承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項に規定する変更承認の申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を防災資機材購入等補助金交付申請内容変更承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の完了）

第9条 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定を受けた組織は、資機材の購入等の事業が完了したときは、交付が決定された日の属する会計年度の2月28日（当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は直前の開庁日）までに自主防災組織防災資機材購入等完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出期間の延長を認めるときは、この限りではない。

- (1) 資機材の購入等に係る領収書の写し
- (2) 購入等した資機材の写真（全ての購入品目が確認できるもの）
- (3) 請求書
- (4) 通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付時期）

第10条 資機材整備補助金等は、前条に規定する自主防災組織防災資機材購入等完了届等の審査完了後に交付する。

（資機材の管理義務）

第11条 資機材整備補助金等の交付を受けた組織は、当該補助金に係る資機材について善良な管理をしなければならない。

（申請組織による申請の取下げ）

第12条 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定を受けた組織が、やむを得ない事情により当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに自主防災組織防災資機材購

入等補助金交付申請取下書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第13条 市長は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定を受けた組織が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 前条に規定する申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請やその他不正な行為により補助金の交付を受けようとしたとき。
- (4) 補助金の交付を受けて購入した防災資機材等を、当該防災資機材等の耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供する等の処分を行ったとき。なお、防災資機材等の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消したときは、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（資機材の貸与）

第14条 貸与する資機材の種類及び貸与数は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 資機材の貸与は、1組織に対し、1回限りとする。

（資機材の貸与申請）

第15条 資機材の貸与を受けようとする組織は、自主防災組織防災資機材貸与申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災会規約の写し
- (2) 当該年度の自主防災会役員名簿の写し

（資機材の受領）

第16条 資機材の貸与を受けた組織は、自主防災組織防災資機材貸与受領書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（費用の負担）

第17条 資機材の貸与を受けた組織は、貸与期間中における当該資機材の維持管理に要する費用を負担するものとする。

（貸与資機材の検査）

第18条 市長は、貸与をした資機材の検査をすることができる。

（滅失等の報告）

第19条 資機材の貸与を受けた組織は、当該資機材が滅失又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に報告し、かつ、その指示を受けなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に組織に対して貸与した資機材については、この要綱により貸与した資機材とみなす。
- 3 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。
- 4 改正後の藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 5 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

資機材整備補助金等交付対象防災資機材の種類

区 分		防 災 資 機 材 用 品
防 災 資 機 材	情報収集・ 受伝達用具	トランシーバー、トランジスターメガホン、ホイッスル、安否確認用品（マグネットシート・タオル等）、災害対策用自転車（ノーパンクタイプ）、掲示板（安否確認・伝言用）
	初期消火用具	消火器（10型以上・街頭設置用）、街頭設置用消火器格納箱、街頭設置用消火器薬剤詰替え、消火用バケツ、小型可搬動力ポンプ一式（自設の防火水槽又は自然水利を用いるものに限る）
	活動識別用具	標旗、腕章、識別用ベスト
	救出用具	はしご、バール、ジャッキ、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、スコップ、ノコギリ、斧、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、リヤカー、ヘルメット、鉄線カッター、鉄パイプ、保護メガネ
	救護用具	担架、AED一式、AED格納箱、救急セット、外傷用副木、三角巾、組織活動用大型テント、毛布、シート、ゴザ、車椅子
	給食給水用具	釜、ナベ、コンロ、ポリタンク、収納容器、炊き出し用具類、ろ水機
	避難用具	照明用具、コードリール、発電機一式、ガソリン携行缶（燃料は除く）、非常用階段避難車
	生活用具	ポータブルトイレ式、備蓄用簡易トイレ処理袋（100回分以上）
	水防用具	防雨シート、ツルハシ、かけや、くい、熊手、一輪車、排水ポンプ、ライフジャケット、止水板
防 災 施 設	収納庫・防災倉庫	

※1 災害対策備蓄品として上記品目に準じたものであれば、補助金交付対象とする。ただし、次の品目等については補助金の交付対象からは除外する。

- (1)非常食 (2)飲料水 (3)燃料(薪炭含む) (4)電池 (5)補充用薬品 (6)作業服・手袋・作業靴(個人の被服に類するもの) (7)AEDの消耗品及び修繕費 (8)消火栓使用の用途に供するもの

※2 防災倉庫を購入する場合は、組織が設置したことが判別できるよう、名入れ等必要な措置を講じなければならない。

別表第2（第14条関係）

貸付資機材

資機材の種類	貸与	数
トランシーバー	1 自主防災組織につき	1 組
トランジスターメガホン	〃	1 台
担架	〃	1 台
救急セット	〃	1 セット
自主防災組織役員用ヘルメット	〃	3 個

第2号様式（第7条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書

年（ 年） 月 日							
自主防災会 様 藤沢市長							
次のとおり決定したので通知します。							
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません						
補助金区分	<input type="checkbox"/> 資機材整備補助金 <input type="checkbox"/> 資機材再整備補助金 <input type="checkbox"/> 資機材再々整備補助金						
防災資機材購入等金額	百	十	万	千	百	十	円
補助金交付額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
条 件	目的以外に使用しないこと。						
交付しない理由							

（事務担当 危機管理課）

第3号様式（第8条関係）

防災資機材購入等補助金交付申請内容変更承認申請書

年 月 日	
<p>藤 沢 市 長</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p style="text-align: center;">自主防災組織名</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 住 所 藤沢市</p> <p style="text-align: center;">代表者役職・氏名</p> <p style="text-align: center;">(役職) (氏名) —</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けで補助金交付決定を受けた、藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱に基づく自主防災組織防災資機材購入等補助金について、次のとおり申請内容を変更したいため、承認の申請を行います。</p>	
防 災 資 機 材 購 入 等 金 額	変 更 前 円
	変 更 後 円
変 更 内 容	
変 更 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書 <input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 紛失等 () <input type="checkbox"/> 変更内容説明資料 (見積書等) <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 太線の枠内を記入してください。

第4号様式（第8条関係）

防災資機材購入等補助金交付申請内容変更承認通知書

年（ 年） 月 日

自主防災会

様

藤沢市長

年（ 年） 月 日付けで変更承認申請のあった自主防災組織防災資機材購入等補助金については、次のとおり決定したので通知します。

申請内容について承認します。

1 変更対象は、変更承認申請書に記載のとおりとします。

2 補助金変更交付決定額

百	十	万	千	百	十	円
				0	0	0

（変更前交付決定額

000円）

申請内容について承認しません。

承認しない理由

（事務担当 危機管理課）

第5号様式（第9条関係）

自主防災組織防災資機材購入等完了届

年 月 日						
藤 沢 市 長 申 請 者 自主防災組織名 代 表 者 住 所 藤沢市 代表者役職・氏名 (役職) (氏名)						
次のとおり届け出ます。						
防災資機材購入等完了年月日		. .				
防災資機材購入等金額		円				
補助金交付額		, 000円				
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 資機材の購入等に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 購入等した資機材等の写真 (全ての購入品目が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 通帳又はキャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> その他 ()				
上記のとおり届出がありました。						
決 裁	課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	起案 . .

※ 太線の枠内を記入してください。

第6号様式（第12条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請取下書

年 月 日
藤 沢 市 長
申 請 者 自主防災組織名 代 表 者 住 所 藤沢市 代表者役職・氏名 （役職） （氏名） 電 話 番 号
年（ 年） 月 日付けで補助金交付決定を受けた、 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱に基づく自主防災組織防災資機材購入等 補助金交付について、次のとおり申請を取り下げます。
1 取下げの理由
2 添付書類 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書 <input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 紛失等（ ）
（事務処理欄）

※ 太線の枠内を記入してください。

第7号様式（第13条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定取消通知書

年（ 年） 月 日							
自主防災会 様 藤 沢 市 長							
年（ 年） 月 日付けで補助金交付を決定した、藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱に基づく自主防災組織防災資機材購入等補助金について、次のとおり、補助金交付決定を取り消しましたので通知します。							
取 消 し を 行 っ た 補 助 金 交 付 決 定 額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
取 消 し の 理 由							

（事務担当 危機管理課）

第9号様式（第16条関係）

自主防災組織防災資機材貸与受領書

年 月 日	
<p>藤 沢 市 長</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 自主防災組織名 代 表 者 住 所 藤沢市 代表者役職・氏名 (役職) (氏名)</p> <p>次 の と お り 受 領 し ま し た 。</p>	
貸与を受けた防災資機材の種類	貸与を受けた数
トランシーバー	1 組
トランジスターメガホン	1 台
担 架	1 台
救 急 セ ッ ト	1 セ ッ ト
ヘルメット	3 個

資料5-2 藤沢市防災組織連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、藤沢市防災組織連絡協議会と称し、事務局を防災安全部危機管理課に置く。

(目的)

第2条 本会は、各地区防災協議会等の情報交換及び地区間の協力体制の構築等を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止と減災を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の啓発に関すること。
- (2) 各地区防災協議会等の情報交換に関すること。
- (3) 事業を通じて抽出された課題について検討を行い、藤沢市に提言すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、この市における各地区防災協議会又は各地区自治会連合会等の各地区の防災を代表する団体の会長を会員として組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会 計 2人
- (4) 監 事 2人

2 前項の役員は、会員の中から互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序に従ってその職務を代理する。
- 3 会計は、本会の経理を担当し、会計報告を行う。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中において役員の交代があった場合は、次のとおりとする。

- 2 任期の途中で、会長が地区の会長を辞した時など交代した場合は副会長が、副会長が交代し

た場合は会計がその職を兼務し、会計及び監事が交代した場合は後任者が、その残任期間が満了するまで職務を行う。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会・全体会及び役員会とする。

2 前項の会議の出席者は会員とする。会員がやむを得ず欠席する場合には、団体を代表して代理者を出席者とすることができる。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。ただし、オブザーバーとして、各地区防災協議会等の事務局員の出席を求めることができる。

2 総会は年1回とし、必要に応じて臨時会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、会員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、出席会員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議長は、会長をもって充てる。

6 総会は、本会の事業報告の承認及び予算、決算、事業計画について議決し、及び本会の運営に関し重要な事項を決定する。

(全体会)

第10条 全体会は、会員をもって構成する。ただし、オブザーバーとして、各地区防災協議会等の事務局員の出席を求めることができる。

2 全体会は、会長が招集する。

3 全体会の議長は、会長をもってあてる。

4 全体会は、各地区防災協議会等の情報交換等を行う。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、議事の内容に応じ、会長が必要と認められた者の出席を求めることができる。

2 役員会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

3 役員会の議事は、会長が決する。

(会計)

第12条 本会の経費は、その他経費をもってこれにあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定め

る。

附 則

この会則は2009年5月20日から施行する。

2011年4月1日 第7条について一部改正

2013年4月1日 第1条について一部改正

2017年4月1日 第1条及び第3条について一部改正

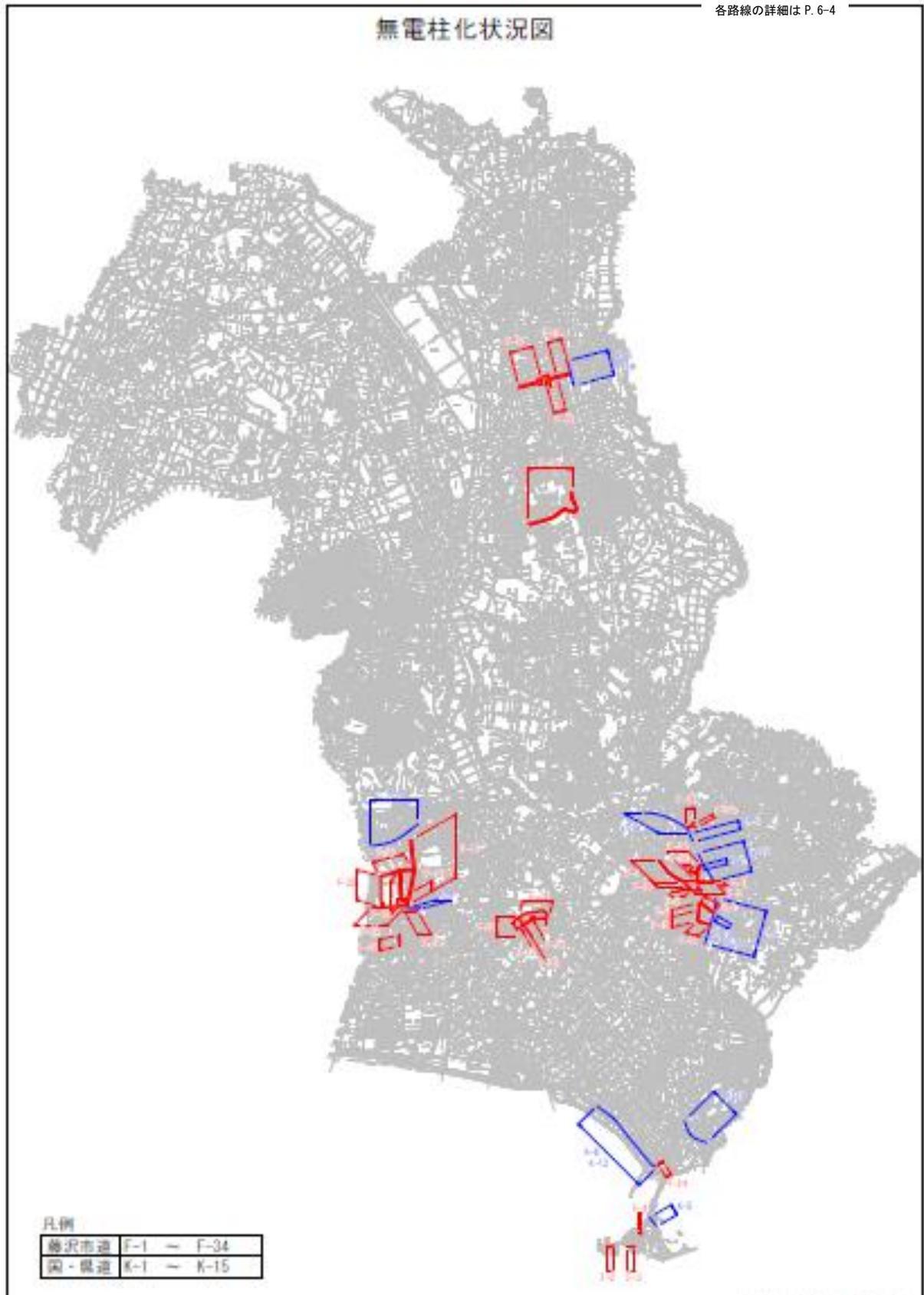
2023年7月24日 第3条、第4条、第6条、第8条、第9条及び第10条について一部
改正

資料6-2 道路整備計画

区分	路線名	要整備延長 (m)		整備箇所の位置		整備予定	備考
		延長	幅員	起点	終点		
緊急物資輸 送機能を確 保するため 整備を要す る路線	(都) 横浜湘南道路	4,400	18~24	大鋸字外原	城南一丁目	事業中	国
	(都) 横浜藤沢線	3,000	25~32	川名字通り町	鶴沼海岸一丁目	未定	県
	(都) 藤沢厚木線	1,850	25~36	辻堂元町四丁目	羽鳥三丁目	未定	県
避難路機能 を確保する ため整備を 要する路線	(都) 善行長後線	140	16	亀井野字不動前	湘南台三丁目	事業中	市
	(都) 藤沢石川線	540	16	藤沢四丁目	本藤沢七丁目	事業中	市
		280	16	本藤沢六丁目	善行坂一丁目	未定	市
	(都) 石川下土棚線	560	25	土棚字土棚	下土棚字夏刈	事業中	市
	(都) 亀井野二本松線	1,040	16	亀井野字不動前	円行一丁目	未定	市
	(都) 鶴沼奥田線	1,100	15	鶴沼橘一丁目	本鶴沼二丁目	未定	市
	(都) 鶴沼新屋敷線	1,690	12	本鶴沼二丁目	鶴沼藤が谷二丁目	未定	市
	(都) 藤沢駅鶴沼海岸線	430	21	鶴沼桜が岡一丁目	鶴沼藤が谷一丁目	未定	市
		1,320	12	鶴沼藤が谷三丁目	鶴沼海岸二丁目	未定	市
	(都) 片瀬辻堂線	2,920	15	片瀬五丁目	辻堂太平台一丁目	未定	市
		1,350	15	辻堂元町四丁目	辻堂三丁目	未定	市
(都) 高倉下長後線	1,040	15~21	長後字中分	高倉字丸山	事業中	市	

資料6-3 無電柱化状況図

(2022年（令和4年）3月末時点)



無電柱化状況

藤沢市実績

(2022年(令和4年)3月末時点)

藤沢市道

(単位:m)

No.	路線名	始点地先名	終点地先名	無電柱化 道路延長	無電柱化 整備延長
F-1	藤沢駅町田線	藤沢市藤沢484番	藤沢市藤沢1063番	430	860
F-2	片瀬358号線	藤沢市江の島二丁目6番	藤沢市江の島二丁目6番	60	60
F-3	片瀬358号線	藤沢市江の島二丁目4番	藤沢市江の島二丁目3番	80	80
F-4	片瀬359号線	藤沢市江の島二丁目2番	藤沢市江の島二丁目2番	20	20
F-5	藤沢村岡線	藤沢市藤沢550番	藤沢市藤沢113番	330	800
F-6	藤沢村岡線	藤沢市朝日町11番	藤沢市朝日町12番	50	50
F-7	藤沢駅辻堂駅線	藤沢市藤沢460番	藤沢市藤沢498番	210	310
F-8	藤沢駅川名線	藤沢市南藤沢3番	藤沢市南藤沢19番	200	400
F-9	鶴沼30号線	藤沢市南藤沢21番	藤沢市南藤沢21番	80	160
F-10	鶴沼33号線	藤沢市鶴沼石上一丁目10番	藤沢市鶴沼石上一丁目9番	170	340
F-11	鶴沼37号線	藤沢市鶴沼石上一丁目2番	藤沢市南藤沢2番	140	280
F-12	辻堂駅遠藤線	藤沢市辻堂新町一丁目1番	藤沢市辻堂新町一丁目1番	90	210
F-13	辻堂駅遠藤線	藤沢市辻堂神台一丁目3番	藤沢市辻堂神台二丁目5番	760	1,420
F-14	円行東大通り線	藤沢市湘南台一丁目5番	藤沢市湘南台一丁目8番	147	293
F-15	辻堂駅南海岸線	藤沢市辻堂二丁目12番	藤沢市辻堂二丁目12番	67	134
F-16	円行東大通り線	藤沢市湘南台一丁目4番	藤沢市湘南台一丁目4番	242	483
F-17	円行西大通り線	藤沢市湘南台二丁目13番	藤沢市湘南台二丁目10番	378	755
F-18	六会西口通り線	藤沢市亀井野1065番	藤沢市亀井野1866番	739	1,478
F-19	辻堂429号線	藤沢市辻堂一丁目3番	藤沢市辻堂一丁目3番	124	248
F-20	辻堂駅北口大通り線	藤沢市辻堂神台一丁目1110番10地先	藤沢市辻堂神台二丁目430番1地先	730	1,250
F-21	辻堂神台東西線	藤沢市辻堂神台二丁目800番3地先	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	380	520
F-22	辻堂神台北線	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	400	430
F-23	辻堂駅初タラ線	藤沢市辻堂神台一丁目1110番1地先	藤沢市辻堂神台一丁目1165番9地先	290	290
F-24	片瀬江の島駅前通り線	藤沢市片瀬海岸二丁目16番10	藤沢市片瀬海岸二丁目16番17	80	160
F-25	藤沢駅北口通り線	藤沢市藤沢字東横須賀556番16地先	藤沢市藤沢字東横須賀38番6地先	240	500
F-26	藤沢駅北口東西線	藤沢市藤沢字東横須賀575番7地先	藤沢市藤沢字東横須賀614番3地先	100	200
F-27	藤沢394号線	藤沢市藤沢一丁目736番1地先	藤沢市西富一丁目320番7地先	110	110
F-28	藤沢471号線	藤沢市西富一丁目324番1地先	藤沢市西富一丁目310番9-1地先	50	50
F-29	銀座通り自転車歩行者専用道	藤沢市藤沢555番地先	藤沢市藤沢462番6地先	90	90
F-30	辻堂595号線	藤沢市辻堂元町六丁目4176番15地先	藤沢市辻堂元町六丁目4176番15地先	210	420
F-31	辻堂596号線	藤沢市辻堂元町六丁目4176番12地先	藤沢市辻堂元町六丁目4176番15地先	490	980
F-32	辻堂597号線	藤沢市辻堂元町六丁目4176番15地先	藤沢市辻堂元町六丁目4176番17地先	180	360
F-33	辻堂598号線	藤沢市辻堂元町六丁目4176番15地先	藤沢市辻堂元町六丁目4176番17地先	70	140
F-34	辻堂599号線	藤沢市辻堂元町六丁目4176番12地先	藤沢市辻堂元町六丁目4176番15地先	320	640
				8,057	14,521

国・県実績

(2022年(令和4年)3月末時点)

国道・県道

(単位:m)

No.	路線名	始点地先名	終点地先名	無電柱化 道路延長	無電柱化 整備延長
K-1	国道1号	藤沢市城南五丁目1213番	藤沢市辻堂神台二丁目479番2	680	1,160
K-2	県道306号(藤沢停車場)	藤沢市藤沢38番	藤沢市576番	50	100
K-3	国道467号	藤沢市鶴沼石川二丁目7番	藤沢市南藤沢19番	490	980
K-4	県道307号(辻堂停車場羽鳥)	藤沢市辻堂新町一丁目1番	藤沢市辻堂新町一丁目2番	170	170
K-5	県道305号(江ノ島)	藤沢市江の島一丁目1番	藤沢市江の島一丁目1番	190	190
K-6	国道134号	藤沢市片瀬海岸二丁目17番	藤沢市片瀬海岸三丁目25番	1,130	2,260
K-7	国道467号	藤沢市藤沢7番	藤沢市藤沢一丁目1番	130	260
K-8	国道467号	藤沢市湘南台六丁目1番	藤沢市湘南台七丁目17番	160	310
K-9	国道467号	藤沢市湘南台五丁目4番	藤沢市湘南台一丁目21番	160	310
K-10	県道32号(藤沢鎌倉)	藤沢市鶴沼東4番	藤沢市南藤沢17番	260	330
K-11	県道32号(藤沢鎌倉)	藤沢市南藤沢16番	藤沢市南藤沢17番	100	190
K-12	国道467号	藤沢市藤沢大道東15番	藤沢市藤沢大道東39番	300	600
K-13	国道134号	藤沢市片瀬海岸二丁目20番	藤沢市片瀬海岸三丁目27番	140	280
K-14	国道467号	藤沢市藤沢一丁目1番	藤沢市藤沢一丁目4番	500	1,000
K-15	国道467号	藤沢市片瀬海岸一丁目2番5	藤沢市片瀬海岸一丁目4番11	400	800
				4,860	8,940

資料6-4 公園緑地整備計画

公園名	所在地	整備計画面積 [ha 整備完了]	都市公園 種別	整備時期 種別	備考（都市計画最 終決定年月日）
片瀬山公園	片瀬三丁目 2,800番1	9.5 [2.9]	風致	一部完了	S45.11.2
奥田公園	鵜沼東12番	1.0 [1.66]	近隣	完了	H5.2.23
八部公園	鵜沼海岸六丁目 4,131番2	5.7 [5.7]	運動	完了	S51.4.13
長久保公園	辻堂太平台二丁目 5,055番	4.4 [3.4]	地区	一部完了	S45.11.2
新林公園	川名字新林411番1	16.2 [16.2]	総合	完了	S47.3.14
翠ヶ丘公園	西富字西原593番2	2.5 [2.36]	近隣	一部完了	S45.11.2
大庭城址公園	大庭字城山 5,230番1	11.8 [12.6]	総合	完了	S54.3.2
遠藤公園	遠藤字南大平 639番2	— [2.06]	近隣	完了	—
湘南台公園	湘南台七丁目16番	2.6 [2.65]	近隣	完了	S46.12.28
秋葉台公園	遠藤字向原 2,000番1	13.4 [7.7]	運動	一部完了	S50.11.14
神台公園	辻堂神台一丁目 6番2	1.0 [1.01]	近隣	完了	H17.12.13

資料6-5 橋りょう管理状況

河川名	管理橋りょう数	新設	架け替え済み	架け替え中	協議中
引地川(蓼川含む)	45	9	23	3	10
境川(柏尾川含む)	23	0	23	0	0
目久尻川	5	0	5	0	0
計	73	9	51	3	10

資料6-6 歩道橋とデッキの現況

歩道橋	市管理：11橋　うち、市で設置：8橋 11橋のうち、7橋は耐震化完成、残り4橋については順次耐震化
デッキ	耐震化の現況 藤沢駅北口デッキ：平成23年度耐震化工事完了 南口デッキ：藤沢駅周辺再整備計画にあわせて実施予定 辻堂駅北口デッキ：平成22年度に整備完了済み 南口デッキ：平成23年度に整備完了済み 六会駅西口デッキ：平成5年当時の基準で整備

資料6-7 土砂災害特別警戒区域等一覧表

（令和5年12月末現在）

番号	区域番号	区域名	所在地	指定区分	告示日	告示番号
1	205-H22-001	渡内4丁目1	渡内4丁目、柄沢、渡内及び鎌倉市城廻	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
2	205-H22-005	渡内1丁目1	渡内1丁目、高谷、弥勒寺3丁目及び村岡東3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
3	205-H22-006	渡内3丁目1	渡内3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
4	205-H22-007	渡内3丁目2	渡内3丁目及び鎌倉市植木	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
5	205-H22-008	弥勒寺1	弥勒寺、小塚及び弥勒寺2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
6	205-H22-009	弥勒寺2丁目1	弥勒寺2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
7	205-H22-010	弥勒寺4丁目1	弥勒寺4丁目及び藤が岡3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
8	205-H22-011	高谷1	高谷及び渡内1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
9	205-H22-013	村岡東3丁目1	村岡東3丁目	特別警戒区域	令和4年12月20日	第511号
10	205-H22-014	村岡東4丁目1	村岡東4丁目及び鎌倉市植木	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
11	205-H22-016	宮前1	宮前	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
12	205-H22-017	川名1	川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
13	205-H22-018	川名2	川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
14	205-H22-019	川名3	川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
15	205-H22-020	川名4	川名及び川名1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
16	205-H22-021	川名2丁目1	川名2丁目及び川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
17	205-H22-102	鶴沼藤が谷3丁目1	鶴沼藤が谷3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
18	205-H22-201	片瀬1丁目1	片瀬1丁目、片瀬山1丁目及び川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
19	205-H22-202	片瀬1丁目2	片瀬1丁目、片瀬山1丁目	特別警戒区域	令和3年9月24日	第591号
20	205-H22-203	片瀬2丁目1	片瀬2丁目、片瀬1丁目、片瀬山1丁目及び片瀬山5丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
21	205-H22-204	片瀬2丁目2	片瀬2丁目及び片瀬山5丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
22	205-H22-205	片瀬2丁目3	片瀬2丁目及び片瀬山5丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
23	205-H22-206	片瀬3丁目1	片瀬3丁目及び片瀬目白山	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
24	205-H22-207	片瀬3丁目2	片瀬3丁目及び片瀬目白山	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
25	205-H22-208	片瀬4丁目1	片瀬4丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
26	205-H22-209	片瀬山1丁目1	片瀬山1丁目及び川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
27	205-H22-210	片瀬山1丁目2	片瀬山1丁目及び川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
28	205-H22-211	片瀬山1丁目3	片瀬山1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
29	205-H22-212	片瀬山2丁目1	片瀬山2丁目及び川名	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
30	205-H22-213	片瀬山4丁目1	片瀬山4丁目、片瀬山2丁目及び片瀬山3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
31	205-H22-214	片瀬山5丁目1	片瀬山5丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
32	205-H22-215	片瀬山5丁目2	片瀬山5丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
33	205-H22-217	片瀬目白山1	片瀬目白山、片瀬3丁目及び片瀬山4丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
34	205-H22-218	片瀬目白山2	片瀬目白山、片瀬3丁目及び鎌倉市腰越5丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号

番号	区域番号	区域名	所在地	指定区分	告示日	告示番号
35	205-H22-219	江の島1丁目1	江の島1丁目及び江の島2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
36	205-H22-220	江の島1丁目2	江の島1丁目及び江の島2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
37	205-H22-221	江の島2丁目1	江の島2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
38	205-H22-222	江の島2丁目2	江の島2丁目及び江の島1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
39	205-H22-223	江の島2丁目3	江の島2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
40	205-H22-224	江の島2丁目4	江の島2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
41	205-H22-301	辻堂太平台1丁目1	辻堂太平台1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
42	205-H22-302	辻堂太平台2丁目1	辻堂太平台2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
43	205-H22-403	藤沢4丁目1	藤沢4丁目、鵜沼神明5丁目、藤沢3丁目及び本藤沢1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
44	205-H22-404	藤沢5丁目1	藤沢5丁目、稲荷1丁目及び藤沢4丁目	特別警戒区域	令和4年9月30日	第407号
45	205-H22-405	本町1丁目1	本町1丁目	特別警戒区域	令和3年9月24日	第591号
46	205-H22-406	本町4丁目1	本町4丁目及び本町1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
47	205-H22-407	鵜沼神明1丁目1	鵜沼神明1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
48	205-H22-408	鵜沼神明5丁目1	鵜沼神明5丁目及び本町3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
49	205-H22-409	鵜沼1	鵜沼及び鵜沼神明1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
50	205-H22-410	西富1	西富及び大鋸	特別警戒区域	令和3年9月24日	第591号
51	205-H22-411	西富2	西富	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
52	205-H22-412	西富3	西富及び大鋸3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
53	205-H22-413	西富1丁目1	西富1丁目、大鋸3丁目及び西富	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
54	205-H22-414	西富2丁目1	西富2丁目及び西富	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
55	205-H22-415	大鋸1	大鋸	警戒区域	令和3年5月25日	第400号
56	205-H22-416	大鋸2	大鋸	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
57	205-H22-417	大鋸1丁目1	大鋸1丁目及び藤が岡2丁目	特別警戒区域	令和3年9月24日	第591号
58	205-H22-418	大鋸2丁目1	大鋸2丁目及び藤が岡1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
59	205-H22-419	大鋸2丁目2	大鋸2丁目、大鋸1丁目及び藤が岡1丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
60	205-H22-420	大鋸3丁目1	大鋸3丁目	特別警戒区域	令和3年9月30日	第407号
61	205-H22-421	大鋸3丁目2	大鋸3丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
62	205-H22-501	城南1丁目1	城南1丁目、大庭及び茅ヶ崎市赤羽	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
63	205-H22-502	城南1丁目2	城南1丁目、大庭及び城南2丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
64	205-H22-503	城南2丁目1	城南2丁目及び大庭	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
65	205-H22-504	城南2丁目2	城南2丁目及び大庭	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
66	205-H22-506	城南4丁目2	城南4丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
67	205-H22-507	城南5丁目1	城南5丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
68	205-H22-601	大庭1	大庭	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
69	205-H22-602	大庭2	大庭	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号
70	205-H22-603	大庭3	大庭及び本藤沢4丁目	特別警戒区域	令和3年5月25日	第414号

6. 災害予防対策（都市の防災化）

番号	区域番号	区域名	所在地	指定区分	告示日	告示番号
71	205-H22-604	大庭 4	大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
72	205-H22-605	大庭 5	大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
73	205-H22-606	大庭 6	大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
74	205-H22-607	大庭 7	大庭	特別警戒区域	令和 3 年 9 月 24 日	第 591 号
75	205-H22-608	大庭 8	大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
76	205-H22-609	大庭 9	大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
77	205-H22-610	大庭 10	大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
78	205-H22-611	大庭 11	大庭及び茅ヶ崎市赤羽	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
79	205-H22-702	遠藤 1	遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
80	205-H22-703	遠藤 2	遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 12 月 20 日	第 511 号
81	205-H22-704	遠藤 3	遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
82	205-H22-705	遠藤 4	遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
83	205-H22-706	遠藤 5	遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
84	205-H22-707	遠藤 6	遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
85	205-H22-801	用田 1	用田及び綾瀬市吉岡	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
86	205-H22-802	用田 2	用田及び綾瀬市吉岡	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
87	205-H22-803	用田 3	用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
88	205-H22-804	用田 4	用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
89	205-H22-805	用田 5	用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
90	205-H22-806	用田 6	用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
91	205-H22-807	用田 7	用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
92	205-H22-808	用田 8	用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
93	205-H22-809	用田 9	用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
94	205-H22-810	葛原 1	葛原及び用田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
95	205-H22-811	葛原 2	葛原	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
96	205-H22-812	菖蒲沢 1	菖蒲沢	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
97	205-H22-813	菖蒲沢 2	菖蒲沢	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
98	205-H22-814	打戻 1	打戻及び遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
99	205-H22-815	打戻 2	打戻	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
100	205-H22-816	打戻 3	打戻	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
101	205-H22-817	打戻 4	打戻	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
102	205-H22-818	打戻 5	打戻	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
103	205-H22-819	打戻 6	打戻及び遠藤	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
104	205-H22-821	瀬郷 2	瀬郷	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
105	205-H22-822	宮原 1	宮原	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
106	205-H22-823	石川 1	石川	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号

番号	区域番号	区域名	所在地	指定区分	告示日	告示番号
107	205-H22-824	石川 2	石川及び天神町 1 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
108	205-H22-825	石川 3	石川	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
109	205-H22-826	石川 4	石川及び石川 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
110	205-H22-827	石川 5	石川	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
111	205-H22-828	石川 6	石川	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
112	205-H23-901	善行坂 1 丁目 1	善行坂 1 丁目	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
113	205-H23-902	善行坂 1 丁目 2	善行坂 1 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
114	205-H23-903	善行坂 1 丁目 3	善行坂 1 丁目及び善行坂 2 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
115	205-H23-904	善行坂 2 丁目 1	善行坂 2 丁目	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
116	205-H23-905	善行 1 丁目 1	善行 1 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
117	205-H23-906	善行 1 丁目 2	善行 1 丁目及び本藤沢 6 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
118	205-H23-907	善行 2 丁目 1	善行 2 丁目	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
119	205-H23-908	善行 6 丁目 1	善行 6 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
120	205-H23-909	善行 6 丁目 2	善行 6 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
121	205-H23-910	善行 7 丁目 1	善行 7 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
122	205-H23-912	立石 3 丁目 1	立石 3 丁目及び立石 1 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
123	205-H23-913	立石 3 丁目 2	立石 3 丁目、立石 1 丁目及び西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
124	205-H23-914	白旗 1 丁目 1	白旗 1 丁目及び白旗 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
125	205-H23-915	白旗 3 丁目 1	白旗 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
126	205-H23-916	白旗 3 丁目 2	白旗 3 丁目及び白旗 1 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
127	205-H23-917	白旗 4 丁目 1	白旗 4 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
128	205-H23-918	白旗 4 丁目 2	白旗 4 丁目及び立石 1 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
129	205-H23-919	白旗 4 丁目 3	白旗 4 丁目及び白旗 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
130	205-H23-920	みその台 1	みその台	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
131	205-H23-921	みその台 2	みその台	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
132	205-H23-922	みその台 3	みその台及び花の木	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
133	205-H23-923	みその台 4	みその台及び花の木	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
134	205-H23-924	本藤沢 1 丁目 1	本藤沢 1 丁目及び本藤沢 2 丁目	特別警戒区域	令和 4 年 5 月 31 日	第 252 号
135	205-H23-925	本藤沢 2 丁目 1	本藤沢 2 丁目及び本藤沢 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
136	205-H23-926	本藤沢 2 丁目 2	本藤沢 2 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
137	205-H23-927	本藤沢 2 丁目 3	本藤沢 2 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
138	205-H23-928	本藤沢 2 丁目 4	本藤沢 2 丁目及び藤沢 5 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
139	205-H23-930	本藤沢 5 丁目 1	本藤沢 5 丁目及び本藤沢 6 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
140	205-H23-931	本藤沢 6 丁目 1	本藤沢 6 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
141	205-H23-932	本藤沢 6 丁目 2	本藤沢 6 丁目、善行 1 丁目、善行 7 丁目、本藤沢 7 丁目及びみその台	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
142	205-H23-933	稲荷 1 丁目 1	稲荷 1 丁目、藤沢 5 丁目及び本藤沢 2 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号

番号	区域番号	区域名	所在地	指定区分	告示日	告示番号
143	205-H23-934	稲荷 1 丁目 2	稲荷 1 丁目、稲荷及び藤沢 5 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
144	205-H23-935	稲荷 1	稲荷	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
145	205-H23-936	稲荷 2	稲荷	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
146	205-H23-937	稲荷 3	稲荷及び大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
147	205-H24-1001	亀井野 1	亀井野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
148	205-H24-1002	亀井野 2	亀井野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
149	205-H24-1003	石川 1 丁目 1	石川 1 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
150	205-H24-1004	円行 1	円行	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
151	205-H24-1005	西俣野 1	西俣野	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
152	205-H24-1006	西俣野 2	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
153	205-H24-1007	西俣野 3	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
154	205-H24-1008	西俣野 4	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
155	205-H24-1009	西俣野 5	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
156	205-H24-1010	西俣野 6	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
157	205-H24-1011	西俣野 7	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
158	205-H24-1012	西俣野 8	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
159	205-H24-1013	西俣野 9	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
160	205-H24-1014	西俣野 10	西俣野	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
161	205-H24-1101	湘南台 4 丁目 1	湘南台 4 丁目及び下土棚	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
162	205-H24-1102	湘南台 4 丁目 2	湘南台 4 丁目、円行及び下土棚	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
163	205-H24-1103	湘南台 6 丁目 1	湘南台 6 丁目	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
164	205-H24-1104	円行 2	円行	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
165	205-H24-1105	円行 2 丁目 1	円行 2 丁目	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
166	205-H24-1106	今田 1	今田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
167	205-H24-1107	今田 2	今田	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
168	205-H24-1108	桐原町 1	桐原町	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
169	205-H24-1201	長後 1	長後	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
170	205-H24-1202	長後 2	長後	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
171	205-H24-1203	長後 3	長後	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
172	205-H24-1204	長後 4	長後	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
173	205-H24-1205	高倉 1	高倉	警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 400 号
174	205-H24-1206	高倉 2	高倉	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
175	205-H24-1207	下土棚 1	下土棚	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
176	205-H24-1208	下土棚 2	下土棚	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 414 号
177	204-H19-116	腰越 5 丁目 3	鎌倉市腰越 5 丁目、腰越 3 丁目、藤沢市片瀬 3 丁目及び藤沢市片瀬目白山	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
178	204-H19-125	津西 2 丁目 3	鎌倉市津西 2 丁目、藤沢市片瀬目白山及び片瀬山 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号

番号	区域番号	区域名	所在地	指定区分	告示日	告示番号
			目			
179	204-H19-128	西鎌倉 4 丁目 1	鎌倉市西鎌倉 4 丁目及び藤沢市片瀬山 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
180	204-H19-136	手広 6 丁目 1	鎌倉市手広 6 丁目及び藤沢市川名	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
181	204-H19-137	手広 6 丁目 2	鎌倉市手広 6 丁目、手広 4 丁目及び藤沢市川名	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
182	204-H19-142	手広 6 丁目 7	鎌倉市手広 6 丁目、西鎌倉 4 丁目及び藤沢市片瀬山 2 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
183	204-H19-143	手広 6 丁目 8	鎌倉市手広 6 丁目及び藤沢市川名	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
184	204-H19-1108	城廻 8	鎌倉市城廻及び藤沢市渡内 4 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
185	204-H19-1210	植木 10	鎌倉市植木及び藤沢市渡内 3 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
186	204-H19-1211	植木 11	鎌倉市植木及び藤沢市村岡東 4 丁目	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 413 号
187	207-H26-124	赤羽根 3	茅ヶ崎市赤羽根及び藤沢市大庭	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 25 日	第 415 号
188	110-H22-098	東俣野町 11	西富及び大鋸	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 14 日	第 330 号
189	110-H22-099	東俣野町 12	西富及び大鋸	特別警戒区域	令和 3 年 5 月 14 日	第 330 号

資料6-8 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

（令和5年3月現在）

区域名	位置	県告示 第 号	指定年月日	面積 (ha)
藤 沢	藤沢市藤沢四丁目	第204号	昭46. 3. 5	2. 29
大 鋸	〃 大鋸一丁目	第205号	昭46. 3. 5	1. 47
大 鋸 B	〃 大鋸二丁目	第206号	昭46. 3. 5	1. 62
江 の 島	〃 江の島一丁目	第207号	昭46. 3. 5	0. 43
大 庭	〃 大庭字城山 〃 大庭字中沢 〃 大庭字城下	第584号	昭47. 5. 23	3. 54
江 の 島 B	〃 江の島一丁目	第661号	昭47. 6. 13	0. 85
片 瀬	〃 片瀬	第264号	昭48. 3. 27	1. 90
片 瀬 目 白 山	〃 片瀬目白山	第203号	昭56. 3. 10	1. 24
江 の 島 C	〃 江の島一丁目	第308号	昭49. 4. 2	1. 49
大 鋸 C	〃 大鋸三丁目	第265号	昭48. 3. 27	1. 35
江 の 島 D	〃 江の島二丁目	第419号	昭57. 4. 30	0. 39
藤 沢 四 丁 目	〃 藤沢四丁目	第313号	昭58. 3. 31	1. 32
片 瀬 一 丁 目	〃 片瀬、片瀬山	第280号	昭61. 3. 28	1. 39
川 名	〃 川名	第346号	昭62. 3. 31	0. 60
江 の 島 二 丁 目	〃 江の島二丁目	(第317号) 第388号	(平元. 3. 31) 平5. 3. 31	(0. 47) 0. 55
伊 勢 山 辺	〃 藤沢2, 505	第297号	平6. 3. 31	0. 22
西 富 2 丁 目	〃 西富二丁目	第243号	平17. 3. 29	0. 19
み そ の 台	〃 みその台	第131号	平24. 3. 16	0. 06
大 鋸 D	〃 大鋸三丁目	第355号	令4. 10. 26	0. 09

資料6-9 急傾斜地崩壊危険区域指定地区工事概要一覧表

急傾斜地指定状況						(令和4年度末)				
区 域 名	位 置	面積 ha	延長 m	家屋 戸数	指定年月日	施行済延長m		進捗 状況	進 捗 率 %	
N01	藤沢	藤沢四丁目	2.29	213.4	53	S.46.3.5	(自20.2)	213.4	完成	100.0
N02	大鋸	大鋸一丁目	1.47	189.2	13	S.46.3.5	(自60.6)	60.6	完成	32.0
N03	大鋸B	大鋸二丁目	1.62	318.4	31	S.46.3.5	(市144.7)	278.4	概成	87.4
N04	江の島	江の島一丁目	0.43	123.2	42	S.46.3.5		123.2	完成	100.0
N05	大庭	大庭5220	3.54	219.0	19	S.47.5.23	(市184.0)	219.0	完成	100.0
N06	江の島B	江の島一丁目	0.85	130.0	22	S.47.6.13	(自20.0)	86.1	概成	66.2
N07	片瀬	片瀬	1.90	250.0	25	S.48.3.27		247.5	概成	99.0
N08	大鋸C	大鋸三丁目	1.35	316.4	32	S.48.3.27	(市47.8)	316.4	完成	100.0
N09	江の島C	江の島一丁目	1.49	256.7	47	S.49.4.2		212.2	概成	82.7
N010	片瀬目白山	片瀬目白山	1.24	160.6	14	S.56.3.10		160.6	完成	100.0
N011	江の島D	江の島二丁目	0.39	83.7	23	S.57.4.30	(自28.9)	83.7	完成	100.0
N012	藤沢四丁目	藤沢四丁目	1.32	243.8	33	S.58.3.31		149.9	完成	61.5
N013	片瀬一丁目	片瀬一丁目	1.39	155.8	24	S.61.3.28		150.3	概成	96.5
N014	川名	川名	0.60	125.0	21	S.62.3.31		125.0	完成	100.0
N015	江の島二丁目	江の島二丁目	(当初0.47) 0.55	177.6	(25) 27	(当初H.1.3.31) H.5.3.31	(自15.0)	177.6	完成	100.0
N016	伊勢山辺	藤沢2505	0.22	88.6	16	H.6.3.31		88.6	完成	100.0
N017	西富二丁目	西富二丁目	0.19	63.6	6	H.17.3.29		63.6	完成	100.0
N018	みその台	みその台	0.05	20.0	53	H.24.3.16		20.0	完成	100.0
N019	大鋸D	大鋸三丁目	0.09	40.0	9	R.4.10.28		33.0	R5末 完成予定	82.5
合 計			20.98	3,175.0	510	延 長		2,809.1		(2,287.9) 88.5

(市施工・自費施工521.2) () 書きは県施工分

資料6-10 公共建築物耐震化率（令和3年12月時点）

用途区分	新耐震基準前			新耐震 基準	建築物 棟数	耐震性を有 する建築物	耐震化率
	総数	耐震性有	耐震性無				
一般施設	46	39	8	175	221	214	96.8%
学 校	97	97	0	95	192	192	100.0%
市営住宅	33	33	0	32	65	65	100.0%
合 計	176	169	8	302	478	471	98.5%

資料6-11 空地に関する情報

	面積（㎡）
1 災害時に利用可能な空地（借地等あり）（2020年10月時点）	1,179,694.35
2 防災協力農地（2023年12月時点）	94,411.42

※1については、本編各論I第2部第2章第2節「空地管理計画」に定める空地のニーズを対象

※200㎡以上を対象

資料6-12 準用河川の指定状況一覧表

番号	水系	河川名	指定区間	指定日	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)
1	境川	滝川	鎌倉市境から 境川合流点	S48. 8. 11	1, 925	3. 98
2	境川	白旗川	善行土地区画整理地区から 境川合流点	S52. 7. 26	2, 300	5. 12
3	引地川	不動川	六会ガード下から 引地川合流点	S52. 7. 26	889	2. 06
4	引地川	一色川	市道高倉遠藤線から 引地川合流点	S53. 10. 25	1, 900	5. 45
5	相模川	打戻川	中里小学校から 小出川合流点	S56. 12. 2	2, 250	2. 28
6	境川	滝川分水路	滝川分派点から 滝川合流点	H22. 7. 1	978	3. 98

資料6-13 遊水地一覧表

名 称	位置	河川名	設置年度	施設内容	
				面積	
大庭遊水地	藤沢市大庭	引地川	H5 年	面積	11. 5ha
				貯水留量	284, 000m ³
				洪水調節量	50m ³ /秒
境川遊水地 (今田遊水地)	藤沢市今田	境川	H28 年度	面積	約 8ha
				貯水留量	約 320, 000m ³
				洪水調節量	約 20m ³ /秒
下土棚遊水地	藤沢市下土棚地先	引地川	R2 年度 暫定供用	面積	約 14ha
				貯水留量	約 400, 000m ³
				洪水調節量	約 80m ³ /秒

資料6-14 公共下水道整備状況

令和4年度末整備			2023年4月1日		令和5年3月末現在	
			南部処理区	東部処理区	流域処理区	藤沢市
行政面積	A	ha	2,434.5	3,381.3	1,140.2	6,956.0
内 市街化区域	B	ha	2,171.4	2,455.4	126.7	4,753.5
内 調整区域		ha	263.1	925.9	1,013.5	2,202.5
全体計画面積		ha	2,385.03	2,774.62	594.50	5,754.15
内 市街化区域		ha	2,171.42	2,455.36	126.70	4,753.48
内 調整区域		ha	213.61	319.26	467.80	1,000.67
事業計画面積 汚水	C	ha	2,385.03	2,540.57	372.89	5,298.49
内 市街化区域		ha	2,171.42	2,455.36	126.70	4,753.48
内 調整区域		ha	213.61	85.21	246.19	545.01
整備面積 汚水	D	ha	2,300.41	2,189.98	296.54	4,786.93
内 市街化区域	E	ha	2,171.42	2,109.25	122.06	4,402.73
内 調整区域		ha	128.99	80.73	174.48	384.20
事業計画面積 雨水	F	ha	2,385.03	2,504.36	126.90	5,016.29
整備面積 雨水	G	ha	2,224.14	1,143.14	55.33	3,422.61
整備率	行政面整備率 汚水	D/A %	94.5	64.8	26.0	68.8
	事業計画面整備率 汚水	D/C %	96.5	86.2	79.5	90.3
	市街化面整備率 汚水	E/B %	100.0	85.9	96.3	92.6
	行政面整備率 雨水	G/A %	91.4	33.8	4.9	49.2
	事業計画面整備率 雨水	G/F %	93.3	45.6	43.6	68.2
行政人口	H	人	224,581	204,081	16,198	444,860
内 市街化区域	I	人	223,170	194,873	6,544	424,587
内 調整区域	J	人	1,411	9,208	9,654	20,273
事業計画区域内人口	K	人	224,581	198,561	12,822	435,964
内 市街化区域		人	223,170	194,873	6,544	424,587
内 調整区域		人	1,411	3,688	6,278	11,377
処理区域内人口 事業計画	L	人	224,470	191,092	11,630	427,192
内 市街化区域	M	人	223,170	187,505	6,536	417,211
内 調整区域		人	1,300	3,587	5,094	9,981
※水洗化人口	N	人	222,848	186,590	11,565	421,003
普及率	整備区域内普及率 行政	L/H %	99.9	93.6	71.8	96.0
	整備区域内普及率 市街	M/I %	100.0	96.2	99.9	98.3
	水洗化普及率	N/L %	99.3	97.6	99.4	98.6
計画延長	合流式	O km	337.6	0.0	0.0	337.6
	分流雨水	P km	133.3	490.5	44.7	668.5
	分流汚水	Q km	162.7	540.1	74.5	777.3
実施延長	合流式	R km	394.3	0.0	0.0	394.3
	分流雨水	S km	110.4	319.2	7.8	437.4
	分流汚水	T km	165.1	559.0	66.3	790.4
整備率	合流式	R/O %	100.0	0.0	0.0	100.0
	分流雨水	S/P %	82.8	65.1	17.4	65.4
	分流汚水	T/Q %	100.0	100.0	89.0	99.9

※整備＝処理

令和5年4月1日現在の住民基本台帳(外国人登録人口 含む)により算出

水洗化人口については、排水設備担当の処理区別普及率(2023/3月分)により算出

行政面積は、2018年10月1日に改定された新行政面積

○普及状況
・南部処理区

認可年度	処理系統名	整備面積 (h a)				整備率 (%)
		事業計画	2年度までの施行分	3年度施行分	計	
昭和30年度	鵜沼南部	119.52	119.52	0.00	119.52	100.0
	鵜沼西部	203.80	203.80	0.00	203.80	100.0
	鵜沼東部	161.13	161.13	0.00	161.13	100.0
	片瀬	181.00	181.00	0.00	181.00	100.0
	西浜	78.37	78.37	0.00	78.37	100.0
	藤沢東部	51.60	51.60	0.00	51.60	100.0
	藤沢西部	138.72	138.72	0.00	138.72	100.0
藤沢北部	49.78	49.78	0.00	49.78	100.0	
	小計	983.92	983.92	0.00	983.92	100.0
昭和39年度	江の島	21.10	21.10	0.00	21.10	100.0
	辻堂南部	206.44	206.44	0.00	206.44	100.0
	浜見山	113.98	113.98	0.00	113.98	100.0
	大荒久	97.08	97.08	0.00	97.08	100.0
	辻堂北部	113.41	113.41	0.00	113.41	100.0
	小計	552.01	552.01	0.00	552.01	100.0
昭和43年度	羽鳥	158.59	158.59	0.00	158.59	100.0
昭和46年度	大庭	690.51	605.89	0.00	605.89	87.7
合	計	2,385.03	2,300.41	0.00	2,300.41	96.5

・東部処理区（污水）

認可年度	処理系統名	整備面積 (h a)				整備率 (%)
		事業計画	元年度までの施行分	2年度施行分	計	
昭和52年度	柄沢	232.20	226.29	0.00	226.29	97.5
昭和53年度	村岡	387.80	357.81	0.54	358.35	92.4
	境川中部	56.75	54.57	0.00	54.57	96.2
	小計	444.55	412.38	0.54	412.92	92.9
昭和60年度	引地川北部	436.90	276.51	3.13	279.64	64.0
	引地川中部	94.11	84.51	1.50	86.01	91.4
	引地川南部	31.19	28.30	0.00	28.30	90.7
	一色川	316.76	238.17	0.94	239.11	75.5
	円行	116.50	113.65	0.00	113.65	97.6
	不動川	175.92	172.88	0.00	172.88	98.3
	境川北部	302.48	282.58	0.24	282.82	93.5
	白旗川	389.96	341.21	0.76	341.97	87.7
	小計	1,863.82	1,537.81	6.57	1,544.38	82.9
合	計	2,540.57	2,176.48	7.11	2,183.59	85.9

・東部処理区（雨水）

認可年度	排水区名	整備面積 (h a)				整備率 (%)
		事業計画	元年度までの施行分	2年度施行分	計	
昭和52年度	西富第一	21.84	1.13	0.00	1.13	5.2
	西富第二	41.26	30.46	0.00	30.46	73.8
	遊行寺	11.33	0.00	0.00	0.00	0.0
	滝川	159.77	44.97	0.15	45.12	28.2
	小計	234.20	76.56	0.15	76.71	32.8
昭和53年度	川名第一	14.30	7.45	0.00	7.45	52.1
	川名第二	15.44	0.00	0.00	0.00	0.0
	中川名	24.84	9.73	0.00	9.73	39.2
	小塚	33.55	3.18	0.00	3.18	9.5
	村岡	47.78	7.47	0.00	7.47	15.6
	宮前	128.54	82.54	0.00	82.54	64.2
	弥勒寺	121.35	20.65	0.00	20.65	17.0
	伊勢山辺第一	5.45	1.47	0.00	1.47	27.0
	伊勢山辺第二	7.82	0.00	0.00	0.00	0.0
	伊勢山辺第三	17.82	0.00	0.00	0.00	0.0
伊勢山辺第四	19.36	8.52	0.00	8.52	44.0	
	小計	436.25	141.01	0.00	141.01	32.3

認可年度	排水区名	整備面積 (h a)				整備率 (%)
		事業計画	元年度 までの 施行分	2年度 施行分	計	
昭和60年度	諏訪ノ上	11.73	1.39	0.00	1.39	11.8
	諏訪ノ下	13.47	6.13	0.00	6.13	45.5
	中島	32.12	11.86	0.00	11.86	36.9
	上高倉	5.69	1.17	0.00	1.17	20.6
	下高倉	61.20	26.46	0.00	26.46	43.2
	高倉第一	44.77	33.40	0.39	33.79	75.5
	高倉第二	13.85	13.80	0.00	13.80	99.6
	今田第一	45.35	44.52	0.00	44.52	98.2
	今田第二	18.62	9.09	0.00	9.09	48.8
	俣野第一	25.03	0.45	0.00	0.45	1.8
	俣野第二	10.12	3.61	0.00	3.61	35.7
	天神添	15.22	4.81	0.00	4.81	31.6
	長後	36.78	18.06	0.00	18.06	49.1
	下土棚第一	24.54	4.69	0.00	4.69	19.1
	下土棚第二	17.23	0.37	0.00	0.37	2.1
	新屋敷	36.58	19.00	0.00	19.00	51.9
	土棚第一	30.76	20.17	0.00	20.17	65.6
	土棚第二	23.35	13.01	0.41	13.42	57.5
	土棚第三	109.60	19.20	2.95	22.15	20.2
	亀井野	76.11	71.95	0.00	71.95	94.5
	桐ヶ谷第一	31.80	31.80	0.00	31.80	100.0
	桐ヶ谷第二	13.36	13.30	0.00	13.30	99.6
	六会第一	18.25	6.28	0.00	6.28	34.4
	六会第二	26.25	24.05	0.00	24.05	91.6
	六会第三	38.89	38.89	0.00	38.89	100.0
	稲荷	71.79	0.07	0.00	0.07	0.1
	一色川第二	19.70	14.72	0.00	14.72	74.7
	不動前	70.62	43.96	0.00	43.96	62.2
	不動川第一	61.87	43.21	0.00	43.21	69.8
	不動川第二	41.07	12.57	0.00	12.57	30.6
	土橋	13.74	8.20	0.00	8.20	59.7
	円行第一	13.68	13.59	0.00	13.59	99.3
	円行第二	34.45	34.45	0.00	34.45	100.0
	山野神	170.20	56.39	0.00	56.39	33.1
	唐池	45.43	10.84	0.00	10.84	23.9
	石名坂	39.07	14.25	0.00	14.25	36.5
	本入	35.39	7.36	0.00	7.36	20.8
	白旗川	82.07	31.07	0.00	31.07	37.9
	大和市へ	7.05	0.40	0.00	0.40	5.7
	小計	1,486.80	728.54	3.75	732.29	49.3

認可年度	排水区名	整備面積 (h a)				整備率 (%)
		事業計画	元年度までの 施行分	2年度 施行分	計	
平成5年度	一色川第一	133.90	73.74	0.60	74.34	55.5
	一色川第三	48.70	48.40	0.00	48.40	99.4
	近藤山	31.50	23.03	0.25	23.28	73.9
	桐原	48.25	2.69	0.00	2.69	5.6
	桐ヶ谷第三	8.50	8.50	0.00	8.50	100.0
	小計	270.85	156.36	0.85	157.21	58.0
平成11年度	持瀬	4.17	0.00	0.00	0.00	0.0
	上谷台	26.93	8.86	0.00	8.86	32.9
	山王添	21.90	3.46	0.00	3.46	15.8
	小計	53.00	12.32	0.00	12.32	23.2
平成24年度	大六天	23.26	16.80	0.00	16.80	72.2
合 計		2,504.36	1,131.59	4.75	1,136.34	45.4

・相模川流域処理区（污水）

認可年度	処理分区名	整備面積 (h a)				整備率 (%)
		事業計画	元年度までの 施行分	2年度 施行分	計	
昭和60年度	折戸	20.90	20.90	0.00	20.90	100.0
昭和63年度	遠藤第一	83.16	72.51	3.29	75.80	91.1
	用田	62.15	45.78	0.00	45.78	73.7
	瀬郷	97.94	62.32	2.25	64.57	65.9
	宮原第一	41.90	36.14	0.00	36.14	86.3
	小計	285.15	216.75	5.54	222.29	78.0
平成6年度	遠藤第二	34.97	26.68	0.00	26.68	76.3
平成19年度	宮原第二	31.87	22.33	1.96	24.29	76.2
合 計		372.89	286.66	7.50	294.16	78.9

・相模川流域処理区（雨水）

認可年度	排水区名	整備面積 (h a)				整備率 (%)
		事業計画	元年度までの 施行分	2年度 施行分	計	
昭和60年度	折戸第一	7.00	0.00	0.00	0.00	0.0
	折戸第二	13.90	0.00	0.00	0.00	0.0
	小計	20.90	0.00	0.00	0.00	0.0
昭和63年度	小出川左岸第一	54.00	49.63	0.00	49.63	91.9
	打戻川左岸第一	11.60	0.00	0.00	0.00	0.0
	御所見	10.16	0.00	0.00	0.00	0.0
	目久尻川左岸第一	21.90	0.00	0.00	0.00	0.0
	目久尻川左岸第二	2.64	0.00	0.00	0.00	0.0
	小計	100.30	49.63	0.00	49.63	49.5
平成11年度	小出川右岸第一	2.30	2.30	0.00	2.30	100.0
	小出川右岸第二	3.40	3.40	0.00	3.40	100.0
	小計	5.70	5.70	0.00	5.70	100.0
合 計		126.90	55.33	0.00	55.33	43.6

資料6-15 ポンプ場一覧

(汚水)

ポンプ場名	ポンプ台数	緊急連絡先
浜見山ポンプ場	800mm 2	辻堂浄化センター 34-3330
	500mm 2	
	300mm 1	
下藤が谷ポンプ場	600mm 1	
	450mm 1	
	300mm 2	
	250mm 1	
	150mm 1	
藤が谷ポンプ場	1000mm 1	
	800mm 2	
	400mm 4	
	250mm 1	
御殿辺ポンプ場	800mm 2	
	200mm 3	
西浜ポンプ場	150mm 4	
洲鼻ポンプ場	300mm 1	
	200mm 2	
江の島東ポンプ場	150mm 3	
江の島中ポンプ場	80mm 2	
江の島西ポンプ場	100mm 2	
大庭ポンプ場	400mm 3	
村岡ポンプ場	300mm 3	大清水浄化センター 81-8899
稲荷ポンプ場	100mm 2	
今田ポンプ場	250mm 2	
	200mm 2	
石川ポンプ場	450mm 2	
	350mm 1	

(雨水)

ポンプ場名	ポンプ台数	緊急連絡先
村岡ポンプ場	1350mm 3	大清水浄化センター 81-8899
	1200mm 1	
御殿辺雨水ポンプ場	700mm 2	

資料6-16 重要水防区域（河川）重要度評定基準及び重要水防区域（河川）内訳表

重要水防区域（河川）重要度評定基準

種別	重要度 階級	評定基準
堤防高	A	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては、計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。
	B	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては、計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	A	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。
	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれの2分の1以上確保されている箇所。
堤防強度 （法崩れすべり）	A	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	A	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝・洗堀	A	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善計画が必要な堰、橋梁、樋管、その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては、計画高潮位）以下となる箇所。
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては、計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
工事施工	要注意区間	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡	要注意区間	新堤防で築造後3年以内の箇所。
		破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘 防潮扉	要注意区間	陸閘、防潮扉が設置されている箇所。
—	重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間。

* 階級のAとは「水防上最も重要な区間」、Bとは「水防上重要な区間」を言う。

暫定区間を定めて改修を進めている河川にあつては、計画高水流量を暫定計画高水流量と読み替える。

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

重要水防区域（河川）内訳表

河川名	図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由	水防管理 団体名
		種別	階級					
目久尻川	3	—	重点 要注意	左	藤沢市宮原	113	溢水実績	藤沢市
目久尻川	4	—	重点 要注意	左	藤沢市用田 ～宮原	730	溢水実績	藤沢市
小出川	3	堤防高 堤防断面 工作物	A A A	右	寒川町大蔵 ～ 藤沢市遠藤	3,420 (5箇所)	流下能力不足 堤防断面不足 未改修橋梁	藤沢市 寒川町
小出川	7	堤防高 堤防断面 工作物	A A A	左	茅ヶ崎市芹沢 ～ 藤沢市遠藤	3,420 (5箇所)	流下能力不足 堤防断面不足 未改修橋梁	茅ヶ崎市 藤沢市
引地川	1	堤防高	A	右	藤沢市下土棚	130	流下能力不足	藤沢市
引地川	2	堤防高 漏水	A B	左	藤沢市下土棚 ～長後	1,400	流下能力不足 漏水発生のおそれ	藤沢市
引地川	3	堤防高	A	左	藤沢市長後	300	流下能力不足	藤沢市
境川	1	防潮扉	要注意	左	藤沢市片瀬海 岸1丁目	1箇所	境川1号防潮扉	藤沢市
境川	2	防潮扉	要注意	左	藤沢市片瀬海 岸1丁目	1箇所	境川2号防潮扉	藤沢市
境川	3	防潮扉	要注意	左	藤沢市片瀬4 丁目	1箇所	境川3号防潮扉	藤沢市
境川	4	防潮扉	要注意	右	藤沢市片瀬海 岸3丁目	1箇所	境川4号防潮扉	藤沢市
境川	5	防潮扉	要注意	右	藤沢市片瀬海 岸3丁目	1箇所	境川5号防潮扉	藤沢市
蓼川	1	堤防高	A	左	藤沢市下土棚	200	流下能力不足	藤沢市

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

資料6-17 重要水防区域（海岸）重要度評価基準及び重要水防区域（海岸）内訳表

神奈川県「重要水防区域（海岸）重要度評価基準」

種類	水防上最も重要な区間 A	水防上重要な区間 B
堤防高	一連区間のうち堤防（護岸）高さ不足に起因し、近年の台風等による氾濫の実績があり、近隣の背後地が人家密集等の危険な箇所。	一連区間のうち堤防（護岸）高さ不足に起因し、氾濫の予想される近隣の背後地が人家密集等の危険な箇所。
堤防強度	堤体（護岸）の設置時期が古く、法崩壊、急激な沈下等の実績があり、かつ、なお予想される箇所。	堤体（護岸）の設置時期が古く、法崩壊沈下等が予想される箇所。また、新堤で完成後2年以内の箇所。
越波	近年の台風等により侵食や消波施設不足等による越波の実績があり、背後地が人家密集等の危険な箇所。	台風等により越波の恐れがあり、背後地に被害が予想される箇所。
工事施工	工事の施工に伴い堤防（護岸）を横断して開削している箇所。	その他の工事施工に伴い一時的ではあるが、危険が予想される箇所。
工作物	背後地が人家密集地で水門等の操作不良等により不慮の事故が予想される箇所	

神奈川県重要水防区域（海岸）内訳表

海岸名	図面番号	重要度		地域名	延長 (m)	重要な理由	水防管理団体名
		種別	階級				
藤沢海岸 (鵜沼海岸)	①	堤防高	A	藤沢市鵜沼海岸 4丁目	200	堤防高、背後地 (134号) 高さ 不足	藤沢市

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

資料6-18 水位観測所一覧表

観測所名	河川名	位 置			水防団待 機水位 (通報水位)	はん濫注 意水位 (警戒水位)	支部名	担当 水防管理 団体名	量水標管理者 (種類)	基 準 局
		都市	区 町村	大字						
境川橋	境川	藤沢市		鶴沼 藤ヶ谷	4.00	4.50	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)	○
大清水橋	境川	藤沢市		大鋸	3.90	4.50	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)	○
高鎌橋	境川	横浜市	泉区	上飯田町	2.50	3.00	藤沢土木	横浜市 藤沢市	県土整備局 (テレメータ)	○
神鋼橋	柏尾川	藤沢市		宮前	2.60	3.60	藤沢土木	藤沢市 鎌倉市	県土整備局 (テレメータ)	○
太平橋	引地川	藤沢市		辻堂 太平台	2.40	3.40	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)	○
石川橋	引地川	藤沢市		石川	2.30	3.60	藤沢土木	藤沢市	県土整備局 (テレメータ)	○

備考 テレメータ・・・各支部所管

○・・・基準水位観測所（各水防支部水防警報発表）

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

資料6-19 潮位波高観測所一覧表

港名	位 置			種別	種類	事業所名	所属	観測者
	都市	町村	大字					
湘南港	藤沢市		江の島	潮位 風速 風向	自記	藤沢土木事務所 (汐見台庁舎) TEL 0467-58-1473	県土整備局	事務所 職員
葉山港	三浦郡	葉山町	堀内	潮位 風速 風向	テレメ ータ	横須賀土木事務所 TEL 046-853-8800	県土整備局	事務所 職員
大磯港	中郡	大磯町	大磯	潮位	テレメ ータ	平塚土木事務所 TEL 0463-22-2711	県土整備局	事務所 職員
小田原 漁港	小田原市		早川	潮位	テレメ ータ	横浜地方气象台 TEL 045-621-1999	気象庁	事務所 職員
相模湾 (波浪観測)	平塚市		虹ヶ浜	波高 水温 流速 風向 風速 気圧	テレメ ータ	国立大学法人 東京大学 生産技術研究所 TEL 03-5452-6098	国立大学法人 東京大学 ※観測データは、県 砂防課及び水産課ホ ームページから公開	事務所 職員

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

資料6-20 防潮扉一覧表

水防管理 団体	海岸名	位置			名称	構造	管理者	操作責任者	
		郡市	町村	大字				氏名	電話
藤沢市	境川	藤沢市		片瀬海岸1丁目	1	開閉式	神奈川県	藤沢土木事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市		片瀬海岸1丁目	2	開閉式	神奈川県	藤沢土木事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市		片瀬4丁目	3	開閉式	神奈川県	藤沢土木事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市		片瀬海岸3丁目	4	開閉式	神奈川県	藤沢土木事務所	0466 26-2111
藤沢市	境川	藤沢市		片瀬海岸3丁目	5	開閉式	神奈川県	藤沢土木事務所	0466 26-2111
藤沢市	港南港海岸	藤沢市		片瀬海岸1丁目	1	片開式	神奈川県	藤沢土木事務所	0466 26-2111

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

資料6-21 取水堰等内訳表

水防管理 団体名	河川名	位置			名称	構造	管 理 者
		郡市	町村 (区)	大字			
横浜市	境川	横浜市	泉区	上飯田	高飯堰	自動	泉区下飯田町水利組合
横浜市	境川	横浜市	泉区	上飯田	上高倉堰	自動	中下水利組合
藤沢市	境川	藤沢市		西俣野	俣野堰	自動	藤沢市西俣野土地改良区
藤沢市	境川	藤沢市		高倉	高飯堰	自動	高倉水利組合
藤沢市	境川	藤沢市		高倉	上高倉堰	自動	上高倉水利組合
藤沢市	引地川	藤沢市		大庭	城稲荷ポンプ	機械揚水	城稲荷水利組合
藤沢市	引地川	藤沢市		円行	石川堰	自動	石川堰水利組合 大庭稲荷水利組合
藤沢市	引地川	藤沢市		長後	長後堰	自動	長後堰水利組合
藤沢市	目久尻川	藤沢市		用田	目久尻堰	自動	目久尻川用排水組合
藤沢市	目久尻川	藤沢市		用田	用田堰	自動	用田堰水利組合
藤沢市	小出川	藤沢市		打戻	矢崎堰	角落	小出川矢崎水利組合
茅ヶ崎市	小出川	茅ヶ崎市		西久保	西久保ポンプ	揚水	茅ヶ崎市経済部 農業水産課
茅ヶ崎市	小出川	茅ヶ崎市		芹沢	芹沢中部堰	手動	芹沢中部水利組合
寒川町	目久尻川	高座郡	寒川町	一之宮	寒川揚水堰	自動	相模川左岸土地改良区 浜田良和

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

資料6-22 水防警報を行う河川、海岸

国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
相模川	平塚土木 藤沢土木	茅ヶ崎市 平塚市 寒川町	左岸 高座郡寒川町一之宮 3175 番地先 右岸 平塚市田村 6256 番地先	から 海まで

知事が水防警報を行う河川

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
小出川	藤沢土木	茅ヶ崎市 藤沢市 寒川町	左岸 藤沢市遠藤 4,148 番地先 右岸 同 4,152 番地先	諸の木 橋から 相模川合流点まで
目久尻川	藤沢土木 東部センター	海老名市 座間市 綾瀬市 寒川町 藤沢市	左岸 座間市栗原 1,351 番の 1 地先 右岸 同 1,193 番の 1 地先	中橋 から 相模川合流点まで
境川	東部センター 藤沢土木 津久井治水センター	相模原市 横浜市 藤沢市 大和市 町田市	左岸 横浜市瀬谷区五貫目町 の 4 地先 右岸 相模原市緑区川尻 5,693 番の 2 地先	東京都 界から 海まで
柏尾川	横浜川崎治水 藤沢土木	横浜市 鎌倉市 藤沢市	左岸 横浜市戸塚区柏尾町 337 番地先 右岸 同	平戸永谷川、 阿久和川合流 点から 境川合流点まで
引地川	藤沢土木 東部センター	藤沢市 大和市	左岸 大和市福田 2,667 番地先 右岸 同 3,000 番地先	県道丸子中山 茅ヶ崎から 海まで
蓼川	東部センター 藤沢土木	綾瀬市 藤沢市	左岸 綾瀬市本蓼川 897 番地先 右岸 同 深谷 6,924 番地先	に設置した 標柱から 引地川合流点まで

知事が水防警報を行う海岸

海岸名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
藤沢	藤沢土木	藤沢市	藤沢市辻堂字大浜見 7,825 番の 25 地先	に設置した 標柱から 藤沢市片瀬字西浜 2,932 番の 233 地先 に設置した 標柱まで

知事が水防警報を行う港湾区域

海岸名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
湘南港	藤沢土木	藤沢市	藤沢市片瀬 2,931 番の 17 地先	に設置した 標柱から 藤沢市江の島字東町 229 番地先 に設置した 標柱まで

資料：神奈川県水防計画（令和 5 年 4 月）

資料6-23 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。または、水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

資料：神奈川県水防計画（令和5年4月）

資料6-24 水防管理団体水防実施状況報告書

第4号様式（第15章関係） 水防管理団体水防実施状況報告書

平成 年 月 日

作成責任者

印

水防管理団体名										特定、非指定の別						
水防実施時の台風名又は豪雨名										所 要 経 費	人 件 物 件 費		管理団 体	県支給 分	その他	計
水防実施 箇所	左 郡 町 川 岸 地先 右 市 区											手当	円	円	円	円
												その他				
												計				
日 時	自 月 日 時 平成 年 至 月 日 時											資材費				
												器材費				
												燃料費				
出 動 人 員 数	水防団員	消防団員	その他	計								雑費				
	人	人	人	人								計				
水防作業の 概況及び工 法		工法 箇所 m										公用負担				
										合計						
水 防 の 結 果	堤防	田	畑	家	鉄	道	人	その	使 用 資 材	土のう	袋	袋	袋	袋		
		効果	m	m ²	m ²	戸	m	m		人	作り土のう	袋	袋	袋	袋	
	被害									なわ	kg	kg	kg	kg		
										丸太	本	本	本	本		
水防団員の 出動内訳										県の応援状況						
消防団員の 出動内訳										立退きの状況及びそれを指示した理由						
居住者の 出動状況										水防関係者の死傷						
その他の出 動状況										水防功労者の氏名年 齢所属及びその功績 概要						
雨量水位の 状 況																
公用負担の 内 訳										水防活動に関する 自己批判						
他の団体の 応援状況																
警察官の応 援状況										備考						

- (備考) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 箇所ごとの報告書に集計表を添付した3部水防支部長に提出すること。
 3 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には、箇所数のみ記入すること。
 4 管内図（1/5,000以上）を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 5 はんらん区域ごとに、床上戸数、床下戸数、はんらん面積を記入すること。

資料6-25 鉄道施設の現況

①JR 東日本

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
藤沢駅	20,848.88	鉄筋造3階	島式	346	9.6	2	1
辻堂駅	2,856.92	鉄筋造2階	島式	354	7.8	3	2

資料：東日本旅客鉄道（株）

②小田急電鉄（株）

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
長後駅	583.80	鉄骨造	島式	210	8	2	1
湘南台駅	335.40	鉄骨造	相対式	210	11	8	1
六会日大前駅	773.80	鉄骨造	相対式	125	9	2	1
善行駅	663.00	鉄骨造	相対式	125	8	2	1
藤沢本町駅	171.00	鉄骨造	相対式	125	8	1	1
藤沢駅	262.40	鉄骨造	相対式	210	9	1	2
本鵜沼駅	145.40	鉄骨造	相対式	125	9	1	1
鵜沼海岸駅	145.80	鉄骨造	相対式	125	8	1	1
片瀬江ノ島駅	474.80	鉄骨造	頭端式	210	9	1	1

資料：小田急電鉄（株）

③江ノ島電鉄（株）

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
藤沢	75.83	鉄骨造	頭端式	乗 60 降 60	乗 13 降 5.5	1	1
石上	2.89	鉄骨造	—	55	2	1	—
柳小路	2.72	鉄骨造	—	55	2.3	2	—
鵜沼	39.24	鉄骨造	島式	61	5.6	2	1
湘南海岸公園	9.4	鉄骨造	—	55.5	3.6	2	—
江ノ島	77.2	木造	相対式	上 51 下 57	上 6.3 下 8.1	1	1

資料：江ノ島電鉄（株）

④横浜市営地下鉄

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
湘南台	4,458	地下2階	島式	120	10	8	1

資料：横浜市営地下鉄

⑤相模鉄道（株）

駅名	駅舎		ホーム			出入口 ヶ所	改札口 ヶ所
	敷地面積 (m ²)	構造	形式	長さ(m)	最大幅員 (m)		
湘南台	1,759.13	鉄筋造	島式	210	10	8	1

資料：相模鉄道（株）

資料6-26 鉄道利用者数一覧表（1日当たり）

① JR 東日本（東海道線）

駅名	乗車客数 人
1. 藤沢駅	95,857
2. 辻堂駅	52,573

資料：東日本旅客鉄道（株） 令和4年度

② 小田急電鉄（江ノ島線）

駅名	乗車客数 人
1. 長後駅	30,546
2. 湘南台駅	82,372
3. 六会日大前駅	26,972
4. 善行駅	24,552
5. 藤沢本町駅	19,665
6. 小田急藤沢駅	150,074
7. 本鵜沼駅	12,054
8. 鵜沼海岸駅	17,167
9. 片瀬江ノ島駅	18,112

資料：小田急電鉄（株） 令和4年度

③ 江ノ島電鉄

駅名	乗降客数 人
1. 藤沢	17,532
2. 石上	611
3. 柳小路	2,268
4. 鵜沼	3,313
5. 湘南海岸公園	1,720
6. 江ノ島 (鎌倉)	6,146 16,421

資料：江ノ島電鉄（株） 令和4年度

④ 湘南モノレール

駅名	乗降客数 人
1. 目白山下	350
2. 湘南江の島 (片瀬山)	3,382 3,178
(大船)	24,065

資料：湘南モノレール（株） 令和4年度

⑤ 横浜市営地下鉄

駅名	乗降客数 人
湘南台駅	21,828

資料：横浜市営地下鉄 令和4年度

⑥ 相模鉄道

駅名	乗降客数 人
湘南台駅	20,808

資料：相模鉄道（株） 令和2年度

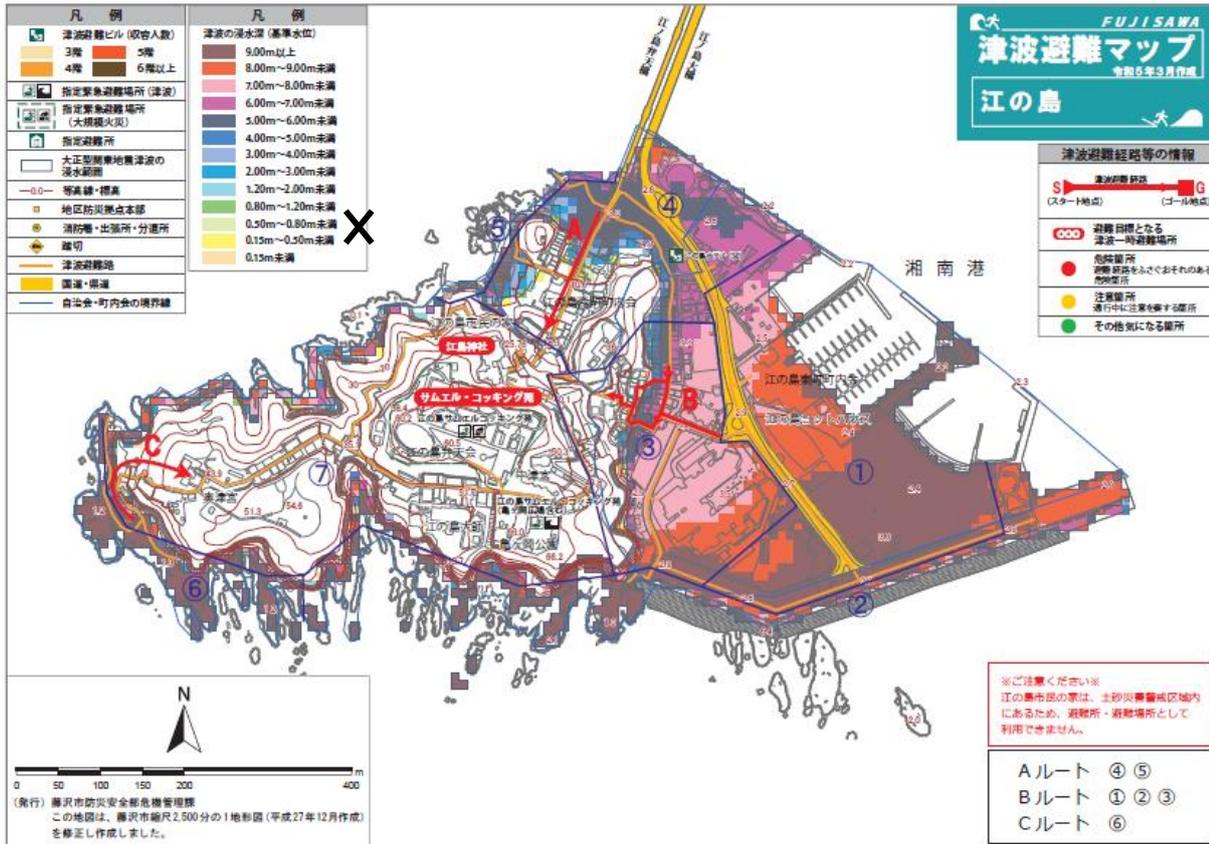
資料6-27 管種別送水管延長

（令和5年3月31日現在）

所別		藤沢	
口径	管種	管種別延長	口径別延長
1,200mm	鋼管	251.80	251.80
1,000mm	鋼管	50.00	50.00
900mm	鋼管	8,500.50	10,515.10
	鋳鉄管	2,014.60	
800mm	鋼管	7,739.46	13,742.86
	鋳鉄管	6,003.40	
700mm	鋼管	2,450.10	11,959.60
	鋳鉄管	9,453.60	
	ステンレス管	55.90	
600mm	鋼管	2614.20	8,557.36
	鋳鉄管	5943.16	
500mm	鋼管	4,078.80	20,486.10
	鋳鉄管	16,225.60	
	ステンレス管	181.70	
450mm	鋼管	1,175.20	1,803.90
	鋳鉄管	628.70	
400mm	鋼管	2,417.70	22,819.30
	鋳鉄管	20,322.00	
	ステンレス管	79.60	
350mm	鋼管	370.10	3,192.70
	鋳鉄管	2,822.60	
300mm	鋼管	2,004.00	77,939.20
	鋳鉄管	75,497.40	
	ステンレス管	437.80	
250mm	鋼管	196.14	5,879.64
	鋳鉄管	5,683.50	
200mm	鋼管	1,193.50	123,752.14
	鋳鉄管	122,227.00	
	ステンレス管	331.64	
150mm	鋼管	3,631.40	196,798.00
	鋳鉄管	192,532.50	
	ステンレス管	634.10	
100mm	鋼管	2,828.10	699,673.26
	鋳鉄管	696,524.20	
	ステンレス管	242.53	
	ガス管	78.43	
75mm	鋼管	224.31	20,908.34
	鋳鉄管	19,820.74	
	ビニール管	751.36	
	ガス管	111.93	
管種別計	鋼管	39,725.31	1,218,329.30
	鋳鉄管	1,175,699.00	
	ステンレス管	1,963.27	
	ビニール管	751.36	
50mm以下	ガス管	190.36	190,093.35
合計			1,408,422.65
全地区延長に対する比(%)			15.2

資料：令和4年度水道事業統計年報（神奈川県企業庁）

資料6-28 江の島津波避難マップ



資料6-29 江の島津波避難計画

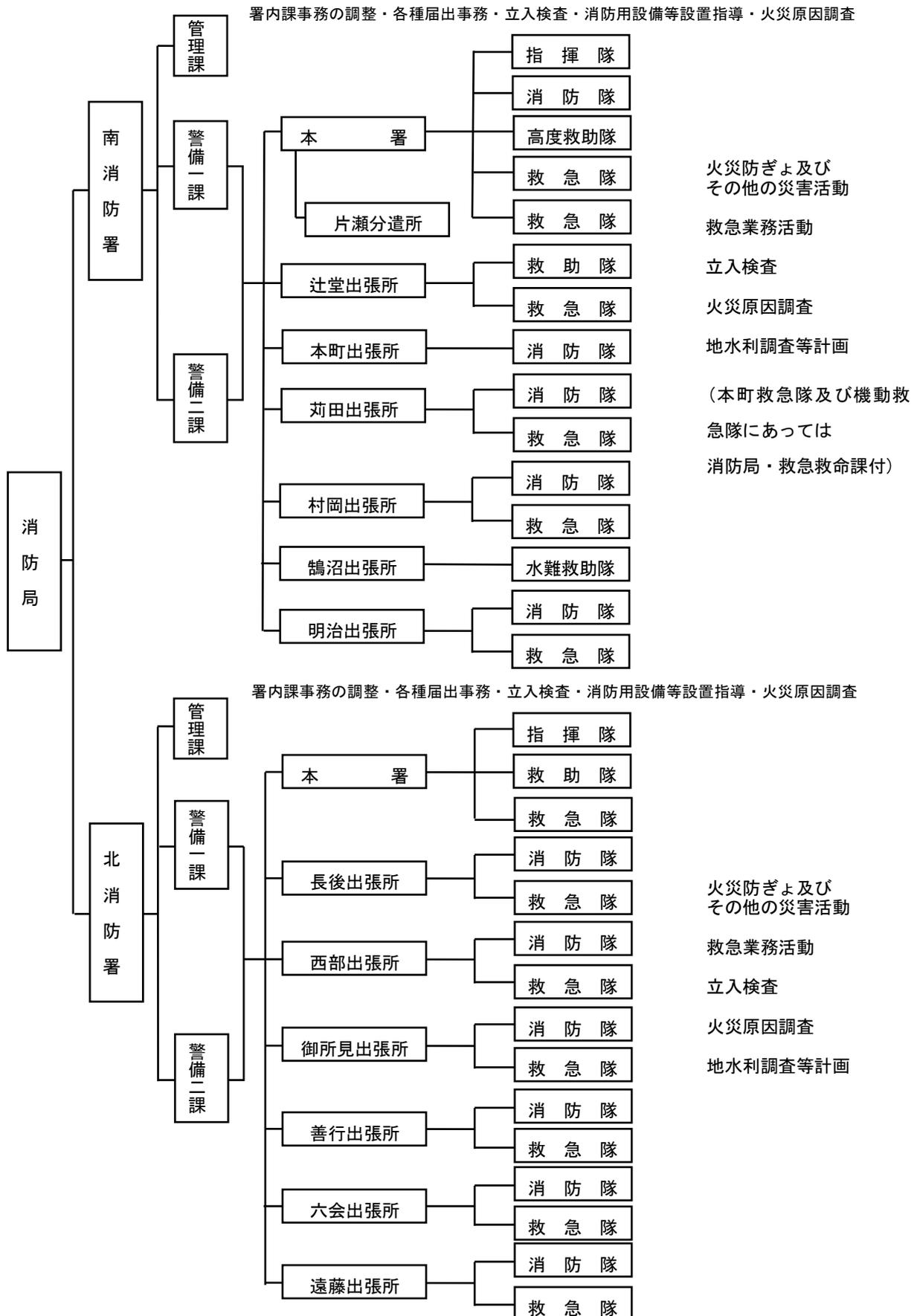
江の島津波避難計画

	対象地域	対象者	避難場所	収容可能人数	避難誘導者	避難経路	避難手段
1	湘南港（漁港区・ヨットハーバー・小田急ヨットクラブ・北側県営駐車場）	利用者、関係者	サムエルコッキング苑付近 湘南港津波避難デッキ セーリングタワー	9,000 300～400 290	湘南港関係者及び 施設管理者	B	徒歩
2	江の島南側（本船岸壁・南緑地 南側県営駐車場・鶴島・水道口 付近磯場等）	利用者・釣り人等	サムエルコッキング苑付近 湘南港津波避難デッキ セーリングタワー	9,000 300～400 290	湘南港関係者等	B	徒歩
3	東町町内会の一部 江の島1丁目⑤～⑩地区・観光協 会駐車場	住民・利用者	中津宮広場 江島神社	300 100	町内会役員・消防団	B	徒歩
4	西町町内会、東町町内会の一部 江の島北側（江の島1丁目①～④ 地区、2丁目①②地区）	住民・観光客	サムエルコッキング苑付近 江島神社	9,000 100	町内会役員・消防団	A	徒歩
5	江の島西側（西浦・磯場）	観光客・釣り人等	サムエルコッキング苑付近 江島神社	9,000 100	町内会役員・消防団	A	徒歩
6	船着き場・岩屋洞窟・磯場	観光客・釣り人等	サムエルコッキング苑付近	9,000	観光協会・町内会役員	C	徒歩
7	江の島弁天台 江の島2丁目③～⑥地区	住民・観光客	サムエルコッキング苑付近 （住民は自宅が安全な場合は 自宅待機）	9,000	町内会役員・消防団		徒歩

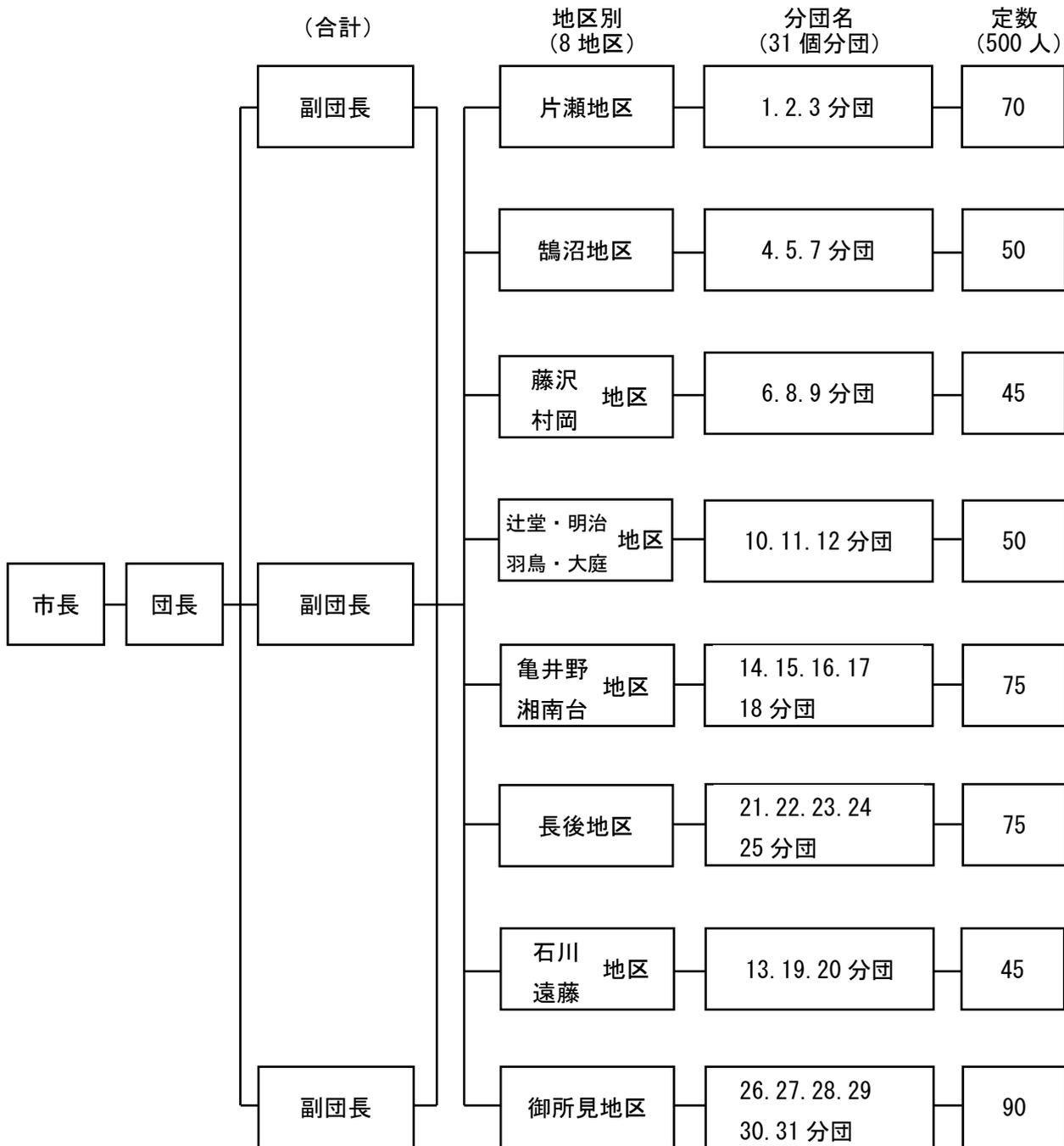
※避難経路→Aルート（参道）、Bルート（東町）、Cルート（稚児ヶ淵）
 ※原則として、島内の住民及び観光客等は島内避難とする。（江の島大橋は通行否）
 ※海上等で逃げ遅れた人や早急な高台への避難が困難な場合は、湘南港津波避難デッキに避難する。
 ※サムエルコッキング苑は、原則として開園時間のみで、夜間は、亀ヶ岡広場付近になります。

7. 消防

資料7-1 消防署組織図



資料7-2 消防団組織図



資料：藤沢市消防年報（令和4年版）

資料7-3 高所見張場所及び見張員一覧表

署 別	高所見張場所（指定建物等）	見張り要員
南 署	ライオンズマンション片瀬江の島	南藤沢救急隊 2 隊員
	鶴沼スカイマンション	鶴沼水難救助隊員
	日総浜見マンション	辻堂救急隊員
	アルス藤沢	荻田救急隊員
	秩父宮記念体育館	南救助隊員
	市役所本庁舎	南藤沢救急隊 1 隊員
	藤沢市民病院	本町救急隊員
	辻堂駅前ハイツ 9 号棟	明治消防隊員
	藤ヶ岡中学校	村岡救急隊員
北 署	東急ドエルアルス藤沢善行	善行救急隊員
	パークサイド駒寄 3 号棟	西部救急隊員
	六会駅前高層住宅	六会消防隊員
	東急ドエルアルス湘南台アネックス	北藤沢救急隊員
	諸節ビル	長後救急隊員
	御所見中学校	御所見救急隊員

1 見張要員は、無線機・双眼鏡を携行し、指定建物で監視を行う。

2 情報収集する内容

- (1) 延焼火災の発生場所・延焼程度・延焼方向等
- (2) 家屋等の倒壊・損壊等
- (3) 崖崩れの状況
- (4) 交通渋滞箇所等
- (5) その他必要と認める事項

8. 避難

資料8-1 指定避難所一覧表

2021年（令和3年）10月1日時点

地区	NO	施設名	所在地	収容人数 ※
御所見	1	御所見小学校	打戻 1902	850 人
	2	中里小学校	獺郷 68	800 人
	3	御所見中学校	用田 500	900 人
長後	4	長後小学校	長後 770	850 人
	5	富士見台小学校	下土棚 591-1	800 人
	6	長後中学校	下土棚 590	950 人
	7	高倉中学校	高倉 1122	750 人
	8	県立藤沢総合高等学校	長後 1909	2,000 人
	9	老人福祉センターこぶし荘	下土棚 800-1	350 人
遠藤	10	秋葉台小学校	遠藤 2959	950 人
	11	秋葉台中学校	遠藤 2000-2	700 人
	12	慶應義塾大学	遠藤 5322	1,400 人
六会	13	俣野小学校	西俣野 2660	850 人
	14	亀井野小学校	亀井野 3-31	1,000 人
	15	天神小学校	天神町 1-1	700 人
	16	石川小学校	石川 4-19-1	750 人
	17	六会小学校	亀井野 550	850 人
	18	六会中学校	亀井野 1000	1,000 人
	19	日本大学藤沢高等学校	亀井野 1866	850 人
	20	日本大学生物資源科学部	亀井野 1866	3,050 人
	21	日本大学藤沢小学校	亀井野 1866	380 人

地区	NO	施設名	所在地	収容人数 ※
六会	22	県立藤沢工科高等学校	今田 744	1,150 人
湘南台	23	湘南台小学校	湘南台 5-23	950 人
	24	湘南台中学校	湘南台 7-18-1	1,000 人
	25	県立湘南台高等学校	円行 1986	1,650 人
	26	多摩大学	円行 802	200 人
湘南大庭	27	駒寄小学校	大庭 5527-2	750 人
	28	小糸小学校	大庭 5062-1	950 人
	29	大庭小学校	大庭 5307-7	950 人
	30	滝の沢小学校	遠藤 641-3	1,100 人
	31	大庭中学校	大庭 5416-6	1,000 人
	32	滝の沢中学校	遠藤 699-3	1,100 人
	33	県立藤沢西高等学校	大庭 3608-2	788 人
善行	34	善行小学校	善行団地 6-1	1,100 人
	35	大越小学校	善行坂 1-19-1	650 人
	36	善行中学校	石川 3988-1	1,000 人
	37	荏原湘南スポーツセンター	稲荷 1-9-1	1,750 人
	38	藤沢翔陵高等学校	善行 7-1-3	800 人
	39	聖園女学院	みその台 1-4	150 人
明治	40	明治小学校	城南 3-3-1	1,150 人
	41	羽鳥小学校	羽鳥 3-11-1	750 人
	42	明治中学校	辻堂新町 2-13-1	950 人
	43	羽鳥中学校	羽鳥 4-13-14	750 人
藤沢	44	大道小学校	朝日町 3-3	850 人
	45	大鋸小学校	大鋸 1020	650 人

地区	NO	施設名	所在地	収容人数 ※
藤沢	46	藤沢小学校	本町 1-9-1	1,050 人
	47	藤嶺学園藤沢高等学校	西富 1-7-1	400 人
	48	大清水小学校	大鋸 1433	500 人
	49	大清水中学校	大鋸 1400	700 人
	50	県立藤沢清流高等学校	大鋸 1450	1,500 人
	51	本町小学校	本町 2-6-17	850 人
	52	第一中学校	鵜沼神明 5-10-9	900 人
	53	県立湘南高等学校	鵜沼神明 5-6-10	2,500 人
村岡	54	新林小学校	川名 400	900 人
	55	村岡小学校	弥勒寺 1-16-1	850 人
	56	高谷小学校	高谷 9-1	750 人
	57	村岡中学校	弥勒寺 2-1-27	900 人
	58	藤ヶ岡中学校	藤が岡 3-18-1	850 人
辻堂	59	辻堂小学校	辻堂東海岸 1-17-1	750 人
	60	浜見小学校	辻堂西海岸 1-4-1	650 人
	61	高砂小学校	辻堂西海岸 1-3-1	600 人
	62	八松小学校	辻堂元町 3-1-6	600 人
	63	湘洋中学校	辻堂東海岸 4-17-1	900 人
	64	高浜中学校	辻堂西海岸 1-4-3	750 人
	65	湘南工科大学	辻堂西海岸 1-1-25	550 人
	66	湘南工科大学附属高等学校	辻堂西海岸 1-1-25	885 人
鵜沼	67	鵜沼小学校	鵜沼海岸 4-7-34	700 人
	68	鵜沼小学校	鵜沼桜が岡 3-16-38	750 人
	69	鵜沼小学校	本鵜沼 5-4-23	900 人
	70	鵜沼中学校	鵜沼桜が岡 4-3-37	1,100 人

地区	NO	施設名	所在地	収容人数 ※
鵠沼	71	太陽の家	鵠沼海岸 6-6-12	250 人
	72	藤沢市民会館	鵠沼東 8-1	300 人
	73	藤嶺学園鵠沼高等学校	鵠沼藤が谷 4-9-10	250 人
	74	湘南学園中学校・高等学校	鵠沼松が岡 4-1-32	450 人
	75	湘南なぎさ荘	鵠沼海岸 6-17-7	150 人
片瀬	76	片瀬小学校	片瀬 2-14-29	650 人
	77	片瀬中学校	片瀬山 4-1-1	700 人
	78	湘南港港湾管理事務所	江の島 1-12-2	98 人
	79	湘南白百合学園中学校・高等学校	片瀬目白山 4-1	500 人
	80	湘南白百合学園小学校	片瀬海岸 2-2-30	350 人
	81	江島神社	江の島 2-3-8	100 人

※収容人数については、避難スペースを一人当たり 2㎡で算出しています。(感染症対策を講じると、記載の収容人数の 50%以内が目安となります。)

資料8-2 指定緊急避難場所一覧表

2023年（令和5年）4月1日時点

地区	NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								備考	
				洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	火山現象		
御所見	1	御所見市民センター	打戻 1760-1	○	○						○		
	2	御所見小学校	打戻 1902				○					○	
	3	中里小学校	瀬郷 68				○					○	
	4	御所見中学校	用田 500	○	○		○				○	○	
	5	葛原公民館	葛原 1385	○	○						○		
	6	御所見小学校周辺(御所見市民センター含む)	打戻 1902 他							○			
長後	7	長後市民センター	長後 513	○	○						○		
	8	長後小学校	長後 770	○	○		○				○	○	
	9	富士見台小学校	下土棚 591-1	○	○		○				○	○	
	10	長後中学校	下土棚 590				○					○	
	11	高倉中学校	高倉 1122	○	○		○			○	○	○	
	12	県立藤沢総合高等学校	長後 1909	○	○		○				○	○	
	13	老人福祉センターこぶし荘	下土棚 800-1				○					○	
	14	藤沢湘南台病院	高倉 2345							○			
	15	長後中学校周辺(富士見台小含む)	下土棚 590 他							○			
遠藤	16	遠藤市民センター	遠藤 2984-3	○	○						○		
	17	秋葉台小学校	遠藤 2959				○					○	
	18	秋葉台中学校	遠藤 2000-2	○	○		○				○	○	
	19	慶應義塾大学	遠藤 5322	○	○		○				○	○	
	20	秋葉台文化体育館	遠藤 2000-1	○	○						○		
	21	秋葉台公園周辺(秋葉台中含む)	遠藤 2000-1 他							○			

地区	NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								備考
				洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	火山現象	
六会	22	六会市民センター	亀井野 4-8-1	○	○						○	
	23	俣野小学校	西俣野 2660	○	○		○				○	○
	24	亀井野小学校	亀井野 3-31	○	○		○				○	○
	25	天神小学校	天神町 1-1	○	○		○				○	○
	26	石川小学校	石川 4-19-1	○	○		○				○	○
	27	六会小学校	亀井野 550	○	○		○				○	○
	28	六会中学校	亀井野 1000	○	○		○					○
	29	日本大学藤沢高等学校	亀井野 1866				○					○
	30	日本大学生物資源科学部	亀井野 1866				○					○
	31	日本大学藤沢小学校	亀井野 1866				○					○
	32	日本大学	亀井野 1866							○		
	33	県立藤沢工科高等学校	今田 744	○	○		○				○	○
	34	北部環境事業所	石川 2168	○	○						○	
	湘南台	35	湘南台市民センター	湘南台 1-8	○	○						○
36		湘南台小学校	湘南台 5-23	○	○		○				○	○
37		湘南台中学校	湘南台 7-18-1				○					○
38		県立湘南台高等学校	円行 1986				○					○
39		多摩大学	円行 802				○					○
40		藤沢市まちづくり協会ビル	円行 2-3-17	○	○						○	
41		湘南台公園周辺（湘南台中含む）	湘南台 7-16 他							○		
湘南大庭	42	湘南大庭市民センター	大庭 5406-1	○	○						○	
	43	駒寄小学校	大庭 5527-2				○					○
	44	小糸小学校	大庭 5062-1	○	○		○				○	○
	45	大庭小学校	大庭 5307-7				○					○

地区	NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								備考	
				洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	火山現象		
	46	滝の沢小学校	遠藤 641-3	○	○		○				○	○	
	47	大庭中学校	大庭 5416-6				○					○	
	48	滝の沢中学校	遠藤 699-3				○					○	
	49	県立藤沢西高等学校	大庭 3608-2				○					○	
	50	大庭城址公園	大庭 5230-1							○			
	51	滝の沢小学校周辺(遠藤公園含む)	遠藤 641-3 他							○			
善行	52	善行市民センター	善行 1-2-3	○	○							○	
	53	善行小学校	善行団地 6-1	○	○		○					○	○
	54	大越小学校	善行坂 1-19-1	○	○		○					○	○
	55	善行中学校	石川 3988-1				○						○
	56	荏原湘南スポーツセンター	稲荷 1-9-1				○						
	57	藤沢翔陵高等学校	善行 7-1-3				○						○
	58	聖園女学院	みその台 1-4	○	○		○					○	○
	59	県立総合教育センター	善行 7-1-1	○	○							○	
60	県立スポーツセンター	善行 7-1-2							○				
明治	61	明治市民センター	辻堂新町 1-11-23	○	○							○	
	62	明治小学校	城南 3-3-1	○	○		○					○	○
	63	羽鳥小学校	羽鳥 3-11-1				○						○
	64	明治中学校	辻堂新町 2-13-1				○						○
	65	羽鳥中学校	羽鳥 4-13-14	○	○		○					○	○
	66	芙蓉カントリー倶楽部	大庭 2320							○			
	67	神台公園周辺(湘南藤沢徳洲会病院含む)	辻堂神台 1-6-2 他							○			
	68	藤沢公民館	本町 1-12-17	○	○							○	
	69	大道小学校	朝日町 3-3	○	○		○					○	○

地区	NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								備考
				洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	火山現象	
藤沢	70	大鋸小学校	大鋸 1020	○	○		○			○	○	
	71	藤沢小学校	本町 1-9-1	○	○		○			○	○	
	72	藤嶺学園藤沢高等学校	西富 1-7-1	○	○		○			○	○	
	73	翠ヶ丘公園	西富 593-2						○			
	74	大清水小学校	大鋸 1433				○				○	
	75	大清水中学校	大鋸 1400				○				○	
	76	県立藤沢清流高等学校	大鋸 1450				○				○	
	77	本町小学校	本町 2-6-17	○	○		○			○	○	
	78	第一中学校	鶴沼神明 5-10-9	○	○		○			○	○	
	79	県立湘南高等学校	鶴沼神明 5-6-10	○	○		○			○	○	
	80	石名坂温水プール	本藤沢 1-10-1	○	○					○		
	81	済美館（藤沢公民館分館）	本町 4-6-16	○	○					○		
	82	県立湘南高等学校（周辺）	鶴沼神明 5-6-10 他						○			
村岡	83	村岡公民館	弥勒寺 1-7-7	○	○					○		
	84	新林小学校	川名 400	○	○		○			○	○	
	85	村岡小学校	弥勒寺 1-16-1	○	○		○			○	○	
	86	高谷小学校	高谷 9-1	○	○		○			○	○	
	87	村岡中学校	弥勒寺 2-1-27	○	○		○			○	○	
	88	藤ヶ岡中学校	藤が岡 3-18-1	○	○		○		○	○	○	
	89	特別養護老人ホーム みどりの園	小塚 370-1	○	○					○		休止中
	90	小塚東町内会館	小塚 41-21	○	○					○		
	91	新林公園周辺（新林小含む）	川名 411-1 他						○			
	92	高谷小学校周辺（高谷公園・天嶽院含む）	高谷 9-1 他						○			

地区	NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								備考	
				洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	火山現象		
辻堂	93	辻堂市民センター	辻堂西海岸 2-1-17	○	○	○					○		
	94	辻堂小学校	辻堂東海岸 1-17-1	○	○	○	○				○	○	
	95	浜見小学校	辻堂西海岸 1-4-1				○					○	
	96	高砂小学校	辻堂西海岸 1-3-1				○	○				○	
	97	八松小学校	辻堂元町 3-1-6	○	○		○				○	○	
	98	湘洋中学校	辻堂東海岸 4-17-1	○	○	○	○	○			○	○	
	99	高浜中学校	辻堂西海岸 1-4-3	○	○	○	○				○	○	
	100	湘南工科大学	辻堂西海岸 1-1-25				○					○	
	101	湘南工科大学附属高等学校	辻堂西海岸 1-1-25				○					○	
	102	湘南工科大学(周辺)	辻堂西海岸 1-1-25 他							○			
	103	長久保公園	辻堂太平台 2-13-35							○			
鶴沼	104	鶴沼市民センター	鶴沼海岸 2-10-34	○	○	○					○		
	105	鶴南小学校	鶴沼海岸 4-7-34	○	○	○	○				○	○	
	106	鶴洋小学校	鶴沼桜が岡 3-16-38	○	○	○	○				○	○	
	107	鶴沼小学校	本鶴沼 5-4-23	○	○		○				○	○	
	108	鶴沼中学校	鶴沼桜が岡 4-3-37	○	○	○	○				○	○	
	109	太陽の家	鶴沼海岸 6-6-12	○	○	○	○				○	○	
	110	藤沢市民会館	鶴沼東 8-1	○	○	○	○				○	○	
	111	藤嶺学園鶴沼高等学校	鶴沼藤が谷 4-9-10	○	○	○	○				○	○	
	112	湘南学園中学校・高等学校	鶴沼松が岡 4-1-32	○	○	○	○	○			○	○	
	113	湘南なぎさ荘	鶴沼海岸 6-17-7	○	○	○	○				○	○	
	114	JFE エンジニアリング(株) 江の島苑友荘	鶴沼松が岡 1-17-4	○	○	○					○		

地区	NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								備考	
				洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	火山現象		
	115	藤沢市民会館周辺(奥田公園含む)	鵠沼東 8-1 他							○			
	116	八部公園	鵠沼海岸 6-12							○			
	117	市営鵠沼住宅	鵠沼海岸 4-12						○				
片瀬	118	片瀬市民センター	片瀬 3-9-6	○	○	○					○		
	119	片瀬小学校	片瀬 2-14-29	○	○	○	○	○			○	○	
	120	片瀬中学校	片瀬山 4-1-1	○	○	○	○			○	○	○	
	121	湘南港湾管理事務所	江の島 1-12-2	○	○		○				○	○	
	122	湘南白百合学園中学校・高等学校	片瀬目白山 4-1	○	○	○	○				○	○	
	123	湘南白百合学園小学校	片瀬海岸 2-2-30	○	○	○	○				○	○	
	124	江島神社	江の島 2-3-8				○					○	
	125	片瀬しおさいセンター(片瀬公民館分館)	片瀬 4-9-22	○	○	○					○		
	126	江の島大師	江の島 2-4-10	○	○	○					○		
	127	江の島アイランドスパ	江の島 2-1-6	○	○								
	128	江の島サムエル・コッキング苑	江の島 2-3-28							○			
	129	江の島サムエル・コッキング苑(亀ヶ岡広場含む)	江の島 2-3-28 他						○				
	130	片瀬山公園	片瀬 3-12						○	○			

資料8-3 水害時避難対象世帯（者）数および避難想定世帯（者）数の地区別集計

避難対象世帯（者）数および避難想定世帯（者）数の地区別集計（市内河川）

2022/6/23 防災安全部

地区名	基礎データ				浸水				土砂		浸水及び土砂			
	① 地区世帯数 (世帯)※	② 地区人口 (人)※	③ 世帯総数における共同住宅3階以上に居住する世帯を減じた世帯割合	④ 浸水想定区域面積の割合	⑤ 避難対象		⑦ 避難想定		⑨ 世帯数	⑩ 人数	⑪ 避難対象		⑬ 避難想定	
				世帯数 ①×④	人数 ②×④	世帯数 ①×③×④×44.3%	人数 ②×③×④×44.3%			世帯数 ⑤+⑨×(1-④)	人数 ⑥+⑩×(1-④)	世帯数 ⑦+⑬×(1-④)	人数 ⑧+⑭×(1-④)	
片瀬	9,122	19,955	73.0%	2,280	4,980	740	1,610	890	2,000	2,950	6,490	1,410	3,120	
鵜沼	26,808	59,083	71.0%	17,280	38,080	5,440	11,980	110	240	17,320	38,170	5,480	12,070	
辻堂	19,438	44,517	67.4%	2,470	5,650	740	1,690	140	310	2,600	5,930	870	1,970	
村岡	13,237	32,053	75.7%	5,060	12,240	1,700	4,110	2,200	5,720	6,430	15,780	3,070	7,650	
藤沢	22,742	47,130	54.0%	7,040	14,580	1,690	3,490	2,200	4,180	8,560	17,470	3,210	6,380	
明治	13,802	32,265	63.3%	1,090	2,540	310	720	460	1,020	1,520	3,480	740	1,660	
湘南大庭	13,283	31,613	53.9%	1,340	3,180	320	760	840	1,910	2,100	4,900	1,080	2,480	
善行	18,733	41,611	54.9%	2,890	6,410	710	1,560	540	1,040	3,350	7,300	1,170	2,450	
六会	16,534	36,971	78.8%	1,870	4,170	650	1,460	30	80	1,900	4,250	680	1,540	
湘南台	17,050	33,307	44.9%	950	1,850	190	370	30	80	980	1,930	220	450	
長後	15,015	33,385	83.4%	2,840	6,300	1,050	2,330	110	230	2,930	6,490	1,140	2,520	
遠藤	5,066	11,907	71.6%	260	600	90	200	40	120	300	720	130	320	
御所見	7,383	17,750	81.1%	750	1,790	270	650	120	290	860	2,060	380	920	
合計	198,213	441,547	67.2%	46,120	102,370	13,900	30,930	7,710	17,220	51,800	114,970	19,580	43,530	

※1 2022.4.1時点の国勢調査を基準とした推計値

※2 避難想定については、次のように仮定する。

ア 共同住宅における3階以上居住者が垂直避難による在宅避難

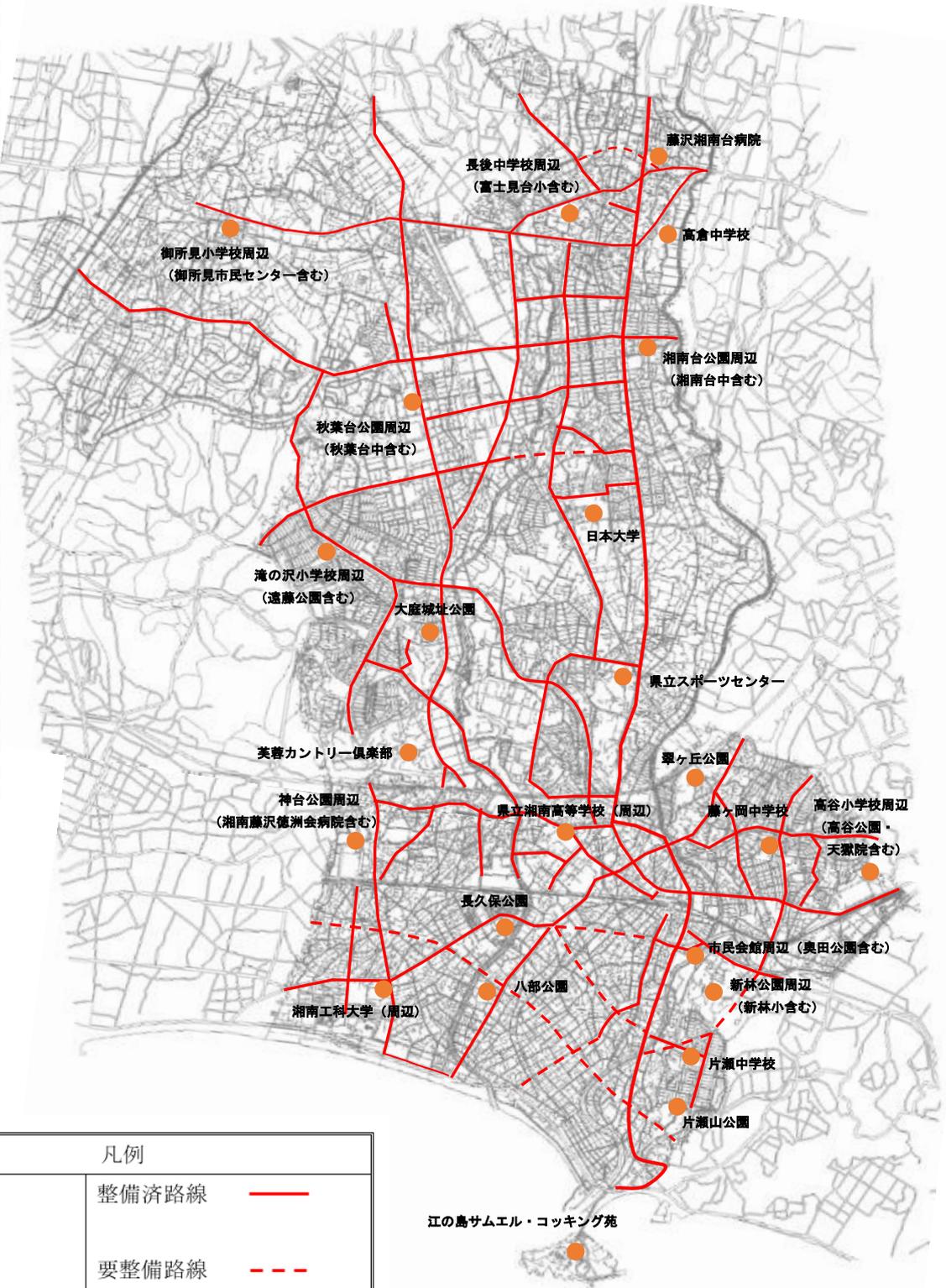
イ 自宅以外の場所に避難した人のうち「市町村が指定した避難場所・避難所」に避難した割合は44.3%（「令和元年台風第19号による災害からの避難に関するワーキンググループ」資料より）

資料8-4 避難路及び指定緊急避難場所（大規模火災）一覧表

避 難 路			
No.	指定路線	No.	指定路線
1	片瀬山通り線	22	高倉遠藤線
2	片瀬辻堂線	23	横浜伊勢原線
3	国道 467 号線	24	長後駅東口駅前通り線
4	鶴沼新屋敷線	25	高倉下長後線
5	横浜藤沢線	26	藤沢厚木線
6	藤沢鎌倉線	27	藤沢座間厚木線
7	鶴沼奥田線	28	国道 1 号線
8	戸塚茅ヶ崎線	29	石川下土棚線
9	鶴沼海岸線	30	藤沢寒川線
10	藤沢駅鶴沼海岸線	31	湘南大庭 5 号線, 1 号線の一部
11	辻堂停車場辻堂線	32	大庭丸山線
12	国道 134 号線	33	六会駅前東口通り線
13	辻堂駅南海岸線	34	亀井野二本松線
14	藤沢村岡線	35	六会駅西口通り線
15	渡内村岡線	36	善行長後線
16	小袋谷藤沢線	37	石名坂立石線
17	村岡西富線	38	高山羽鳥線
18	中学通り線	39	辻堂停車場線羽鳥線
19	藤沢羽鳥線	40	辻堂駅遠藤線
20	藤沢石川線	41	引地川緑地
21	土棚石川線		

指定緊急避難場所（大規模火災）				
地区	No.	施設・場所名	所在地	総面積 (㎡)
御所見	1	御所見小学校周辺(御所見市民センター含む)	打戻 1902 他	19,730
長後	2	高倉中学校	高倉 1122	10,919
	3	藤沢湘南台病院	高倉 2345	23,750
	4	長後中学校周辺(富士見台小含む)	下土棚 590 他	37,003
遠藤	5	秋葉台公園周辺(秋葉台中含む)	遠藤 2000-1 他	93,529
六会	6	日本大学	亀井野 1866	405,006
湘南台	7	湘南台公園周辺(湘南台中含む)	湘南台 7-16 他	47,943
湘南大庭	8	大庭城址公園	大庭 5230-1	126,000
	9	滝の沢小学校周辺(遠藤公園含む)	遠藤 641-3 他	37,266
善行	10	県立スポーツセンター	善行 7-1-2	144,675
明治	11	芙蓉カントリー倶楽部	大庭 2320	495,000
	12	神台公園周辺(湘南藤沢徳洲会病院含む)	辻堂神台 1-6-2 他	50,000
藤沢	13	翠ヶ丘公園	西富 593-2	23,590
	14	県立湘南高等学校(周辺)	鶴沼神明 5-6-10 他	73,427
村岡	15	藤ヶ岡中学校	藤が岡 3-18-1	30,164
	16	新林公園周辺(新林小含む)	川名 411-1 他	93,435
	17	高谷小学校周辺(高谷公園・天嶽院含む)	高谷 9-1 他	67,078
辻堂	18	湘南工科大学(周辺)	辻堂西海岸 1-1-25 他	127,026
	19	長久保公園	辻堂太平台 2-13-35	34,052
鶴沼	20	藤沢市民会館周辺(奥田公園含む)	鶴沼東 8-1 他	33,358
	21	八部公園	鶴沼海岸 6-12	54,000
片瀬	22	片瀬中学校	片瀬山 4-1-1	22,407
	23	江の島サムエル・コッキング苑	江の島 2-3-28	19,159
	24	片瀬山公園	片瀬 3-12	29,000
合計				2,097,517

避難路及び指定緊急避難場所
(大規模火災)



凡例	
避難路	整備済路線 ———— 要整備路線 - - - -
指定緊急避難場所 (大規模火災)	●

資料8-5 福祉避難所（一次）一覧表

地区	施設名	所在地	電話番号
御所見	御所見市民センター	打戻 1760-1	48-1002
長後	長後市民センター	長後 513	44-1622
遠藤	遠藤市民センター	遠藤 2984-3	87-3009
六会	六会市民センター	亀井野 4-8-1	81-6677
湘南台	湘南台市民センター	湘南台 1-8	45-1600
湘南大庭	湘南大庭市民センター	大庭 5406-1	87-1111
善行	善行市民センター	善行 1-2-3	81-4431
明治	明治市民センター	辻堂新町 1-11-23	34-3444
藤沢	藤沢公民館	本町 1-12-17	22-0019
村岡	村岡公民館	弥勒寺 1-7-7	23-0634
辻堂	辻堂市民センター	辻堂西海岸 2-1-17	34-8661
鶴沼	鶴沼市民センター	鶴沼海岸 2-10-34	33-2001
片瀬	片瀬市民センター	片瀬 3-9-6	27-2711

※福祉避難所（一次）：指定避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者や障がい者等）が、市と協定を締結した福祉施設等である福祉避難所（二次）へ移動するまでの間、一時的に避難する場所。地区防災拠点本部である市民センター・公民館に開設される。福祉避難所（二次）での受入れ態勢が整い次第、要配慮者は福祉避難所（一次）から福祉避難所（二次）へ移送される。

資料8-6 外国人避難所一覧表

地区	施設名	所在地
長後	県立藤沢総合高等学校	長後1909
遠藤・湘南大庭・御所見	慶應義塾大学	遠藤5322
湘南台	県立湘南台高等学校	円行1986
善行・六会	聖園女学院	みその台1-4
村岡・藤沢	藤嶺学園藤沢高等学校	西富1-7-1
辻堂・明治	湘南工科大学	辻堂西海岸1-1-25
片瀬・鶴沼	湘南白百合学園高等学校	片瀬目白山4-1

資料8-7 各主要駅における帰宅困難者対策の一時滞在施設

駅名	施設名	所在地
藤沢駅	神奈川県藤沢合同庁舎	藤沢市鶴沼石上 2-7-1
	藤沢市役所	藤沢市朝日町 1-1
	秩父宮記念体育館	藤沢市鶴沼東 8-2
	藤沢市民会館	藤沢市鶴沼東 8-1
	藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設（F プレイス）	藤沢市本町 1-12-18
	藤沢商工会館ミナパーク	藤沢市藤沢 607-1
	スポーツクラブNAS藤沢	藤沢市藤沢 490-1
	藤沢カトリック教会	藤沢市鶴沼石上 1-1-17
辻堂駅	ココテラス湘南	藤沢市辻堂神台 2-2-2
	テラスモール湘南	藤沢市辻堂神台 1-3-1
	ココカラ辻堂	藤沢市辻堂神台 1-6-5
湘南台駅	藤沢市湘南台文化センター	藤沢市湘南台 1-8
	スポーツクラブNAS湘南台	藤沢市湘南台 1-7-7
江の島駅	KKR江ノ島ニュー向洋	藤沢市片瀬海岸 1-7-23
	寂光山 龍口寺（龍口会館）	藤沢市片瀬 3-13-37

資料8-8 指定緊急避難場所等表示看板（標準仕様）

The sign is rectangular with a white background and a green border. It is divided into several sections. On the left, there is a large green icon of a person running. Below it, the text reads 'していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所 (にげる ところ) Evacuation Area'. To the right of this icon are three smaller icons: a flood, a slope failure, and a fire. Below these icons are their respective labels in Japanese and English: 'こうすい ないすいはんらん ふく 洪水 (内水氾濫を含む) Flood', 'がけくず 崖崩れ Steep Slope Failure', and 'だいきほかさい 大規模火災 Fire Disasters'. Further right, there are two more labels: 'じしん 地震 Earthquake' and 'かざん 火山 Volcano'. On the far right, there is a large green icon of a person running towards a shelter. Below it, the text reads 'していひなんじょ 指定避難所 (ひなんせいかつを おくる ところ) Evacuation Shelter'. At the bottom center, there is a section for 'この付近は 土砂災害警戒区域 Sediment-Related Disaster Hazard Area' with the Japanese text 'みせん この付近は どしゃさいがいけいかいくいき'. At the bottom of the sign, the school's name 'ちゅうがっこう 中学校 Junior High School' is written in green, along with the city name 'ふじさわし 藤沢市 Fujisawa City'.

していきんきゅうひなんばしょ
指定緊急避難場所
(にげる ところ)
Evacuation Area

こうすい ないすいはんらん ふく
洪水 (内水氾濫を含む)
Flood

がけくず
崖崩れ
Steep Slope Failure

だいきほかさい
大規模火災
Fire Disasters

じしん 地震 Earthquake
かざん 火山 Volcano

していひなんじょ
指定避難所
(ひなんせいかつを おくる ところ)
Evacuation Shelter

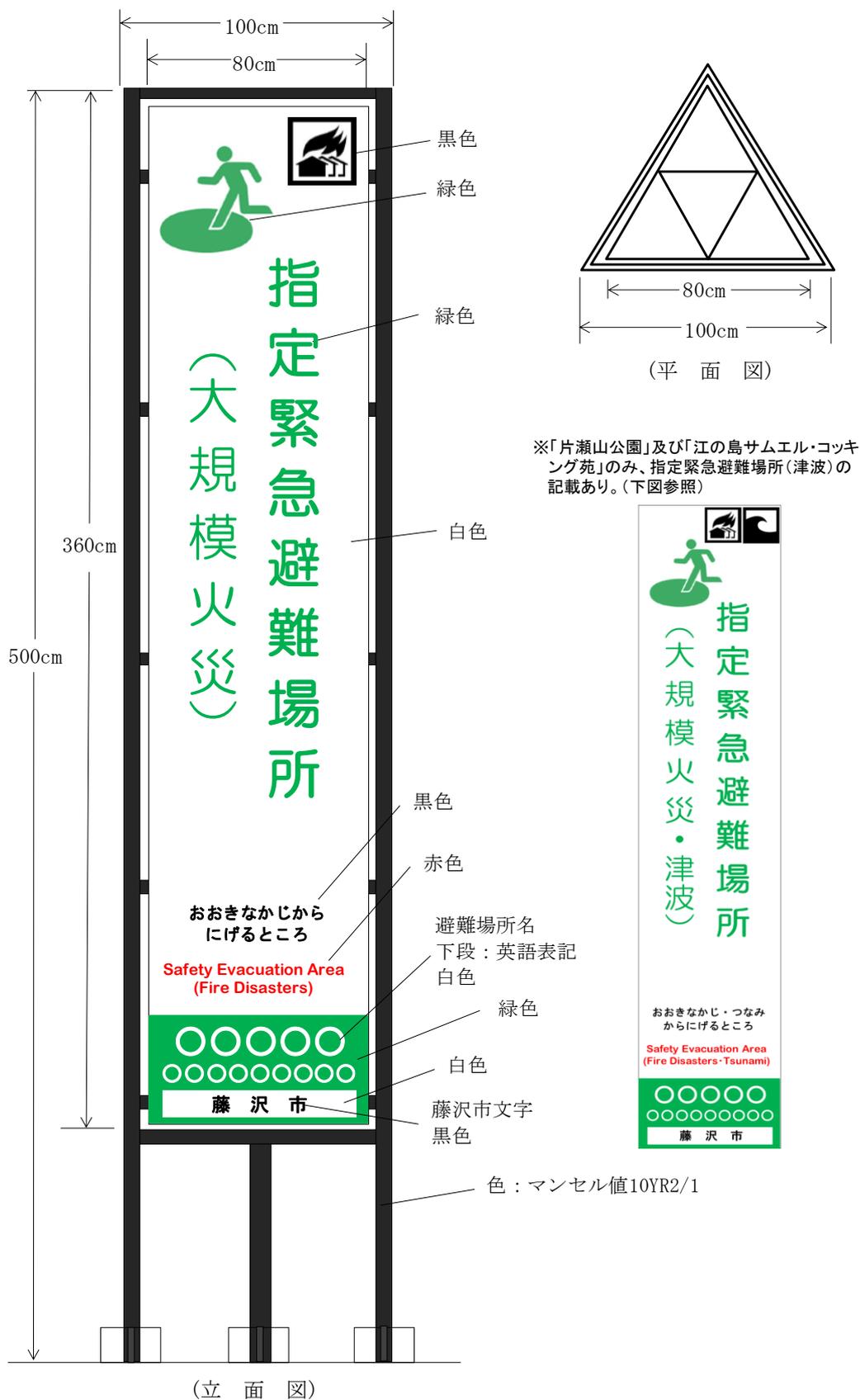
みせん この付近は 土砂災害警戒区域
Sediment-Related Disaster Hazard Area

ちゅうがっこう
中学校
Junior High School

ふじさわし
藤沢市
Fujisawa City

サイズ : W約 700 mm × H約 460 mm

資料8-9 指定緊急避難場所（大規模火災）三角柱（標準仕様）



9. 要配慮者等

資料9-1 水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき定める施設の名称及び所在地

ア 高齢者施設

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	1	芭蕉苑介護老人福祉施設	遠藤 35		○		
	2	特別養護老人ホームみどりの園	小塚 370-1	○境川			
	3	特別養護老人ホームかりん	城南 1-22-7		○		
	4	特別養護老人ホームかつらはら	葛原 255-1		○		
	5	特別養護老人ホーム関野記念鶴生園	鶴沼石上 2-5-3	○境川			○
	6	特別養護老人ホーム村岡ホーム	渡内 3-8-60		○		
	7	特別養護老人ホーム 鶴生園	片瀬海岸 1-7-9			○	
老人福祉センター	1	いきいきシニアセンター湘南なぎさ荘	鶴沼海岸 6-17-7	○引地川		○	○
	2	いきいきシニアセンターこぶし荘	下土棚 800-1	○引地川			
有料老人ホーム	1	オーシャンプロムナード湘南	鶴沼海岸 2-11-17	○境川・引地川		○	○
	2	グランダ本藤沢	本藤沢 1-1-8	○境川			
	3	フェリエドゥ鶴沼海岸	鶴沼海岸 6-14-17	○境川・引地川		○	○
	4	介護付有料老人ホームクローバーガーデン	片瀬 4-10-22	○境川		○	○
	5	グランダ鶴沼海岸	鶴沼海岸 7-5-29	○引地川		○	
	6	ココファンメゾン大庭	大庭 5423-1		○		
	7	ココファンメゾン鶴沼	本鶴沼 4-2-5	○引地川			
	8	メディカルホームグランダ鶴沼松が岡	鶴沼松が岡 1-16-17	○境川		○	
	9	花物語くげぬま	鶴沼松が岡 5-1-32	○境川			
	10	ブランシエール藤沢	大鋸 1-1-5	○境川			
介護老人保健施設	1	介護老人保健施設 清流苑	高谷 116-1	○境川			
	2	湘南わかば苑	石川 591	○引地川			
	3	老健リハビリセンター クローバーヴィラ	鶴沼神明 3-1-1	○引地川			
介護医療院	1	湘南長寿園病院 介護医療院	白旗 1-11-1	○境川			
認知症高齢者グループホーム	1	メールブルー鶴沼	本鶴沼 3-13-2	○引地川			
	2	湘南グループホーム えん	宮前 371-5	○境川			
	3	グループホーム クロスハート本鶴沼・藤沢	本鶴沼 3-11-39	○引地川			
	4	グループホーム クロスハート円行・藤沢	円行 2-13-1	○引地川			
	5	リフシア神明	鶴沼神明 2-12-17	○引地川			

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
	6	ラ・プラージュ湘南	鶴沼海岸 6-7-14	○引地川		○	○
	7	愛の家グループホーム藤沢片瀬	片瀬 1-4-7	○境川			
	8	セントケア鶴沼	鶴沼藤が谷 4-19-57	○境川			
	9	グループホーム「へいあん片瀬鶴沼」	片瀬 390-15	○境川			○
小規模多機能型居宅介護	1	ミモザ白寿庵湘南台	円行 774-1	○引地川			
	2	小規模多機能「へいあん片瀬鶴沼」	片瀬 390-15	○境川			○
	3	湘南ケアホーム えん	宮前 371-6	○境川			
看護小規模多機能型居宅介護	1	リフシア神明	鶴沼神明 2-12-17	○引地川			
	2	セントケア看護小規模鶴沼	鶴沼藤が谷 4-19-57	○境川			
通所介護 (地域密着型含む))	1	地域介護サービスセンター ラポール藤沢	稲荷 345	○引地川			
	2	芭蕉苑 介護老人福祉施設	遠藤 35		○		
	3	こぶし荘 デイサービスセンター	下土棚 800-1	○引地川			
	4	湘南なぎさ荘	鶴沼海岸 6-17-7	○境川・引地川		○	○
	5	特別養護老人ホーム みどりの園	小塚 370-1	○境川			
	6	やすらぎケアセンター藤沢	藤沢 3-3-25 ヒロビルⅡ 101号	○境川			
	7	デイサービスセンター かりん	城南 1-22-7		○		
	8	クロスハート本鶴沼・藤沢	本鶴沼 3-11-39	○引地川			
	9	カルチャースクール 亀吉	鶴沼海岸 7-20-21	○境川・引地川		○	○
	10	くげぬま松が岡デイセンター	鶴沼松が岡 5-13-13	○境川		○	
	11	デイサービス もえの樹	鶴沼藤が谷 1-11-14	○境川			
	12	リハビリデイサービス nagomi 藤沢川名店	川名 187-3	○境川			
	13	リハビリデイサービスポラスター鶴沼	鶴沼海岸 1-3-16 ブラッシングウェブ江ノ島 3F			○	○
	14	フィジカルケア 南藤沢	南藤沢 17-1 アプリオリ湘南 102	○境川			
	15	リハビリ特化型デイサービスムーブメントプロ鶴沼	鶴沼海岸 1-3-16 ブラッシングウェブ江ノ島 4階			○	○
	16	リハビリデイサービスポラスター藤沢	南藤沢 9-6 シャレー藤沢 1F	○境川			
	17	コアトレーニング湘南	藤沢 3-6-16 ヘルスビル 1F	○境川			
	18	湘南デイサービス	本鶴沼 5-10-8	○引地川			
	19	かがやきデイサービス藤沢本町	藤沢 5-3-16		○		
	20	うちだりハデイサービス	朝日町 18-8 桜ビル 1F	○境川			
	21	リフシア鶴沼海岸デイサービス	鶴沼海岸 7-5-22	○引地川		○	
	22	リ・あるく 藤沢橋	藤沢 1-1-5	○境川			
	23	デイサービス カラフル	宮前 380-1	○境川			
	24	リハビリデイサービスポラスター太平台	辻堂太平台 1-17-23	○引地川		○	

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
	25	デイサービスセンタテルウェル 鶴沼	鶴沼松が岡 2-3-8	○境川			
	26	リハプライド 湘南藤沢	川名 256 番地 13 ナーサリー湘南 201		○		
	27	村田会湘南石川デイサービスセンター	石川 635-18	○引地川			
	28	片瀬しおさい荘	片瀬 4-9-22	○境川		○	
	29	村岡ケアステーション	渡内 3-8-60		○		
	30	デイサービス ココファン弥勒寺	弥勒寺 1-23-10	○境川			
	31	リハビリデイサービス ポーラスター神明	鶴沼神明 3-5-13	○引地川			
	32	ツクイ・サンフォレスト藤沢長後	高倉 2118	○境川			
	33	在宅生活支援型デイサービス いちばん星	城南 2-4-8		○		
	34	縁カナーデ片瀬海岸	片瀬海岸 2-7-12	○境川		○	○
	35	村田会藤沢本町デイサービスセンター	藤沢 3-1-5 第2デンドービル1階A	○境川			
	36	つちさんち	羽鳥 5-8-24	○引地川			
	37	デイサービス ゆうぜん 鶴沼	本鶴沼 4-3-15	○引地川			
	38	うちだりハデイサービス2号館	朝日町 11-3 ロイヤルハイツサトウ102	○境川			
	39	わたいば	鶴沼神明 4-4-5	○引地川・境川			
	40	鶴生園デイサービスセンター	片瀬海岸 1-7-9			○	
	41	鶴生園デイサービスさんぽ	片瀬海岸 1-7-9			○	
	42	リハビリデイサービス松籟	辻堂東海岸 3-8-11			○	
	43	ツクイ藤沢辻堂西海岸	辻堂西海岸 2-12-2			○	
	通所リハビリテーション	1	介護老人保健施設 清流苑	高谷 116-1	○境川		
2		湘南わかば苑	石川 591	○引地川			
3		老健リハビリセンター クローバーヴィラ	鶴沼神明 3-1-1	○引地川			
短期入所生活介護	1	村岡ケアステーション	渡内 3-8-60		○		
	2	芭蕉苑 介護老人福祉施設	遠藤 35		○		
	3	特別養護老人ホーム みどりの園	小塚 370-1	○境川			
	4	老人短期入所施設 かりん	城南 1-22-7		○		
	5	ショートステイセンターはばたき「風音」	遠藤 6215	○小出川・千の川			
	6	みどりの園鶴沼 短期入所生活介護	鶴沼桜が岡 2-1-16	○境川			
	7	ショートステイ鶴沼海岸	鶴沼海岸 7-5-29	○引地川		○	
	8	リフシア鶴沼海岸ショートステイ	鶴沼海岸 7-5-22	○引地川		○	
	9	ココファンメゾン大庭	大庭 5423-1		○		
	10	関野記念鶴生園短期入所サービス	鶴沼石上 2-5-3	○境川			○
	11	村岡ケアステーション	渡内 3-8-60		○		
	12	鶴生園短期入所サービス	片瀬海岸 1-7-9			○	

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
短期入所 療養介護	1	クローバーホスピタル	鶴沼石上 3-3-6	○境川			○
	2	介護老人保健施設 清流苑	高谷 116-1	○境川			
	3	湘南わかば苑	石川 591	○引地 川			
	4	老健りハビリセンター クローバ ーヴィラ	鶴沼神明 3-1-1	○引地 川			
サービス 付高齢者 向け住宅	1	ココファン湘南片瀬	片瀬 5-12-23	○境川		○	
	2	ファミリー・ホスピス・鶴沼ハ ウス	鶴沼藤が谷 1-9-23	○境川			
	3	ウエリスオリーブ鶴沼松が岡	鶴沼松が岡 2-3-8	○境川			
	4	スマレの花	小塚 380-1	○境川			
	5	クロスハート藤沢本町	白旗 1-12-26	○境川	○		
	6	ディーフェスタ 藤沢	高倉 2118	○境川			
	7	ココファンリビング辻堂太平台	辻堂太平台 1-15-30	○引地 川		○	○
	8	なごやかレジデンス藤沢本町	藤沢 5-3-16		○		
	9	ココファン弥勒寺	弥勒寺 1-23-10	○境川			
	10	グレイプス辻堂西海岸	辻堂西海岸 2-12-2			○	
ケアハウ ス	1	村岡ケアハウス	渡内 3-8-60		○		

イ 障がい児・者施設

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
障がい 児・者施 設	1	湘南希望の郷	瀬郷 1003	○小出 川・千 の川			
	2	藤沢市太陽の家 藤の実学園	鶴沼海岸 6-6-12	○引地 川		○	○
	3	湘南マロニエ	石川 636-25		○		
	4	第2 藤沢ひまわり (従)	藤沢 1-3-26	○境川			
	5	福祉コミュニティカフェ 亀吉 Mammamia	鶴沼海岸 7-5-30	○引地 川		○	
	6	Cocorport 湘南藤沢 Office	鶴沼石上 1-5-4 ISM 藤沢 2F	○境川			
	7	すてっぷ川名	川名 672 リステージ湘南川名 1F	○境川			
	8	Café すばる	南藤沢 7-10～ 英邦第一ビル 2F	○境川			
	9	Biz パートナー藤沢	南藤沢 9-2 山下ビル 501	○境川			
	10	プレミアム藤沢	鶴沼石上 2-5-1 カサハラビル 4階	○境川			
	11	ミラトレ藤沢	南藤沢 4-3 日本生命南藤沢ビ ル 1F	○境川			
	12	パン遊房亀吉	鶴沼海岸 7-20-21	○境 川・引 地川		○	○
	13	カルチャースクール亀吉	鶴沼海岸 7-20-21	○境 川・引 地川		○	○
	14	LITALICO ワークス藤沢	南藤沢 5-9 朝日生命藤沢ビル 4階	○境川			
	15	Nico's Kitchen	大鋸 1-9-2 玉樹ビル 1階	○境川			
	16	PLAY WORKS リノア	大庭 601	○引地 川			

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
	17	就労移行ITスクール藤沢	南藤沢 20-10 サンシャインタ ヒチビル 5F	○境川			
	18	ラパンキッチン	藤沢 576 林ビル（遊行通り） 1階	○境川			
	19	フリースペースステラ・ポラ レ	大鋸 1-7-14	○境川			
	20	児童発達支援センター藤沢市 太陽の家しいの実学園	鶴沼海岸 6-6-12	○引地 川		○	○
	21	児童発達支援コベルプラス藤沢	南藤沢 17-16 秋山ビルII 402	○境川			
	22	太陽の家キャロット	鶴沼海岸 6-6-12	○引地 川		○	○
	23	ファミリー・キッズ藤沢	大庭 5224-6 ベストライフ藤沢ビ ル 3F	○引地 川			
	24	のびの木南ふじさわ	南藤沢 16-12FDI 第三ビル 3F	○境川			
	25	LITALICO ジュニア藤沢教室	南藤沢 20-18 長塚第1ビル 3F	○境川			
	26	こぼんはうすさくら 白旗教室	白旗 1-1-1 コミ-湘南 1A	○境川			
	27	YMCA 児童発達支援ふじさわ	鶴沼石上 1-13-7	○境川			
	28	のびの木 藤沢本町	藤沢 3-1-5 第2デント-ビル2階B 号室	○境川			
	29	放課後等デイサービス あるふ あ	鶴沼藤が谷 2-5-10FUD05-2階	○境川			
	30	放課後等デイサービス太陽の家	鶴沼海岸 6-6-12	○引地 川		○	○
	31	ハッピーハッピー藤沢	鶴沼神明 4-6-9	○境 川・引 地川			
	32	カラフル	小塚 592	○境川			
	33	こぼんはうすさくら 藤沢教室	藤沢 691-1	○境川			
	34	遊びりパーク リノアおおば	大庭 601	○引地 川			
	35	キッズ・ルピナス藤沢	藤沢 2-1-17 第一興産 27号館 2階	○境川			
	36	グリーンスクール立石	立石 3-3157-1	○境川			
	37	のびの木 Advance 藤沢大鋸	大鋸 1-4-28 興和ガ-テンビルス 1F	○境川	○		
	38	放課後デイ Granny 藤沢	弥勒寺 3-1-5 小泉ビル 1F	○境川			
	39	放課後等デイサービス toiro 大 庭	大庭 5425-4 ハイッ長谷川 1F	○引地 川			
	40	自立訓練施設みずき	高谷 108-1	○柏尾 川			
グループ ホーム	1	黒崎ホーム（黒崎ホーム）	小塚 592-1	○境川			
	2	黒崎ホーム（ハイッリール）	小塚 591	○境川			
	3	黒崎ホーム（和泉ハイッ）	村岡東 1-19-4 2階	○境川			
	4	黒崎ホーム（ハイッレザン）	小塚 591	○境川			
	5	黒崎ホーム（クレソソハイッ）	村岡東 1-19-4 1階	○境川			
	6	はうす・たんぽぽ	村岡東 1-19-5	○境川			
	7	湘南ダルク（セレニティハウス）	宮前 375-7	○境川			
	8	マロニエホーム	石川 636-25	—	○		
	9	グループホーム亀吉壱番館 1	鶴沼海岸 5-3-23 コ-ポしお さい 102	○境 川・引 地川		○	○
	10	グループホーム亀吉壱番館 2	鶴沼海岸 5-3-23 コ-ポしお さい 103	○境 川・引 地川		○	○

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
	11	グループホーム亀吉壺番館 3	鶴沼海岸 5-3-23 コーポしお さい 202	○境 川・引 地川		○	○
	12	グループホーム亀吉壺番館 4	鶴沼海岸 5-3-23 コーポしおさい 201	○境 川・引 地川		○	○
	13	藤沢サンライズおおば	大庭 5141-3		○		
	14	りぼん（オレンジコート藤沢）	藤沢 3-4-3	○境川			
	15	りぼん（りぼん鶴沼海岸）	鶴沼海岸 3-12-34	○境 川・引 地川		○	○
	16	りぼん（湘南海岸）	片瀬 5-5-1	○境川		○	○
	17	りぼん（りぼん藤沢 2）	藤沢 3-4-3	○境川			
	18	りぼん（りぼん藤沢 3）	藤沢 3-4-3	○境川			
	19	らしく藤沢	白旗 1-9-19	○境川			
	20	グループホームビートル藤沢本 町	本町 4-7-13	○境川			
	21	障がい者グループホームアリエ ッティ湘南	鶴沼松が岡 2-1-14	○境川			
	22	リアンハイム片瀬	片瀬 3-9-3 2階			○	

ウ 児童福祉施設

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
保育所	1	藤沢保育園	鶴沼石上 1-11-5	○境川			
	2	浜見保育園	鶴沼海岸 4-7-34	○引地 川		○	○
	3	高山保育園	辻堂新町 4-2-3	○引地 川			
	4	富士見保育園	片瀬 5-13-15	○境川		○	
	5	白旗保育園	藤沢 2-5-1	○境川			
	6	村岡保育園	大鋸 1-2-15	○境川			
	7	二葉保育園	鶴沼海岸 6-6-10	○引地 川		○	○
	8	高谷保育園	村岡東 3-413-1		○		
	9	藤沢ベビーセンター	藤沢 145	○境川			
	10	キディ鶴沼・藤沢	鶴沼藤が谷 1-7-8	○境川			
	11	石上保育園	鶴沼石上 3-1-8	○境川			
	12	キディ鶴沼・藤沢（分園）	鶴沼藤が谷 1-8-16	○境川			
	13	ときわぎ保育園（分園）	円行 2-10-5	○引地 川			
	14	にじいろ保育園鶴沼神明	鶴沼神明 5-8-12	○引地 川			
	15	ゆめの森保育園	鶴沼石上 1-5-9 マカ・サニステ ル 2階	○境川			
	16	保育園アワーキッズ南藤沢	南藤沢 17-10 クレイシヤSK湘南 1・2階	○境川			
	17	鶴沼げんきっず保育園	本鶴沼 4-9-3	○引地 川			
	18	アスクくげぬま北保育園	鶴沼石上 3-1-3	○境川			
	19	湘南台つぼみ（御所見愛児園 分園）	湘南台 4-10-24	○引地 川			
	20	湘南わもっか保育園	城南 1-21-17		○		
	21	さくらうみ保育園本園	川名 256-13 ナ-サリ-湘南 1階		○		

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
	22	ニチキッズ湘南鶴沼保育園	本鶴沼 3-12-33 ヘルプサ 1階	○引地川			
	23	ミラッツ湘南鶴沼保育園	鶴沼藤が谷 1-1-5 江ノ電藤が谷ビル 2F	○境川			○
	24	きっずワン弥勒寺保育園	弥勒寺 1-5-1	○境川			
	25	藤沢本町雲母保育園	鶴沼神明 5-11-13	○境川・引地川			
	26	藤沢クローバー保育園	鶴沼石上 1-7-8 ビックライズビル 2F	○境川			
	27	湘南クレヨン保育園朝日町園	朝日町 19-8	○境川			
	28	藤沢よつば保育園 Plus	鶴沼石上 2-6-8	○境川			○
	29	マシュマロ保育園	鶴沼石上 2-8-5	○境川			
	30	湘南クレヨン保育園	朝日町 11-3~101	○境川			
	31	ブライトキッズ大鋸保育園	大鋸 3-3-27 山王プラザ 101	○境川			
	32	ニチキッズ本鶴沼保育園	本鶴沼 4-7-9 クリエイト湘南第7ビル 2F	○引地川			
	33	サクラフェリーチェ保育園鶴沼桜が岡	鶴沼桜が岡 1-6-5	○境川			
	34	ちびっこ保育園 藤沢園	朝日町 13-5 ルート藤沢 1階	○境川			
	35	ベストキッズ藤沢保育園	本町 1-4-19 イケレント森地 1階	○境川			
	36	じぶんみらい保育園 藤沢	南藤沢 6-18 エクセル秋山 1F	○境川			
	37	Kid's 保育室リトルスターズ	大庭 2152		○		
	38	神奈川インターナショナルスクール	南藤沢 17-1-101	○境川			
	39	めじろ保育園	片瀬目白山 1-7		○		
	40	NPO 法人ハーモニーインターナショナル	鶴沼海岸 6-14-12	○境川・引地川		○	
	41	タケダキッズ	村岡東 2-26-1	○境川			
	42	湘南太平台病院 どんぐりルーム	辻堂太平台 2-13-27	○引地川			
	43	げんきファクトリー（藤沢病院）	高谷 108-1	○境川			
	44	藤沢市民病院 さわのこ保育園	藤沢 2-6-3	○境川			
	45	医療法人篠原湘南クリニックグループ クローバーホスピタル LITTLE CLOVER（リトルクローバー）	鶴沼石上 3-3-28	○境川			○
	46	湘南慶育病院保育園	遠藤 4360	○小出川			
	47	さくら保育室	長後 1432-46	○引地川			
	48	たかすな保育園	辻堂西海岸 2-12-1			○	
	49	幼児教室すなやま園	辻堂西海岸 2-14-43			○	
	50	Mileon Global Kids	辻堂西海岸 1-10-5 マリンピア西海岸 101・201			○	

エ 学校

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
幼稚園等	1	青木幼稚園	円行 2-10-13	○引地			

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
				川			
	2	片瀬のぞみ幼稚園	片瀬 4-3-14	○境川		○	○
	3	湘南学園幼稚園	鶴沼松が岡 4-1-32	○境川			
	4	湘南白百合学園幼稚園	片瀬海岸 2-10-1	○境川		○	○
	5	聖マルコ幼稚園	鶴沼海岸 7-10-20	○引地川		○	
	6	むらおか幼稚園	弥勒寺 2-3-19	○境川			
	7	もみじ幼稚園	鶴沼桜が岡 1-5-13	○境川			
児童クラブ	1	めだか	白旗 1-4-11	○境川			
	2	つばさ	辻堂東海岸 2-6-18 (辻堂児童館内)	○引地川		○	○
	3	はばたき	辻堂東海岸 2-6-18 (辻堂児童館敷地内)	○引地川		○	○
	4	つばめ	川名 256-13 ナーサリー湘南 202		○		
	5	かわせみ	朝日町 3-3 (大道小学校敷地内)	○境川			
	6	どろんこ	鶴沼桜が岡 3-16-9 (鶴洋児童館内)	○境川			
	7	第2どろんこ	鶴沼松が岡 5-9-4	○境川			
	8	はすいけ	鶴沼藤が谷 4-16-3	○境川			○
	9	よつば	鶴沼海岸 4-7-34 2階	○引地川		○	○
	10	クローバー (よつば分館)	鶴沼海岸 4-7-34 3階	○引地川		○	○
	11	どんぐり	片瀬 5-14-4	○境川			
	12	いるか	片瀬 5-18-18	○境川		○	○
	13	高谷 子どもクラブ (西)	高谷 8-12		○		
	14	あおぞら鶴沼	本鶴沼 4-7-9 ウェルネス湘南 第2ビル2階	○引地川			
	15	Mo-ne 新林小学児童保育室	鶴沼石上 2-11-2 湘南Kビル 302号室	○境川			
	16	あおぞら辻堂	辻堂東海岸 1-12-27 マイタウン 海岸通り1階			○	
児童養護施設	1	東京都片瀬学園	片瀬 4-9-38	○境川		○	○
	2	聖園子供の家	みその台 1-3		○		
小学校	1	鶴沼小学校	本鶴沼 5-4-23	○引地川			
	2	村岡小学校	弥勒寺 1-16-1	○境川			
	3	鶴洋小学校	鶴沼桜が岡 3-16-38	○境川			
	4	片瀬小学校	片瀬 2-14-29		○		
	5	大道小学校	朝日町 3-3	○境川			
	6	鶴南小学校	鶴沼海岸 4-7-34	○引地川		○	○
	7	俣野小学校	西俣野 2660		○		
	8	新林小学校	川名 400	○境川			
	9	大鋸小学校	大鋸 1020		○		
	10	高谷小学校	高谷 9-1		○		
	11	大清水小学校	大鋸 1433	○境川			
	12	浜見小学校	辻堂西海岸 1-4-1			○	
	13	辻堂小学校	辻堂東海岸 1-17-1			○	
	14	(私立) 湘南学園小学校	鶴沼松が岡 4-1-32	○境川			
	15	(私立) 湘南白百合学園小学	片瀬海岸 2-2-30	○境川		○	○

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
		校					
中学校	1	片瀬中学校	片瀬山 4-1-1		○		
	2	湘洋中学校	辻堂東海岸 4-17-1	○引地川		○	○
	3	藤ヶ岡中学校	藤が岡 3-18-1		○		
	4	大庭中学校	大庭 5416-6		○		
	5	村岡中学校	弥勒寺 2-1-27	○境川			
	6	大清水中学校	大鋸 1400	○境川			
	7	高浜中学校	辻堂西海岸 1-4-3			○	
	8	(私立) 湘南学園中学校	鶴沼松が岡 4-1-32	○境川			
	9	(私立) 湘南白百合学園中学校	片瀬目白山 4-1		○		
	10	(私立) 慶應義塾湘南藤沢中等部	遠藤 5466		○		
高等学校	1	(県立) 藤沢清流高校	大鋸 1450	○境川			
	2	(県立) 藤沢総合高校	長後 1909	○引地川			
	3	(県立) 湘南台高校	円行 1986	○引地川	○		
	4	(私立) 鶴沼高校	鶴沼藤が谷 4-9-10	○境川			○
	5	(私立) 湘南学園高校	鶴沼松が岡 4-1-32	○境川			
	6	(私立) 湘南白百合学園高校	片瀬目白山 4-1		○		
	7	(私立) 聖園女学院高校	みその台 1-4		○		
	8	(私立) 慶應義塾湘南藤沢高等部	遠藤 5466		○		
	9	(私立) 湘南工科大学附属高等学校	辻堂西海岸 1-1-25			○	
専修学校	1	専門学校国際新堀芸術学院	藤沢 143-13	○境川			
	2	市立看護専門学校	藤沢 2-6-2	○境川			

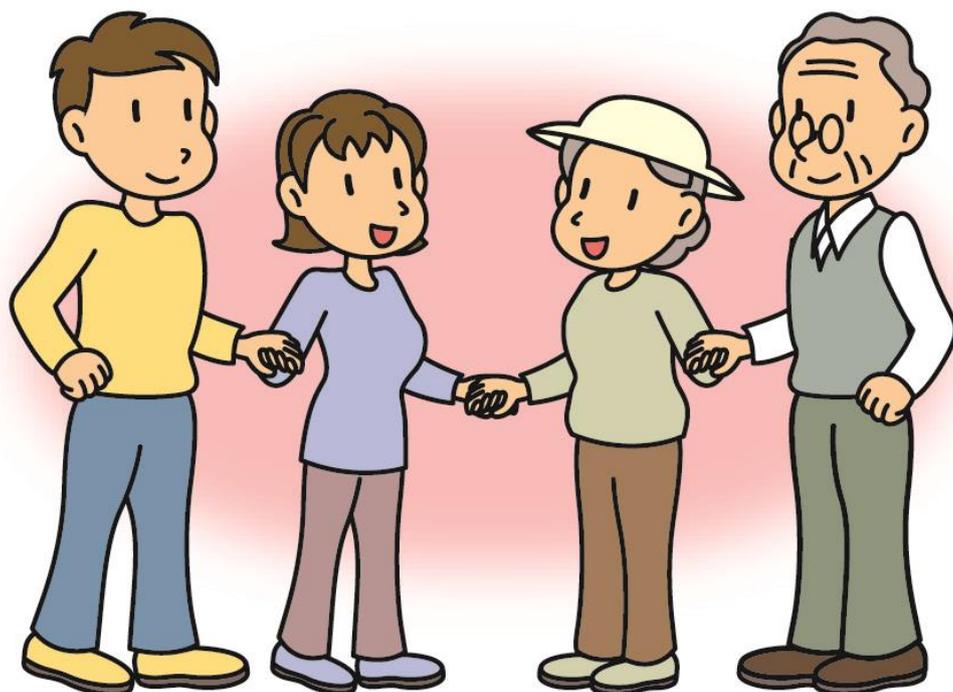
オ 医療機関

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
医療機関	1	クローバーホスピタル	鶴沼石上 3-3-6	○境川			○
	2	藤沢病院	小塚 383	○境川			
	3	湘南長寿園病院	白旗 1-11-1	○境川			
	4	医療法人社団正拓会 湘南太平台病院	辻堂太平台 2-13-27	○引地川			
	5	藤沢市民病院	藤沢 2-6-1	○境川			
	6	医療法人山内龍馬財団 山内病院	南藤沢 4-6	○境川			
	7	医療法人社団健育会 湘南慶育病院	遠藤 4360	○小出川・千の川			
	8	藤沢市医師会 南休日夜間急病診療所	片瀬 339-1 医師会館内	○境川			○
	9	医療法人ありあけ内科クリニック	鶴沼松が岡 4-15-27	○境川			
	10	医療法人社団松和会 藤沢メディカルクリニック	鶴沼石上 1-12-13 ワンス* 鶴沼ビル	○境川			
	11	ふじさわ駅前ファミリークリニック	藤沢 221-1	○境川			
	12	とやま産婦人科医院	南藤沢 18-3	○境川			

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
	13	佐川内科医院	片瀬 3-16-6			○	
	14	杉本医院	片瀬 5-3-15			○	
	15	片瀬クリニック	片瀬 5-12-23 1階			○	
	16	高橋内科クリニック	片瀬海岸 1-5-5 鎌田ビル 1階			○	
	17	のなかこどもクリニック	鶴沼海岸 1-3-16 江ノ島メディカルモール 4階			○	
	18	こうレディースクリニック・江ノ島	鶴沼海岸 1-3-16 江ノ島メディカルモール 3階			○	
	19	鶴沼海岸内科クリニック	鶴沼海岸 2-3-13 2階			○	
	20	野沢内科循環器内科	鶴沼海岸 2-5-18 MKビル 2階			○	
	21	みずしな整形外科	鶴沼海岸 3-5-5			○	
	22	呉クリニック	鶴沼松が岡 3-24-23			○	
	23	湘南松が岡耳鼻咽喉科クリニック	鶴沼松が岡 4-16-14			○	
	24	ありあけ内科クリニック	鶴沼松が岡 4-15-27			○	
	25	かわしま神経内科クリニック	鶴沼松が岡 5-13-17			○	
	26	MARySOL 整形外科	辻堂東海岸 1-12-20 湘南メディカルビル 3階			○	
	27	辻堂メンタルクリニック	辻堂東海岸 1-12-20 湘南メディカルビル 2階 A			○	
	28	辻堂東海岸クリニック	辻堂東海岸 1-12-20 湘南メディカルビル 1階			○	
	29	びわた東海岸クリニック	辻堂東海岸 1-15-16			○	
	30	奥医院	辻堂東海岸 4-13-3			○	
	31	小野歯科医院	片瀬海岸 1-3-20			○	
	32	片瀬歯科医院	片瀬海岸 1-13-15 ライオンズマンション湘南江の島 204			○	
	33	いしい内科医院	片瀬海岸 2-9-6 フジビル 102			○	
	34	小笠原歯科医院	片瀬 3-1-39			○	
	35	江の島駅ビル歯科	片瀬 3-15-1 湘南江の島駅ビル 4階			○	
	36	コタケ皮膚科医院・歯科医院	片瀬 3-17-22			○	
	37	片瀬藤田デンタルクリニック	片瀬 4-10-17			○	
	38	湘南海岸眼科クリニック	片瀬 4-11-5			○	
	39	むくなし歯科医院	片瀬 4-17-15			○	
	40	あらしき歯科医院	片瀬 5-5-3			○	
	41	辻堂なぎさ歯科クリニック	辻堂西海岸 2-11-3 なぎさモール 辻堂			○	
	42	浜見山歯科医院	辻堂東海岸 1-11-27			○	
	43	ほしの眼科クリニック	辻堂東海岸 1-12-20 湘南メディカルビル 2階 B			○	
	44	飯島歯科医院	辻堂東海岸 2-1-34			○	
	45	なかむら歯科医院	鶴沼海岸 1-3-9			○	
	46	木村眼科医院	鶴沼海岸 1-3-16 江ノ島メディカルモール 3階			○	
	47	高倉歯科医院	鶴沼海岸 1-15-29			○	
	48	遠見歯科医院	鶴沼海岸 2-2-13			○	
	49	Ken 歯科	鶴沼海岸 2-5-5			○	
	50	くげぬま眼科クリニック	鶴沼海岸 2-3-13 TA湘南鶴沼海岸ビル 2階			○	
	51	鶴沼海岸駅前歯科医院	鶴沼海岸 2-3-14 2階			○	

分類	ID	施設名	住所	水害	土砂	津波	高潮
	52	コモダ歯科医院	鶴沼海岸 3-3-1			○	
	53	高橋歯科クリニック	鶴沼海岸 3-6-8			○	
	54	島田歯科クリニック	鶴沼海岸 4-9-1			○	
	55	両宮湘南矯正歯科	鶴沼海岸 5-13-24			○	
	56	くげぬま海岸歯科クリニック	鶴沼海岸 6-17-12 パストラ ーレ鶴沼 1F			○	
	57	疋田眼科	鶴沼松が岡 4-16-15			○	
	58	穴山歯科医院	鶴沼松が岡 4-18-12			○	
	59	榎本歯科医院	鶴沼藤が谷 2-9-21			○	
	60	Hiromi Saigusa Dental Clinic	片瀬 4-7-23			○	
	61	野中医院	本鶴沼 4-14-6			○	
	62	片瀬整形外科	片瀬 3-1-39 片瀬クリニック プラザ 101			○	
	63	しもじま皮膚科クリニック	片瀬 3-1-39 片瀬クリニック プラザ 301			○	
	64	三浦内科クリニック	片瀬 3-1-39 片瀬クリニック プラザ 302			○	
	65	片瀬子どもクリニック	片瀬 3-1-39 片瀬クリニック プラザ 201			○	
	66	湘南江の島クリニック	片瀬 3-15-1 湘南江の島駅 ビル 3 階			○	
	67	クローバークリニック	片瀬 4-10-22			○	
	68	のぐち江ノ島クリニック	片瀬海岸 1-3-7 リバーサイ ド・ドウ・エム 1 階			○	
	69	鶴生クリニック	片瀬海岸 1-7-9			○	
	70	みき辻堂東海岸クリニック	辻堂東海岸 3-8-11			○	

藤沢市避難行動要支援者 避難支援プラン全体計画



2023年（令和5年）4月

藤 沢 市

目 次

第 1 章 基本的な考え方	1
1. 背景と目的	1
2. 基本的な考え方	1
第 2 章 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲	2
第 3 章 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法	3
1. 名簿の種類	3
2. 名簿に掲載される個人情報の範囲	3
3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法	3
4. 名簿情報の更新	4
第 4 章 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項	5
1. 地域及び市における避難支援体制	5
2. 名簿の提供	5
3. 安否確認体制の構築(名簿の活用)	6
4. 個別避難計画の作成	8
5. 避難行動要支援者の避難場所	8
6. 津波災害が予想される場合	8
第 5 章 避難支援等関係者に関する事項	9
1. 避難支援等関係者の範囲	9
2. 避難支援等関係者の安全確保	9
第 6 章 指定避難所における支援対策	9
第 7 章 関係機関等との連携	10
第 8 章 普及啓発等	11

1. 地域住民の防災意識の啓発	11
2. 防災訓練等の実施	11
3. 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発	12
第9章 避難行動要支援者名簿の提供・更新・管理	13
第10章 個人情報の取り扱い	15
1. 個人情報の共有と活用	15
2. 個人情報の保護	15
3. 自主防災組織等における規程・規約の整備	15

資料集

• 避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書(様式1)	16
• 地震等の災害発生時における避難支援希望確認書(様式2)	17
• 避難行動要支援者名簿(平常時)受領書(様式3)	18
• 避難行動要支援者名簿管理責任者(自主防災組織等の代表者等)交代届 (様式4)	19
• 避難行動要支援者名簿(災害発生時)受領書(様式5)	20
• 避難行動要支援者聞き取り調査票(参考様式)	21
• 地震発生時の避難計画	22
• 避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規程(モデル)	24

第1章 基本的な考え方

1. 背景と目的

本市では、平成22年度から、国が示したガイドラインに基づき、災害時要援護者名簿を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自主防災組織等に、名簿提供を行ってきました。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されています。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっています。

こうした状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

本市では、法改正を受けた取組として、平成26年3月に避難行動要支援者対策を「藤沢市地域防災計画」に位置付け、その下位計画として、この「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行いました。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・地域（近隣）の共助、及び市による公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2. 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者も含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、自治会・町内会、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となります。

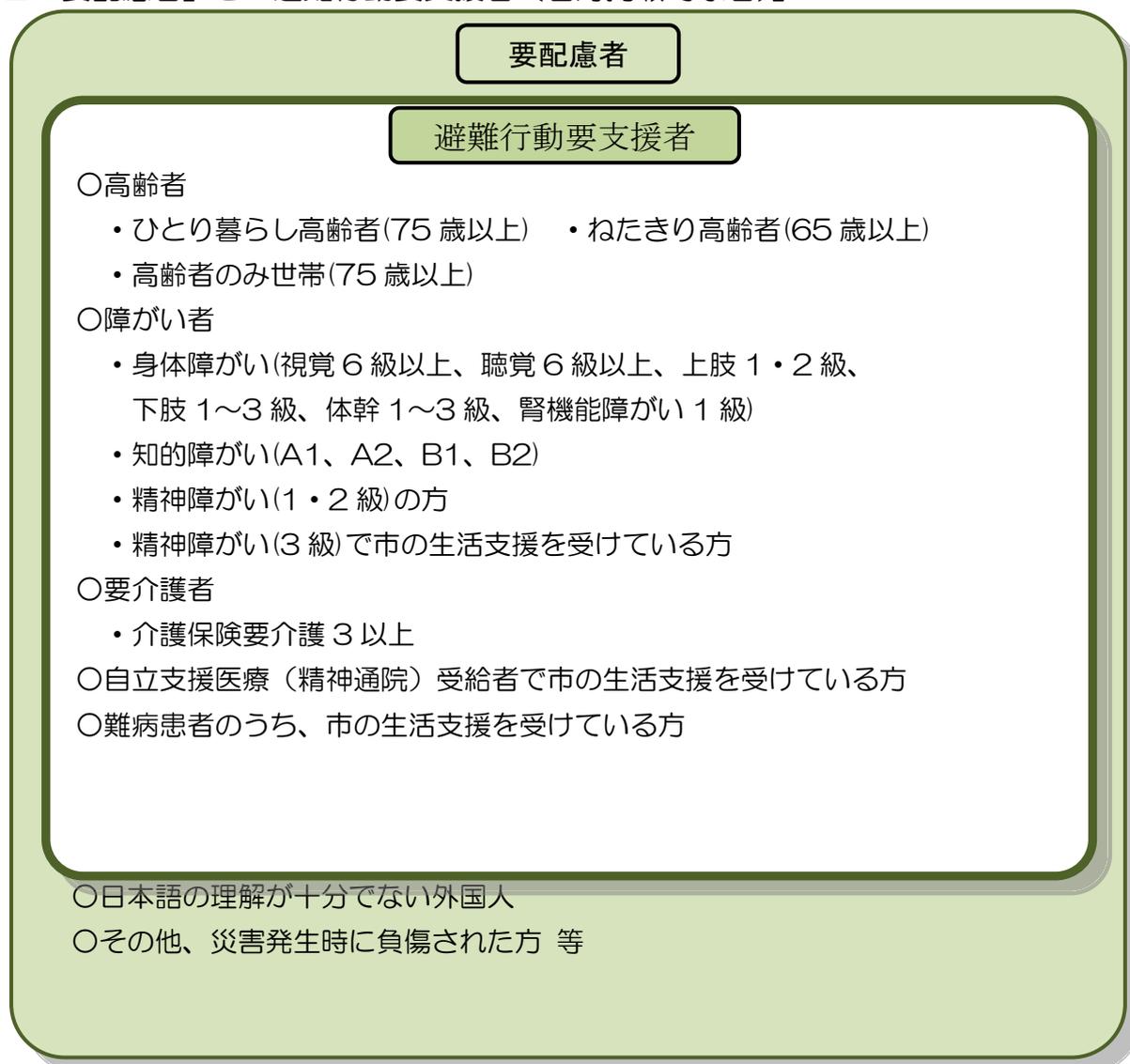
このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより、「私たちのまちは、私たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが必要となります。

第2章 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により指定避難所で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々を「要配慮者」といいます。

本市では、これらの要配慮者のうち、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する以下の方々を、「避難行動要支援者」と位置付け、地域での避難支援体制づくりのために名簿を作成することとしています。(病院や施設に入所されている方は名簿掲載の対象外です。)

■ 「要配慮者」と「避難行動要支援者（名簿掲載対象者）」



第3章 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法

1. 名簿の種類

市が作成する避難行動要支援者名簿は、「平常時から自主防災組織等に情報を提供することに同意したもの」と、「災害発生時に名簿掲載対象者の同意の有無に関わらず、法令に基づき自主防災組織等に提供されるもの」の2種類があります。

2. 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

本市では、国の取組指針を受け、次の(1)～(9)に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 本人連絡先（電話番号）
- (6) 緊急時連絡先（氏名・電話番号・続柄）
- (7) 避難支援等を必要とする事由
- (8) 必要とする支援内容
- (9) 自治会・町内会・自主防災組織名（加入有無・組班名）

3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される個人情報のうち、(1) 氏名、(2) 生年月日、(3) 性別、(4) 住所、(7) 避難支援等を必要とする事由は、市の福祉担当部署で管理している情報を集約します。

また、(5) 本人連絡先、(6) 緊急時連絡先、(8) 必要とする支援内容、(9) 自治会・町内会・自主防災組織名は、市から名簿掲載対象者に対して送付する「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」へ対象者本人（もしくはその家族等）が記入した情報を利用します。

なお、自主防災組織等は、市から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理責任者（自主防災組織の代表等）を設置するものとします。

■名簿に利用する情報を管理している福祉担当部署

名簿掲載対象者	担当部署
高齢者 (ひとり暮らし、ねたきり、高齢者のみ世帯)	高齢者支援課
障がい者(身体、知的、精神) 自立支援医療(精神通院)受給者 難病患者で市の生活支援を受けている方	障がい者支援課
要介護者	介護保険課

4. 名簿情報の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新を定期的に(年1回以上)行うものとします。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

名簿への掲載は、変更の申し出がない限り、原則、自動的に継続されますが、次の場合には、名簿への掲載が継続されません。

- ・藤沢市外に転出した場合
- ・亡くなられた場合
- ・病院への長期入院や社会福祉施設等への長期入所等が確認された場合
- ・名簿を受領していない自主防災組織等へ転居した場合

また、次の場合は、市へお申し出いただく必要があります。

- ・長期入院や施設入所等で避難支援が不要となった場合
- ・避難支援を希望していなかったが、状況の変化等により、避難支援を希望する場合

(※既同意者及び通知再送後の未返信者に対する再確認につきましては、5年を目途に随時実施する予定です。)

第4章 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項

1. 地域及び市における避難支援体制

	平常時	災害発生時
地域 〔 自主防災組織 自治会・町内会 民生委員・児童委員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の見守り、声掛け ・地域における避難支援体制づくり（安否確認体制の構築等） ・地域全体で防災活動を推進する風土づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達 ・安否確認、避難誘導、救援物資等の配布 など
市民センター・ 公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等による避難支援体制づくりへの支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災拠点本部 ・自主防災組織等との連絡調整 ・名簿の提供 ・安否情報の収集管理 など
市役所(本庁) 〔 危機管理課 高齢者支援課 障がい者支援課 介護保険課 保健所 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者情報の収集、提供 ・避難行動要支援者名簿の更新・提供 ・避難支援のための計画策定及び管理 ・名簿制度の広報、啓発 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための情報伝達 ・指定避難所での生活に支障のある方の受入のための社会福祉施設等との連絡調整 ・医師会との連絡調整 ・日本赤十字社との連絡調整 ・医薬品、衛生材料の調達 など

2. 名簿の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者（9ページ参照）に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、市は国の取組指針に基づき、予め避難行動要支援者本人の同意を得た名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から避難支援等関係者へ提供します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿を提供することができます。

3. 安否確認体制の構築（名簿の活用）

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが重要です。

安否確認の実施に当たっては、地域住民の全員が対象となりますが、特に避難行動要支援者は自ら避難するなどの行動をとることが困難であるため、その安否をいち早く把握することが、犠牲者を減らす第一歩となります。

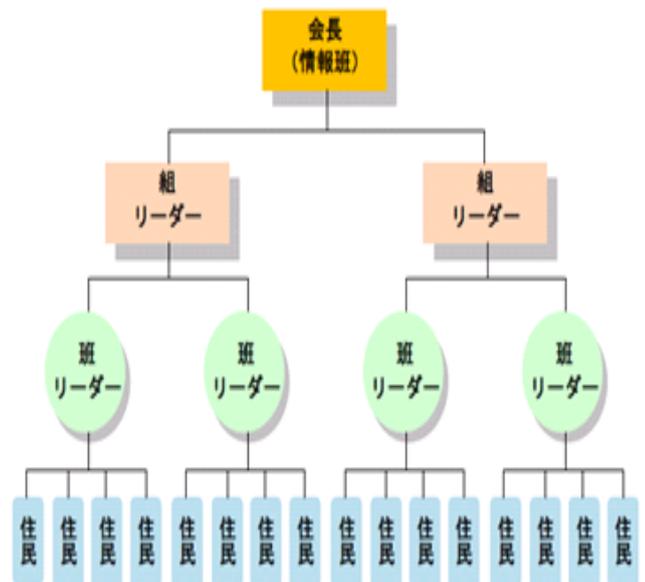
自主防災組織等の状況により、個別避難計画（8ページ参照）の作成が困難な場合でも、いざという時に安否確認を行う体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

（１）平常時の取り組み

地域での安否確認については、自主防災組織の会長や自治会長等が主体となり、市から提供された避難行動要支援者名簿に基づき一世帯ずつ確認する方法がありますが、これでは数十～数百世帯を確認するのに多くの時間がかかってしまいます。また、名簿に記載された方だけの安否確認を行う場合は、名簿に記載されていない方が災害発生時に救助が必要な状況となった場合、取り残されてしまう可能性があります。このため、次のような安否確認の方法を地域で取り決めておくことが推奨されます。

【安否確認の方法（例）】

- 地域を小さなブロック（10～20世帯程度の組や班など）に分割し、ブロックごとに長を決める。ブロック長は手分けしてブロック内の家々を回り、安否を確認する。
- 事前に『無事です』と書いた旗やマグネットなどを準備しておき、無事ならばそれを外に出すという約束をしておく。ブロック長はブロック内の家を回り、旗やマグネットが出ていない家だけ安否を確認する。
- 自治会・町内会等であらかじめ指定した一時避難の方が安否を確認する。
- 自主防災組織名簿の情報を地図に転記しておく。



※安否確認を実施する際は、自主防災組織の名簿を準備し、P6の小さなブロックごとに名簿を作成することが理想的です。（すでに自治会・町内会の班や組ごとに名簿や連絡簿が作成されていれば、それを活用します。）

市から提供された避難行動要支援者名簿を活用して、自主防災組織の名簿に避難の

支援が必要な方かどうかの情報を記載します。

この自主防災組織の名簿は、避難行動要支援者名簿が更新される時期などに合わせて、定期的に見直します。また、平常時から、安否確認に携わる方の役割分担や確認の方法を決めておき、地域の中で周知・共有しておくことが重要です。

避難行動要支援者を含め、自主防災組織の皆さんで、大地震が起きたことを想定し、自主防災組織で指定した「一時避難場所」を拠点とした訓練を実施することで、災害発生時における安否確認の実効性が高まります。

(2) 災害発生時の取り組み

災害発生時には、平常時に予め決めておいた方法により、安否確認を実施します。避難行動要支援者はひとりで避難することが困難であるため、必要に応じて避難支援を行います。

黄色いマグネット作戦

- 鶴沼地区のあるマンションでは、一刻も早く住民の安否情報を収集するため、各世帯にマグネットシートを配布しました。
- 訓練の開始時間になると、住民が一斉にマグネットシートを玄関に貼り、活動要員はマグネットシートが貼られていない世帯のみを確認します。この工夫により、大幅な時間短縮が図られました。

マグネットが貼られている世帯は、確認する必要はありません。



集められた情報をまとめ、会長へ報告します。

※安否確認や訓練実施時の情報の流れ等、詳しくは「ふじさわ防災ナビ～防災訓練編～」をご参照ください。

4. 個別避難計画の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の円滑な避難誘導や安否確認、避難所等における的確な生活支援を行うため、「避難行動要支援者聞き取り調査票」（21ページ参照）等を利用しながら、自主防災組織等の避難支援等関係者が中心となり、個別避難計画の作成にご協力をお願いします。計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人（もしくはその家族等）と話し合いながら進めることが重要です。

なお、災害対策基本法の一部改正に伴い、令和3年度から個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されます。個別避難計画の作成促進に向け、今後、市では、国から示される指針をもとに、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでまいります。

◀個別避難計画に盛り込む事項（例）▶

避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報の伝達方法、個人で備蓄が困難な物資、必要な支援の内容

※災害発生時の具体的な自主防災活動等、詳しくは「ふじさわ防災ナビ～自主防災活動編～」をご参照ください。

5. 避難行動要支援者の避難場所

通常、災害などにより被害を受け、自分の家に居住できなくなった場合、小中学校等の指定避難所で一定の期間生活を送ることになります。

しかし、避難行動要支援者の中には、介護が必要な高齢者や障がい者など、小中学校等の一般の指定避難所では生活を送ることが困難な方もいらっしゃいます。

このような方への対応といたしまして、本市では、市民センター・公民館を福祉避難所（一次）とし、避難行動要支援者を始めとする要配慮者の受入れに関する協定を市と締結した福祉施設を福祉避難所（二次）として、二段階の受入体制により、避難行動要支援者の福祉避難所への受入れ体制づくりを進めております。

6. 津波災害が予想される場合

地震等により、津波の発生が予想される場合、まずは避難支援等関係者も自身の命を守ることが最優先です。津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、避難距離等にもよりますが、自身の安全確保をした上で、できる範囲の避難支援等を行ってください。

※詳しくは「藤沢市津波避難計画」をご参照ください。

第5章 避難支援等関係者に関する事項

1. 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、指定避難所等での生活支援の実施等に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

市は、避難支援等関係者と連携して地域における避難支援体制づくりを推進します。

避難支援等関係者

自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防局、警察

2. 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となります。個別避難計画を作成する際に、避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要です。

また、災害発生時の状況によっては、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが必要です。

第6章 指定避難所における支援対策

指定避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や、スロープ等の段差解消設備等、様々な対応が必要となります。

また、指定避難所では避難所運営委員会の要配慮者支援班等が中心になり、避難行動要支援者の要望を把握し、プライバシー保護のための間仕切りの設置や冷暖房機器等の増設などの環境整備が必要となります。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコミークラス症候群等)の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、指定避難所から福祉避難所(一次)への移動や受け入れ可能な福祉避難所(二次)への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。市は、関係団体、事業者等と事前協定を締結するなどにより、平常時から対策を講じることとします。

第7章 関係機関等との連携

災害発生時において、市は次の関係機関と連携しながら避難行動要支援者の支援を行うものとします。

(1) 災害救援ボランティアセンター

災害発生時には、全国から多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート（適正な配置）をする機関として藤沢市災害救援ボランティアセンターを設置します。

この機関の体制強化を図るとともに、市、藤沢市社会福祉協議会、NPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク（FSV）が互いに連携し、避難行動要支援者に対して円滑なボランティア活動が行われるよう支援します。

(2) 藤沢市社会福祉協議会

災害発生時には、藤沢市社会福祉協議会が主体となり、災害救援ボランティアセンターを開設します。また、各地区の社会福祉協議会と連携し、被災者への支援を行います。

(3) 福祉施設等（福祉避難所（二次））

学校等の指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を始めとする要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整備された福祉施設（福祉避難所（二次））を災害発生時に確保できるよう、本市では施設の管理者と事前協定を締結しています。

また、市内の施設の受入れ能力を超える場合は、他市町村へ避難（広域避難）することがあります。

(4) 民間企業等

本市では、災害発生時における情報収集や被災者等の搬送に関して、運送会社やタクシー協会等の民間企業と協定を締結しています。

第8章 普及啓発等

地域の防災力の強化や、避難行動要支援者が安心して生活していくためには、地域住民の方々の連携、すなわち「共に助けあう」体制づくりをしていくことが不可欠です。本市では、避難行動要支援者の避難支援体制づくりのために、行政関係機関、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会・町内会、近隣の方などが連携して助け合う仕組みづくりを推進しています。

地域においては、避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、自主防災組織等の活動等により、平常時から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要です。

また、災害発生時に避難行動要支援者の安全を確保するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の平常時の備え（自助）がその基礎となります。

1. 地域住民の防災意識の啓発

市は、地域住民に対して、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に当たって配慮すべき事項等の防災に関する知識について理解を深めるとともに、協働の考え方から行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」等により図ることとします。

また、日頃から、自主防災組織等は、地域住民の協力により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めるものとしてします。

2. 防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者本人の防災意識を高めていくため、地域の中で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を取り入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者本人が参加する訓練・講習会等を実施することとします。

【地区総合防災訓練に安否確認訓練を取り入れた事例】

藤沢市内のある地区において実施された地区総合防災訓練において、安否確認訓練を取り入れた事例です。

〈午前8時30分に地震発生の想定・対象は全世帯〉

午前8時30分から45分までの15分間に、自治会が指定する掲示物（タオル等）を玄関先等の目につきやすい場所に掲示します。各班長がその結果を確認し、本部へ報告します。その結果、5,227世帯中、約6割にあたる、約3,093世帯が掲示し、安否確認を行うことができました。

3. 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発

災害発生時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者本人やその家族等が日頃から災害への備えを行うとともに、近隣の方と気軽に声をかけあえる関係を築いておくことが重要です。

また、大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者であるため、必要な備えや避難

方法、さらに指定避難所での生活等について、避難行動要支援者本人及びその家族や支援者等が日頃から話しあっておくことが必要です。

【ふじさわ防災ナビ 避難行動要支援者編 リーフレットから抜粋】

災害に備えましょう！

いざという時のために、まずは、日頃から非常時の持出品や備蓄品を用意しておくことが大切です！

防災備蓄品 ▶ 備蓄品は、できれば7日分を準備しましょう！ 難しいようであれば、まずは3日分を準備！

- | | |
|------------|---|
| 食料 | <input type="checkbox"/> 乾パン・缶詰などの非常食
<input type="checkbox"/> マグカップ・紙皿
<input type="checkbox"/> 食品用ラップ
<input type="checkbox"/> ペットボトルの水・給水容器 |
| 衣類 | <input type="checkbox"/> 下着・防寒着
<input type="checkbox"/> 雨具・軍手・運動靴 |
| 衛生用品 | <input type="checkbox"/> 持病の薬・常備薬 <input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> お薬手帳 <input type="checkbox"/> 体温計
<input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 消毒液 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 懐中電灯・携帯ラジオ・予備の電池
<input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器・貴重品（通帳、現金） |
| 日頃からの準備・確認 | <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル 171
<input type="checkbox"/> 家族の連絡先の確認
<input type="checkbox"/> カセットコンロ・ガスボンベ
<input type="checkbox"/> お風呂に水をためておく |

『防災備蓄品』のうち、これらのものは、『非常用持出品』として、1日～2日分をリュックサックに入れ、すぐに持ち出せるようにしておきましょう！

日頃からの準備が大切！
自分に合わせたものを考えておきましょう！



ふじキュン♡

次のことについても注意しておきましょう！

持病のある方は、必要な薬のリストを作っておきましょう。

避難時の移動に備えて、杖・車椅子など必要なものはすぐに使用できるように準備しておきましょう。

老眼鏡や補聴器など、日常生活に必要なものは普段から身の回りに置いておきましょう。

女性用品・乳幼児用品・介護用品など事前に準備しておきましょう。

第9章 避難行動要支援者名簿の提供・更新・管理

Step1 避難行動要支援者名簿の受領についての意向確認

自主防災組織等の代表者は、市（市民センター・公民館）に対して「避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書」（様式1）に名簿受領についての意向を記入して提出します。

Step2 市から避難行動要支援者宅へ避難支援希望確認書を送付

市の担当課から、避難行動要支援者名簿を受領する意向があった自主防災組織等の区域内に住所のある避難行動要支援者あてに、「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」（様式2）を送付します。

Step3 避難支援希望確認書の提出

避難行動要支援者は、市から届いた「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」（様式2）に避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報提供）への同意確認などの必要事項を記入して、市に返送します。
※提出先は藤沢市 危機管理課となります。

Step4 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）へ、避難行動要支援者のうち個人情報の提供に同意した方の名簿を提供します。

名簿提供の際には、避難行動要支援者名簿管理責任者の本人確認の上、「避難行動要支援者名簿（平常時）受領書」（様式3）を市（市民センター・公民館）に提出していただきます。

また、避難行動要支援者名簿管理責任者が交代した場合には、「避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）交代届」（様式4）または「市民組織役員（変更）届」によって、市（市民センター・公民館）に届け出ます。

Step5 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿の更新を定期的に（年 1 回以上）行い、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）に、古い名簿と引き換えに更新後の名簿を提供します。

名簿を更新する際には、新たに避難行動要支援者の条件に該当となる方に対して、Step2 と同様の書類を市から送付し、避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報の提供）への同意について確認します。

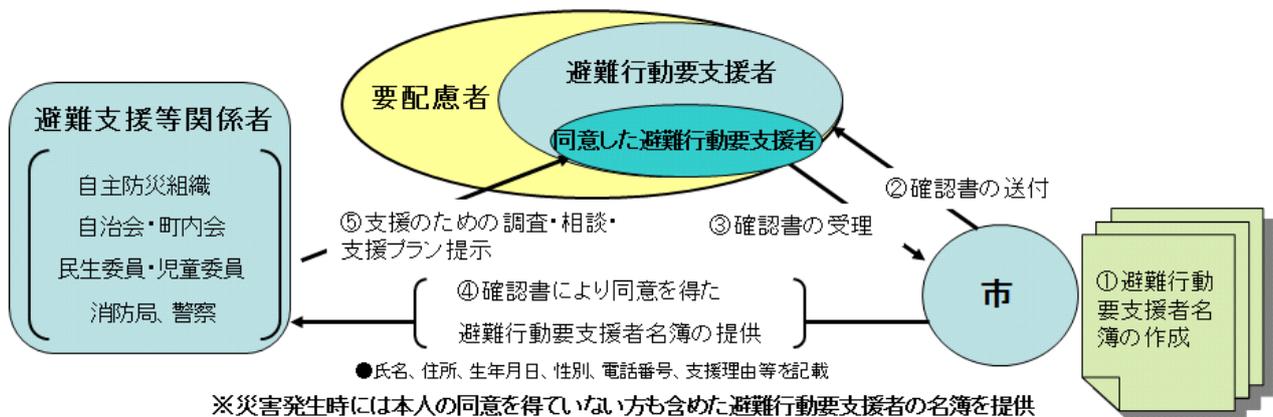
Step6 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿管理責任者は、名簿を施錠可能な金庫等に保管するなど保管場所に注意するとともに、名簿の取り扱いについて定めた「規程」や「規約」を整備します。

また、名簿は「避難支援等の実施に必要な限度」で「避難支援等関係者」の間で共有することが認められていますが、名簿を複写等する場合には、「必要最小限の範囲」にとどめるほか、「誰が」「誰の」名簿を管理しているのか把握しておきます。

複写等した名簿は、更新後の名簿が提供される際に、必ず避難行動要支援者名簿管理責任者の方が回収を行い、適切に廃棄します。なお、市（市民センター・公民館）に名簿原本を返却する際に、複写等した名簿をあわせて返却いただくことで、市で適切に名簿を廃棄します。

■避難行動要支援者の名簿提供までの流れ



第10章 個人情報の取り扱い

1. 個人情報の共有と活用

避難行動要支援者名簿に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）が情報を保有しているだけでは、地域の取り組みとして活用することは困難です。

そのため、誰がどの避難行動要支援者に関する名簿を管理しているのかを把握した上で、避難支援の取り組みに必要な範囲で、対象となる名簿（複写）を班長や組長等、避難支援に携わる方へ配付することが法で認められています。

名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自主防災組織、自治会・町内会ごとに取り組み方法を定め、事前に住民へ周知・共有することで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

2. 個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意してください。

避難行動要支援者名簿の提供を受けた自主防災組織等においては、できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底します。

また、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）の交代があった際には、速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行います。

市では、避難行動要支援者名簿を提供する際に、受領書の提出により守秘義務を確保し、また、各地域での個人情報の取り扱いに関する規約等の整備を推進すること等により、個人情報保護の徹底を図ります。

加えて、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、その利益が損なわれることがないように、避難支援等関係者へ名簿提供時等に説明するとともに、市で保管する名簿についても、バックアップデータ等を含め、情報を適正に管理します。

3. 自主防災組織等における規程・規約の整備

自主防災組織等で避難行動要支援者名簿を適正に管理するために、名簿の取り扱い等を定めた「規程」や「規約」を整備することが重要です。（24～26 ページ参照）

避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書

私が代表を務める自主防災組織等は、藤沢市が作成する避難行動要支援者名簿に関して、

(該当する番号 1 つに○)

- 1 名簿を受領する意向があります。
- 2 当該自主防災組織等では、区域内に居住する避難行動要支援者の情報を既に把握しているため、名簿を受領する意向はありません。
- 3 その他の理由により、名簿を受領する意向はありません。
(下欄に理由を記入してください)

〈名簿を受領する意向がない理由〉

(例) 自治会内で避難支援を行う体制が整っていないため。

年 月 日

藤 沢 市 長

自主防災組織等の名称

代表者の住所 藤沢市

代表者の氏名

電話番号

地震等の災害発生時における避難支援希望確認書					
藤沢市長 宛	記入日	年 月 日	代理人による 記入の場合	氏名	
				続柄	
フリガナ				(明・大・昭・平・令)	
氏名 (名簿対象者)	(男・女)			生年月日	年 月 日
住所	〒 藤沢市				
電話番号 (本人・1 つ)	— —		◎自治会名等に誤りがある場合には、正しい自治会名等をご記入ください。 ◎未加入の方は、この機会にぜひ加入についてご検討ください。		
自治会・町内会 自主防災組織名	自治会等 加入の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input checked="" type="checkbox"/> 未加入	組・ 班名	
ア. 地震等の災害発生時における避難支援の希望 及び 情報提供の同意 (A~D 1つに☑)					
私は、地震等の災害時に避難支援を希望 (下記イ参照) するため、私に関する情報 (この確認書に記載する私の情報及び市の保有する高齢者・障がい者・要介護者等の情報) を自主防災組織・自治会・町内会、民生委員、消防局、警察へ提供することについて					
支援を希望し、同意する方			援希望なし・同意しない・入院・施設入所の方		
<input checked="" type="checkbox"/> A. 避難支援を希望するため、 情報提供に同意します。 必要な支援について、下の欄に☑をしてください ●情報提供の同意について、変更の申出がない限り、原則、自動で継続されます。 ●自治会等や民生委員が、確認のためご自宅を訪問する場合があります。			<input checked="" type="checkbox"/> B. 避難支援を希望しません。 情報提供に同意しません。 <input checked="" type="checkbox"/> C. 「長期入院」により自宅にいません。 <input checked="" type="checkbox"/> D. 「施設入所」により自宅にいません。 記入はこれで終わりです。		
イ. 必要とする支援内容 (①~③ 1つに☑)					
<input checked="" type="checkbox"/> ① 自力で避難できるが、情報収集手段がないなど、自身・家族での情報収集が難しいので、市が発令する避難情報 (避難指示等) を伝えてほしい。 <small>情報収集手段として、防災行政無線・防災ラジオ・テレビ・メールマガジン・スマートフォンアプリ等が考えられます</small>					
<input checked="" type="checkbox"/> ② 自力歩行は可能だが、不安があるので指定避難所等まで付き添ってほしい。					
<input checked="" type="checkbox"/> ③ 寝たきり等で自力避難が困難なので、避難に際して手助けしてほしい。					
ウ. 緊急時連絡先 (1名分)					
氏名 (1名)	対象者 との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 同居親族	<input checked="" type="checkbox"/> 別居親族	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
	電話番号 (1つ)	— —			
【注意】必ずご一読ください 災害の状況等によっては、避難行動の支援をすることが困難となることもあります。避難支援の希望によって災害時の避難行動の支援を約束するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。					

年 月 日

藤 沢 市 長

避難行動要支援者名簿（平常時）受領書

避難行動要支援者名簿（平常時）を受領しました。

受領者 ※名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）についてご記入ください。

自主防災組織等の名称	
名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）	
氏 名	
住 所	藤沢市
電 話 番 号	— —

※避難行動要支援者名簿管理責任者として、法律上の守秘義務を厳守し、名簿を適切に保管、管理及び活用するとともに、「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」の趣旨をご理解いただき、避難支援体制づくり及び災害発生時の緊急対策以外には使用しないようご注意ください。

代理人に避難行動要支援者名簿（平常時）の受け取りを委任する場合

私（上記、受領者）は、次の者に避難行動要支援者名簿の受け取りに関する権限を委任しました。

委 任 し た 日	年 月 日
代 理 人	
氏 名	
住 所	藤沢市
電 話 番 号	— —

避難行動要支援者名簿の提供にあたり、ご本人様確認をさせていただきます。
（代理人による受け取りの場合は、代理人の方の本人確認を行います。）
次の書類を1点、お持ちください。

個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・健康保険証・
その他、本人であることを示す書類

様式 5

年 月 日

藤 沢 市 長

避難行動要支援者名簿（災害発生時）受領書

本日、私は避難行動要支援者名簿（災害発生時）を受領しました。

自主防災組織等の名称

代表者住所 藤沢市

代表者氏名

代表者電話番号

避難行動要支援者聞き取り調査票（〇〇自主防災組織）

調査日	年 月 日 ()		聞き取り 実施者	
調査 対象者	氏名			
	住所	藤沢市		
	連絡先			

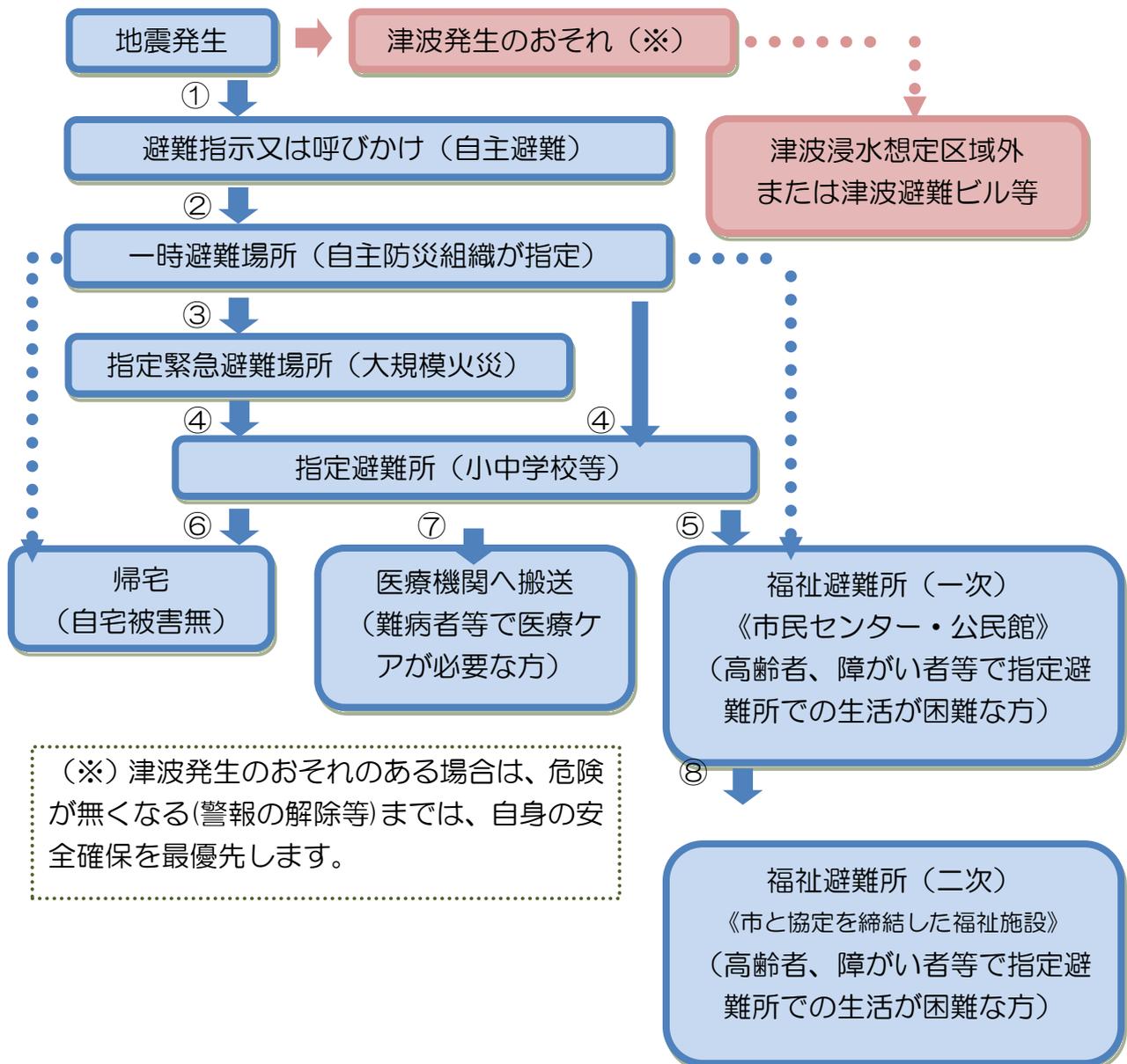
調 査 結 果 記 入 欄	家族等の状況	
	支援する際に 確認が必要な事項	
	支援する際の 注意事項	
	支援に必要な資機材	

支 援 計 画 等 記 入 欄	支援者氏名又はグループ (指定可能な場合)	
	支援計画・方法	
	特記事項	

■地震発生時の避難計画

地震発生に伴う家屋倒壊、火災等により、避難が必要な状況が発生した場合の避難計画は地域防災計画で次のとおり示されています。（計画より一部抜粋）

ただし、地震が発生しても自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありません。まずは避難せずに済むよう、家具の転倒防災対策や、感震ブレーカーを設置するなど、自宅の防災対策を進めましょう。



① 避難指示又は呼びかけ（自主避難）

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が発生したため、避難指示が発令されたり、市民自らの判断で避難が必要な状況が発生したときは、避難行動を開始します。避難行

動は、自主防災組織や自治会等の単位で一団となって避難することを原則とします。

② 一時避難場所への避難

地震災害から一時的に身を守るとき、又は、指定緊急避難場所（大規模火災）に一団となって避難するときは、一時避難場所へ避難又は集合します。集合後は拠点として、自主防災組織等による住民の安否確認や、初動期の共助による人命救助活動が行われます。

③ 指定緊急避難場所（大規模火災）への避難

地震に伴う火災が拡大して地域全体が危険な状態となったときは、指定緊急避難場所（大規模火災）へ避難します。指定緊急避難場所（大規模火災）での避難は、延焼火災が収束するまでの一時的な避難とします。

④ 指定避難所への避難

地震による延焼火災や崖崩れ等の危険が去った後、火災や倒壊等によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む。）は、一定の期間、市が指定する指定避難所で避難生活を送ります。

指定避難所は、地域の情報収集拠点となるほか、住宅を失っていない市民（在宅被災者）の物資等の供給場所となることから、住宅を失っていない方も指定避難所にて、在宅被災者の名簿に登録する必要があります。

⑤ ⑧ 福祉避難所（一次）（二次）への避難

藤沢市では、避難行動要支援者を始めとする要配慮者の避難所への受入について、二段階の流れとしております。学校等の指定避難所での避難生活が困難な方については、まずは市民センター・公民館に開設される「福祉避難所（一次）」へ一時的に移り、その後、市と協定を締結した福祉施設の受入体制が整い次第、当該福祉施設に開設される「福祉避難所（二次）」へと移っていただきます。

⑥ 避難者の帰宅

一時避難した市民のうち、自宅周辺での火災等の危険が去り、かつ自宅が被害を免れ又は被害が軽微な場合、それぞれ帰宅します。また、住宅の応急修理やライフラインの復旧などに伴い、自宅での生活が可能となった場合も帰宅します。

⑦ 医療機関への搬送

指定避難所に避難した医療処置の必要な避難行動要支援者（難病者や人工透析患者等）は、症状や対応の状況によって、医療機関に搬送されます。

避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規程（モデル）

自主防災組織

（趣旨・目的）

第1条 この規程は、当自主防災組織が避難行動要支援者に関する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、当自主防災組織の区域内に居住する避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に掲載された情報及び当自主防災組織が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

2 前項の「避難行動要支援者名簿」とは、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無に関わらず災害発生後に市から提供される名簿掲載対象者全員を含むものをいう。

3 この規程において「保有個人情報」とは、当自主防災組織が保有する、避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

4 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

（利用目的）

第3条 当自主防災組織は、個人情報を避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

（利用目的による制限）

第4条 当自主防災組織は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

（適正な取得）

第5条 当自主防災組織は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（適正な管理）

第6条 当自主防災組織は、個人情報の保護を図るため避難行動要支援者名簿管理責任者を定め、個人情報の漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止するとともに、名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、速やかに応じなければならない。

（第三者提供の制限）

第7条 当自主防災組織の役員及び役員であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

(利用目的の公表)

第8条 当自主防災組織は、保有個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、当自主防災組織が発行する会報等に掲載するなどの手段により、避難行動要支援者の知り得る状態に置かなければならない。

(開示等)

第9条 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対して当該保有個人情報を開示しなければならない。なお、本人が開示を求めることができない又はやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によって行うことができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

また、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

3 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報が本規程に反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(理由の説明)

第10条 当自主防災組織は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第11条 当自主防災組織は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

第12条 当自主防災組織の役員に改選があったときは、新旧の役員は避難行動

要支援者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

(その他)

第13条 本規程に定めのない事項については、藤沢市個人情報の保護に関する条例の本旨に従い、個人情報を適正に取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画
2023年（令和5年）4月

編集発行 藤沢市防災安全部危機管理課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL：0466-25-1111（内線）2432
FAX：0466-50-8401

10. 被災者救援

資料10-1 藤沢市防災井戸の指定に関する要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日
最終改正 令和 4 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害により水道が長期の断水状態になった場合に備え、市民の生活用水の供給源を確保、維持するため、市内に存する井戸を防災井戸として指定すること及び指定を受けた防災井戸の所有者等に対して当該井戸に係る揚水用のポンプ（手動式ポンプ又は手動式と電動式の併用型ポンプに限る。以下「揚水用ポンプ」という。）の新規設置、取り替え又は手動式ポンプの修繕（以下「設置等」という。）に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災井戸 災害時において、洗濯及びトイレの洗浄等、市民の生活用水（非飲用）を供給するための井戸をいう。
- (2) 所有者等 防災井戸の所有権又は防災井戸を使用する権利を有する者をいう。
- (3) 自主防災組織等 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱（昭和 61 年藤沢市告示第 76 号）第 2 条に規定する自主防災組織及び当該自主防災組織の結成されていない地域における自治会、町内会等の自治組織をいう。

(指定要件)

第 3 条 市長は、次に掲げる要件を備える井戸を防災井戸として指定するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 現在、所有者等が使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- (3) 災害時に付近の住民等に井戸水の提供ができる井戸であること。

(防災井戸の指定手続等)

第 4 条 自主防災組織等の代表者は、その区域内に存する井戸について防災井戸としての指定を受けようとするときは、当該井戸の所有者等の同意を得たうえ、防災井戸指定申請書（自主防災組織等用）（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。また、自主防災組織の代表者が申請をするときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 自主防災会規約の写し
- (2) その他市長が必要であると認めるもの

2 自主防災組織等が結成されていない区域に存する井戸について防災井戸としての指定を受けようとするときは、当該井戸の所有者等は、防災井戸指定申請書（所有者等用）（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を防災井戸指定決定通知書（第3号様式）により当該申請者及び当該井戸の所有者等に通知するものとする。

（防災井戸の所有者等の協力）

第5条 市長は、前条第3項の規定により防災井戸の指定を受けた井戸の所有者等に対し、次に掲げる事項の協力を求めるものとする。

- (1) 当該防災井戸を常時良好な状態で維持管理し、災害が発生したときは、当該防災井戸を市民の生活用水を供給するための水源として提供すること。
- (2) 「藤沢市指定防災井戸」の看板を門・扉・塀等、近隣から見える場所へ表示すること。
- (3) 防災関係資料（防災マップ等）へ防災井戸に関する情報を掲載すること。
- (4) その他市長が必要であると認めること。

（指定情報の管理）

第6条 市長は、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）に基づき、防災井戸に関する内容を適切に管理しなければならない。

- 2 市長は、防災井戸に関する現状把握に努め、防災井戸に関する情報を定期的に更新するものとする。

（指定事項の変更手続き）

第7条 防災井戸の所有者等は、当該防災井戸に係る申請事項について変更が生じた場合は、防災井戸指定申請事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（防災井戸の指定解除手続き等）

第8条 自主防災組織等の代表者は、その区域内に存する防災井戸について、防災井戸としての機能を失ったと認めたとき、又は機能を失うことが明らかであると認めたときは、防災井戸指定解除申請書（自主防災組織等用）（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 自主防災組織等が結成されていない区域に存する防災井戸について、前項に規定する要件に該当するときは、当該井戸の所有者等は、防災井戸指定解除申請書（所有者等用）（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、次に掲げる場合は、防災井戸としての指定を解除するものとする。

- (1) 前2項に規定する申請書が提出された場合
- (2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなった場合
- (3) 市長が、防災井戸として適当でないと認めた場合

- 4 前項の場合においては、防災井戸指定解除通知書（第7号様式）により、自主防災組織等の代表者及び所有者等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）は、指定を受けた防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等を対象とする。

- 2 補助金は、その申請する時点において、既に防災井戸として指定を受けており、かつ、揚水用ポンプの設置等に着手していない場合に交付する。
- 3 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた日から10年を経過する日までの間は、当該防災井戸について再び補助金の交付を受けることができない。ただし、市長がやむを

得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、指定を受けた防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等に要する費用の2分の1以内とし、50,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額を算定する場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請手続等)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、防災井戸補助金交付申請書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項に規定する費用に係る見積書の写し

(2) その他市長が必要であると認める書類

2 防災井戸補助金の申請に係る受付期間は、原則として4月1日(当日が、閉庁日の場合は、翌開庁日)から翌年1月31日(当日が、閉庁日の場合は、直前の開庁日)までとする。ただし、市長が受付期間の延長を認めるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その旨を防災井戸補助金交付等決定通知書(第9号様式)により当該申請者に通知するものとする。なお、市長は、審査過程において第1項に規定されている書類の原本の提示を申請者に求めることができる。

(交付申請内容の変更)

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請を行った内容について変更しようとするときは、防災井戸補助金交付申請内容変更承認申請書(第10号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に申請書の提出の必要がないと認める場合は、省略することができる。

2 市長は、前項に規定する変更承認の申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を防災井戸補助金交付申請内容変更承認通知書(第11号様式)により、申請者に通知するものとする。

(完了検査)

第13条 交付決定者は、防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等が完了したときは、速やかに防災井戸設備設置等完了届出書(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の検査を受けなければならない。

(1) 揚水用ポンプの設置等の工事に係る領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が提出することを指示した書類

(補助金の交付手続)

第14条 交付決定者は、前条に規定する検査が終了したときは、当該補助金に係る請求書を交付が決定された日の属する会計年度の2月28日(当日が、閉庁日の場合は、直前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出期間の延長を認めるときは、この限りではない。

(申請の取下げ)

第15条 交付決定者が、やむを得ない事情により当該補助金の交付申請を取り下げようとする

ときは、速やかに防災井戸補助金交付申請取下書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 前条に規定する申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消したときは、防災井戸補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤沢市防災井戸の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤沢市防災井戸の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市防災井戸の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、従前の例による。

資料10-2 飲料水の供給

(1) 災害用指定配水池一覧表

所別	名称	所在地	確保水量 (m ³)
藤沢	片瀬	片瀬山1丁目	4,780
	稲荷	稲荷1丁目9番	19,990
	二本松	遠藤621番地	9,690
	葛原	葛原518-1番地	18,540
合計	4箇所		53,000

(2) 鋼板プール・ろ水機設置状況一覧表

<鋼板プール・ろ水機設置校>

地区	施設名	所在地	構造	容量 (m ³)	電話番号
片瀬	片瀬小学校	片瀬2-14-29	鋼板	325	26-1440
	片瀬中学校	片瀬山4-1-1	FRP	325	26-2814
鵜沼	鵜沼南小学校 (R6年度完成予定)	鵜沼海岸4-7-34	FRP	300	34-0179
	鵜沼洋小学校	鵜沼桜が岡3-16-38	鋼板	325	26-3989
	鵜沼小学校	本鵜沼5-4-23	鋼板	275	23-3119
	鵜沼中学校	鵜沼桜が岡4-3-37	アルミ	325	25-6255
辻堂	辻堂小学校	辻堂東海岸1-17-1	アルミ	325	33-4121
	浜見小学校	辻堂西海岸1-4-1	鋼板	275	34-0278
	高砂小学校	辻堂西海岸1-3-1	FRP	325	36-5149
	八松小学校	辻堂元町3-1-6	鋼板	325	34-3500
	湘洋中学校	辻堂東海岸4-17-1	アルミ	325	33-2215
	高浜中学校	辻堂西海岸1-4-3	鋼板	275	34-5225
	白浜養護学校	辻堂西海岸1-2-2	FRP	135(120+15)	33-1500
村岡	新林小学校	川名400	アルミ	325	27-1951
	村岡小学校	弥勒寺1-16-1	アルミ	325	26-3290
	高谷小学校	高谷9-1	アルミ	325	25-6151
	村岡中学校	弥勒寺2-1-27	アルミ	325	27-6421
	藤ヶ岡中学校	藤が岡3-18-1	FRP	325	26-5197
藤沢東部	大道小学校	朝日町3-3	鋼板	325	26-3976
	大鋸小学校	大鋸1020	アルミ	325	27-6131
	藤沢小学校	本町1-9-1	鋼板	325	25-7533
藤沢西部	大清水小学校	大鋸1433	アルミ	325	81-2348
	大清水中学校	大鋸1400	アルミ	325	82-2503
	本町小学校	本町2-6-17	鉄筋コンクリート	375	26-1577
	第一中学校	鵜沼神明5-10-9	鋼板	325	25-3100
明治	明治小学校	城南3-3-1	アルミ	325	33-2442
	羽鳥小学校	羽鳥3-11-1	鋼板	325	34-1617
	明治中学校	辻堂新町2-13-1	FRP	325	33-1300
	羽鳥中学校	羽鳥4-13-14	アルミ	325	36-3111

地区	施設名	所在地	構造	容量 (m ³)	電話番号
善行	善行小学校	善行団地 6-1	鋼板	325	81-6573
	大越小学校	善行坂 1-19-1	鋼板	325	81-6051
	善行中学校	石川 3988-1	アルミ	325	82-2212
湘南大庭	駒寄小学校	大庭 5527-2	アルミ	325	87-4611
	小糸小学校	大庭 5062-1	アルミ	325	87-9149
	大庭小学校	大庭 5307-7	アルミ	325	87-1100
	滝の沢小学校	遠藤 641-3	アルミ	325	87-3521
	大庭中学校	大庭 5416-6	アルミ	325	87-5271
	滝の沢中学校	遠藤 699-3	アルミ	325	87-9148
六会	俣野小学校	西俣野 2660	アルミ	325	81-7751
	亀井野小学校	亀井野 3-31	アルミ	325	81-5551
	天神小学校	天神町 1-1	アルミ	325	81-2451
	石川小学校	石川 4-19-1	FRP	275	86-2551
	六会小学校	亀井野 550	FRP	325	81-5595
	六会中学校	亀井野 1000	アルミ	310	81-2802
湘南台	湘南台小学校	湘南台 5-23	アルミ	325	43-3682
	湘南台中学校	湘南台 7-18-1	アルミ	325	45-4811
遠藤	秋葉台小学校	遠藤 2959	鋼板	325	87-3014
	秋葉台中学校	遠藤 2000-2	アルミ	325	87-6815
長後	長後小学校	長後 770	鋼板	325	44-0129
	富士見台小学校	下土棚 591-1	鋼板	325	44-4725
	長後中学校	下土棚 590	FRP	325	44-0341
	高倉中学校	高倉 1122	アルミ	325	45-5320
御所見	御所見小学校	打戻 1902	アルミ	325	48-1255
	中里小学校	瀬郷 68	アルミ	325	48-7733
	御所見中学校	用田 500	鋼板	325	48-1014

<ろ水機配置施設（学校施設以外）>

	施設名	所在地	ろ水機の 設置年度	設置台数
1	八部公園	鶴沼海岸 6-12-1	昭和 60 平成 25	15
2	日本大学藤沢高等学校	亀井野 1866	昭和 62	1
3	石名坂温水プール	本藤沢 1-10-1	平成 9, 13	1
4	秋葉台公園	遠藤 2000-1	平成 9	1
5	湘南工科大学附属高等学校	辻堂西海岸 1-1-25	平成 20	1

(3) 耐震性飲料用貯水槽設置状況

番号	設置年度	地区	名称	設置場所
1	平成7年	長後	長後市民センター	長後 513
2	7	辻堂	長久保公園	辻堂太平台 2-13
3	8	村岡	新林公園	川名 411-1
4	9	明治	明治市民センター	辻堂新町 1-11-23
5	10	遠藤	秋葉台公園	遠藤 2000-1
6	11	湘南大庭	湘南大庭市民センター	大庭 5406-1
7	12	善行	善行市民センター	善行 1-2-3
8	13	六会	天神公園	天神町 2-14
9	14	湘南台	湘南台公園	湘南台 7-16
10	15	片瀬	片瀬上西原公園	片瀬 5-9
11	16	鶴沼	鶴沼砥上公園	鶴沼石上 1-11
12	18	藤沢東部	大鋸外原公園	大鋸 1028
13	19	御所見	御所見市民センター	宮原 3618
14	21	明治	神台公園	辻堂神台 1-6-2
15	30	片瀬	江の島亀ヶ岡広場隣	江の島 2-200-12
16	令和元年	藤沢西部	花ノ木公園	藤沢 3-5612-16

(4) 応急資機材状況一覧表

種類	能力	保有数	保管場所
給水タンク	250ℓ	20基	市役所本庁舎地下防災倉庫
	1,000ℓ	3基	
		3基	企業庁藤沢水道営業所 葛原配水池
ポリタンク	20ℓ	107個	企業庁藤沢水道営業所 葛原配水池
	10ℓ	55個	
キャンパス水槽	1,000ℓ	135基	防災倉庫
	2,000ℓ	15基	
災害用濾水機	83ccがリンイン ジンホッろ 過性能平均 2,500ℓ/時	19台	防災倉庫
		56台	市立小中特別支援学校格納庫
ポリ容器	10ℓ	16,500個	市立小中特別支援学校格納庫
ポリ容器	10ℓ	30,800個	耐震性飲料用貯水槽(100t)倉庫

資料10-3 給食施設一覧表

藤沢市立給食施設（LPガス使用）

区 分	明治・秋葉台・羽鳥小学校	御所見・富士見台・ 亀井野・大鋸小学校	長後小学校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 ・2段式1台(7kg×8釜)
機器の燃料等	LPガス・電気	LPガス・電気	LPガス・電気
機能・能力	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で56kg (500人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス	LPガス	LPガス
機能・能力	1回で750L (3750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で750L (3750人分) 1人200cc (具入りの汁物)

区 分	中里小学校	大清水小学校
*炊飯器の台数	立体式3段式1台 ・2段式1台(7kg×5釜)	立体式3段式1台 ・2段式1台(7kg×5釜)
機器の燃料等	LPガス・電気	LPガス・電気
機能・能力	1回で35kg (300人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で35kg (300人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス	LPガス
機能・能力	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)

※炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

LPガス 使用施設	供給業者名	電 話	LPガス 使用施設	供給業者名	電 話
秋葉台小学校	(株)エネサンス関東 南関東支店藤沢事業 所	81-1223	亀井野小学校	藤沢市ガス事業 協同組合	48-2255
富士見台小学校	(株)イワサワ	87-4571	明治小学校	レモンガス(株)	81-4531
御所見小学校			羽鳥小学校	信光実業(株)	81-8181
中里小学校	(株)フジプロ	36-8637	大鋸小学校	三共石油瓦斯(株)	27-3941
長後小学校			大清水小学校		

藤沢市立給食施設（都市ガス使用）

区 分	藤沢・八松・大越小学校	辻堂・湘南台・新林小学校	大道・高砂・浜見・俣野・ 天神・高谷小学校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス (変換後)	LPガス (変換後)	LPガス (変換後)
機能・能力	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で750L (3750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)

区 分	辻堂小学校	村岡小学校	鵜沼小学校
*炊飯器の台数	立体式3段式3台 (7kg×9釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で63kg (570人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス (変換後)	LPガス (変換後)	LPガス (変換後)
機能・能力	1回で750L (3750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で710L (3550人分) 1人200cc (具入りの汁物)

区 分	六会小学校	鵜洋小学校	片瀬小学校
*炊飯器の台数	立体式3段式3台 (7kg×9釜)	立体式3段式2台 ・2段式1台 (7kg×8釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で63kg (570人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で56kg (500人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	6釜	5釜	5釜
機器の燃料	LPガス (変換後)	LPガス (変換後)	LPガス (変換後)
機能・能力	1回で920L (4600人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で750L (3750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で660L (3300人分) 1人200cc (具入りの汁物)

区 分	鶴 南 小 学 校		
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)		
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気		
機能・能力	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)		
*回転釜の台数	4釜		
機器の燃料	L P ガス (変換後)		
機能・能力	1回で600L (3000人分) 1人200cc (具入りの汁物)		

藤沢市立給食施設（都市ガス使用）

区 分	小 糸 小 学 校	石 川 小 学 校	白 浜 養 護 学 校
*炊飯器の台数	立体式3段式1台 (7kg×3釜)	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	立体式2段式1台 (7kg×2釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気	LPガス(変換後)・電気
機能・能力	1回で21kg (190人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	1回で14kg (120人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	4釜	4釜	2釜
機器の燃料	L P ガス (変換後)	L P ガス (変換後)	L P ガス (変換後)
機能・能力	1回で440L (2200人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で630L (3150人分) 1人200cc (具入りの汁物)	1回で220L (1100人分) 1人200cc (具入りの汁物)

藤沢市立給食施設（都市ガス使用）

藤沢市立給食施設（電化厨房機器使用）

区 分	善 行 ・ 駒 寄 小 学 校	区 分	本 町 ・ 大 庭 ・ 滝 の 沢 小 学 校
*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (7kg×6釜)	*炊飯器の台数	立体式3段式2台 (6kg×6釜)
機器の燃料等	LPガス(変換後)・電気	機器の燃料等	電気
機能・能力	1回で42kg (380人分) 1人110g (おむすび2個)	機能・能力	1回で36kg (320人分) 1人110g (おむすび2個)
*回転釜の台数	5釜	*回転釜の台数	5釜
機器の燃料	L P ガス (変換後)	機器の燃料	電気
機能・能力	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)	機能・能力	1回で550L (2750人分) 1人200cc (具入りの汁物)

※炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

都市ガス使用施設 1回の調理能力	LPガス使用施設 1回の調理能力	電化厨房機器使用施設 1回の調理能力	1回の調理能力 総合計
炊飯機器 8,790人分 1人110g（おむすび2個）	炊飯機器 3,760人分 1人110g（おむすび2個）	炊飯機器 960人分 1人110g（おむすび2個）	炊飯機器 13,320人分 1人110g（おむすび2個）
回転釜 68,900人分 1人200cc （具入りの汁物）	回転釜 31,500人分 1人200cc （具入りの汁物）	回転釜 8,250人分 1人200cc （具入りの汁物）	回転釜 108,100人分 1人200cc （具入りの汁物）

※炊飯器の能力は、通常米使用時の調理量

給食施設保有校（令和3年9月現在）

学 校 名	燃 料	電 話	学 校 名	燃 料	電 話
藤沢小学校	都市ガス	25-7533	浜見小学校	都市ガス	34-0278
明治小学校	LPガス	33-2442	俣野小学校	都市ガス	81-7751
鶴沼小学校	都市ガス	23-3119	大越小学校	都市ガス	81-6051
本町小学校	電気	26-1577	羽鳥小学校	LPガス	34-1617
村岡小学校	都市ガス	26-3290	湘南台小学校	都市ガス	43-3682
六会小学校	都市ガス	81-5595	大庭小学校	電気	87-1100
辻堂小学校	都市ガス	33-4121	亀井野小学校	LPガス	81-5551
鶴洋小学校	都市ガス	26-3989	新林小学校	都市ガス	27-1951
片瀬小学校	都市ガス	26-1440	中里小学校	LPガス	48-7733
大道小学校	都市ガス	26-3976	滝の沢小学校	電気	87-3521
秋葉台小学校	LPガス	87-3014	大鋸小学校	LPガス	27-6131
御所見小学校	LPガス	48-1255	天神小学校	都市ガス	81-2451
長後小学校	LPガス	44-0129	駒寄小学校	都市ガス	87-4611
八松小学校	都市ガス	34-3500	高谷小学校	都市ガス	25-6151
高砂小学校	都市ガス	36-5149	小糸小学校	都市ガス	87-9149
善行小学校	都市ガス	81-6573	大清水小学校	LPガス	81-2348
富士見台小学校	LPガス	44-4725	石川小学校	都市ガス	86-2551
鶴南小学校	都市ガス	34-0179	白浜養護学校	都市ガス	33-1500

資料10-4 災害救助用食料供給要請について

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第11の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章I第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引き渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業者に災害救助用米穀の引渡し
の指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業者は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署 (連絡先)

担当部署名 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

(TEL) 03-6744-1353

(FAX) 03-6744-1391

2. 担当者 (緊急連絡先)

役職等	氏名	メールアドレス (職場)	携帯電話番号
課長補佐 (契約第1班担当)			
指導官			
国内米売買契約第2係長			

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長)

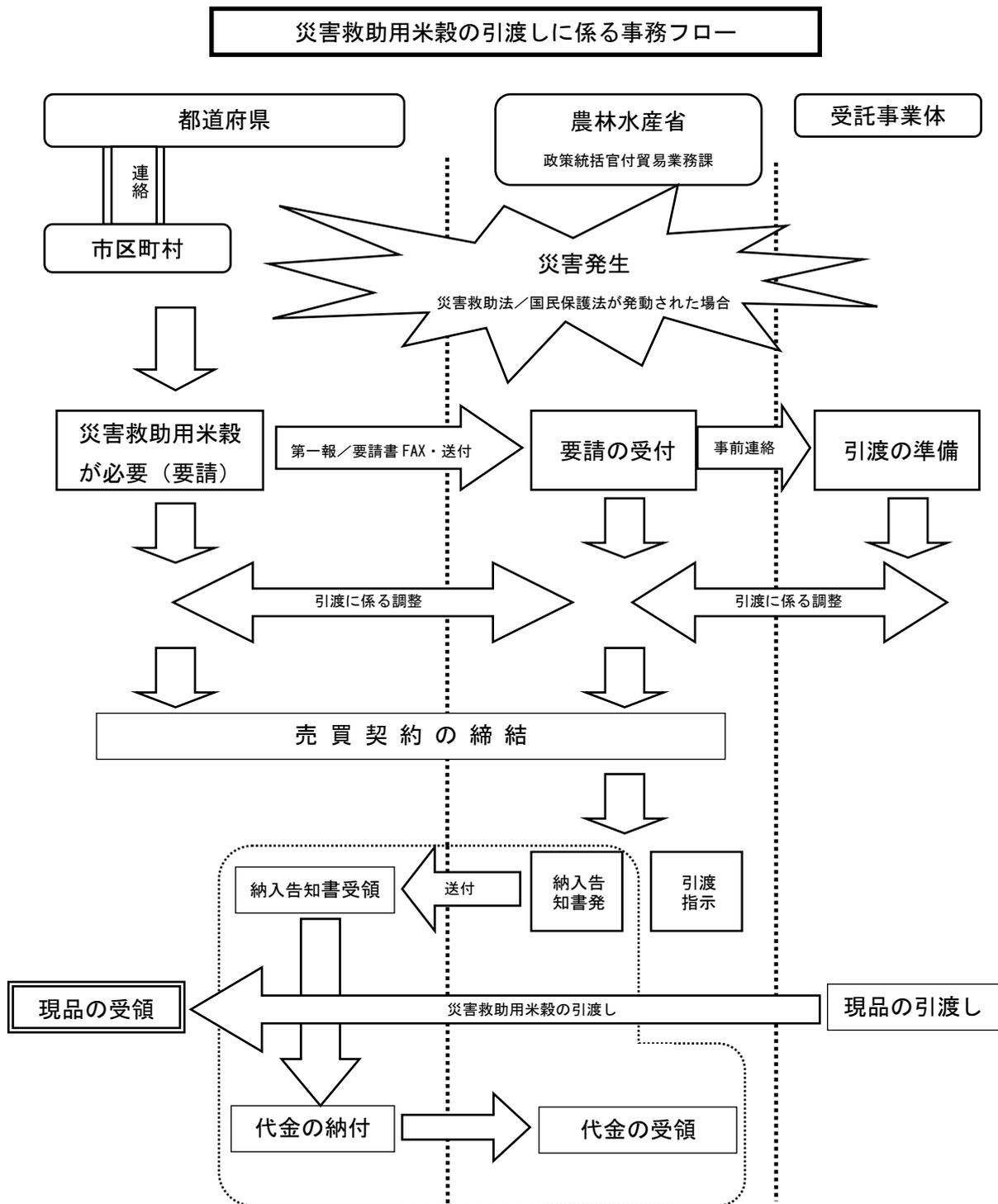
災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知) 第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

【参考】



※ 代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政策統括官と都道府県知事が協議して決定

資料10-5 災害用応急必需物資の調達に関する協定締結対象一覧表

(令和5年12月末現在)

調達物資名	協定締結対象	所在地	電話
プロパンガス等	(公社)県LPガス協会湘南支部藤沢部会	藤沢市亀井野 3-19-4	81-7333
	藤沢市ガス事業協同組合	藤沢市菖蒲沢 1415-2	48-2255
ガソリン・軽油・灯油等	神奈川県石油業協同組合藤沢支部	藤沢市用田 496-4	48-2236
	有限会社池田商会	藤沢市弥勒寺 3-5-1	23-0542
トラック	(一社)神奈川県トラック協会県南サービスセンター	横浜市港北区新横浜 2-11-1	045-471-5511
キャンピングカー	株式会社ダイレクトカーズ	厚木市妻田東 3-33-10	046-244-5517
医薬品等	(一社)藤沢市薬剤師会	藤沢市藤沢 921	22-8664
救急手当て資器材等	株式会社 エニー	藤沢市大庭 5247-8	86-8255
仮設トイレ等	(株)レンタルのニッケン藤沢営業所	藤沢市遠藤 2021-21	89-0461
寝具類	小山(株)神奈川営業所	藤沢市高倉 2177	44-2551
間仕切り	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	東京都世田谷区松原 5-2-4	03-3324-6760
食料品・衣料品・ 日用雑貨品*	イオン株式会社ジャスコ藤沢店(現名:イオンリテール株式会社イオン藤沢店)	藤沢市大庭 5061-2	88-4114
	株式会社イトヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8	03-6238-2111
	相鉄ローゼン株式会社	横浜市西区北幸 2-19-14	045-319-7060
	消費生活協同組合コープかながわ	横浜市中区桜木町 1-1-8	0120-472-002
	(株)藤沢さいか屋	藤沢市藤沢 555	27-1111
	株式会社小田急百貨店藤沢店	藤沢市南藤沢 21-10	26-6111
	株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町 4-1-1	03-6388-7340
	オーケー株式会社	東京都大田区仲六郷 2-43-2	34-2335
	社団法人藤沢市商店会連合会	藤沢市藤沢 597	23-3536
	富士シティオ株式会社(Fujiスーパー)	横浜市中区日本大通り 17	045-641-1111
	湘南とうきゅう	藤沢市遠藤 698-10	86-0109
	湘南モールフィル	藤沢市辻堂新町 4-1-1	31-6110
	国分株式会社	東京都中央区日本橋 1-1-1	03-3276-4074
	株式会社クリエイイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西 2-3-2	045-914-8161
	日本マクドナルド株式会社フランチャイジー株式会社グッドイーティング	藤沢市藤沢 4-6-2	0466-47-9019
	株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田 1-5-7	092-623-1111
副食品	秋本食品株式会社	綾瀬市早川 2696-11	0467-71-6001
米穀類	さがみ農業協同組合	藤沢市湘南台 5-14-10	45-4111
青果及び野菜類	藤沢市場青果卸協同組合	藤沢市稲荷 520	81-8911
	藤沢市地方卸売市場関連事業者協会	藤沢市稲荷 520	81-5434
	横浜丸中青果株式会社湘南支社	藤沢市稲荷 520	82-1115
飲料水等 (災害対応ベンダー)	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	鎌倉市笛田 1-2-16	カスタマーセンター 0800-919-0509
	ダイドードリンコ(株)横浜支店	横浜市港南区丸山台 3-40-1	045-846-2146
	東京キリンビバレッジサービス(株)	東京都千代田区神田和泉町 1 神田和泉町ビル	03-5821-1070

調達物資名	協定締結対象	所在地	電話
	株式会社アベックス	厚木市舟子 160	046-229-7661
土のう・地下水	三和石産株式会社	藤沢市菖蒲沢 710	48-5515
無線機	三峰無線株式会社	藤沢市湘南台 1-24-5	42-6310
段ボール製品	Jパックス株式会社	大阪府八尾太子堂 2-5-38	072-923-1388
	神保段ボール	藤沢市辻堂新町 1-15-4	36-8181
	レンゴー株式会社	高座郡寒川町宮山 3155	0467-74-5112
情報通信端末	一般社団法人日本電子機器補修協会	愛知県名古屋市中区白壁 3-2-1	052-936-8887
電動車両等	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝浦 3-1-21	03-6852-2491
	神奈川県オールトヨタ販売店(神奈川トヨタ自動車株式会社、ウエイズトヨタ神奈川株式会社)	神奈川トヨタ自動車株式会社: 神奈川県横浜市神奈川区栄町 7-1 ウエイズトヨタ神奈川株式会社: 神奈川県横浜市中区山下町 33	045-555-8412 (ウエイズトヨタ神奈川株式会社)
家電等	株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田 3-23-23	03-5951-1310

※詳細は別表 1 のとおり

(別表 1) 災害時応急生活物資

段階想定	第 1 段階 ライフラインストップ	第 2 段階 電気復旧	第 3 段階 水道復旧
期間	災害当日 ~ 3 日	4 日 ~ 6 日	7 日 ~
	水・飲料 ◆ 菓子パン ◆ 牛乳 ◆ 果物 ◆ レトルト食品(ご飯) ◆ 缶詰(イージーオープン) ◆ なべ トイレtpペーパー 粉ミルク ほ乳ビン 紙オムツ ウェットティッシュ 乾電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 卓上ガスコンロ	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳 切り餅 レトルト食品(ご飯) 缶詰(イージーオープン) インスタントラーメン なべ トイレtpペーパー 粉ミルク ほ乳ビン 紙オムツ ウェットティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿	米 食パン 麺類 バター・ジャム 肉・魚 野菜・果物 インスタントラーメン レトルト食品(おかず類) 緑茶・コーヒー・紅茶 なべ トイレtpペーパー 洗濯・洗面用具 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

- (1) 応急生活物資はおおむね上記の段階、期間後との品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
 - (2) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。
- ※ ◆印は災害直後、最優先に調達すべき品目。

資料10-6 物資受入港

港名 (管理者)	地区名	施設名	水深 (-m)	接岸 能力 (D/W)	延長 (m)	平常時 使用目的	連絡先	港格
横浜港 (横浜市)	内港	山内ふ頭岸壁	-7.5	5,000	130	一般貨物船	横浜市港湾局 TEL 045-671-2880	国際戦略 港湾
		みなとみらい 1・2号岸壁	-7.5	5,000	260	一般貨物船		
		新港ふ頭 9号岸 壁	-9.5	15,000	340	旅客船		
	金沢	金沢木材ふ頭 岸壁	-10	15,000	185	一般貨物船		
	本牧ふ頭	BC-1岸壁	-16	60,000	470	コンテナ船		
		D-4岸壁	-16	100,000	400	コンテナ船		
		D-5岸壁	-16	84,900	300	コンテナ船		
	南本牧ふ頭	MC-3岸壁	-18~	165,000	400	コンテナ船		
MC-4岸壁		-18~	165,000	500	コンテナ船			
川崎港 (川崎市)	東扇島	東扇島 31号岸壁	-7.5	5,000	130	一般貨物船	川崎市港湾局 TEL 044-200-3049	国際戦略 港湾
		東扇島 9号岸壁	-12	30,000	240	一般貨物船		
横須賀港 (横須賀市)	平成	平成 2号岸壁	-5.5	2,000	270	一般貨物船	横須賀港ふ頭 管理事務所 TEL 046-874-9017	重要港湾
	久里浜	久里浜 1号岸壁	-7.5	16,000 (G/T)	260	一般貨物船		
葉山港 (神奈川県)	堀内	第 2 南物揚場	-3.5	300	60	旅客船	葉山港管理事務所 TEL 046-875-1504	地方港湾
湘南港 (神奈川県)	江の島	本船岸壁	-6	2,000	109	旅客船	湘南港管理事務所 TEL 0466-22-2128	
大磯港 (神奈川県)	大磯	東岸壁	-5	1,000	80	一般貨物船	大磯港管理事務所 TEL 0463-61-5719	
		中央岸壁	-5	1,000	85	一般貨物船		
		西岸壁	-5	1,000	180	一般貨物船		
真鶴港 (神奈川県)	真鶴	第 4 物揚場	-4	300	78	一般貨物船	真鶴港管理事務所 TEL 0465-68-3827	
		第 5 物揚場	-4	300	113	一般貨物船		
三崎漁港 (神奈川県)	新港	-7m 岸壁 (歌舞島)	-7	2,000	145	大型漁労船	東部漁港事務所 TEL 046-882-1233	特定第 3 種港湾
小田原漁港 (神奈川県)	本港	耐震強化岸壁	-5	1,000	88	平常時未使用	西部漁港事務所 TEL 0465-23-8521	第 3 種港 湾

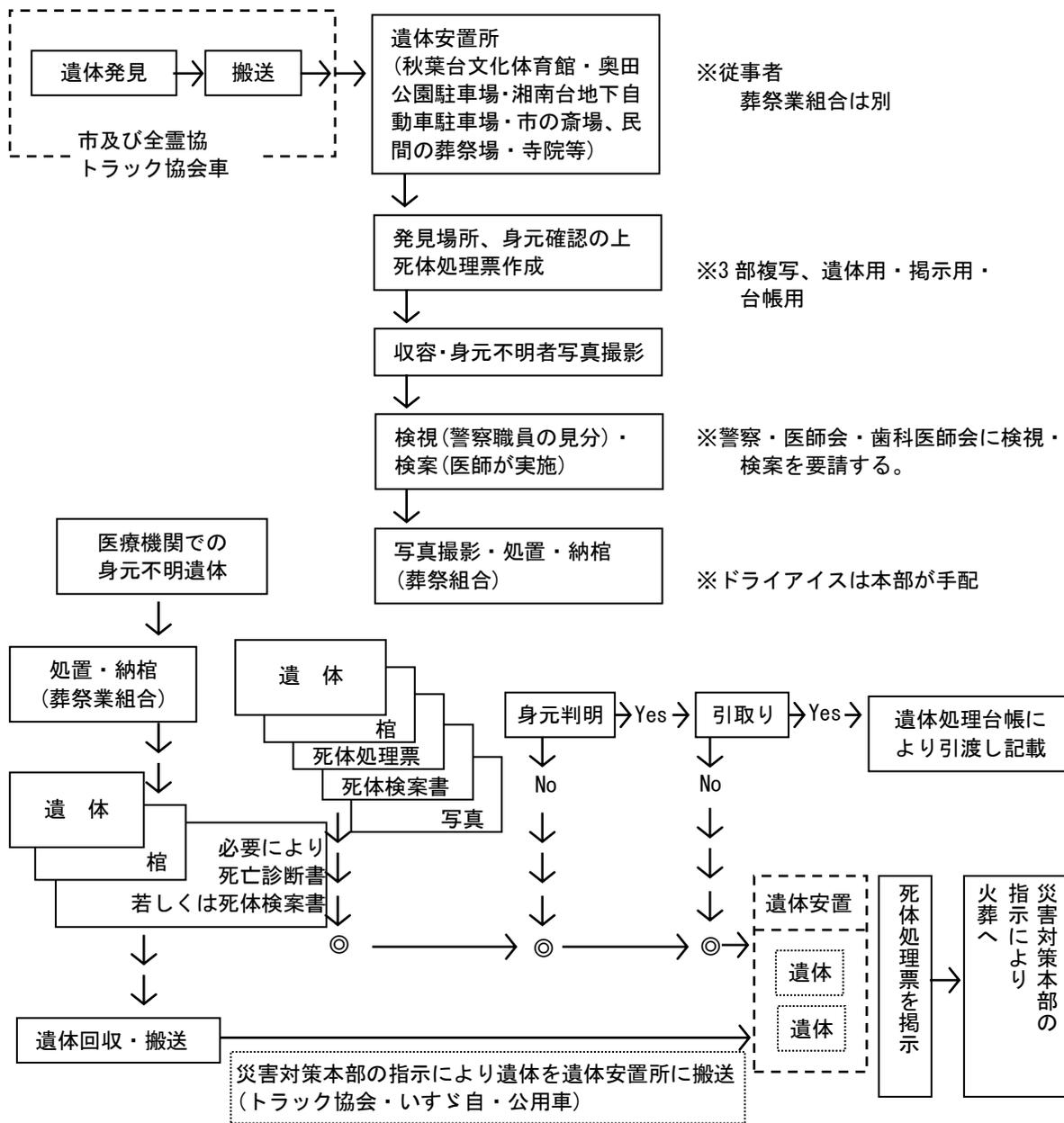
資料：神奈川県地域防災計画-マニュアル資料-(令和 4 年 4 月)

11. 遺体処理

資料11-1 遺体収容関係機関・団体連絡先

	関係機関・団体	電 話	
1	警察	藤沢警察署 刑事第一課	24-0110
		藤沢北警察署 刑事課	45-0110
2	藤沢市葬祭業組合	和田葬儀社 死体処置納棺等 組合長	34-5444
		神奈川県葬祭業協同組合	045-721-8607
		全日本葬祭業協同組合連合会	03-5769-8701
3	棺製造業者	(株) ヤマトコフィン	0878-48-3456(高松市)
4	ドライアイス業者	昭炭商事(株)	0463-21-0095(平塚市)
		田辺商事(株)	0463-54-1912(平塚市)
5	運送事業者	トラック協会	44-6263
		いすゞ自動車等	44-1121
6	秋葉台文化体育館	(公財) 藤沢市みらい創造財団 秋葉台運動施設事務所	内線 5361
7	奥田公園駐車場	都市整備部都市整備課	内線 4311
8	湘南台駅地下自動車駐車場	道路河川部道路河川総務課	内線 4413
9	市の斎場(大庭台墓園内)	福祉部福祉総務課	内線 3111

資料11-2 遺体処理に関する事務手続き



資料11-3 死体処理票

◎

死 体 処 理 表

整 理 番 号			①	台帳用
死 亡 者 名			②	掲示用
性 別	男	女	③	死体用
年 令				
住 所				
電 話				
発見日時及び場所又は死亡した病院				
遺族または 死体引取り人	氏 名			
	住 所			
	職 業			
	関 係			
検案・洗浄等 処理状況				
安置場所	1			
	2			
死体の特徴・ 遺留品の状況				

← ビニール

12. 文教

資料12-1 藤沢市内の学校一覧表

<市立学校>

施設名	所在地	電話番号
片瀬小学校	片瀬 2-14-29	26-1440
片瀬中学校	片瀬山 4-1-1	26-2814
鵜南小学校	鵜沼海岸 4-7-34	34-0179
鵜洋小学校	鵜沼桜が岡 3-16-38	26-3989
鵜沼小学校	本鵜沼 5-4-23	23-3119
鵜沼中学校	鵜沼桜が岡 4-3-37	25-6255
辻堂小学校	辻堂東海岸 1-17-1	33-4121
浜見小学校	辻堂西海岸 1-4-1	34-0278
高砂小学校	辻堂西海岸 1-3-1	36-5149
八松小学校	辻堂元町 3-1-6	34-3500
湘洋中学校	辻堂東海岸 4-17-1	33-2215
高浜中学校	辻堂西海岸 1-4-3	34-5225
白浜養護学校	辻堂西海岸 1-2-2	33-1500
新林小学校	川名 400	27-1951
村岡小学校	弥勒寺 1-16-1	26-3290
高谷小学校	高谷 9-1	25-6151
村岡中学校	弥勒寺 2-1-27	27-6421
藤ヶ岡中学校	藤が岡 3-18-1	26-5197
大道小学校	朝日町 3-3	26-3976
大鋸小学校	大鋸 1020	27-6131
藤沢小学校	本町 1-9-1	25-7533
大清水小学校	大鋸 1433	81-2348
大清水中学校	大鋸 1400	82-2503
本町小学校	本町 2-6-17	26-1577
第一中学校	鵜沼神明 5-10-9	25-3100
明治小学校	城南 3-3-1	33-2442
羽鳥小学校	羽鳥 3-11-1	34-1617
明治中学校	辻堂新町 2-13-1	33-1300
羽鳥中学校	羽鳥 4-13-14	36-3111
善行小学校	善行団地 6-1	81-6573
大越小学校	善行坂 1-19-1	81-6051
善行中学校	石川 3988-1	82-2212
駒寄小学校	大庭 5527-2	87-4611
小糸小学校	大庭 5062-1	87-9149
大庭小学校	大庭 5307-7	87-1100
滝の沢小学校	遠藤 641-3	87-3521
大庭中学校	大庭 5416-6	87-5271
滝の沢中学校	遠藤 699-3	87-9148

施設名	所在地	電話番号
俣野小学校	西俣野 2660	81-7751
亀井野小学校	亀井野 3-31	81-5551
天神小学校	天神町 1-1	81-2451
石川小学校	石川 4-19-1	86-2551
六会小学校	亀井野 550	81-5595
六会中学校	亀井野 1000	81-2802
湘南台小学校	湘南台 5-23	43-3682
湘南台中学校	湘南台 7-18-1	45-4811
秋葉台小学校	遠藤 2959	87-3014
秋葉台中学校	遠藤 2000-2	87-6815
長後小学校	長後 770	44-0129
富士見台小学校	下土棚 591-1	44-4725
長後中学校	下土棚 590	44-0341
高倉中学校	高倉 1122	45-5320
御所見小学校	打戻 1902	48-1255
中里小学校	瀬郷 68	48-7733
御所見中学校	用田 500	48-1014

＜県立学校＞

施設名	所在地	電話番号
藤沢養護学校	亀井野 2547-19	82-8101
藤沢清流高校	大鋸 1450	82-8112
湘南高校	鶴沼神明 5-6-10	26-4151
藤沢総合高校	長後 1909	45-5200
湘南台高校	円行 1986	45-6600
藤沢工科高校	今田 744	43-3402
藤沢西高校	大庭 3608-2	87-2150

＜私立学校＞

施設名	所在地	電話番号
湘南学園小学校	鶴沼松が岡 4-1-32	23-6611
湘南白百合学園小学校	片瀬海岸 2-2-30	22-0200
湘南学園中学校	鶴沼松が岡 4-1-32	23-6611
湘南白百合学園中学校	片瀬目白山 4-1	27-6211
聖園女学院中学校	みその台 1-4	81-3333
慶応義塾湘南藤沢中等部	遠藤 5466	49-3585
藤嶺学園藤沢中学校	西富 1-7-1	23-3150
日本大学藤沢小学校	亀井野 1866	81-7111
日本大学藤沢中学校	亀井野 1866	81-0125
藤嶺学園鶴沼高校	鶴沼藤が谷 4-9-10	22-4783
湘南工科大学附属高校	辻堂西海岸 1-1-25	34-4114
湘南学園高校	鶴沼松が岡 4-1-32	23-6611
湘南白百合学園高校	片瀬目白山 4-1	27-6211
藤嶺学園藤沢高校	西富 1-7-1	23-3150
日本大学藤沢高校	亀井野 1866	81-0123
藤沢翔陵高校	善行 7-1-3	81-3456

施設名	所在地	電話番号
聖園女学院高校	みその台 1-4	81-3333
慶応義塾湘南藤沢高等部	遠藤 5466	49-3585
湘南工科大学	辻堂西海岸 1-1-25	30-0271
日本大学生物資源科学部	亀井野 1866	84-3800
慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス	遠藤 5322	49-3404
多摩大学湘南キャンパス	円行 802	82-4141

<専門学校>

施設名	所在地	電話番号
市立看護専門学校	藤沢 2-6-2	25-0145
湘南看護専門学校	大庭 5062-3	86-5440

資料12-2 社会教育施設（図書館、体育館、公民館等）一覧表

施設名	所在地	電話番号
総合市民図書館	湘南台 7-18-2	43-1111
点字図書館	(藤沢市総合市民図書館内)	44-2662
南市民図書館	南藤沢 21-1 ODAKYU 湘南 GATE6F	27-1044
辻堂市民図書館	辻堂 2-15-8	35-0028
湘南大庭市民図書館	大庭 5406-4	86-1666
秩父宮記念体育館	鵜沼東 8-2	22-5335
秋葉台文化体育館	遠藤 2000-1	88-1111
藤沢公民館・労働会館等複合施設	本町 1-12-17	22-0019
済美館（藤沢公民館分館）	本町 4-6-16	28-4471
鵜沼公民館	鵜沼海岸 2-10-34	33-2002
村岡公民館	弥勒寺 1-7-7	23-0634
六会公民館	亀井野 4-8-1	90-0203
片瀬公民館	片瀬 3-9-6	27-2711
片瀬しおさいセンター（片瀬公民館分館）	片瀬 4-9-22	29-6668
明治公民館	辻堂新町 1-11-23	34-5660
御所見公民館	打戻 1760-1	49-1221
遠藤公民館	遠藤 2984-3	86-9611
長後公民館	長後 513	46-7373
辻堂公民館	辻堂西海岸 2-1-17	34-9151
善行公民館	善行 1-2-3	90-0097
湘南大庭公民館	大庭 5406-1	87-1112
湘南台公民館	湘南台 1-8	45-3070
藤沢市民ギャラリー	南藤沢 21-1 ODAKYU 湘南 GATE6F	26-5133
藤沢市アートスペース	辻堂神台 2-2-2 ココテラス湘南 6F	30-1816
石名坂温水プール	本藤沢 1-10-1	82-5131
秋葉台公園プール	遠藤 2000-1	88-1811
八部公園プール・野球場	鵜沼海岸 6-12-1	36-1607
秋葉台公園球技場	遠藤 2000-1	88-1111

13. 緊急輸送

資料13-1 緊急交通路指定想定路一覧表

番号	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	新東名高速道路	海老名南JCTから新秦野ICまでの間
3	中央自動車道	東京都境から山梨県境までの間
4	首都高速道路 (横羽線、三ツ沢線、狩場線、大黒線、川崎線、湾岸線、横浜北線及び横浜北西線)	東京都境から石川町JCTまでの間(横羽線)、金港JCTから三ツ沢ICまでの間(三ツ沢線)、本牧JCTから狩場ICまでの間(狩場線)、大黒JCTから生麦JCTまでの間(大黒線)、大師JCTから川崎浮島JCTまでの間(川崎線)、並木ICから都県境までの間(湾岸線)、横浜港北JCTから生麦JCTまでの間(横浜北線)及び横浜青葉JCTから横浜港北JCTまでの間(横浜北西線)
5	国道1号(横浜新道、新湘南バイパス及び西湘バイパスを含む。)	東京都境から静岡県境までの間
6	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
7	国道16号(保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路を含む。)	東京都境から馬堀海岸四丁目東交差点までの間
8	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
9	国道129号	高浜台交差点から橋本五差路交差点までの間
10	国道132号	塩浜交差点から川崎区役所前交差点までの間
11	国道133号	開港広場前交差点から桜木町一丁目交差点までの間
12	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
13	国道135号 (真鶴道路を含む。)	静岡県境から早川口交差点までの間
14	国道138号	静岡県境から宮の下交差点までの間
15	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
16	国道255号	新籠場交差点から小田原市民会館前交差点までの間
17	国道271号小田原厚木道路	厚木ICから小田原西ICまでの間
18	国道409号(東京湾アクアラインを含む。)	溝の口交差点から大師河原交差点までの間、東京湾アクアラインは川崎浮島JCTから千葉県境までの間

番号	路線名	区間
19	国道 412 号	厚木市立病院前交差点から相模湖駅前交差点までの間
20	国道 413 号	山梨県境から国道 16 号と交差する地点（橋本陸橋下）までの間
21	国道 466 号 第三京浜道路	東京都境から保土ヶ谷 I C までの間
22	国道 467 号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
23	国道 468 号 首都圏中央連絡自動車道	茅ヶ崎 J C T から東京都境までの間
24	県道 2 号（東京丸子横浜）	東京都境から浦島丘交差点までの間
25	県道 3 号（世田谷町田）	多摩水道橋交差点から上麻生交差点までの間
26	県道 6 号（東京大師横浜）	東京都境から大黒町入口交差点までの間
27	県道 9 号（川崎府中）	溝口交差点から東京都境までの間
28	県道 12 号（横浜上麻生）	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
29	県道 13 号（横浜生田）	高島町交差点から荏田町交差点までの間
30	県道 14 号（鶴見溝ノ口）	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
31	県道 21 号（横浜鎌倉）	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
32	県道 22 号（横浜伊勢原）	関の下交差点から上北ノ根交差点までの間
33	県道 24 号（横須賀逗子）	船越交差点から銀座通り入口交差点までの間
34	県道 26 号（横須賀三崎） （三浦縦貫道を含む。）	本町一丁目交差点から日の出交差点までの間
35	県道 28 号（本町山中）	本町 I C から横須賀 I C までの間
36	県道 30 号（戸塚茅ヶ崎）	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
37	県道 40 号（横浜厚木）	相模大塚交差点から相模大橋東交差点までの間
38	県道 43 号（藤沢厚木）	海老名インター入口交差点から厚木市立病院前交差点までの間
39	県道 44 号（伊勢原藤沢）	伊勢原市役所入口交差点から茅ヶ崎中央インター交差点までの間
40	県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）	丸子橋交差点から茅ヶ崎駅前交差点までの間
41	県道 46 号（相模原茅ヶ崎）	上溝交差点から柳島交差点までの間
42	県道 51 号（町田厚木）	東京都境から河原口交差点までの間
43	県道 52 号（相模原町田）	下当麻交差点から東京都境までの間
44	県道 54 号（相模原愛川）	上溝交差点から半原日向交差点までの間
45	県道 62 号（平塚秦野）	相模貨物駅前交差点から堀川交差点までの間
46	県道 63 号（相模原大磯）	市役所入口交差点から分れ道交差点までの間
47	県道 64 号（伊勢原津久井）	分れ道交差点から梶野交差点までの間
48	県道 71 号（秦野二宮）	落合交差点から二宮交差点までの間

番号	路線名	区間
49	県道 72 号 (松田国府津)	国道 255 号と交差する地点 (金田交番前) から親木橋交差点までの間
50	県道 73 号 (小田原停車場)	城山中学校入口交差点から早川口交差点までの間
51	県道 74 号 (小田原山北)	城山中学校入口交差点から宮地交差点までの間
52	県道 75 号 (湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間
53	県道 77 号 (平塚松田)	土屋橋交差点から神山交差点までの間
54	県道 78 号 (御殿場大井)	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
55	県道 311 号 (鎌倉葉山)	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
56	逗葉新道	逗葉インター入口交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
57	横浜市道 (みなと大通り線)	県庁前交差点から扇町一丁目交差点までの間
58	横浜市道 (山下本牧磯子線)	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
59	横浜市道 (環状 2 号線)	屏風ヶ浦交差点から上末吉交差点までの間

資料：神奈川県警察 HP (令和 5 年 7 月現在)

資料13-2 緊急輸送道路一覧表

番号	順位	路線名	区域
1	● ■	国道 1 号	横浜市境～茅ヶ崎市境
2	● ■	国道 1 号(新湘南バイパス)	藤沢インター～茅ヶ崎市境
3	● ■	国道 134 号	鎌倉市境～茅ヶ崎市境
4	● ■	国道 467 号	国道 134 号交点～大和市境
5	● ■ ◆	県道 43 号(藤沢厚木)	国道 467 号交点(白旗)～県道 44 号交点 県道 44 号交点～県道 403 号交点(遠藤東)
6	● ■	県道 22 号(横浜伊勢原)(用田バイパス)	横浜市境～海老名市境
7	● ■	県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)	綾瀬市境～寒川町境
8	● ■	県道 30 号(戸塚茅ヶ崎)	横浜市境～茅ヶ崎市境
9	● ■	県道 44 号(伊勢原藤沢)	国道 1 号交点(四ッ谷)～県道 43 号交点
10	■	湘南港臨港道路	全線
11	◆	県道 32 号(藤沢鎌倉)	全線
12	◆	県道 42 号(藤沢座間厚木)	県道 40 号交点～県道 46 号交点(座間 2)
13	◆	県道 42 号(藤沢座間厚木)	県道 40 号交点～県道 22 号交点
14	◆	県道 403 号(菖蒲沢戸塚)	県道 43 号交点(遠藤東)～国道 467 号交点 (六会)
15	◆	藤沢市道長後 865 号線	国道 467 号交点(長後小入口)～綾瀬市境
16	◆	藤沢市道	県道 403 号交点(遠藤東)～県道 22 号交点 (新東山田)

(令和 4 年 3 月現在)

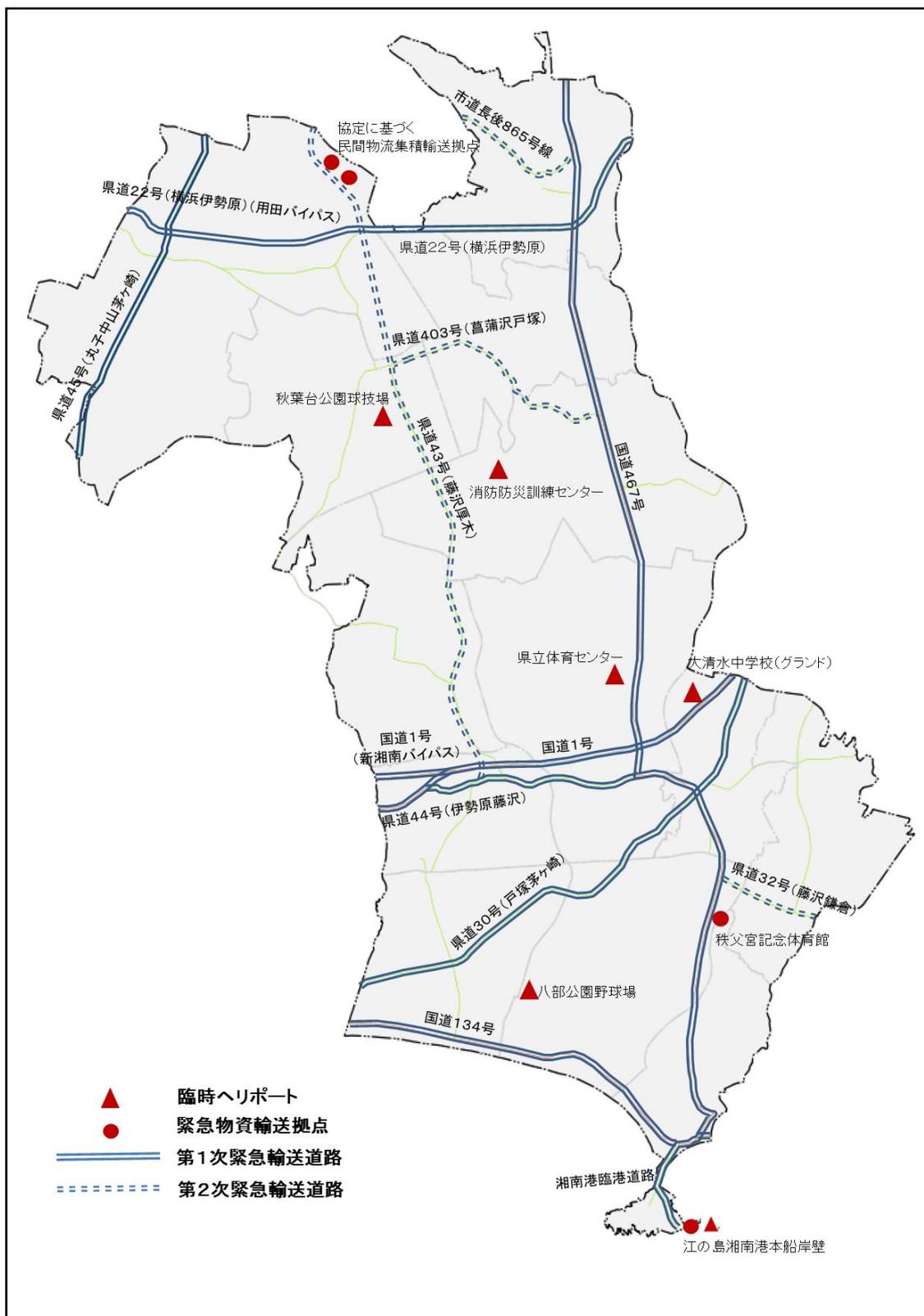
凡例 ●大震災発生時における緊急交通路指定想定路線

■第 1 次緊急輸送道路

◆第 2 次緊急輸送道路

注 緊急交通路：災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、災害応急対策の的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するもの。

緊急輸送道路：地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。



資料13-3 県及び藤沢市指定臨時ヘリポート一覧表

	名称	所在地	発着場 面積 (㎡)	施設管理	連絡先
県指定	県立スポーツセンター(※)	藤沢市 善行7-1-2	12,000	県立スポーツセンター	0466-81-2570
	江の島湘南港本船岸壁	藤沢市 江の島1丁目	3,000	県藤沢土木事務所なぎさ港湾課	0467-58-1473
市指定	八部公園野球場	藤沢市 鵜沼海岸6-12	13,200	(公財)藤沢市みらい創造財団	0466-36-1607
	藤沢市立大清水中学校(グラウンド)	藤沢市 大鋸1400	10,800	藤沢市教育委員会	0466-82-2503
	秋葉台公園球技場	藤沢市 遠藤2000-1	11,200	(公財)藤沢市みらい創造財団	0466-88-1111
	藤沢市消防防災訓練センター	藤沢市 石川3417-1	16,200	藤沢市消防局(消防総務課)	0466-50-3576

(※)は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートである。

資料：神奈川県地域防災計画-マニュアル資料-(令和4年4月)

資料13-4 緊急輸送車両運送業者一覧表

(令和5年12月現在)

名 称	所 在 地	電 話	保 有 台 数
(株) 江ノ電バス藤沢 (湘南営業所)	藤沢市宮前1番地	55-1001	134 台
神奈川中央交通 (株) (藤沢営業所)	藤沢市辻堂新町3-4-23	36-5121	100 台

資料13-5 漁業協同組合漁船一覧表

(令和5年9月末現在)

組合名	事務所・連絡先	3t以上の動力船	
江の島片瀬漁業協同組合	片瀬海岸2-20-25 22-4671	22隻	241.14t
藤沢市漁業協同組合	辻堂東海岸4-3-21 36-8220	4隻	22.32t
合 計		26隻	263.46t

14. 居住環境

資料14-1 応急仮設住宅供給要領の基本的な考え方

災害の発生によって、住宅が全焼、全壊もしくは流出した被災者が発生した場合においては、恒久的な住宅に移行するまでの間の応急的な住宅が必要となる。

応急仮設住宅の供与は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号 最終改正：平成22年12月23日法律第65号）第4条で規定されている救助の種類の一つとして、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、迅速かつ大量に供給できる住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とするものである。

また、災害発生から復興までの一連の流れの中で見れば、一時的な居住の安定を図るようにするだけでなく、被災者による生活再建・住宅再建に向けての足がかりともなる重要な役割を果たすものである。

I 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用されたときは県知事が実施する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは災害救助法に準じて市長が実施する。

II 応急仮設住宅等の供給

応急仮設住宅等の供給として、一時提供住宅の供給及び応急仮設住宅の供給とこれらの管理についての内容を定める。

1 一時提供住宅の供給

公共賃貸住宅の空家を一時提供住宅として措置する。

(1) 公営住宅等の一時使用

- ・市営住宅の一時入居について、国及び県と協議する。
- ・必要に応じて、公営住宅等の空家リストをもとに、本市市営住宅以外の県、市町村等の公営住宅、公社・公団の公的賃貸住宅、公務員宿舎等の一時使用を要請する。
- ・被災者の一時入居のために公営住宅を供する場合は、公営住宅法による目的外使用であるため、国と協議する必要がある。

2 応急仮設住宅の供給

建設可能用地の被災状況等の現況調査を実施し、建設用地として確保するとともに、建設資機材・労力を調達し、応急仮設住宅を建設する。建設後においては、応急仮設住宅や集会所等の管理・運営を適切に実施する。

(1) 応急仮設住宅供給の基本的考え方

① 計画の策定

i 設置戸数

ア 全壊、全焼及び流失世帯の3割以内とする。

イ 被害程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅事情等により特に必要な場合は限度戸数を引き上げることができる。ただし、災害救助法が適用されている場合は、県知事を通じ、内閣総理大臣の承認が前提条件となる。

ii 設置の方法

ア 建設戸数調書に基づき、別に定める規格により計画建築部がその建築を実施する。

イ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

iii 着工の時期

ア 直接建設型の応急仮設住宅は、原則として、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。しかし、大災害等で現実の問題として20日以内に着工することができない場合も予想されるため、このような場合には事前に県知事を通じ、内閣総理大臣へ協議して必要最小限度の期間を延長することが認められる。期間延長の協議は、必ず応急仮設住宅の着工期間内（災害発生の日から20日以内）に行わなければならない。期間の再延長の場合についても同様に、現に同意を得ている期間内に行わなければならない。

イ 延長の協議は、取りあえず電話等で行い、災害が収まった後、原則として当該年度の後半に行われる国庫負担金精算監査において整理をした上で、災害救助費国庫負担金精算交付申請書と合わせて正式に文書をもって行うこととする。

② 応急仮設住宅の入居募集

迅速かつ計画的に応急仮設住宅を被災者に提供するため、入居者の募集、選定を円滑かつ計画的に実施し、速やかに入居手続き等の事務を実施する。

i 入居者募集計画

ア 応急仮設住宅の入居者募集計画の作成にあたっては、被災者の生活圏や地域コミュニティを考慮するとともに、特定の年齢階層に偏ることのないよう、入居者層のバランスに留意する。

イ 募集窓口の設置にあたっては、被災者の利便性や、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮し、出張窓口の設置や巡回受付、福祉ボランティアの配置などの工夫を行う。

ウ 広報については、あらゆる媒体を活用し提供することとするが、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者への情報提供には特に配慮する。

ii 留意事項

ア 高齢者、障がい者等を優先すべきであるが、孤立や災害関連死の防止、地域コミュニティへの復帰支援についても考慮し、特定の年齢階層に偏ることのないよう留意する。

イ 地域コミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、コミュニティ単位での入居方法も検討することが重要である。

③ 供与対象者

i 選定の考え方

応急仮設住宅への入居者は災害による被災者（り災証明が発行された者又は発行が見込まれる者）で次に定める者から選定するものとする。

ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者。

イ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者と同等とみなす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない者で災害救助法に基づく応急修理の適用を受けない者（厚生労働省との調整を要す）。

ウ 優先選定基準は、原則として公営住宅募集の優遇区分に準じた取り扱いとするが、特に優遇区分を絞り込む必要があるときは、次に定める者を優先的に選定するものとする。

- ・ 重度障がい者（身体障がい者手帳 1・2 級の者、療育手帳 A の者、身体障がい者手帳 3 級で療育手帳 B の者）がいる世帯
- ・ 65 歳以上の高齢者がいる世帯
- ・ 3 歳児未満の乳幼児を扶養する世帯
- ・ その他、入居希望者に特別な事情があり、早急に入居すべき合理的な理由を持つ世帯

④ 入居者への生活支援

応急仮設住宅の入居者に対して、以下のような生活支援を行う。

- i 入居者の健康管理、メンタルヘルスケア
- ii 応急仮設住宅の衛生対策
- iii 福祉サービスの提供
- iv 訪問医療、訪問看護
- v 恒久住宅の確保・再建に関する支援
- vi 就業、事業再開、就学に関する支援
- vii 地域コミュニティの維持・育成、地域交流の促進
- viii その他必要な生活支援事業

ア 入居者の生活支援のための相談窓口を設置するとともに、巡回相談、個別訪問相談を実施する。

イ 入居者の実態及び必要とする生活支援を把握するため、入居者調査を実施する。

(2) 応急仮設住宅の具体的手法

① 直接建設型応急仮設住宅

i 災害時の手続き

ア 人的・建物被害等の被害報告

災害が発生した場合には、速やかに当該被害の状況等を県知事に報告する。

イ 建物戸数調書の作成

応急仮設住宅の必要戸数を算定し、建築戸数調書（神奈川県応急仮設住宅供給マニュアルによる）を作成する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地の確保

- ・建設用地の使用可否に関する調査の実施

建設可能用地リストを活用し、災害による建設用地の被災状況等、当該用地の使用可否に関する調査を実施する。

○対象：建設用地可能リストで整理した用地（公有地、国有地、協定締結済み民有地（事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地）、その他民有地（必要に応じて））

○調査項目：用地の使用可否に関する調査項目は、災害後における用地の被災状況調査を中心とし、a地盤被害、浸水、崖崩れの状況、b建物被害、cライフライン施設の被災状況、d道路・交通の被災状況、e周辺の被災状況、を基本とし、その他の項目については必要に応じて実施する。

エ 建設用地情報のデータ整備

- ・建設可能用地リストに用地の使用可否に関する調査の結果も整理できるようにし、建設用地情報のデータベースとして整備する。
- ・応急仮設住宅の供与期間である2年間は連続して使用できる用地であるが望ましい。

ii 応急仮設住宅標準規格

ア 戸当たり面積、29.7㎡を基準とし、世帯区分により全体面積の中で調整を図る。

単身用	19.8㎡
小家族（2人～3人）用	26.4㎡、29.7㎡、33.0㎡
大家族（4人以上）用	39.6㎡

イ 構造

原則として、鉄骨造平家連戸建とする

iii 建設用地の選定

県と連携を図り、建設用地の使用可否に関する調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅を建設する用地を選定する。

建設用地の選定にあたっての優先順位は、公有地、国有地、民有地（協定締結済み）を基本とする。民有地については、所有者との間で、災害時における使用条件（借地期間、費用等）を調整した上で選定する。

ア 優先順位；

a 公有地、b 国有地、c 民有地（事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地）、d その他民有地（協定締結が前提）

イ 選定条件；

- a ライフライン施設が使用可能であること又は整備・復旧が比較的容易であること、
- b 道路・交通が確保されていること又は整備・復旧が比較的容易であることもしくは代替移動手段が確保できること、

- c 生活環境の安全性・利便性が確保できること（災害危険箇所の回避、保健衛生、医療、福祉の確保、通学及び就業・生業への配慮）、
 - d 他の事業との間で土地利用の調整が図られていること、
 - e 使用条件が明確であること、
- を基本とし、その他の項目については必要に応じて条件を設定する。

② 民間活用型応急仮設住宅

応急仮設住宅については、自治体が直接建設するものと、個人一般が建てる自力仮設住宅に分けられる。

i 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況を考慮し、建設される応急仮設住宅を補うものとして必要と判断された場合、民間賃貸住宅の借上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。

具体的には、市が県知事に要請し、民間賃貸住宅への家賃補助、民間賃貸住宅を借り上げ、提供する「民間賃貸住宅借上げ」を実施する。

民間賃貸住宅の借上げにより応急仮設住宅として、設置する場合は、敷金、礼金、家賃、駐車場代等が国庫負担の対象となる。

ii 自力仮設住宅

自力仮設住宅が被災者の住宅復興過程の一つとして、自力仮設住宅に対する補助金支給について、災害救助法の仮設住宅と同様の扱いの下でできるよう、県知事を通じ、国に要請する。

(3) 応急仮設住宅の管理

市長は、知事からの委任を受け、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。

市長は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めると共に、特に以下の施策の積極的な活用を図る。

- ① 公営住宅及び都市再生機構等による住宅の設置または優先入居
- ② 各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
- ③ 社会福祉施設等への収容

(4) 応急仮設住宅の衛生対策

応急仮設住宅での衛生対策として、保健所は住民に対して薬剤散布方法等の指導を行うとともに、衛生講習会、相談会等を行う。

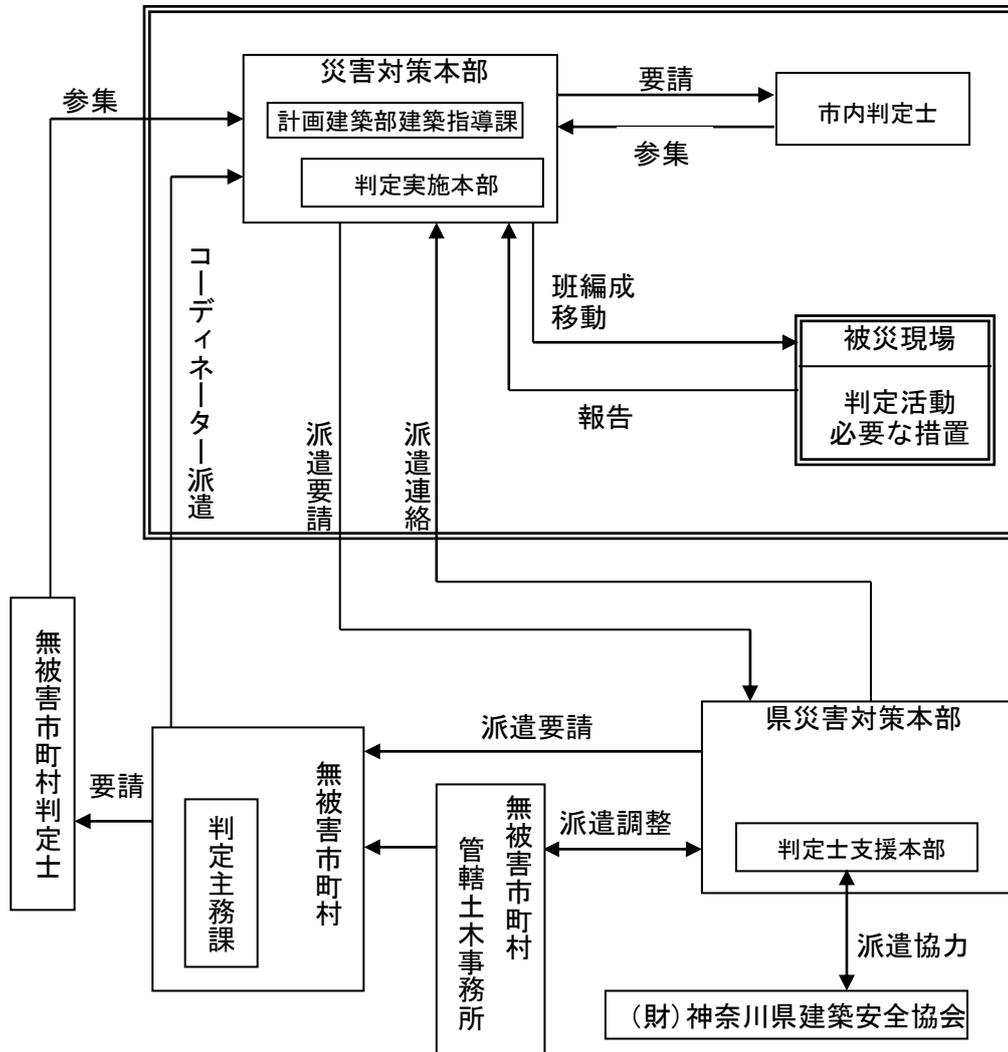
(5) 応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援

応急仮設住宅の入居者が恒久住宅に住み替えることができるよう、恒久住宅対策と連携を図りながら、移行支援を行う。

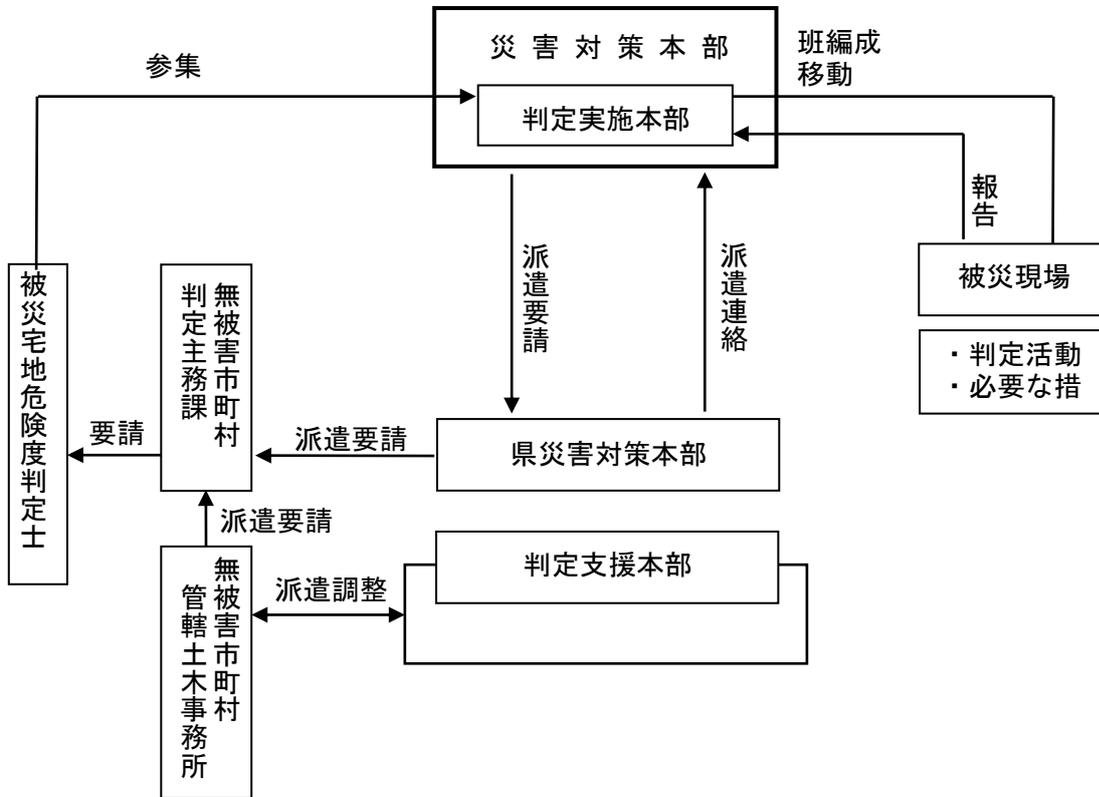
(6) 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、知事が処分を行う。

資料14-2 建築物応急危険度判定活動実施フロー



資料14-3 被災宅地危険度判定実施フロー



15. 廃棄物処理

資料15-1 災害廃棄物等処理計画概要

1 し尿発生量の推計

(1) し尿の発生原単位及び発生量の推計式と仮設トイレ必要基数の推計式を表に示す。

表 し尿の発生原単位及び推計式

発生原単位	推計式
1.7L/人・日	災害時におけるし尿収集必要人数(人) × 発生原単位(L/人・日)
	災害時におけるし尿収集必要人数 = ①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口 ①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数 断水による仮設トイレ必要人数 = {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口/総人口)} × 上水道支障率 × 1/2 ②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取り人口 - 避難者数 × (汲取り人口/総人口)

表 仮設トイレ必要基数の推計式

項目	推計式
仮設トイレ必要基数(基)	仮設トイレ必要人数(人) ÷ 仮設トイレ設置目安
	仮設トイレ設置目安 = 仮設トイレの容量 ÷ 1人1日当たりし尿排出量 ÷ 収集計画 仮設トイレの平均的容量 : 400L/基 1人1日当たりし尿排出量 : 1.7L/人・日 収集計画 : 3日に1回の収集

(2) 大正型関東地震におけるし尿収集必要人数は次のとおり。

表 し尿収集必要人数等の推計結果

想定地震	項目	1日後	4日後	30日後
大正型 関東地震	し尿収集必要人数	312,851	312,851	225,004
	仮設トイレ必要人数	312,127	312,127	224,110
	非水洗化区域し尿収集人口 ^{※1}	724	724	894
	し尿発生量(kL/日)	532	532	383
	仮設トイレ必要基数 ^{※2} (基)	4,002	4,002	2,873

※1：平常時の非水洗化人口は平成28年度の非水洗化人口(1,637人)としています。

※2：容量400L/基の仮設トイレのし尿を3日に1回収集すると想定しています。この場合、1基当たり78人が3日間使用できる計算となります。

(3) 仮設トイレからし尿を収集・運搬する車両の必要台数の推計式を表に示す。

表 収集・運搬車両の必要台数の推計式

項目	推計式
収集・運搬車両の必要台数	$\frac{\text{仮設トイレ設置基数(基)} \times \text{仮設トイレ最大貯留容量(L/基)}}{\text{収集・運搬車両の1日当たりの最大運搬能力(L/日・台)}}$
(推計の際の設定事項)	①仮設トイレ最大貯留容量(L/基) ②1日当たりの最大運搬能力(L/日・台) $= \text{収集・運搬車両の最大貯留能力(L/台)} \times \text{1日当たりの最大往復回数(往復/日・台)}$

(4) 大正型関東地震におけるし尿収集・運搬車両の必要台数は次のとおり。

表 収集・運搬車両の必要台数

想定地震	車種	1日後	4日後	30日後
大正型関東地震	し尿収集量(kL) ※1	1,601	1,601	1,149
	2tバキューム車 ※2、3	89	89	64
	4tバキューム車 ※2、3	44	44	31

※1：し尿収集量＝仮設トイレ設置基数（基）×仮設トイレの最大貯留容量（400L/基）

※2：最大貯留容量は2tバキューム車で18kL/台、4tバキューム車で37kL/台

※3：1日当たりの最大往復回数は10往復/日・台

(5) 収集運搬

し尿は平常時と同様に、北部環境事業所のし尿処理施設へ搬入することを基本とするが、下水道終末処理場が被災していない場合、下水道管路の被災状況を確認し、マンホールから下水道管に直接投入する方法や下水道終末処理場に直接搬入する方法を検討する。

ただし、本市の廃棄物処理施設の被災状況や公共インフラの復旧状況によっては、最終処分場内や下水道施設等に貯留することも検討しながら、他自治体や民間事業者の施設へ搬入し、処理を行う。

発災時は、協定を締結している（株）藤沢市興業公社へ協力を要請し、収集・運搬車両の確保に努める。

ただし、（株）藤沢市興業公社の被災等により、確保できる車両が不足する場合は、協定締結市町や県を通じて、他自治体や民間事業者に支援を要請する。

2 ごみ発生量の推計

(1) 生活ごみの発生原単位及び発生量の推計式を表に示す。

表 生活ごみの発生原単位及び推計式

種類	発生原単位	推計式
家庭ごみ	925 g/人・日※	(本市人口－避難者数)(人) × 発生原単位(g/人・日)
避難所ごみ		避難者数(人) × 発生原単位(g/人・日)

※平成28年度における本市1人1日当たりのごみ排出量

(2) 大正型関東地震における避難者数及び予想される生活ごみ発生量を表に示す。

表 避難者数

想定地震	避難者数（人）		
	1～3日目	4日目～1週間後	1ヵ月後
大正型関東地震	237,900	237,900	193,720

表 生活ごみ発生量（1日当たり）

（単位：kg/日）

想定地震	1～3日目		4日目～1週間後		1ヵ月後	
	家庭	避難所	家庭	避難所	家庭	避難所
大正型関東地震	174,090	220,058	174,090	220,058	214,957	179,191

(3) 収集・運搬

基本的に、生活ごみは平常時と同様に本市の各廃棄物処理施設へ搬入する。

ただし、本市の廃棄物処理施設の被災状況や公共インフラの復旧状況によっては、他自治体や民間事業者の施設へ搬入し、処理する。

また、家庭からの収集については、被災状況に応じて戸別収集ではなく、資源集積所等を利用した収集に変更する。

発災時は、本市の所有する車両を使用するとともに、平常時の収集・運搬委託業者へ協力を要請し、収集・運搬車両の確保に努める。

ただし、車両や委託業者の被災により、確保できる車両が不足する場合は協定締結市町や県を通じて、他自治体や民間事業者に支援を要請する。

3 がれき等発生量の予測

神奈川県地震被害想定調査結果（大正型関東地震）に伴う本市の震災廃棄物処理計画

震源：相模トラフ

地震の規模：マグニチュード8.2

* 大正型関東地震による被害想定概要

項 目		数 量	
建物被害	全壊棟数（重複を考慮）	28,010 棟	
	半壊棟数（重複を考慮）	21,550 棟	
	津波	全壊棟数	250 棟
		半壊棟数	2,270 棟
		床上浸水	590 棟
床下浸水		340 棟	
火災	出火件数	120 箇所	
	焼失棟数	9,380 棟	

避難者数	1週間後	237,900人
	1ヶ月後	193,720人
廃棄物処理施設被害		配管等に軽微な被害

(1) 地震被害による災害廃棄物発生量

全壊棟数 27,760棟、半壊棟数 19,280棟

災害廃棄物発生量 5,086,320t

内訳 可燃物 406,906t 不燃物 1,424,170t コンクリートがら 2,950,066t

金属 152,590t 柱角材 152,590t

(2) 津波被害による災害廃棄物発生量

全壊棟数 250棟、半壊棟数 2,270棟

災害廃棄物発生量 81,460t

内訳 可燃物 14,663t 不燃物 14,663t コンクリートがら 42,359t

金属 5,376t 柱角材 4,399t

(3) 火災による災害廃棄物発生量

焼失 9,380棟

災害廃棄物発生量 1,021,482t

内訳 可燃物 1,022t 不燃物 606,085t コンクリートがら 373,516t

金属 40,859t

(4) 浸水による災害廃棄物発生量

床上浸水 590棟、床下浸水 340棟

災害廃棄物発生量 2,925t

(5) 全体の災害廃棄物発生量

約 619万t

内訳 可燃物 422,590t 不燃物 2,045,812t コンクリートがら 3,366,068t

金属 198,825t 柱角材 156,988t

(6) 津波堆積物発生量

津波浸水面積約 4.7km²

津波堆積物発生量 10万t

* 災害廃棄物発生量推計に使用した原単位

		原単位 (t/棟)	発生量 (%)				
			可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
地震	全壊	161	8	28	58	3	3
	半壊	32					
津波	全壊	117	18	18	52	6.6	5.4
	半壊	23					
火災	木造	106	0.1	65	31	4	0
	非木造	135		20	76		
浸水	床上	4.6	-				
	床下	0.62	-				

※環境省災害廃棄物対策指針より

資料15-2 一般廃棄物処理施設一覧表

施設名	所在地
最終処分場	
谷根最終処分場 (埋立終了)	大鋸 1264
葛原最終処分場 (埋立終了)	葛原 1777
葛原第二最終処分場 (埋立終了)	葛原 1800
女坂最終処分場	用田 150
中間処理施設	
北部環境事業所 (焼却)	石川 2168
石名坂環境事業所 (焼却)	本藤沢 2-1-1
リサイクルプラザ藤沢 (破碎等)	桐原町 23-1

資料15-3 ごみ・がれきの仮置場一覧表

施設名	所在地	面積
谷根最終処分場(大鋸運動広場)	大鋸 1264	14,000m ²
女坂スポーツ広場	用田 220	15,700m ²
女坂最終処分場	用田 150	17,700m ²
葛原最終処分場	葛原 1777	23,000m ²
葛原第二最終処分場	葛原 1800	5,200m ²
合計		75,600m ²

資料15-4 廃棄物処理体制一覧表

	ダンプ	パッカー	軽トラック	平ボディ	軽バン	乗用車等	消毒器
環境総務課					2台		
環境事業センター	2台(2t)	44台(2t)	17台	2台(1t・2t)	4台		5台
(予備車)		10台(2t)					
興業公社	1台(2t)	63台(3t)	7台	10台(2tハワーゲート)	14台	4台	
						1台(4t7-ロール車)	
						1台(ユンボ)	
						1台(ペイローダ)	
合計	3台	117台	24台	12台	20台	8台	5台

協定を締結している事業者
藤沢市興業公社
藤沢市資源回収協同組合
神奈川県産業廃棄物協会

TEL
22-9141
43-8119
045-681-2989

FAX
26-7684
43-8196
045-641-8114

資料15-5 トイレ整備状況

地区	区分	施設名	仮設組立式トイレ		地下埋設型貯留式トイレ		マンホール上乗型 下水道接続式 トイレ
			一般組立型	車椅子対応型(洋式)	マンホール蓋付式	パン子式	
片瀬	拠点	片瀬市民センター	2				
	避難	片瀬小学校		2	5		
	避難	片瀬中学校		2	5		
	避難	湘南港港湾管理事務所(ヨットハウス)					
	避難	湘南白百合学園高等学校		4			
	避難	湘南白百合学園小学校		5			
	避難	江島神社					
	避難	江の島サムエル・コッキング苑					5
	避難	片瀬山公園					
	倉庫	片瀬山プール跡地防災倉庫		3			
鶴沼	拠点	鶴沼市民センター		2			
	避難	鶴南小学校		2	5		
	避難	鶴洋小学校		2	6		
	避難	鶴沼小学校		5	7		
	避難	鶴沼中学校		5	9		
	避難	太陽の家		2			
	避難	市民会館					
	避難	藤嶺学園鶴沼高等学校		1			
	避難	湘南学園		2			
	避難	湘南なぎさ荘					
	避難	市民会館周辺(奥田公園含む)				10	
	避難	鶴沼運動公園					13
	倉庫	荏田消防出張所	3				
	倉庫	八部公園	47	74			
倉庫	奥田公園	1	36				
辻堂	拠点	辻堂市民センター	1	1			
	避難	辻堂小学校		3	6		
	避難	浜見小学校		5	5		
	避難	高砂小学校		2	4		
	避難	八松小学校		2	4		
	避難	高浜中学校		5	6		
	避難	湘洋中学校		2			
	避難	湘南工科大学		2			
	避難	湘南工大付属高校		3			
	避難	長久保公園	3			10	
	福祉	白浜養護学校		2			
	倉庫	辻堂消防出張所	1				
	公園	堂面第2公園				2	
	村岡	拠点	村岡公民館	1	3		
避難		新林小学校		5	7		
避難		村岡小学校	1	1	7		
避難		高谷小学校		3	6		
避難		村岡中学校		5	7		
避難		藤ヶ岡中学校		5	7		
避難		新林公園周辺(新林小含む)					6
倉庫		村岡市民の家	1				

地区	区分	施設名	仮設組立式トイレ		地下埋設型貯留式トイレ		マンホール上乗型 下水道接続式 トイレ
			一般組立型	車椅子対応型(洋式)	マンホール蓋付式	ハンチ式	
	倉庫	宮前町内会館	1				
	倉庫	小塚東町内会館	1				
	倉庫	藤が岡市民の家	1				
	倉庫	第1号防災広場(村岡地区)				5	
藤沢東部	本部	市役所				5	
	避難	大道小学校		5	7		
	避難	大鋸小学校		5	5		
	避難	藤沢小学校		5	9		
	避難	大清水小学校		8			
	避難	大清水中学校		5	5		
	避難	県立藤沢清流高等学校		5			
	避難	藤嶺学園藤沢高等学校		5			
	避難	翠ヶ丘公園					6
	倉庫	新西富集会所	1				
	倉庫	市民病院		11			
藤沢西部	拠点	藤沢公民館	1				
	避難	本町小学校		4	7		
	避難	県立湘南高等学校		6			
	避難	第一中学校		5	7		
明治	拠点	明治市民センター	2	2			
	避難	明治小学校		5	10		
	避難	羽鳥小学校		2	6		
	避難	明治中学校		5	8		
	避難	羽鳥中学校		5	6		
	避難	芙蓉カントリー倶楽部					9
	避難	神台公園周辺				10	
善行	拠点	善行市民センター	2		9		
	避難	善行小学校		5	9		
	避難	大越小学校		5	5		
	避難	善行中学校	1	4	8		
	避難	荏原湘南スポーツセンター					
	避難	藤沢翔陵高等学校		2			
	避難	聖園女学院		2			
	避難	県立スポーツセンター					10
	倉庫	やすらぎ荘		3	5		
	倉庫	善行団地防災倉庫	1				
湘南大庭	拠点	湘南大庭市民センター	2	2			
	避難	駒寄小学校		2	6		
	避難	小糸小学校		5	8		
	避難	大庭小学校		5	8		
	避難	滝の沢小学校		2	9		
	避難	大庭中学校		5	8		
	避難	滝の沢中学校		4	9		
	避難	県立藤沢西高等学校		2			
	避難	大庭城址公園					10
	避難	滝の沢小学校周辺(遠藤公園含む)					6
	六会	拠点	六会市民センター	2	2		
避難		俣野小学校		2	7		
避難		亀井野小学校	2	3	8		
避難		天神小学校		2	5		
避難		石川小学校(ハンチ式は矢端公園に設置)		5		6	

地区	区分	施設名	仮設組立式トイレ		地下埋設型貯留式トイレ		マンホール上乗型 下水道接続式 トイレ
			一般組立型	車椅子対応型(洋式)	マンホール蓋付式	パン子式	
	避難	六会小学校		5	7		
	避難	六会中学校	1	4	8		
	避難	日本大学藤沢高等学校		2			
	避難	日本大学		2			10
	避難	県立藤沢工科高等学校	2				
	福祉	県立藤沢養護学校		2			
	公園	なかむら公園			3		
湘南台	拠点	湘南台市民センター	1				
	避難	湘南台小学校		2	8		
	避難	湘南台中学校		3	8		
	避難	県立湘南台高等学校		2			
	避難	多摩大学		3			
	避難	湘南台公園周辺(湘南台中含む)					10
	倉庫	まちづくり協会	7	5			
	倉庫	北消防署	1				
遠藤	拠点	遠藤市民センター	2		2		
	避難	秋葉台中学校		5	5		
	避難	秋葉台小学校		5	8		
	避難	慶應義塾大学		2			
	避難	秋葉台公園周辺(秋葉台中含む)					10
	倉庫	秋葉台公園	2	20			
長後	拠点	長後市民センター	4				
	避難	長後小学校		2	7		
	避難	長後中学校		5	8		
	避難	富士見台小学校		5	6		
	避難	高倉中学校		2	6		
	避難	県立藤沢総合高等学校		2			
	避難	こぶし荘			5		
	避難	藤沢湘南台病院					10
御所見	拠点	御所見市民センター	1	4			
	避難	御所見小学校		4	7		
	避難	中里小学校		5	6		
	避難	御所見中学校	2	3	7		
	避難	御所見小学校周辺(御所見市民センター含む)					4
合計			101	435	371	68	89

災害備蓄用トイレ処理袋

	場所	数量	単位
1	第1号防災広場（村岡地区）	117,360	セット
2	大鋸防災倉庫	900	セット
3	片瀬山プール跡地防災倉庫	63,420	セット
4	まちづくり協会ビル防災倉庫	3,540	セット
5	市役所本庁舎地下防災倉庫	13,020	セット
6	長後市民センター多目的広場防災倉庫	41,160	セット
7	各避難所等防災倉庫	55,020	セット
合 計		294,420	セット

※1 セット 4 枚入り

ベンチ式地下埋設型（貯留式）トイレ設置状況

	場所	数量	単位
1	市民会館周辺（奥田公園含む）	10	基
2	長久保公園	10	基
3	湘南台公園	10	基
4	神台公園	10	基
5	秋葉台公園	10	基
6	矢端公園（石川小学校）	6	基
7	第1号防災広場（村岡地区）	5	基
8	堂面第2公園	2	基
9	市役所（東側芝生広場）	5	基
合 計		68	基

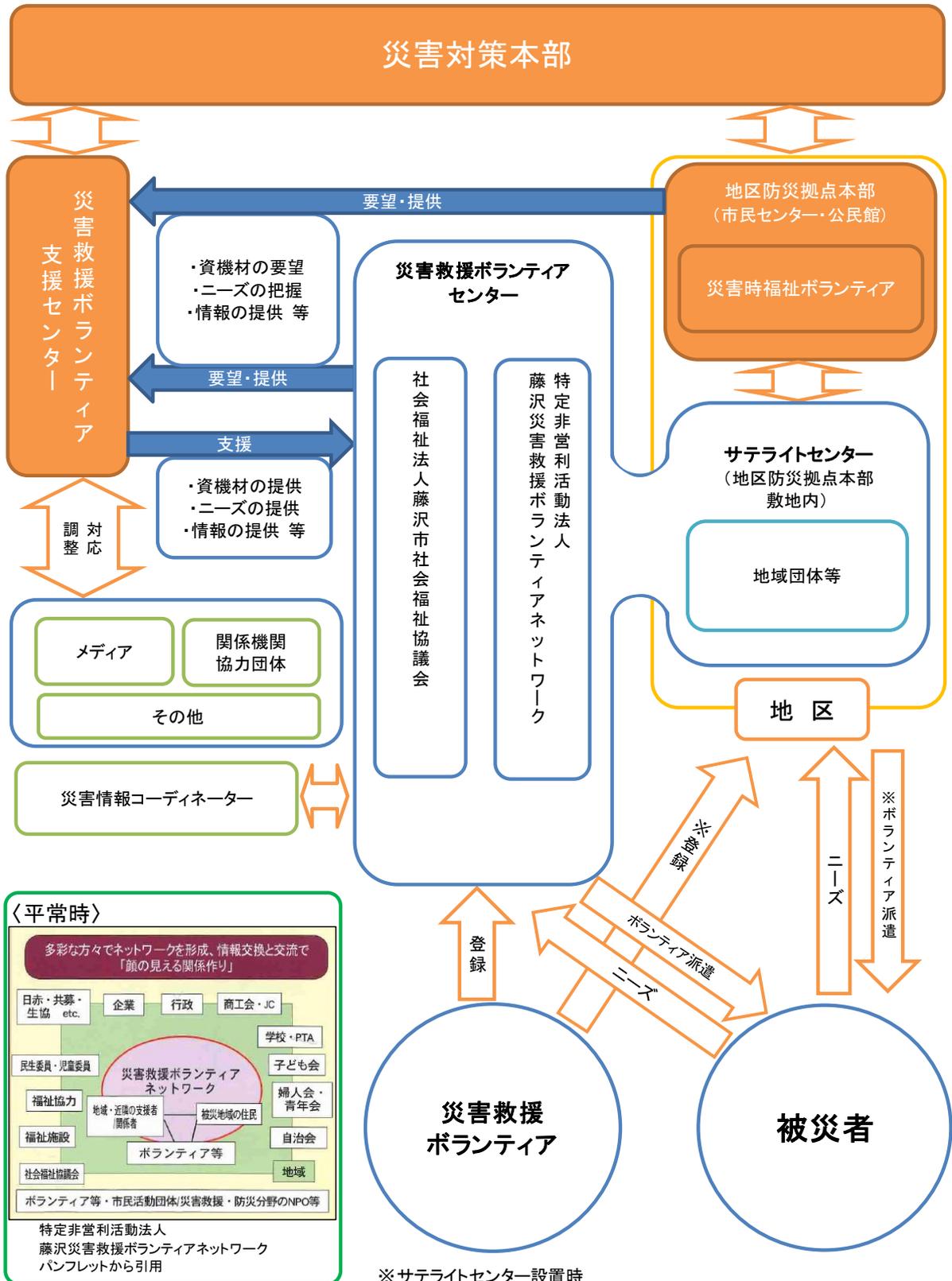
※堂面第2公園の便槽は490リットル、その他は600リットル。

マンホール上乘型トイレ（下水道接続式トイレ）配置状況

	場所	数量	単位
1	サムエルコッキング苑	5	基
2	鵜沼運動公園	13	基
3	新林公園周辺	6	基
4	翠ヶ丘公園	6	基
5	芙蓉カントリークラブ	9	基
6	大庭城址公園	10	基
7	遠藤公園	6	基
8	県立スポーツセンター	10	基
9	日本大学	10	基
10	藤沢湘南台病院	10	基
11	御所見市民センター	4	基
合 計		89	基

16. ボランティア

資料16-1 災害救援ボランティア活動の連携協力体制



資料16-2 ボランティア受付票、受付簿、個人票

ボランティア受付票

受付月日 月 日	受付場所	情報公開		可 ・ 否
ふりがな 氏名等		性 別 男・女	生年月 日	年 月 日
住 所 (電 話)	県	市		(TEL - -)
資格・業種 特殊技能等				
活動可能 日 数	日 (活動初日 年 月 日から)			
配置場所		配置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
〃		〃	年 月 日から 年 月 日まで	
〃		〃	年 月 日から 年 月 日まで	

ボランティア受付簿

NO.

(受付地

)

受付 月日	ふりがな 氏名	住所 (電話)	性別	生年月日	資格・ 種特殊 技能等	活動可 能期間	配 置	
							場所	期間
/		市 TEL - -	男・ 女	S・H ・				月日～ 月日
/		市 TEL - -	男・ 女	S・H ・				月日～ 月日
/		市 TEL - -	男・ 女	S・H ・				月日～ 月日

ボランティア個人票

氏名		年齢	
住所		性別	
資格			
ボランティア期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

資料16-3 災害救援ボランティアセンターの設置場所について

1 センターの基本的な設置場所について

対象施設	想定スペース	留意点
分庁舎	1階～2階部分・敷地内	

2 代替となる設置場所

対象施設	想定スペース	留意点
本庁舎	東側市民広場 (サンライズ広場)	本庁舎は復旧・復興の拠点となるため、混雑する可能性がある。
	1階部分	帰宅困難者が多数滞留している状況下では使用困難。
秩父宮記念 体育館	アリーナ観客席ほか	帰宅困難者が多数滞留している状況下では使用困難。
市民会館	前庭	奥田公園駐車場を遺体安置所として使用する場合には、使用困難。
奥田公園	公園区域西側スペース	奥田公園駐車場を遺体安置所として使用する場合には、使用困難。
湘南台公園	公園区域内	車両の進入を想定した施設ではないため、車両進入させた場合には、センター活動終了後、現状復帰を要する。

※対象施設が地域防災計画上で他の使用目的があり、災害発生時にその目的のため使用される場合には、災害救援ボランティアセンターの代替設置場所としての使用が困難となる、もしくは制限されるため、留意すること。

資料16-4 藤沢市災害救援ボランティアセンターのサテライトセンターについて

1 サテライトセンターの役割について

市全域における総合的なボランティア対応を行う拠点として、F S V ネット及び藤沢市社会福祉協議会により、災害救援ボランティアセンターの設置を行うが、サテライトセンターは、地区における災害救援ボランティアセンターの補完的役割を担う地区の拠点として、被害の程度及び地域ニーズを考慮して、地区ごとに設置を行う。

2 サテライトセンターの設置・開設準備・運営について

サテライトセンターの設置については、災害救援ボランティア支援センター（福祉部指揮本部）が地区防災拠点本部及び指定避難所等との調整の上で行うものとし、地区防災拠点本部敷地内を基本とする。

また、開設準備・運営については、災害救援ボランティアコーディネーターで構成された団体、又は、藤沢市社会福祉協議会・F S V ネット及び市が協議し、認められた団体が担うものとする。

3 災害時における地区防災拠点本部の役割について

災害時における地区防災拠点本部の役割として、ボランティアニーズ（公共ニーズ、避難所ニーズ、個人ニーズ）を把握し、災害救援ボランティア支援センター（福祉部指揮本部）に連絡を行う。支援センターは、ボランティアセンターに連絡を行う。

サテライトセンターが設置された場合は、上記の役割をサテライトセンターが引き継ぐものとする。

4 災害時におけるサテライトセンターの役割について

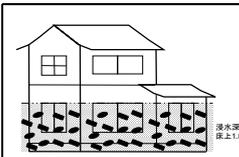
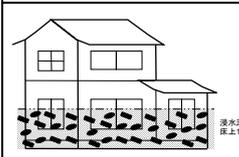
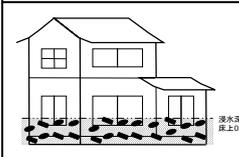
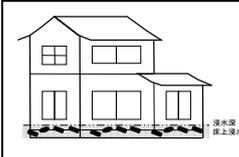
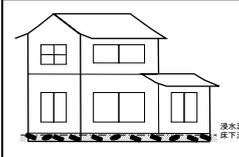
地域の実情や体制に応じて、段階的な対応が考えられる。

レベル	活動	備考
1	○地区のボランティアニーズの受付 ○災害救援ボランティアセンターとの連絡調整	
2	○ボランティアセンターから派遣されたボランティアへの現地案内	
3	○地区のボランティアニーズの収集	指定避難所等へ 出向いて収集
4	○地区のボランティアの受付 ○ボランティアニーズのマッチング	

17. 被災状況調査・情報提供等

資料17-1 水害等被害状況調査票

1 木造・プレハブ

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次A(外力による一定以上の損傷あり)		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載			
調査日 令和 年 月 日		3 配置状況				
1	調査時					
	調査員					
	所在地					
	世帯主					
2	住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)				
4	外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 一見して住家全部が流失 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没				
5	構造	<input type="checkbox"/> 木造・プレハブである				
6	階高	<input type="checkbox"/> 住家が戸建ての1～2階建てである				
7	外力	<input type="checkbox"/> 住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100% (程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷がある				
		いずれかに該当		<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)		
		該当しない項目がある		本調査票以外の適切な調査票を利用		
		「5」～「7」すべてに該当				
8 浸水深						
		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>	
		床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>	
		床上0.5m以上 1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>	
		床上0.5m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>	
		床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 10%未満	準半壊に至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>	
判定	損害割合	10%未満	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

資料17-2 災害の被害認定基準について

令和3年6月24日府政防第670号
内閣府政策統括官（防災担当）から
警察庁警備局長、消防庁次長、中小
企業庁次長、国土交通省住宅局長
あて通知

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）（以下「平成13年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成25年6月施行の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年10月には、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和2年12月施行の被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成13年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

別 紙

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料17-3 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について

令和2年12月4日 府政防第1746号
内閣府政策統括官（防災担当）から
各都道府県知事、公益財団法人各都道府県センター 理事長あて通知

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について〈抜粋〉

6. 大規模半壊世帯

法第2条第2号ニに定める世帯（大規模半壊世帯）については、「当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」としている。大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、被害認定基準による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「大規模半壊」の認定を行うこと。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

※「構造耐力上主要な部分」とは、令第2条により、建築基準法施行令第1条第3号に定めるものとする。

具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

資料17-4 臨時市民相談室の開設

1 相談所の開設

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合において、本部長からの命令により、開設する。

(1) 開設者

市民相談情報課（地区防災拠点にあつては、市民センター長等）。ただし、課長が不在の場合には、予め課長が指名した者とする。

(2) 開設場所

情報公開センター及び防災拠点とする。

2 活動の概要

(1) 初期活動の実践

地震等発生後、直ちに市民相談に応じられるよう、その人員の確保を図る。

(2) 地震等、被災情報の入手

本部事務局、地区防災拠点その他指定避難所等との連絡を密にし、災害に対するあらゆる情報の入手に努めるものとする。

(3) 情報伝達器材の確保

市民からの災害情報の問い合わせの殺到が予想されるため、電話機の増設あるいは断線の場合を予想し、無線、FM放送等他の伝達手段の確保を図る。

(4) 市民生活関連各課職員の応援

本部長又は副本部長の命令に基づき、市営住宅、福祉関係、下水道関係各課職員の市民相談業務への応援要請を行う。

(5) 民間企業の応援

電気、ガス、水道、電話等市民生活に欠くことのできない生活必要物資等を提供している企業の情報が必要なため、当該企業に対する社員（職員）の派遣要請を行う。

(6) 各部間との連絡調整

市民が安心して生活できるための情報を提供するため、各部間との連絡調整を密に行うものとする。

特に地区防災拠点における相談内容の情報収集を密にし、統一見解を集約して周知するものとする。

(7) 情報提供等

上記（1）から（6）までの手段により入手することができた情報を基に、速やかに市民からの問合せ等相談に応ずると共に、情報提供に努めるものとする。

3 執行体制

(1) 勤務時間内（地区防災拠点については、別に定める。）

全職員（常勤及び非常勤を含む全ての職員）

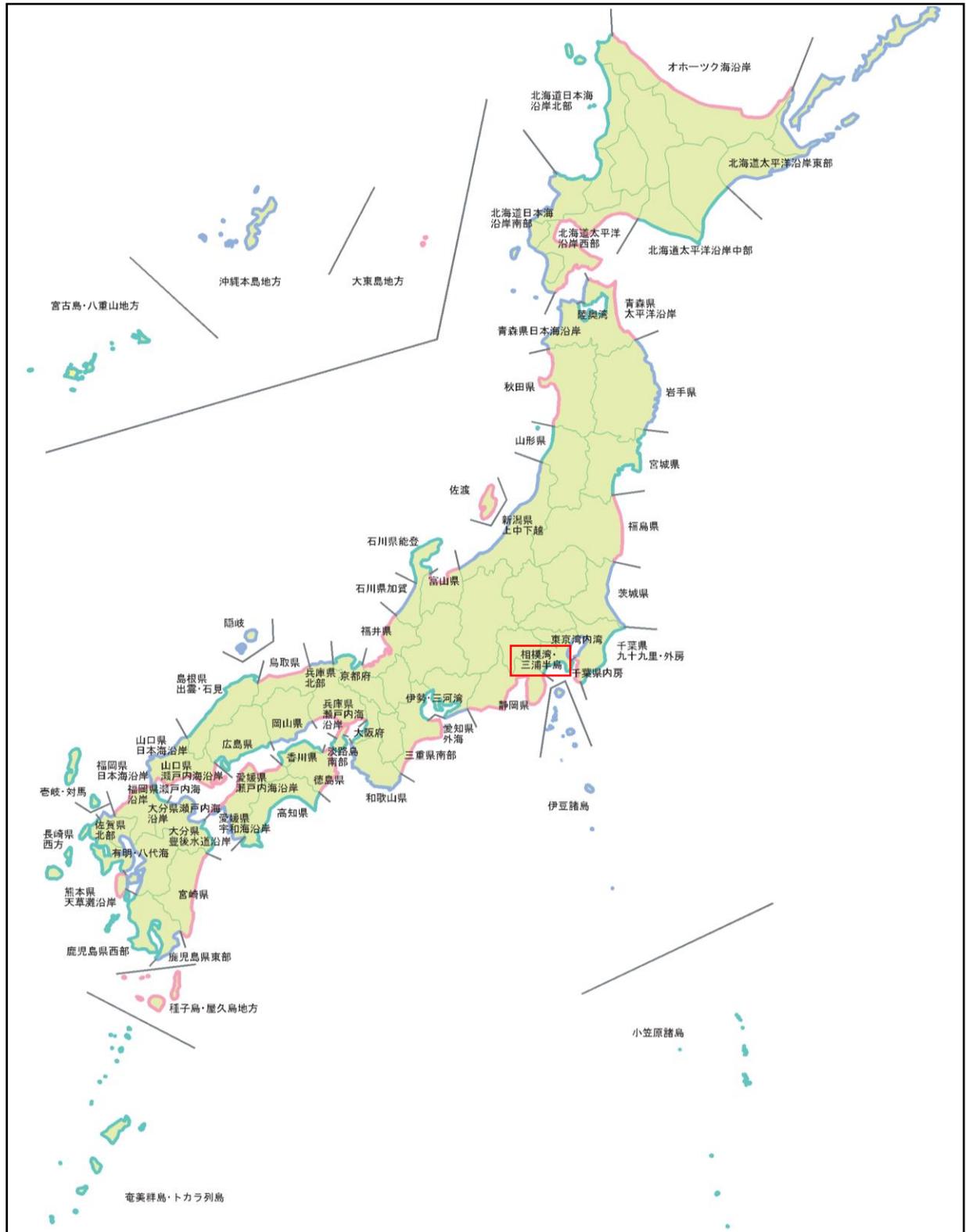
(2) 勤務時間外

次の時間帯の区分に応じ、あらかじめ課長が指名した職員とする。

- ① 地震（災害）発生後 30 分以内 5 名 徒歩又は自転車
- ② 地震（災害）発生後 1 時間以内 10 名 徒歩又は自転車
- ③ 地震（災害）発生後 2 時間～3 時間以内 徒歩又は自転車その他登庁するためのあらゆる手段を講ずること。
- ④ 地震（災害）発生後 3 時間～6 時間後まで ③と同様
- ⑤ 地震（災害）発生後 6 時間以降 ③と同様

18. 津波

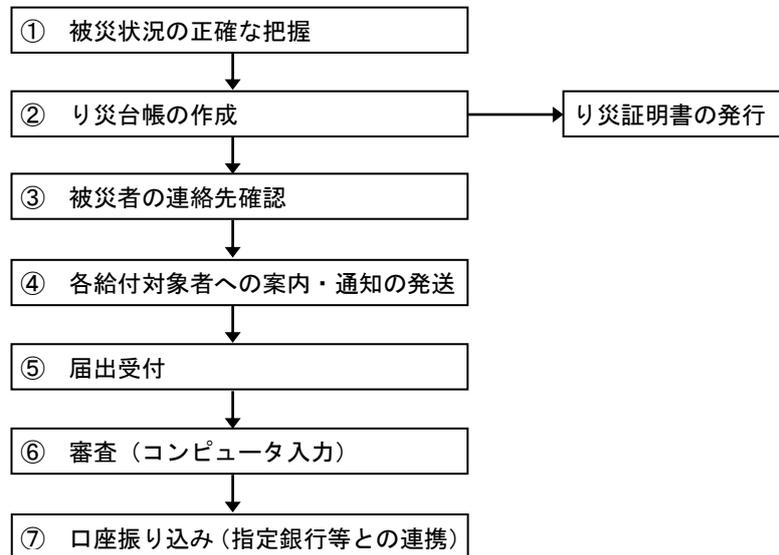
資料18-1 気象庁が定める津波予報区



出典：気象庁HP

19. 生活再建支援

資料19-1 災害弔慰金・見舞金等の支給フロー



資料19-2 災害弔慰金等の支給

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」（「藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例」）に基づく災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害(災害弔慰金の支給等に関する法律第2条)

(2) 支給対象となる被害の規模

ア 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条の被害

(ア) 1市町村で5世帯以上の住家の滅失

イ 災害救助法施行令第1条に該当する災害(別表1, 2, 3)

(ア) 人口30万人以上の市=150世帯以上の住家が滅失した場合

(イ) 県内で2,500世帯の住家が滅失し、市内で75世帯が滅失した場合

ウ 滅失世帯の算定

(ア) 全壊、全焼：1世帯で滅失1世帯

(イ) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯

(ウ) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯

(3) 弔慰金の支給額

ア 死亡者が生計中心者の場合：500万円

イ 死亡者が非生計中心者の場合：250万円

(4) 障がい見舞金の支給額

ア 障がい者となった者が生計中心者の場合：250万円

イ 障がい者となった者が非生計中心者の場合：125万円

2 「藤沢市災害見舞金支給要綱」に基づく災害弔慰金の支給

(1) 適用災害

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害又は火事若しくは爆発その他これらに準ずる災害

イ 人命救助等その他公共の利益に寄与する行為において生じた事故

ウ 市長が特に認めた不慮の災難

(2) 支給額

ア 死亡者が生計中心者の場合：100万円

イ 死亡者が非生計中心者の場合：50万円

ウ 市長が特に認めた不慮の災難等：50万円

3 「藤沢市災害見舞金支給要綱」に基づく災害見舞金

(1) 適用災害

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害又は火事若しくは爆発その他これらに準ずる災害

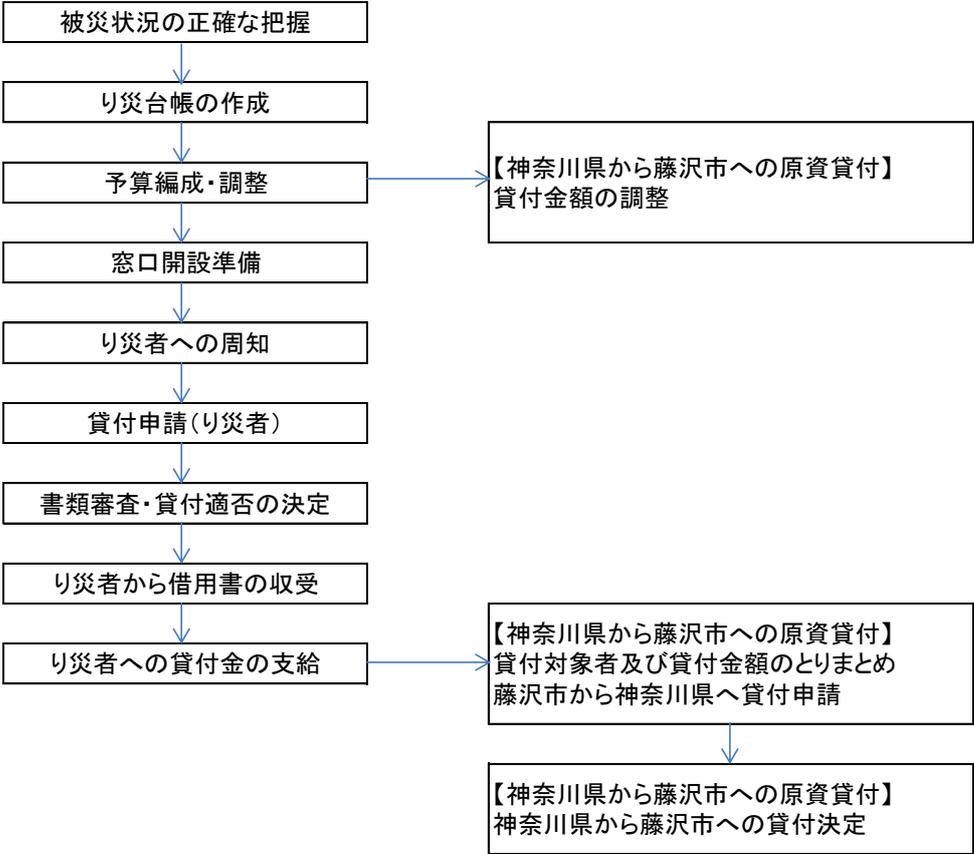
イ 人命救助等その他公共の利益に寄与する行為において生じた事故

ウ 市長が特に認めた不慮の災難

(2) 支給額

被害の種類	区分	支給額
床上浸水	住家 単身世帯	2万円
	2人以上世帯	3万円
	店舗・事業所	2万円
半焼、半壊、半流失	住家 単身世帯	3万円
	2人以上世帯	5万円
	店舗・事業所	2万円
全焼、全壊、全流失	住家 単身世帯	7万円
	2人以上世帯	10万円
	店舗・事業所	3万円
重傷等	入院期間 21日以上 60日未満	8万円
	入院期間 60日以上	15万円
障がい		30万円

資料19-3 災害援護資金の貸付フロー



資料19-4 災害援護資金の貸付け

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」（「藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例」）に基づく災害援護資金の貸付

(1) 適用災害及び貸付対象者

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害（災害弔慰金の支給等に関する法律第2条）により被災を受けた世帯の世帯主

(2) 支給対象となる被害の規模

ア 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条の被害

(ア) 1市町村で5世帯以上の住家の滅失

イ 災害救助法施行令第1条に該当する災害（別表1, 2, 3）

(ア) 人口30万人以上の市=150世帯以上の住家が滅失した場合

(イ) 県内で2,500世帯の住家が滅失し、市内で75世帯が滅失した場合

ウ 滅失世帯の算定

(ア) 全壊、全焼：1世帯で滅失1世帯

(イ) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯

(ウ) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯

(3) 貸付限度額

被害の種類及び程度		貸付限度額
1 世帯主の1箇月以上の負傷のある場合	1 家財等の損傷がない場合	150万円
	2 家財の3分の1以上の損害	250万円
	3 住居が半壊した場合（住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	4 住居が全壊した場合	350万円
2 世帯主の1箇月以上の負傷のない場合	1 家財の3分の1以上の損害	150万円
	2 住居が半壊した場合（住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	3 住居が全壊した場合（住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	4 住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(4) 償還

ア 償還期間：据置期間3年を含み10年を超えない範囲

イ 償還方法：元利均等年賦償還、元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還（ただし、繰上償還可能）

(5) 利率

- ア 据置期間中 : 無利子
- イ 据置期間経過後 : 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は延滞の場合を除き年 1% (ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。)

2 「藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱」に基づく災害援護資金の貸付け

(1) 適用災害及び貸付対象者

降雨により水害が発生し、居住の用に供している住家、店舗及び事業所が床上浸水以上の被害を受けた世帯で、世帯主が市の住民基本台帳に記録されており、かつ、現に藤沢市災害援護資金の貸付けを受けていない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

一世帯につき 100 万円とする。

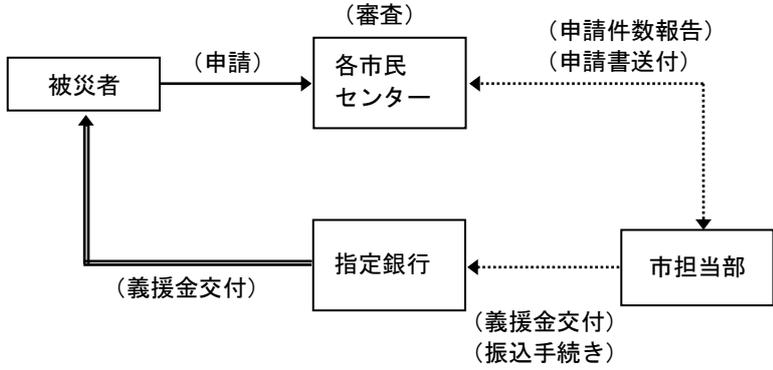
(3) 償還

- ア 償還期間 : 6 年以内 (ただし、はじめの 1 年間は償還据置期間とする)
- イ 償還方法 : 元金均等による年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 (ただし、繰上償還可能)

(4) 利率

- ア 据置期間中 : 無利子
- イ 据置期間経過後 : 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は延滞の場合を除き年 1% (ただし、市民税非課税世帯又は市民税均等割のみを課税されたとき、その他市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。)

資料19-5 義援金の配分フロー



- ※ ——— 被災者からの申請
- 市役所内の事務作業
- ==== 現金の交付

(注) 混乱期に見舞金等の名目で義援金の一部を支給するときは、できるだけ速やかに配分するために、申請時に引替券を発行し、これをもって指定した銀行で義援金を受け取る方式を検討する。

資料19-6 義援金の配分事例（仙台市の事例）

義援金受付団体（日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK 厚生文化事業団）配分分

対象となる世帯	配分金額		申請者
死亡・行方不明者のいる世帯	1人につき 1,000,000円	内訳 4団体配分 850,000円 県配分 150,000円	ア 配偶者、子、父母、孫及び祖父母の内、支給順位が最も高い方 イ アに該当する方がおられない場合は、死亡者の法定相続人の方 ウ ア及びイに該当する方がおられない場合、葬祭を執り行われたご親族の方
住宅が全壊（焼）の世帯	1世帯につき 1,000,000円	内訳 4団体配分 850,000円 県配分 150,000円	世帯主 （ただし、被災された世帯の全員が死亡された場合は、ご遺族の方）
住宅が大規模半壊の世帯	1世帯につき 750,000円	内訳 4団体配分 650,000円 県配分 150,000円	
住宅が半壊（焼）の世帯	1世帯につき 500,000円	内訳 4団体配分 450,000円 県配分 50,000円	

宮城県独自配分基準

対象となる世帯	配分金額		申請者
災害障がい見舞金を支給された方	1人につき 100,000円	内訳 県配分 100,000円	仙台市より直接ご案内
震災でご両親を失った児童 ^{※1}	1世帯につき 500,000円	内訳 県配分 500,000円	仙台市より直接ご案内
母子・父子世帯	1世帯につき 200,000円	内訳 県配分 200,000円	申請方法未定
高齢・障がい施設に入所している要援護者	1世帯につき 100,000円	内訳 県配分 100,000円	申請方法未定

※1 児童とは、平成4年4月2日～平成23年3月11日までに生まれた方をいう。

資料：仙台市災害義援金配分委員会 第2回会議資料（平成23年6月29日）

資料19-7 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日条例第6号

最終改正 令和3年6月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、この市の住民の福祉及び生活の安定を図るため、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づく災害弔慰金の支給、法第8条第1項の規定に基づく災害障がい見舞金の支給及び法第10条第1項の規定に基づく災害援護資金の貸付けについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(昭和57条例14・平成23条例36・令和3条例10・一部改正)

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第2条 市長は、法第3条第1項に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した者の遺族に対し、規則で定めるところにより、災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の額は、死亡した者1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6条第1項に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(1) 死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる遺族の生計を主として維持していた場合 5,000,000円

(2) その他の場合 2,500,000円

(昭和57条例14・全改、昭和61条例34・平成3条例20・平成30条例48・一部改正、令和3条例10・旧第3条繰上・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第3条 災害弔慰金を支給する遺族は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とする。

2 前項の規定により災害弔慰金の支給を受けることのできる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順位とする。

3 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、当該各項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者を第1順位者として、その

者に対して災害弔慰金を支給することができる。

- 5 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした災害弔慰金の支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭和61条例34・平成23条例10・一部改正、令和3条例10・旧第4条繰上・一部改正)

(災害による死亡の推定)

- 第4条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3箇月間その生死がわからない場合には、その者は当該災害によつて死亡したものと推定する。

(令和3条例10・旧第5条繰上)

(災害弔慰金の支給の制限)

- 第5条 市長は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる場合には、災害弔慰金を支給せず、又は既に支給した災害弔慰金を返還させるものとする。

(令和3条例10・追加)

第3章 災害障がい見舞金

(昭和57条例14・追加、平成23条例36・令和3条例10・改称)

(災害障がい見舞金の支給)

- 第6条 市長は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障がいがある者(次項において「障がい者」という。)に対し、災害障がい見舞金を支給するものとする。

- 2 災害障がい見舞金の額は、障がい者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

- 3 第1項に規定する災害障がい見舞金の支給については、前条の規定を準用する。

(昭和57条例14・追加、平成3条例20・平成23条例36・一部改正、令和3条例10・旧第7条繰上・一部改正)

第4章 災害援護資金

(昭和57条例14・旧第3章繰下)

(災害援護資金の貸付け等)

- 第7条 市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「政令」という。)第3条に規定する災害(以下「政令による災害」という。)により、法第10条第1項各号の規定に該当する被害を受けた同項に規定する世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けをするものとする。

- 2 前項に規定する災害援護資金の貸付け限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の

被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

被害の種類及び程度		貸付限度額
1 世帯主の1箇月以上の負傷のある場合	1 家財等の損傷がない場合	1,500,000円
	2 家財の3分の1以上の損害	2,500,000円
	3 住居が半壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	2,700,000円 (3,500,000円)
	4 住居が全壊した場合	3,500,000円
2 世帯主の1箇月以上の負傷のない場合	1 家財の3分の1以上の損害	1,500,000円
	2 住居が半壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	1,700,000円 (2,500,000円)
	3 住居が全壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	2,500,000円 (3,500,000円)
	4 住居の全体が滅失又は流失した場合	3,500,000円

(昭和50条例34・昭和52条例37・昭和53条例4・一部改正、昭和57条例14・旧第7条線下・一部改正、平成3条例20・一部改正、令和3条例10・旧第8条線上・一部改正)

(償還方法)

第8条 災害援護資金の償還方法は、元利均等年賦償還、元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還とする。ただし、繰り上げ償還をすることができる。

(昭和57条例14・旧第8条線下、平成31条例43・一部改正、令和3条例10・旧第9条線上)

(償還期間)

第9条 災害援護資金の償還期間は、据置期間3箇年を含み10年を超えない範囲内とする。

2 市長は、次の各号の一つに該当する場合は、前項に規定する据置期間を5箇年まで延長することができる。

- (1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1箇年以内に法第10条第1項の被害(災害以外によるこれに相当する被害を含む。)を受けた場合
- (2) 政令による災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合
- (3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合
- (4) 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

(昭和57条例14・旧第9条線下・一部改正、平成25条例16・一部改正、令和3条例10・旧第

10条繰上・一部改正)

(一時償還)

第10条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一つに該当する場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段にとり貸付けを受けたとき。
- (2) 償還金の償還履行を怠つたとき。

(昭和57条例14・旧第10条繰下、令和3条例10・旧第11条繰上)

(利率)

第11条 災害援護資金の利率は、据置期間中に無利子とし、据置期間経過後は、保証人(第13条第1項に規定する保証人をいう。以下この条、次条及び第16条において同じ。)を立てる場合には無利子と、保証人を立てない場合には延滞の場合を除き年1パーセントとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(昭和57条例14・旧第11条繰下、平成31条例43・令和元条例10・一部改正、令和3条例10・旧第12条繰上・一部改正)

(償還の免除)

第12条 市長は、法第14条の規定に基づき、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一つに該当する場合は、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合又は保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると思われる場合は、この限りでない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障がいを受けたため、償還することができなくなつたと認められるとき。
- (3) 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。

(昭和57条例14・旧第12条繰下・一部改正、平成23条例36・平成31条例43・令和元条例10・一部改正、令和3条例10・旧第13条繰上・一部改正)

(保証人)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項に規定する保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、次条に規定する違約金を包含するものとする。

(昭和57条例14・旧第13条繰下、平成31条例43・一部改正、令和3条例10・旧第14条繰上)

(違約金)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けている者が、償還期日に償還を行わなかつたときは、政令第9条に規定するところにより計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還期日に償還を行わなかつたことが、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(昭和57条例14・旧第14条繰下、平成31条例43・一部改正、令和3条例10・旧第15条繰上・一部改正)

(償還の猶予)

第15条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、法第13条第1項に規定するやむを得ない理由により、償還の履行が当該世帯の生活に重大な支障をきたすと認められるときは、一定の期間を定めて償還を猶予するものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により償還の猶予がなされたときは、第11条に規定する利子の計算は、猶予前の償還期日に償還されたものとみなす。

(昭和57条例14・旧第15条繰下、平成25条例16・令和元条例10・一部改正、令和3条例10・旧第16条繰上・一部改正)

(報告等)

第16条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることができる。

(令和元条例10・追加、令和3条例10・旧第17条繰上)

第5章 雑則

(昭和57条例14・旧第5章繰下、令和3条例10・旧第6章繰上)

(委任)

第17条 この条例の施行について、必要な事項は別に市長が定める。

(昭和57条例14・旧第18条繰下、令和元条例10・旧第19条繰下、令和3条例10・旧第21条繰上)

資料19-8 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月20日規則第15号

最終改正 令和3年6月25日

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年藤沢市条例第6号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(昭和57規則27・昭和61規則47・平成23規則18・令和2規則41・令和3規則20・一部改正)

(災害の届出並びに災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給の方法)

第2条 条例第2条又は第6条の規定に該当するに至つた者は、災害の区分に応じ、次の表の定めるところにより、市長に届け出るものとする。

災害の区分	用いるべき届出書	添付すべき書類
死亡	災害(死亡)届出書	(1) 死亡の原因発生地の官公署が発行する罹災証明書 (やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 死亡診断書又は死体検案書 (3) 遺族であることの証明書 (4) 市長が必要と認める書類
障がい	災害(障がい)届出書	(1) 障がいの原因発生地の官公署が発行する罹災証明書 (やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 障がいを有することを証明する医師の診断書 (3) 市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があつたときは、災害弔慰金支給調書、同項に掲げる障がいを有することを証明する医師の診断書又は災害見舞金支給調書により、災害弔慰金又は災害障がい見舞金の支給の要否を調査のうえ、これらを交付するものとする。

(昭和61規則47・全改、平成23規則70・一部改正、平成23規則18・旧第3条線上・一部改正、令和2規則41・令和3規則20・一部改正)

(災害援護資金貸付申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による災害援護資金の貸付けを受けようとする世帯主は、災害援護資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 所得証明書(被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までに受けた場合にあつては前前年とする。))において、他の市区町村に居住していた世帯主にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書)

- (2) 医師の診断書(条例第7条第2項の表に規定する世帯主の1箇月以上の負傷のある場合のみとする。)
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、条例第7条第1項に規定する被害が生じた日の属する月の翌月の1日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により申請があつたときは、市長は、内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金貸付決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第3条線下・一部改正・昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第4条線上、平成31規則57・令和3規則20・一部改正)

(借用書の提出等)

- 第4条 前条第3項の規定により貸付けの決定を受けた者は、災害援護資金の支給を受ける際、災害援護資金借用書に資金の貸付けを受けた者(条例第13条の規定による保証人を立てる場合は、同者及び当該保証人)の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したとき又は条例第12条の規定による償還金の全部の償還の免除を受けたとき(いずれも当該償還金に係る違約金で支払っていないものがある場合は、当該違約金の支払いが完了したとき又は免除を受けたとき)は、前項の規定により提出された当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(昭和57規則27・旧第4条線下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第5条線上・一部改正、平成31規則57・令和3規則20・一部改正)

(繰上償還の方法)

- 第5条 条例第8条ただし書の規定による繰上償還をする者は、災害援護資金繰上償還届出書をあらかじめ市長に提出するものとする。

(昭和61規則47・全改、平成23規則18・旧第6条線上、令和3規則20・一部改正)

(一時償還の通知)

- 第6条 市長は、条例第10条の規定により災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還させるときは、その旨を災害援護資金返還通知書により通知するものとする。

(昭和57規則27・旧第6条線下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第7条線上、令和3規則20・一部改正)

(償還免除)

- 第7条 条例第12条の規定により償還金の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、市長は、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金償還免除決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第7条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第8条繰上、令和3規則20・一部改正)

(違約金の支払免除)

第8条 条例第14条ただし書の規定による違約金の支払いの免除を受けようとする者は、災害援護資金貸付違約金免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金貸付違約金免除決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第8条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第9条繰上、令和3規則20・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第9条 条例第15条第2項の規定により償還金の支払いの猶予を受けようとする者は、あらかじめ、災害援護資金償還猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、災害援護資金償還猶予決定通知書により通知する。

(昭和57規則27・旧第9条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第10条繰上、令和3規則20・一部改正)

(督促)

第10条 市長は、償還金を償還期日までに納付しない者があるときは、督促状を発付するものとする。

(平成31規則57・追加)

(住所等の変更の届出等)

第11条 災害援護資金の貸付けの決定を受けた者、災害援護資金の貸付けを受けた者又は保証人は、住所又は氏名を変更したときは、住所・氏名変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 災害援護資金の貸付けの決定を受けた者又は災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その相続人は、その旨を災害援護資金借受人死亡届出書により、市長に届け出なければならない。

(昭和57規則27・旧第10条繰下・一部改正、昭和61規則47・一部改正、平成23規則18・旧第11条繰上、平成31規則57・旧第10条繰下、令和3規則20・一部改正)

(様式)

第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(令和3規則20・追加)

資料19-9 藤沢市災害見舞金等支給要綱

令和3年6月25日

(目的)

第1条 この要綱は、この市の住民の福祉を図るため、災害により被害を受けた者に対して災害見舞金を支給し、及び藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号。以下「条例」という。）の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害以外の災害に係る災害弔慰金を支給することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害 次に掲げる事由により生じた被害をいう。
 - ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他これらに準ずるもの
 - イ 人命救助等（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第2条に掲げる行為をいう。）その他公共の利益に寄与する行為において生じた事故
 - ウ 市長が特に認めた不慮の災難
- (2) 全壊、全焼又は流失 災害のため、居住の用に供している住家、店舗及び事業所（以下「住家等」という。）について、罹災証明書における被害の程度が全壊、大規模半壊又は中規模半壊である場合、住家等の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家等の延床面積の3分の2以上に達した場合、又は住家等の損壊、焼失若しくは流失した部分の延床面積が3分の2に達しないが、その住家等の残存部分に修理を行っても使用できない状態をいう。
- (3) 半壊、半焼又は半流失 災害のため、住家等について、罹災証明書における被害の程度が半壊若しくは準半壊である場合、又は住家等の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家等の延床面積の5分の1以上3分の2未満の場合であって、その部分に修理を行うことによって、住家等として使用できる状態をいう。
- (4) 床上浸水 前各号に該当しない場合であって、浸水がその住家等の床上に達し土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 市長は、災害により次の各号のいずれかに該当する被害を受けた者に対し、災害見舞金を支給するものとする。

- (1) 住家等が、全壊、全焼又は流失した場合
- (2) 住家等が、半壊、半焼又は半流失若しくは床上浸水した場合

- (3) 負傷し、又は疾病にかかり、その治療に係る入院期間が21日以上を要した場合（以下「重傷等」という。）
- (4) 負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に、災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）別表に定める第1級から第3級までの等級に該当する程度の障がい（以下「障がい」という。）がある場合（条例の規定により災害障がい見舞金が支給される場合を除く。）

2 前項に規定する災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

災害の種類	被害の区分		災害見舞金
床上浸水	住家	1人世帯	20,000円
		2人以上の世帯	30,000円
	店舗・事業所		20,000円
半壊、半焼、半流失	住家	1人世帯	30,000円
		2人以上の世帯	50,000円
	店舗・事業所		20,000円
全壊、全焼、流失	住家	1人世帯	70,000円
		2人以上の世帯	100,000円
	店舗・事業所		30,000円
重傷等	入院期間が21日以上60日未満の場合		80,000円
	入院期間が60日以上の場合		150,000円
障がい			300,000円

（災害見舞金の支給の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、災害見舞金を支給せず、又は既に支給した災害見舞金を返還させるものとする。

- (1) その災害による被害がその被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 重傷等又は障がいに係る災害見舞金の支給を受けているものが、その同一の原因により死亡し、条例第2条及び次条の規定に該当することとなった場合
- (3) その他これを支給することが不相当と認められる場合

（災害弔慰金の支給）

第5条 市長は、災害により死亡した者の遺族に対し、次のとおり災害弔慰金を支給するものとする。ただし、条例の規定により災害弔慰金が支給される場合を除く。

- (1) 死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることと

なる遺族の生計を主として維持していた場合 1, 000, 000円

(2) その他の場合 500, 000円

- 2 市長は、災害により死亡した者の遺族で災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条の規定により、条例第2条に規定する災害弔慰金の支給を受けることができない者の遺族に対し、災害弔慰金500, 000円を支給するものとする。
- 3 前2項の規定により災害弔慰金を支給する場合には、条例第3条から第5条までの規定を準用する。

（災害の届出）

第6条 災害により被害を受けた者は、次の表に定めるところにより市長に届出するものとする。

ただし、住居等に係る災害については、この限りでない。

災害の区分	用いるべき届出書	添付すべき書類
死亡	災害(死亡)届出書	(1) 死亡の原因発生地の官公署が発行する罹災証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 死亡診断書又は死体検案書 (3) 遺族であることの証明書 (4) 市長が必要と認める書類
障がい	災害(障がい)届出書	(1) 障がいの原因発生地の官公署が発行する罹災証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 障がいを有することを証明する医師の診断書 (3) 市長が必要と認める書類
負傷及び疾病	災害(負傷、疾病)届出書	(1) 負傷又は疾病の原因発生地の官公署が発行する罹災証明書(やむを得ない事情により当該証明書の発行がされない場合にあつては、これに準ずるもの) (2) 入院期間を証明する医師の診断書 (3) 市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の届出があつたとき又は自ら災害発生的事実を確認したときは、災害弔慰

金支給調書、同項に掲げる障がい有することを証明する医師の診断書又は災害見舞金支給調書により、災害弔慰金又は災害見舞金の支給の可否を調査の上、これらを交付するものとする。

(様式)

第7条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

資料19-10 藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱

令和3年6月25日

(目的)

第1条 この要綱は、この市の住民の福祉及び生活の安定を図るため、藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年藤沢市条例第6号)の規定による災害援護資金の貸付けの対象とならない、降雨による被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けをすることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

(1) 降雨により水害が発生し、居住の用に供している住家、店舗及び事業所が床上浸水以上の災害を受けた世帯

(2) 災害発生日において、世帯主が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりこの市の住民基本台帳に記録されている世帯

(3) その世帯主が現に藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例又は本要綱に基づく災害援護資金の貸付けを受けていない世帯

(貸付限度額)

第3条 貸付限度額は、1世帯につき1,000,000円とする。

(償還)

第4条 償還期間は、6年以内とする。ただし、初めの1年は、償還据置期間とする。

2 償還の方法は、元金均等による年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。

(準用規定)

第5条 藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例第10条から第16条までの規定及び藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年藤沢市規則第15号)第3条から第11条までの規定は、災害援護資金の貸付け等について準用する。

(様式)

第6条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する

資料19-11 藤沢市災害復興条例

平成 26 年 12 月 18 日

条例第 22 号

藤沢市は、市民の生命及び財産を守ることを基本に、「防災」の視点から、災害に強い都市づくりを目指してきた。しかしながら、未曾有の被害を引き起こした平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえると、事前の対策を講じたとしても被害は生じ得るという認識のもとに、発災後の被害の最小化を図る「減災」の考え方を市民及び事業者も含めて一層徹底しなければならない。併せて、被災前及び被災後の対策のさらなる強化充実を図ることにより、迅速な復興を進めることが必要である。

また、二つの震災の教訓から、被災したまちの復興には、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しながら、生活の再建、社会経済環境の回復と向上を目指すことが必要であり、地域社会として復興することの重要性が指摘されている。

このようなことから、市としては、平常時から減災の考え方を取り入れた総合的な防災都市づくりを進めるとともに、大規模な地震や津波などによりもたらされる重大な被害からの復興に当たっては、市民の暮らしの安定及び向上により心の復興を実現することを目標として、市街地整備や産業振興等を含めた「市民生活の復興」を進めることとする。そのため、市は、市民、事業者及び市民組織と協働して、復興対策を総合的かつ計画的に推進するという決意を表明するとともに、復興に関する基本理念及び復興対策の指針を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市が市民、事業者及び市民組織と協働して復興対策を総合的かつ計画的に推進することにより、被災後における市民生活の復興を進めることによって市民の心の復興を実現し、もって市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- (2) 市民生活の復興 大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市民の生活の安定及び向上を図ることを第一義の目的とし、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しつつ、生活の再建、再度の災害の防止並びに生活及び社会経済環境の向上を目指し総合的に進める復興をいう。
- (3) 復興対策 市民生活の復興を進めるための各種の対策をいう。
- (4) 市民組織 大規模かつ重大な災害が発生した場合において、第 6 条第 2 項に規定する活動を行うことを目的として設立される組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 復興対策は、市と市民、事業者及び市民組織とが協働して市民生活の復興を進めることにより、この市のその後の持続的な発展に寄与するものとする。

- 2 復興対策は、コミュニティ、福祉、教育、産業及び都市づくり等の復興の課題に対し、総合的かつ計画的に取り組み、安全で住みやすいまちの再生を図るものとする。

(市の役割)

第4条 市は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、市民生活の復興を進めるため、速やかに震災復興基本方針及び震災復興計画を定めなければならない。

- 2 市は、震災復興計画の策定に当たっては、市民、事業者及び市民組織の意見を聴くよう努めるとともに、復興対策の推進に当たっては、市民、事業者及び市民組織との適切な合意形成に努めなければならない。

- 3 市は、国、神奈川県及び関係機関との連携を図り、復興対策その他必要な施策を推進しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、自立的かつ相互に協力し、自らの生活及び生業の復興並びに市民生活及び地域社会の復興に努めるものとする。

- 2 事業者は、その社会的責任に鑑み、被災後において可能な限り事業活動を継続し、及び市と協働して復興対策を推進することによって、市民生活及び地域社会の復興に寄与するよう努めるものとする。

- 3 市民及び事業者(以下「市民等」という。)は、市の定めた震災復興基本方針及び震災復興計画に基づく復興を市と協働して進めるよう努めるものとする。

(市民組織)

第6条 市民組織は、地震により大規模かつ重大な被害が発生した場合において、市民生活及び地域社会の復興のために、既存の町内会・自治会組織や地区の各種協議会組織を基礎とし、又は地域に住む市民が新たに立ち上げて設立するものとする。

- 2 市民組織は、その活動する地域に住む市民や地域内に存する事業者との合意形成を図り、復興のための取組を進めるとともに、市民等、ボランティア及び市との連携を図りながら、自主的かつ自立的に地域社会の復興を進めるための活動を行うものとする。

- 3 市民組織は、市の定めた震災復興基本方針及び震災復興計画に基づく復興を市と協働して進めるよう努めるものとする。

(震災復興本部の設置)

第7条 市長は、地震により大規模かつ重大な被害が発生し、復興対策を迅速かつ円滑に推進する必要があると認めるときは、藤沢市震災復興本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。

(本部の組織及び職務)

第8条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。

- 3 副本部長及び本部員は、市の職員のうちから本部長が指名する。

- 4 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により設置される藤沢市災害対策本部と連携し、復興対策を推進するものとする。

(本部の廃止)

第9条 市長は、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(準用)

第10条 第4条から前条までの規定は、震災以外の災害の場合において準用する。この場合において、第4条第1項、第5条第3項及び第6条第3項中「震災復興基本方針」と、第4条第1項及び第2項、第5条第3項並びに第6条第3項中「震災復興基本計画」と、第7条中「藤沢市震災復興本部」とあるのは、当該震災以外の災害に応じた名称に読み替えるものとする。

(市民等及び市民組織の参画と復興の推進)

第11条 市は、市民等及び市民組織の参画及び市民等及び市民組織との協働を基本に、市民等及び市民組織の力を最大限に活かした復興を進めるものとする。

(市民組織への支援)

第12条 市は、市民組織が地域社会の復興を進めるための活動を行うに当たり、市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資機材の提供及びその他必要な支援を行うものとする。

(災害復興基金)

第13条 市は、市民生活の復興を迅速かつ円滑に進めるため、災害復興基金を設置し、必要な財源の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、市民生活の復興の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料19-12 藤沢市災害復興条例の制定について（復旧と復興の考え方）

《①藤沢市地域防災計画における位置付け》

【災害復旧プロセス】

「災害対策本部」を設置して対応する。

（第1段階）災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧

応急復旧

→ 人的資源の確保 → 財源の確保

（第2段階）施設自体を被災前の状況に戻す本格復旧

→ 復旧基本方針 → 都市基盤施設の復旧 → 生活安定対策 → 地域経済支援

【震災復興プロセス】

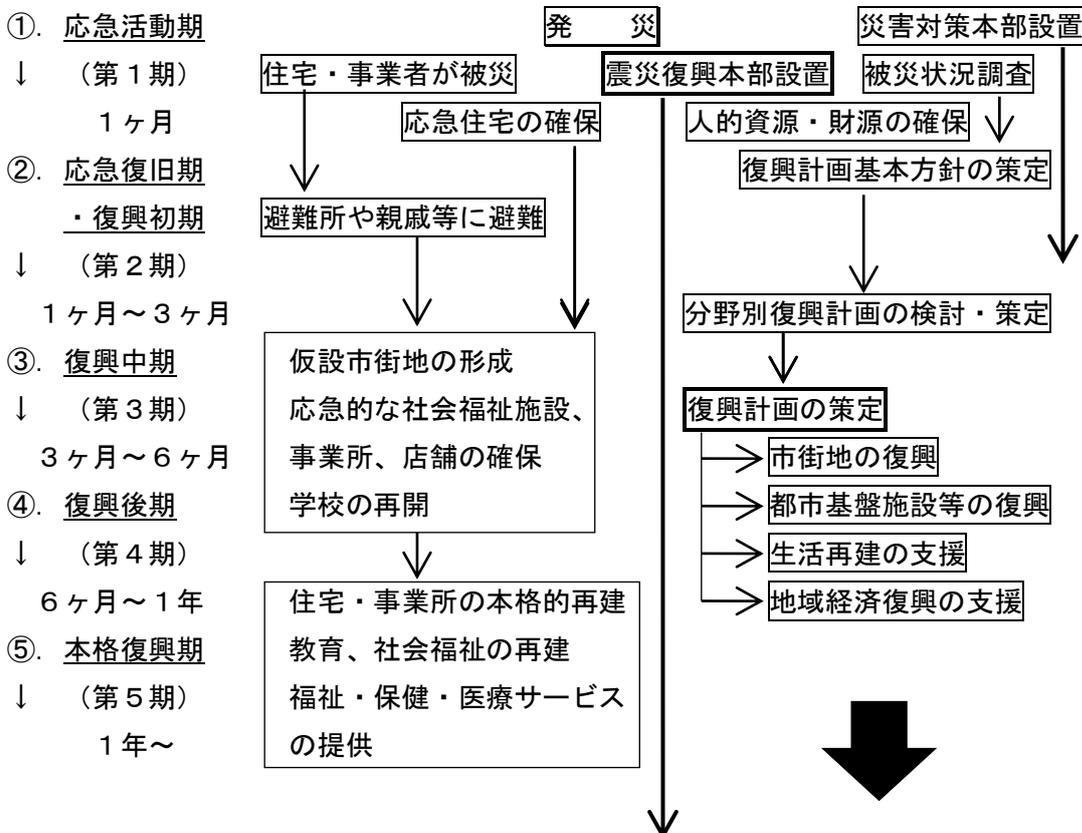
「震災復興本部」を設置し、災害対策本部と連携を図り、復旧過程の段階から迅速な復興を推進する。

（第3段階）防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興

→ 復興基本方針 → 復興計画検討・策定 → 被害状況等補足調査

→ 市街地復興 → 都市基盤施設の復興 → 未来に向けた創造的復興

《②神奈川県震災復興対策マニュアルにおける“震災復興の流れ”》



資料19-13 藤沢市災害復興条例を適用する想定について

このことについては、藤沢市災害復興条例（平成26年藤沢市条例第22号。以下「復興条例」という。）を適用する災害（地震その他の異常な自然現象等により生じる被害をいう。以下同じ。）の想定等について、次のとおり、あらかじめ定めるものです。

1 復興条例の目的（復興条例第1条抜粋）

「この条例は、この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市が市民、事業者及び市民組織と協働して復興対策を総合的かつ計画的に推進することにより、被災後における市民生活の復興を進めることによって市民の心の復興を実現し、もって市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めることを目的とする。」

2 復興条例を適用する災害

復興条例の目的に掲げる「大規模かつ重大な災害が発生した場合」における災害の想定については、原則として次の①のとおりとするものです。ただし、それ以外の災害からの復興を迅速かつ円滑に進める必要があるときについては、②の場合も復興条例を適用できるものとするものです。

- ① 本市に藤沢市地域防災計画（藤沢市地域防災会議、平成25年7月策定。以下同じ。）本編各論Ⅰ第1部第2章第1節（地震被害の想定）に定める想定地震又は同章第2節（津波被害の想定）に定める想定津波による災害が発生した場合。

・【地震被害の想定】（藤沢市地域防災計画抜粋）

「本市に及ぼす影響が最も大きい“南関東地震”と、今後30年の間に発生する可能性が高い“神縄・国府津－松田断層帯の地震”とする。」

・【津波被害の想定】（藤沢市地域防災計画抜粋）

「第1波が本市に到達するまでの時間が最も早く、規模の大きい“南関東地震”と、本市に到達する津波高が最も高く、浸水区域が最大となる“慶長型地震”を、避難態勢を整備するにあたっての最大クラスの津波とする。」

（※上記2つの想定は、現行の藤沢市地域防災計画における想定地震及び想定津波であり、同計画の見直しにより今後修正された場合には、修正後の想定に置き換えて適用するものとします。）

- ② 本市において150世帯以上の住宅の滅失を含む災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号及び別表第1の規定に準ずるもの。）が発生し、市長が当該災害からの復興を迅速かつ円滑に進める必要があると認めた場合。

3 復興対策の実施

復興条例を適用する場合における復興対策については、復興条例第7条の規定による復興本部

を設置し、同第4条第1項及び第10条の規定による復興基本方針及び復興計画を策定した上で実施するものとする。

具体的な復興対策については、藤沢市地域防災計画本編各論Ⅰ第5部（災害復旧・復興対策計画）の各章各節に掲げる事業等を実施することを基本とし、神奈川県震災復興対策マニュアル（神奈川県震災復興対策事前検討会議、平成20年4月作成）の内容を参考に実施するものとする。

以 上

資料19-14 藤沢市災害復興基金条例

平成 27 年 3 月 26 日

条例第 50 号

(目的及び設置)

第 1 条 この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に進めるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、藤沢市災害復興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(積立て)

第 3 条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

- (1) 寄付金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(基金の管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に掲げる目的の費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

資料19-15 藤沢市災害復興基金の充用基準について

このことについては、藤沢市災害復興基金（以下「基金」という。）を処分し、これを費用に充てる場合の基準について、次のとおり、あらかじめ定めるものです。

1 基金を処分する目的

基金を処分することができる場合については、藤沢市災害復興基金条例（平成27年藤沢市条例第50号。以下「基金条例」という。）第6条により、基金条例第1条に掲げる目的の費用に充てる場合に限ると定められています。

【基金の目的（基金条例第1条抜粋）】

「この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に進めるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、藤沢市災害復興基金を設置する。」

2 基金を充用する場合の基準

基金の目的に掲げる「大規模かつ重大な災害が発生した場合」については、原則として次の①のとおりとするものです。ただし、それ以外の災害（地震その他の異常な自然現象等により生じる被害をいう。以下同じ。）からの復旧を速やかに進める必要があるときについては、②の場合も基金を充用できるものとするものです。

- ① 本市に藤沢市地域防災計画（藤沢市地域防災会議、平成25年7月策定。以下同じ。）本編各論Ⅰ第1部第2章第1節（地震被害の想定）に定める想定地震若しくは同章第2節（津波被害の想定）に定める想定津波による災害が発生したとき、又は本市において150世帯以上の住宅の滅失を含む災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号及び別表第1の規定に準ずるもの。）が発生し市長が当該災害からの復興を迅速かつ円滑に進める必要があると認めたとときにおいて、藤沢市災害復興条例（平成26年藤沢市条例第22号）第4条第1項及び第10条の規定による復興基本方針及び復興計画を定めた場合。
- ② 本市において10世帯以上の住宅全壊を含む災害（被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条第2号の規定に準ずるもの。）が発生し、市長が当該災害の被災者に係る生活再建支援その他の復旧を速やかに進める必要があると認めたと場合。（支給額の基準等については、別に定める。）

3 基金を充用する事業の例

- ・被災住宅の復旧費用に対する助成（全壊、解体等50万円以内、半壊25万円以内※被災者生活再建支援法による基礎支援金の2分の1の額を設定した例）
- ・被災住宅再建資金の借入金に対する利子補給
- ・地域コミュニティの復興事業に対する支援

上記の例の他、基金を充用する事業については、藤沢市地域防災計画本編各論Ⅰ第5部（災害復旧・復興対策計画）の各章各節に掲げる事業等を対象とすることを基本とし、神奈川県震災復興対策マニュアル（神奈川県震災復興対策事前検討会議、平成20年4月作成）第3編第2章第3節の対策項目3（震災復興基金による支援策の検討）の内容を参考に定めるものとする。

以 上

20. 東海地震

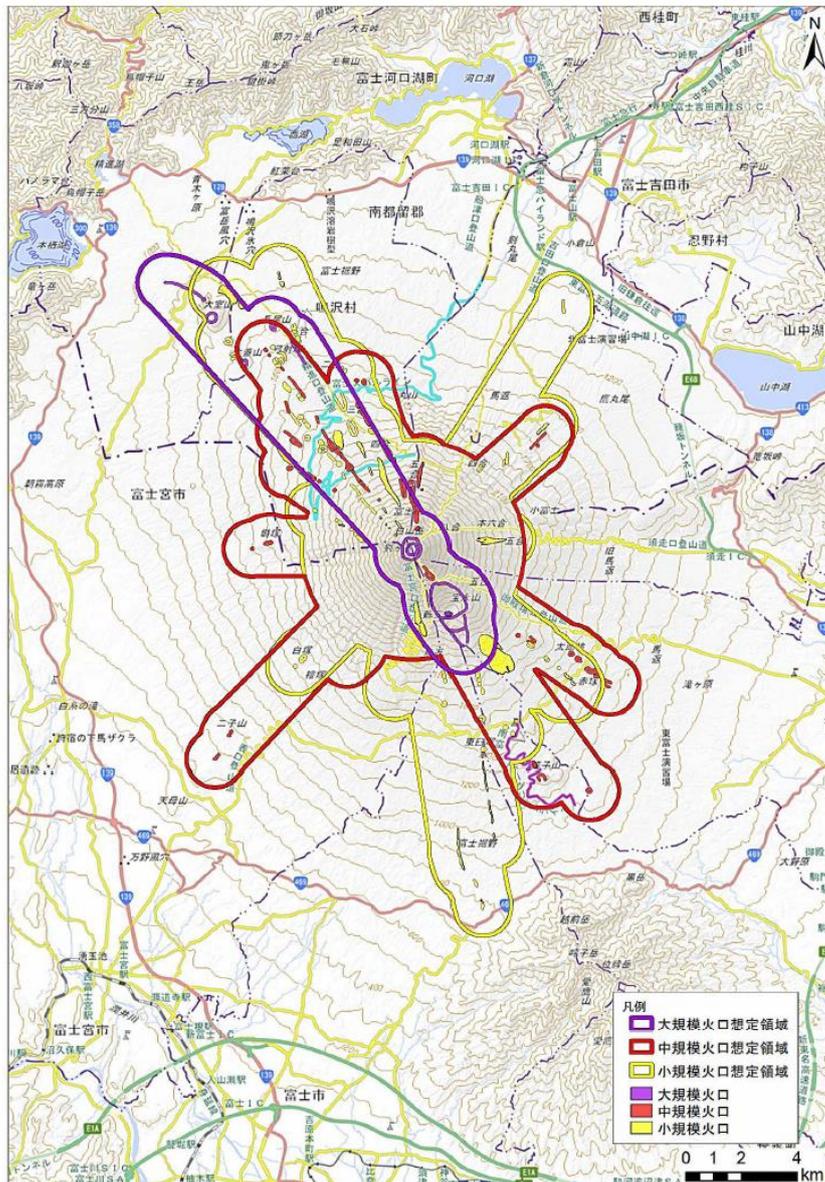
資料20-1 警戒宣言発令時の事前避難対象地区一覧表

指定区域	区域面積 (ha)	避難対象地区	避難対象 世帯数 (戸)	指定避難所
江の島地区	0.43	江の島1丁目 江の島2丁目	42	湘南港管理事務所
江の島B地区	0.85		22	
江の島C地区	1.49		47	
江の島D地区	0.39		23	
江の島2丁目	0.55		27	
片瀬目白山地区	1.24	片瀬目白山	14	片瀬市民センター
片瀬地区	1.9	片瀬1丁目	25	片瀬小学校
片瀬1丁目地区	1.39		24	
大鋸地区	1.47	大鋸1丁目 藤が岡2丁目	13	藤ヶ岡中学校
大鋸B地区	1.62	大鋸2丁目 藤が岡1丁目	31	藤沢小学校
大鋸C地区	1.35	大鋸3丁目	32	
藤沢地区	2.29	藤沢4丁目	53	第一中学校
藤沢4丁目地区	1.32		33	
川名地区	0.6	字通り町	21	新林小学校
大庭地区	3.54	字城山、字城下、字中沢	19	小糸小学校
伊勢山辺	0.22	白旗	11	大清水中学校
西富2丁目	0.19	西富2丁目	6	藤嶺学園藤沢高等学校
みその台	0.05	みその台	53	聖園女学院
18 地区	20.89		496	

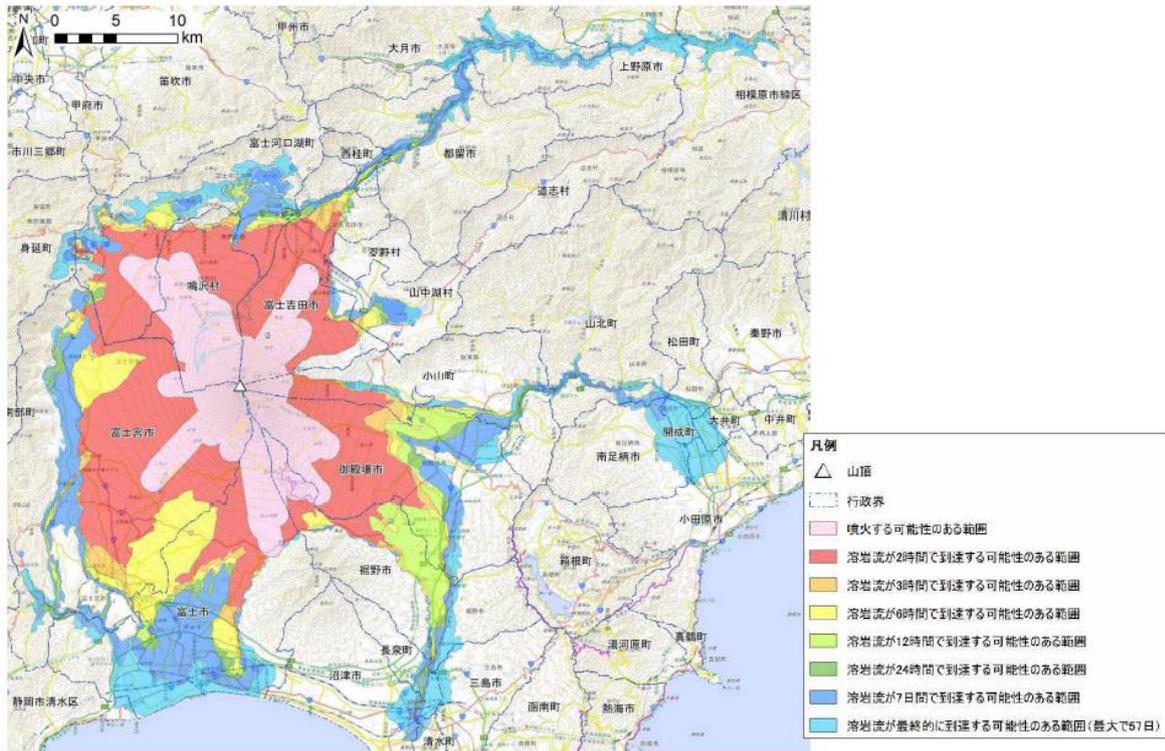
21. 火山活動

資料21-1 富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）

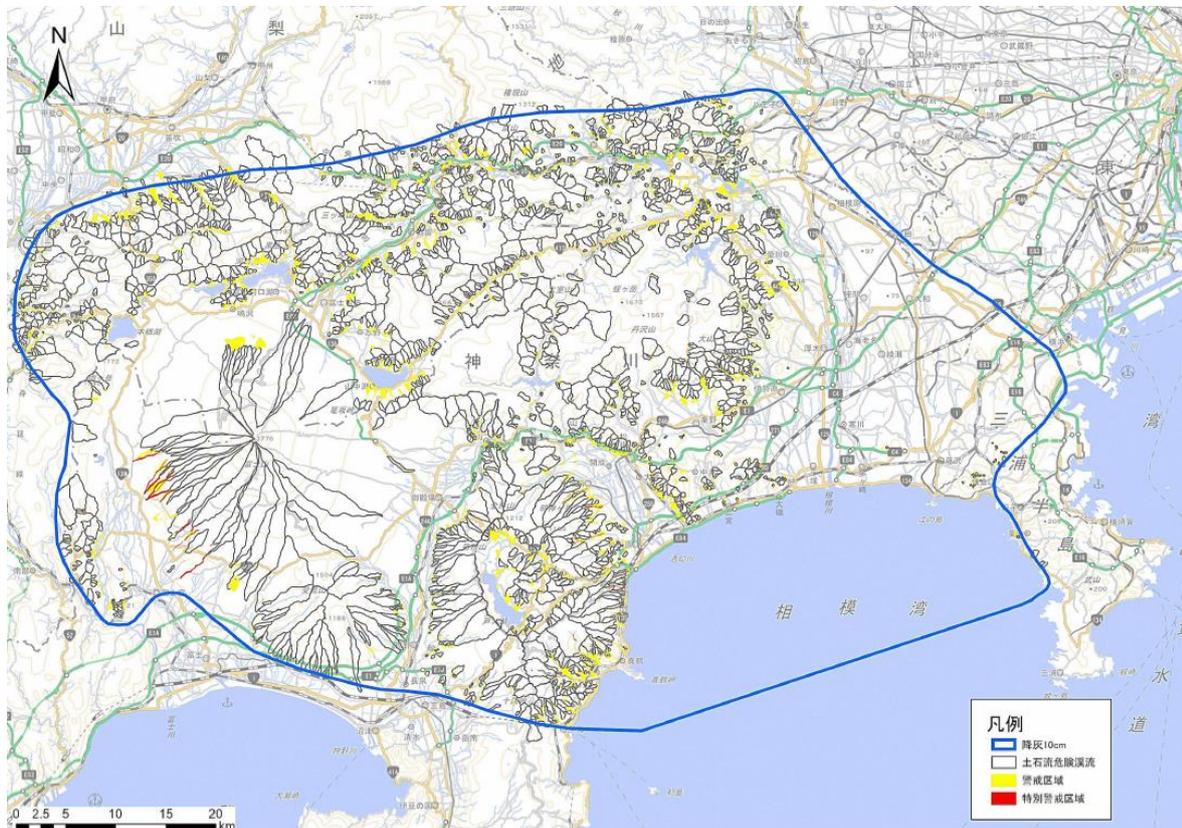
1 想定火口範囲



2 溶岩流可能性マップ



3 降灰後土石流の可能性マップ



資料21-2 神奈川県版「富士山火山防災マップ」

気象庁が発表する噴火予報及び警報

●噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を発表します。

●噴火警報は、危険が及ぶ範囲に応じて、「警戒が必要な範囲」と「規制や避難が必要な市町村」を明示して発表します。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生している。	避難が必要	
	又は 噴火警報	及びそれより 火口周辺	高齢者等 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性	高齢者等の避難 避難の経路、注意の経路の準備等が必要	
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	入山規制	居住地域の近くまで富士山噴火による噴火が発生、あるいは発生する可能性がある。	通常の生活、必要に応じて高齢者等の避難経路等の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立ち入り規制等
	又は 火口周辺警報	火口周辺	火口周辺 規制	火口周辺に警戒を及ぼす	通常の生活	火口周辺への立入規制等
予報	噴火予報	火口内等	活火山で あることに 留意	火山活動は継続	通常の生活	特に、(状況に応じて)火口内への立入規制等。

図解のホームページより、一部抜粋

噴火しそうなとき、噴火が始まったとき

●噴火する兆候の情報が流れると、生活物資が入手困難になることが予想されます。
→1週間程度は生活できるよう、普段から備蓄をしておきましょう。

●神奈川県内に溶岩が到達する可能性は、火口位置がわかってから明確になります。
→溶岩流については、噴火前に過度に心配する必要はありません。

●火山灰を降らせる場合、噴火開始後数十分から2時間程度で、県内各地に降灰があり、鉄道や車路が利用できなくなる可能性があります。
→医療や介護の必要な人は、現在のサービスが受けられるかを調べて対策を検討してください。

神奈川県 富士山火山防災マップ(神奈川県版)に関する問合せ先
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 TEL 045-210-3465

神奈川県で特に注意すべき噴火に関する現象

▶溶岩流

溶岩流とは、火口から流出した溶岩が地表を流れる現象で、比較的ゆっくりと流れ、冷えて粘性が増したり、市街地のように勾配が緩い地形では、人がゆっくり歩く程度の速度にまで低下します。
避難経路を確認しておき、地元自治体の指示に従って避難しましょう。

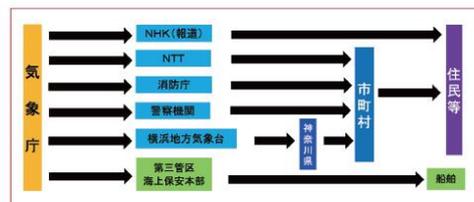
▶降灰

降灰は、火山が噴火しマグマなどが細かく砕けて火山灰となって降る現象です。火山灰が直接の原因となって人が死ぬようなことはありませんが、呼吸器系の障害を引き起こすほか、大量に降り積もると家屋を押しつぶすことがあります。

▶降灰後の土石流

降灰により雨水が地面にしみ込みにくくなり、勢いを増した雨水が斜面を削って土砂や岩を取り込み発生する現象が、降灰後土石流です。
特に厚さ10センチメートル以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがありますので、降雨時は注意が必要です。

噴火予報及び警報の伝達について



火山活動状況に対応した火山防災情報の発表

活動状況	発出される情報	概要
噴火開始	噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを速やかに知らせるための情報
地震急増 地殻変動	火山の状況に関する 解説情報(臨時)	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合やその他の危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)等を伝える情報
一時的な 地震増加	火山の状況に関する 解説情報	噴火警報発報基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表する可能性があると思われる場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報



富士山ハザードマップ(神奈川県は溶岩流到達の可能性がありますが)



富士山ハザードマップ(神奈川県は溶岩流到達の可能性がありますが)



出典：神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課

資料21-3 箱根山の噴火警戒レベル

箱根山の噴火警戒レベル

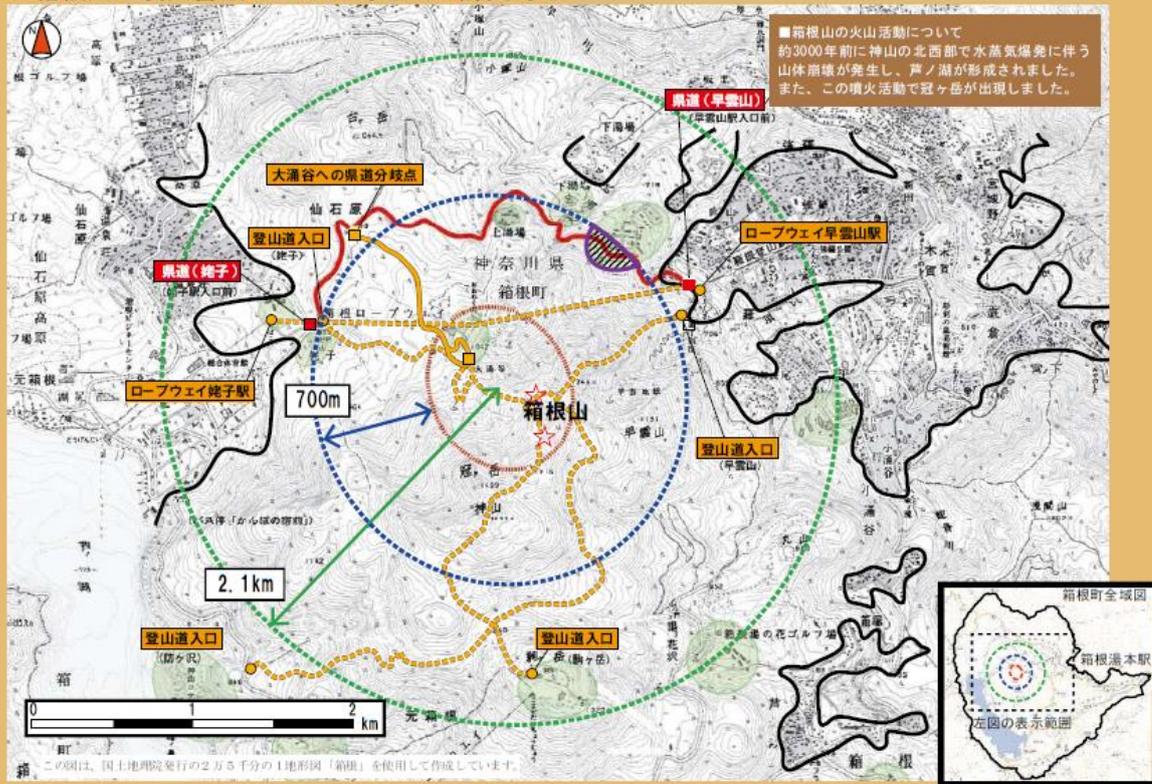
— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



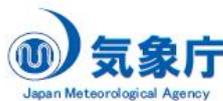
■箱根山 噴火警戒レベルに対応した防災対応



- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞
 - レベル5（避難）：危険な居住地域（）からの避難等。
 - レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域（）での避難準備。
箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示（緊急）を発令。
 - レベル3（入山規制）：想定火口域の縁から約700m（）以内の立入禁止。県道（）は通行できません。
 - レベル2（火口周辺規制）：想定火口域（）周辺の立入禁止。県道（）、登山道等（）は通行できません。
 - レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域（）内への立入規制等。
- ：規制道路
：登山道、ロープウェイ
：特定地域
：居住区域
：保全対象施設
：過去の火口
：想定火口域
- この図は「箱根町（大涌谷）火山避難計画」（箱根火山防災協議会、平成27年8月）に基づき作成しています。
 - 箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。
 - 特定地域は、居住地域よりも想定火口に近く、別荘等の施設が含まれる地域です。居住地域よりも早い段階（レベル3）で避難が必要となります。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター
 TEL: 03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>
 ■横浜地方気象台 TEL: 045-621-1999
<https://www.jma-net.go.jp/yokohama/index.html>
 □箱根町総務防災課 TEL: 0460-85-9562

平成21年3月31日運用開始
平成29年6月14日改定



箱根山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (ナード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 過去事例 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 ●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし ●小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 過去事例 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。	<ul style="list-style-type: none"> ●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> ●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。 過去事例 有史以降の事例なし ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2001年6～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。 ●一時的な地震の増加。 過去事例 1966年6～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9～11月：一時的な地震の増加 2013年1～2月：一時的な地震の増加

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※箱根町はレベル4の段階で避難指示(緊急)を発令します。

※箱根町はレベル3の段階で特定地域に対して避難指示(緊急)を発令します。

※箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

資料 21-4 噴火警報等の種類と発表

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合に発表される「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられる。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(イ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

[噴火警戒レベル表]

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火警報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であることに留意)

イ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に定期的(3時間ごと)に発表
- ・ 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(イ) 降灰予報（速報）

- ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5~10分程度※)で発表
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- ・ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
- ・ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20~30分程度で発表
- ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
噴火速報	周辺住民及び登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時

情報等の種類	内容	発表時期
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

22. 航空機事故

資料22-1 県内で発生した航空機事故の被害状況一覧表

(昭和38年12月～令和5年12月)

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
S 38. 12. 23	墜落	ヘリコプター	平塚市田村	麦畑・農道	
39. 1. 16	墜落	ジェット機	座間市相模台	畑・家屋・屋根・ガラス	
3. 18	墜落	ヘリコプター	横須賀市大和田	なし	無人ヘリコプター
4. 20	落下物	ジェット機	鎌倉市腰越 1000m	漁業（油流出）	補助タンク
5. 11	その他	ジェット機	綾瀬市上土棚	不明	ジェット機油流出
6. 19	墜落	ジェット機	中郡大磯町沖	なし	
7. 24	落下物	ジェット機	厚木基地付近	なし	
7. 28	不時着	ジェット機	大和市上草柳	なし	アルミニウム製の翼一部
7. 31	落下物	ジェット機	相模原市 (立川飛行場南 12 マイル)	なし	
7. 31	墜落	ジェット機	藤沢市大庭小糸	山林・畑	脚下げ固定ピン
9. 8	墜落	ジェット機	大和市上草柳	死亡5名、負傷者3名、山林・建物全壊	
9. 8	墜落	ジェット機	厚木市厚木（相模川河原）	なし	乗員2名死亡
10. 3	その他	ヘリコプター	綾瀬町	農作物	燃料放出
10. 6	墜落	ヘリコプター	横浜市金沢区富岡町	農作物	乗員4名死亡
11. 20	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	車輪監視所突破
12. 8	墜落	ジェット機	愛好郡清川村煤ヶ谷	民家1棟、農作物	
12. 30	落下物	ジェット機	厚木基地1マイル北方	なし	ドラッグシュート
40. 3. 8	落下物	ジェット機	藤沢市高倉	なし	アクセスハッチ
5. 5	墜落	ジェット機	相模原市（米軍住宅内）	負傷者2名、家屋損壊3	米軍家族3名死亡 負傷者7名
6. 15	墜落	ジェット機	中郡二宮町梅沢沖 5km	なし	
6. 25	墜落	ジェット機	大和市上草柳	農作物・相鉄架線・電線	
6. 30	落下物	ジェット機	厚木基地南方（相模湾）	不明	スパローⅢを亡失
41. 2. 6	落下物	ジェット機	藤沢市（厚木基地南方 5km）	不明	後部車輪
2. 19	落下物	ジェット機	藤沢市（厚木基地南方5 ～6km）	不明	海軍機パネル
4. 2	不時着	ヘリコプター	横浜市戸塚区	芝 100 m ²	
6. 6	落下物	ジェット機	大和市上草柳	屋根瓦3枚	金属性パイプ
11. 2	不時着	ヘリコプター	横浜市磯子区	負傷者1名、芝5坪	
42. 6. 24	落下物	ジェット機	大和市深見	なし	風防ガラス
12. 15	落下物	プロペラ機	横浜市保土ヶ谷区下川井	被害軽微	燃料タンク
43. 2. 4	落下物	ジェット機	秦野市千野村	被害軽微	風防ガラス
12. 16	落下物	ヘリコプター	厚木基地南方2～4マイル	不明	リアードア

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
44. 6. 21	落下物	プロペラ機	横浜市港北区鴨志田	山林	
12. 16	不時着	ヘリコプター	横浜市鶴見区東寺尾	畑	
45. 6. 17	墜落	ジェット機	秦野市寺山	立木	
7. 10	落下物	ジェット機	相模原市大沼	屋根、玄関戸	スターティングパ ーユニット
45. 10. 10	その他	ヘリコプター	逗子市ヨットハーバー	所持金品	低空飛行
10. 14	その他	ヘリコプター	綾瀬市	庭木、屋根	低空飛行
46. 2. 8	不時着	ヘリコプター	鎌倉市材木座海岸	なし	
2. 19	不時着	ヘリコプター	横浜市磯子区陽光台	なし	
8. 24	墜落	ジェット機	横浜市旭区上白根町	山林、屋根、自動 車	
48. 5. 9	不時着	ヘリコプター	相模原市西大沼	なし	
6. 21	不時着	プロペラ機	大和市福田（国有地）	高圧線、農作物	海上自衛隊乗員1名負 傷
8. 20	墜落	ヘリコプター	横須賀基地内	不明	乗員2名死亡
49. 1. 25	その他	ジェット機	綾瀬市上土棚	ビニールハウス 布団	燃料投下
12. 20	不時着	ヘリコプター	足柄上郡大井町 （酒匂川中州）	なし	
50. 7. 9	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	オーバーラン
51. 6. 28	その他	プロペラ機	大和市上草柳	衣服汚損	燃料放出
51. 11. 2	墜落	プロペラ機	厚木基地内	なし	乗員6名死亡
52. 9. 27	墜落	ジェット機	横浜市緑区荏田町	2名死亡、7名軽 傷、全焼2棟	一部の被害者が提訴
53. 4. 6	落下物	プロペラ機	横浜市旭区今宿町	なし	右主翼の一部
6. 9	不時着	ヘリコプター	茅ヶ崎市西久保	なし	
6. 15	その他	ジェット機	川崎市高津区宮崎台	なし	燃料放出
54. 2. 22	不時着	ヘリコプター	藤沢市用田	なし	
4. 4	不時着	ヘリコプター	横浜市港南区日野町	なし	
56. 3. 24	不時着	ヘリコプター	横浜市緑区三保町	なし	
7. 29	落下物	ヘリコプター	横浜市戸塚区	なし	
57. 2. 13	落下物	ジェット機	藤沢市辻堂海岸	なし	
2. 25	不時着	ヘリコプター	相模原市淵野辺跡地	なし	
8. 12	その他	ジェット機	厚木基地内	不明	胴体着陸
10. 25	不時着	ヘリコプター	横浜市緑区元石川町	なし	UH-1
58. 4. 26	不時着	ヘリコプター	横浜市緑区元石川	なし	OH-58
8. 23	その他	ジェット機	厚木基地内	なし	オーバーラン（A-7）
59. 8. 28	不時着	ヘリコプター	川崎市多摩区	なし	
10. 17	墜落	ヘリコプター	藤沢市片瀬	屋根瓦、窓ガラス	乗員2名負傷
11. 29	不時着	ヘリコプター	横浜市旭区中尾町	なし	
12. 2	不時着	ヘリコプター	川崎市多摩区	なし	
60. 4. 26	落下物	ヘリコプター	綾瀬市蓼川	なし	SH-2 ヘリコプター
61. 9. 30	落下物	ヘリコプター	大和市上草柳	なし	A-4
11. 14	その他	ジェット機	厚木基地内	アンテナ（ILS）	オーバーラン A-6E
62. 1. 22	不時着	ヘリコプター	横浜市港南区上永谷 （遊水池）		ヒューズ 300 型 テスト飛行中
2. 7	墜落	セスナ機	厚木基地内	胴体大破	乗員2名死亡
4. 17	落下物	ヘリコプター	大和市福田 2284	なし	ミ号ヘリ SH-3
10. 26	落下物	プロペラ機	大和市南林間 2-3	民家の換気扇変 形	米軍機燃料タンクカ バー落下
63. 8. 29	燃料放出	ジェット機	大和市上草柳 6 丁目	通行人、車被害	ミ号艦載機 NLP 時
63. 11. 22	不時着	ヘリコプター	秦野市堀山下 （日立製作所内）	なし	ミ号艦載機 SH-3 シーキング
63. 12. 11	不時着	ヘリコプター	伊勢原市下丹 1527	なし	ミ号艦載機 SH-3 シーキング

年月日	事故種別	機種	事故発生場所	被害状況	備考
H1. 9. 7	不時着	ヘリコプター	大和市下鶴間 1608	植木破損	キャンプ座間所属 UH-1
4. 4. 10	部品落下	機種不明	藤沢市大庭	屋根破損	
4. 6. 22	部品落下	ジェット機	相模原市宮下	屋根破損	衝突防止用ライトの 一部落下
5. 10. 28	不時着	ヘリコプター	座間市緑ヶ丘	なし	横田基地所属
12. 18	不時着	セスナ	海老名市相模川河川敷	なし	厚木基地内のフライ ングクラブ所属
6. 1. 4	不時着	ヘリコプター	平塚市長瀬スポーツ広 場	なし	横田基地所属
7. 4. 10	不時着	ヘリコプター	鎌倉市由比ヶ浜海岸	なし	横田基地所属
9. 6. 26			大和市福田	家屋の一部損傷 植木破損	パラシュート部隊落下 隊員1名負傷
12. 18	部品落下	ジェット機	座間市東原	なし	
10. 6. 18	不時着	ヘリコプター	厚木市中津川河川敷	なし	
9. 28	不時着	ヘリコプター	足柄上郡中井町・位置 不明	なし	米軍
13. 9. 28	オーバーラン	ジェット機	厚木基地内	なし	米軍機着陸に失敗
14. 9. 15	部品落下	ジェット機	藤沢市長後	車庫の屋根破損	米軍機
15. 3. 14	部品落下	ヘリコプター	相模湾上	なし	
15. 5. 21	不時着	ヘリコプター	秦野市上大槻・上智短 大グラウンド	なし	米軍機
16. 7. 19	銃弾落下	ヘリコプター	横浜市泉区和泉町	なし	米軍機
16. 8. 19	不時着	ヘリコプター	横浜市中区みなとみらい	なし	米軍機
16. 12. 7	部品落下	ジェット機	藤沢市桐原町	工場屋根破損	米軍機
17. 2. 1	不時着	ヘリコプター	伊勢原市内	なし	米軍機
17. 4. 14	はしご紛失	ジェット機	不明	なし	米軍機
17. 4. 14	模擬弾のフ ィン紛失	ジェット機	不明	なし	米軍機
17. 5. 23	機体装着部 品の一部落 下	ヘリコプター	不明	なし	米軍機
17. 7. 30	不時着	ヘリコプター	藤沢市片瀬海岸	なし	米軍機
18. 5. 22	部品落下	セスナ	丹沢山中	なし	米軍機脱出用ハッチ落 下
18. 10. 12	懐中電灯落 下	ヘリコプター	小田原市	なし	米軍機
19. 2. 27	部品落下	ジェット機	不明	なし	米軍機
19. 6. 13	不時着	ヘリコプター	横浜市金沢区海の公園	なし	米軍機
19. 6. 13	部品落下	プロペラ機	長後憩いの森付近	なし	海上自衛隊機
20. 6. 11	不時着	ヘリコプター	相模原市水郷田名	なし	米軍機（横田基地）
21. 2. 17	部品落下	ジェット機	綾瀬市吉岡付近	なし	米軍機左翼ゴム製帯シ ール落下
22. 1. 28	部品落下	ジェット機	綾瀬市大上上空	家屋一部破損	米軍機
22. 3. 4	部品落下	ジェット機	不明	なし	米軍機

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
23. 2. 3	部品落下	ヘリコプター	寒川町上空	なし	米軍機
23. 2. 9	不時着	ヘリコプター	平塚市サッカー場	なし	米軍機
24. 2. 8	部品落下	ジェット機	大和市上草柳	車両破損	米軍機
25. 2. 4	部品落下	プロペラ機	綾瀬浄水場付近	リベット頭部5個	自衛隊機（浄水場付近で鳥と衝突したときに落下した可能性あり）
25. 12. 17	不時着・横転	ヘリコプター	三浦市三崎埋め立て地	電柱が破損	厚木基地所属ジョージ・ワシントン艦載機 米兵乗員4人の内2人負傷
26. 1. 9	部品落下	ジェット機	綾瀬市寺尾	自動車窓破損	人的被害無し
27. 4. 15	部品落下	輸送機	不明	なし	厚木基地所属海上自衛隊機（飛行中に落下の可能性）
27. 7. 27	燃料漏れ	輸送機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機（経年劣化で部品が摩耗し、燃料が漏れた）
27. 8. 4	部品落下	輸送機	厚木飛行場及び小牧飛行場周辺	（左後部主脚スブラッシュガード、クランプを紛失）	厚木基地所属海上自衛隊機（左後部主脚スブラッシュガード、クランプを紛失）
27. 11. 26	部品落下	ジェット機	不明	（エンジン内部空気整流板の一部を紛失）	厚木基地所属海上自衛隊機（エンジン内部空気整流板の一部を紛失）
28. 3. 31	部品落下	プロペラ機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機（スクリュー及びワッシャー）
28. 7. 19	部品落下	プロペラ機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機（エンジン内プリクーラー出口ダクトの一部）
28. 9. 7	部品落下	ヘリコプター	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機（テールローターブレード保護（ポリウレタン製））
29. 5. 4	部品落下	ジェット機	不明	不明	厚木基地所属空母艦載機の金属製部品。
29. 5. 25	部品落下	プロペラ機	不明	不明	厚木基地所属空母艦載機の金属製部品。
29. 12. 1	部品落下	ジェット機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機の無線アンテナの一部。
30. 3. 17	部品落下	プロペラ機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機の円筒状の部品。
30. 11. 5	部品落下	プロペラ機	不明	不明	厚木基地所属海上自衛隊機の鉄製のネジ。
31. 2. 7	部品落下	ジェット機	不明	不明	垂直尾翼にあるラダーの外板。

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
31. 4. 15	部品落下	プロペラ機	不明	不明	胴体パネルを止める金具とピン。
31. 6. 11	バードストライク	ジェット機	不明	不明	着陸進入時に発生。50～60 cmの茶色のトンビとの衝突。
R2. 2. 10	部品落下	ジェット機	不明	不明	長さ10mm、直径2mm、重さ1g未満、アルミニウム製
2. 3. 12	部品落下	ジェット機	不明	不明	左主翼のビス1本 長さ14mm、直径7mm、重さ1g、チタニウム合金製
3. 7. 3	部品落下	ジェット機	不明	不明	ゴムパッキン 色：グレー、長さ：40cm、直径：3cm円筒型、重さ：300g
3. 10. 5	部品落下	ジェット機	不明	不明	ボルト 長さ：1.4cm、直径：6.5mm、重さ：1g、チタニウム製
3. 12. 8	部品落下	プロペラ機	不明	不明	ライトニングストリップ 幅：25mm、長さ：324mm、厚さ：0.7mm
4. 2. 7	部品落下	プロペラ機	不明	不明	ネジ 長さ：15.4mm、直径：9mm、重量：1g、材質：ニッケル合金 ワッシャー 直径：19mm、重量：1g、材質：カーボンスチールフィッティング 直径：19.5mm、重量：1g、材質：ゴム
4. 4. 12	部品落下	プロペラ機	不明	不明	ネジ 長さ：15.3mm、直径：9mm、重量：1g、材質：ニッケル合金 ワッシャー 直径：19mm、重量：1g、材質：カーボンスチールフィッティング 直径：19.5mm、重量：1g、材質：ゴム
4. 7. 28	部品紛失	プロペラ機	不明	不明	アルミニウム製パネル（ヒンジ・ピン・ネジ含む） 重量：50g 大きさ：11cm×9cm
4. 12. 14	部品紛失	プロペラ機	不明	不明	アルミニウム製リベット頭部 重量：0.1g 直径：5mm

年月日	事故種別	機 種	事故発生場所	被害状況	備 考
4. 12. 15	部品紛失	プロペラ機	不明	不明	アルミニウム合金製 リベット芯の一部 重量：0.1g 直径：1mm 長さ：3mm
5. 7. 13	部品紛失	プロペラ機	不明	不明	アルミニウム製リベ ット頭部分 重量：1g 直径：6mm
5. 12. 7	部品紛失	ヘリコプター	不明	不明	機体後方パネル 重量：7kg 大きさ：50cm×20cm
5. 12. 19	部品紛失	ジェット機	不明	不明	左翼とフラップの連 結部分の一部 重量：約22g 大きさ：縦45mm×横 20mm×厚さ9mm

※南関東防衛局のヒアリング等に基づく

資料22-2 航空事故等連絡協議会関係機関一覧表

令和5年4月1日現在

機 関	担 当 部 署
第三管区海上保安本部	警備救難部 救難課 運用司令センター
横浜海上保安部	警備救難課
横須賀海上保安部	警備救難課
神奈川県	政策局 基地対策部 基地対策課
	くらし安全防災局 危機管理防災課
神奈川県警察本部	刑事部 国際捜査課
	警備部 危機管理対策課
横浜市	政策局 基地対策課
	総務局 緊急対策課
	消防局 警防課
横須賀市	市長室国際交流・基地対策課
	消防局 警防課
藤沢市	防災安全部 危機管理課
	消防局 警防課
茅ヶ崎市	市民安全部 防災対策課
	消防本部 警防救命課
相模原市	市長公室 総合政策部 基地対策課
	危機管理局 緊急対策課
	消防局 警防課
厚木市	市長室 危機管理課
	消防本部 警防課
大和市	市長室 基地対策課
	消防本部 警防課
海老名市	財務部 企画財政課 政策経営係
	消防本部 警防課
座間市	総合政策部 総合政策課 基地対策係
	消防本部 警防課
綾瀬市	市長室 基地対策課
	消防本部 消防総務課 警防担当
寒川町	町民部 町民安全課
在日米陸軍	在日米陸軍司令部 第5／9部 政治軍事課
	緊急業務局
在日米海軍司令部	政策審議連絡室
米海軍日本管区司令部	地域危機管理官
	消防隊
米海軍厚木航空施設	渉外部

機 関	担 当 部 署
陸上自衛隊第4施設群	第3科
陸上自衛隊東部方面混成団	第3科
海上自衛隊第4航空群	作戦幕僚
南関東防衛局	管理部 業務課 事故補償第1係
横須賀防衛事務所	業務課 業務第2係
座間防衛事務所	業務第2係
☆川崎市	総務企画局 危機管理室

☆オブザーバー

資料：航空事故等連絡協議会規約

23. 協定等

資料23-1 協定等一覧表

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
1.	広報	藤沢市防災行政無線運用協定	藤沢市消防本部 (現：藤沢市消防局)	2023年(令和5年)7月1日 (再締結)	防災安全部
2.		災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム湘南	2014年(平成26年)3月20日	防災安全部
3.		災害時等における放送協力に関する協定	藤沢エフエム放送株式会社	2019年(令和元年)9月20日 (再締結)	防災安全部
4.	医療	神奈川県自治体病院災害時相互応援に関する申し合わせ	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市	1995年(平成7年)5月1日	防災安全部
5.	自治体等	神奈川県防災情報ネットワークシステム端末装置の設置、管理等に関する協定	神奈川県	1995年(平成7年)4月1日	防災安全部
6.		災害時相互応援協定	松本市	1995年(平成7年)4月5日	防災安全部
7.		湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定	平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	1996年(平成8年)8月21日	防災安全部
8.		災害時相互応援協定	茅ヶ崎市、寒川町	1996年(平成8年)11月15日	防災安全部
9.		災害時相互応援協定	岐阜市	1996年(平成8年)12月11日	防災安全部
10.		災害時相互応援協定	山形市	1998年(平成10年)10月6日	防災安全部
11.		大規模災害時の相互応援に関する協定	(群馬)藤岡市、富岡市(埼玉)羽生市、春日部市、富士見市(静岡)藤枝市、(愛知)江南市、津島市	2004年(平成16年)9月1日 (再締結)	防災安全部
12.		神奈川県下消防相互応援協定	神奈川県下24市町	2017年(平成29年)4月1日	消防局
13.		災害時相互応援協定	大和市	2010年(平成22年)11月18日	防災安全部
14.		災害時相互応援協定	鎌倉市	2011年(平成23年)2月7日	防災安全部
15.	災害時における相互応援に関する協定	横浜市	2011年(平成23年)11月11日	防災安全部	
16.	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	2012年(平成24年)3月1日	防災安全部	
17.	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県内各市町村	2012年(平成24年)3月29日	防災安全部	
18.	災害時相互応援協定	秋田県羽後町	2014年(平成26年)5月9日	防災安全部	

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
19.		災害時相互応援協定	岩手県大船渡市	2018年(平成30年)2月13日	防災安全部
20.	米軍	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する藤沢市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	米海軍厚木航空施設司令部	2010年(平成22年)11月17日	防災安全部
21.	避難	藤沢市建築物を津波避難ビルとして使用するための協定	片瀬地区、鵜沼地区、辻堂地区(2021年(令和3年)4月30日現在135施設)	2012年(平成24年)9月7日以降	防災安全部
22.		災害時の相互支援協力に関する協定	テラスモール湘南(特定目的会社湘南辻堂インベストメント)	2013年(平成25年)2月14日	防災安全部
23.		大規模火災発生時における広域避難場所使用に関する協力に関する協定	医療法人徳洲会 湘南藤沢特州会病院	2013年(平成25年)2月14日	防災安全部
24.		災害時避難場所等に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	2021年(令和3年)8月18日	防災安全部
25.		災害時における施設の使用等に関する協定	株式会社ミスターマックス・ホールディングス	2021年(令和3年)10月26日	防災安全部
26.		災害時における施設の使用等に関する協定	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	2021年(令和3年)11月27日	防災安全部
27.		災害時における応急生活物資供給及び避難所としての施設使用等の協力に関する協定	中沢乳業株式会社	2022年(令和4年)1月14日	防災安全部
28.		災害時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定	寂光山 龍口寺	2023年(令和5年)3月14日	防災安全部
29.		災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定	株式会社飯田産業(えのスパ)	2023年(令和5年)3月20日	防災安全部
30.		物資	災害時における防災活動に関する協定	イオン株式会社ジャスコ藤沢店(現名:イオンリテール株式会社イオン藤沢店)	2006年(平成18年)7月12日
31.	災害用応急必需物資の調達に関する協定		公益社団法人神奈川県LPガス協会湘南支部藤沢部会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
32.	災害応急措置に関する協定		藤沢市ガス事業協同組合	2011年(平成23年)4月1日	防災安全部
33.	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定		神奈川県石油業協同組合藤沢支部	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
34.	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定		有限会社池田商会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
35.	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定		社団法人藤沢市薬剤師会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
36.	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定		株式会社レンタルのニッケン藤沢営業所	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
37.	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定		小山株式会社神奈川営業所	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
38.	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	相鉄ローゼン株式会社	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部	

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
		関する協定			
39.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
40.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	消費生活協同組合コープかながわ	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
41.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社さいか屋藤沢店	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
42.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社小田急百貨店藤沢店	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
43.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ダイエー	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
44.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	オーケー株式会社	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
45.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	社団法人藤沢市商店会連合会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
46.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	富士シティオ株式会社 (Fuji スーパー)	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
47.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	湘南とうきゅう	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
48.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	湘南モールフィル(大和ハウスリアルティマネジメント株式会社)	2008年(平成20年)12月1日	防災安全部
49.		災害時応急生活物資の供給協力に関する協定	秋本食品株式会社	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
50.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	さがみ農業協同組合	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
51.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	藤沢市場青果卸協同組合	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
52.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	藤沢市地方卸売市場関連事業者協会	2008年(平成20年)8月1日	防災安全部
53.		災害時応急手当物資供給等の協力に関する協定	株式会社エニー	2011年(平成23年)11月22日	防災安全部
54.		災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供等に係る地域貢献協定	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社(現:コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)	2013年(平成25年)3月29日	防災安全部
55.		災害発生時の藤沢市域における被災者への救援物資の提供等に係る地域貢献協定	ダイドードリンコ株式会社	2013年(平成25年)3月29日	防災安全部
56.		災害発生時の藤沢市域における被災	東京キリンビバレッジサー	2013年(平成25年)3月29日	防災安全部

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
		者への救援物資の提供等にかかる地域貢献協定	ビス株式会社		
57.		災害時における物資の輸送に関する協定	一般社団法人神奈川県トラック協会	2014年(平成26年)1月15日	防災安全部
58.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	国分株式会社	2014年(平成26年)2月1日	防災安全部
59.		災害時における物資の提供及び配送等に関する協定	三和石産株式会社	2014年(平成26年)10月20日	防災安全部
60.		災害時応急生活物資の供給協力に関する協定	株式会社クリエイトエス・ディー	2015年(平成27年)1月9日	防災安全部
61.		災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	株式会社Jパックス	2015年(平成27年)5月7日	防災安全部
62.		災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	神保段ボール株式会社	2015年(平成27年)5月7日	防災安全部
63.		災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	レンゴー株式会社	2015年(平成27年)5月7日	防災安全部
64.		災害時応急生活物資の供給協力に関する協定	日本マクドナルド株式会社 フランチャイジー株式会社 グッドイーティング	2017年(平成29年)4月1日	防災安全部
65.		災害時における飲料水等の提供に関する協定	株式会社アベックス	2017年(平成29年)11月8日	防災安全部
66.		災害時における無線機の供給協力等に関する協定	三峰無線株式会社	2018年(平成30年)9月28日	防災安全部
67.		災害時における情報通信端末等の提供に関する協定	一般社団法人日本電子機器補修協会	2019年(令和元年)12月16日	防災安全部
68.		災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	2020年(令和2年)7月17日	防災安全部
69.		災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	2020年(令和2年)11月13日	防災安全部
70.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ミスターマックス・ホールディングス	2020年(令和2年)11月18日	防災安全部
71.		災害時における物資の調達等及び避難所としての施設使用等の協力に関する協定の再締結	横浜丸中青果株式会社湘南支社	2021年(令和3年)8月25日	防災安全部
72.		災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	株式会社ダイレクトカーズ	2022年(令和4年)3月14日	防災安全部
73.		災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ビックカメラ	2023年(令和5年)3月10日	防災安全部
74.		災害時における車両等の提供に関する協定	神奈川県オールドヨタ販売店(神奈川トヨタ自動車株式会社、ウエインズトヨタ	2023年(令和5年)3月30日	防災安全部

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
			神奈川株式会社)		
75.		防災啓発事業の推進に関する協定	株式会社櫻井興業、株式会社ペガサス	2023年(令和5年)7月14日	防災安全部
76.	その他	災害用非常無線通信の協力に関する協定	藤沢市アマチュア無線非常通信協力会	1976年(昭和51年)5月6日	防災安全部
77.		災害時海上輸送の協力に関する協定	神奈川海難救助隊	1996年(平成8年)9月9日	防災安全部
78.		災害時における藤沢市内特定郵便局・藤沢市間の協力に関する覚書	藤沢市内特定郵便局	1997年(平成9年)10月22日	防災安全部
79.		災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人救助犬訓練士協会	2005年(平成17年)8月15日	防災安全部
80.		災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	神奈川県葬祭業協同組合、藤沢市葬祭業組合、社団法人全国霊柩自動車協会	2006年(平成18年)5月23日	防災安全部
81.		災害時における応急対策の協力に関する協定	社団法人神奈川県自動車整備振興会藤沢支部	2007年(平成19年)2月15日	防災安全部
82.		公園・みどりの広場・緑地等に関する災害応急措置の協力に関する協定	藤沢市緑化事業協同組合	2006年(平成18年)7月1日	防災安全部
83.		家具の転倒防止器具取り付け工事に関する協定	市民会館サービスセンター株式会社	2007年(平成19年)7月6日	防災安全部
84.		家具の転倒防止器具取り付け工事に関する協定	有限会社オガタ商会	2007年(平成19年)7月6日	防災安全部
85.		家具の転倒防止器具取り付け工事に関する協定	株式会社渡辺武商店湘南支店	2007年(平成19年)7月6日	防災安全部
86.		災害応急措置の協力に関する協定	藤沢市電設協会	2022年(令和4年)2月15日(再締結)	防災安全部
87.		災害応急措置等の協力に関する協定	社団法人藤沢市商店会連合会	2010年(平成22年)11月12日	防災安全部
88.		災害時における情報収集及び被災者等搬送の協力に関する協定	社団法人神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会	2011年(平成23年)11月15日	防災安全部
89.		災害時における情報収集及び被災者等搬送の協力に関する協定	細野運送株式会社細野民間救急車	2011年(平成23年)12月1日	防災安全部
90.		災害時の動物救護活動に関する協定	藤沢市獣医師会	2012年(平成24年)1月20日	防災安全部
91.		災害時応急措置の協力に関する協定	藤沢市管工事業協同組合	2012年(平成24年)4月1日	防災安全部
92.	災害応急措置の協力に関する協定	一般社団法人藤沢市建設業協会	2012年(平成24年)6月5日	防災安全部	

番号	分類	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	部局名
93.		災害時における物資の受入及び配送等に関する協定	福山通運株式会社	2013年(平成25年)6月1日	防災安全部
94.		災害時における物資の調達・仕分け及び配送等に関する協定	株式会社ハマキョウレックス関東支社	2014年(平成26年)2月1日	防災安全部
95.		防災広場としての使用に関する協定	武田薬品工業株式会社	2014年(平成26年)2月14日	防災安全部
96.		災害時における地域貢献に関する協定	芙蓉観光株式会社	2014年(平成26年)3月11日	防災安全部
97.		災害時における防災活動の支援等に関する協定	株式会社金沢工業	2014年(平成26年)11月6日	防災安全部
98.		災害時における入浴支援等に関する協定	神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合藤沢浴場組合	2018年(平成30年)3月11日	防災安全部
99.		災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	一般社団法人藤沢市建設業協会	2019年(令和元年)5月22日	防災安全部
100.		大規模災害時等における隊友会の支援協力に関する協定	公益財団法人隊友会神奈川県隊友会湘南支部	2020年(令和2年)7月15日	防災安全部
101.		災害応急復旧の協力に関する協定	神奈川県土木一般労働組合湘南支部湘南建設組合	2020年(令和2年)7月22日	防災安全部
102.		行政告知放送の再送信に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 湘南・鎌倉局	2021年(令和3年)3月12日	防災安全部
103.		災害時における地域支援の協力に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 湘南・鎌倉局	2021年(令和3年)3月12日	防災安全部
104.		災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	藤沢市キッチンカー事業者連絡協議会	2021年(令和3年)5月25日	防災安全部
105.		災害時における救援情報紙の発行と配布に関する協定	株式会社 湘南える新聞社	2022年(令和4年)6月9日	防災安全部
106.		災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社	2023年(令和5年)1月10日	防災安全部
107.		災害時における物資の輸送等の協力に関する協定	佐川急便株式会社神奈川支店	2023年(令和5年)8月29日	防災安全部

(平成 25 年 7 月 23 日防災会議)
(平成 27 年 3 月 20 日防災会議修正)
(平成 28 年 4 月 27 日防災会議修正)
(平成 29 年 7 月 25 日防災会議修正)
(令和 3 年 10 月 13 日防災会議修正)
(令和 5 年 1 月 31 日防災会議修正)
(令和 6 年 1 月 29 日防災会議修正)

令和 5 年度修正

藤沢市地域防災計画（資料編）

編集発行 藤沢市防災会議

【事務局】藤沢市防災安全部防災政策課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL 0466-50-8380
